

おおい町地域防災計画

おおい町防災会議

< 目 次 >

第 1 編 総 則

第1章 計画の基本方針と構成	1
第1節 計画の基本方針	1
第2節 計画の構成	2
第2章 おおい町の概況	3
第1節 自然的条件	3
第2節 社会的条件	5
第3章 災害の履歴および想定	6
第1節 災害履歴	6
第2節 想定災害	10
第4章 防災ビジョン	13
第1節 定 義	13
第2節 防災ビジョン	13
第5章 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	15
第1節 各機関の責務	15
第2節 処理すべき事務または業務の大綱	17
第6章 町民・事業所の基本的責務	22
第1節 町民の役割	22
第2節 事業所の役割	22
第7章 計画の運用	23
第1節 計画の習熟	23
第2節 計画の修正	23
第3節 計画の進捗の把握	23

第 2 編 災害予防対策

第1章 防災機能の強化	25
第1節 災害に強いまちづくり	25
第2節 建築物等の安全対策	30
第3節 水害予防対策	33
第4節 高潮・波浪の安全対策	36
第5節 津波の安全対策	37
第6節 土砂災害予防対策	39
第7節 雪害予防対策	41
第8節 危険物等災害予防対策	45
第9節 海上災害予防対策	47

第2章 防災体制の確立	48
第1節 防災組織および活動体制の整備	48
第2節 情報収集伝達体制の確立	55
第3節 消防体制の整備	59
第4節 応急医療体制の整備	63
第5節 緊急輸送体制の整備	67
第6節 避難体制の確立	70
第7節 二次災害防止体制の整備	74
第8節 非常用物資の確保体制の整備	76
第9節 ライフライン確保体制の整備	78
第10節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	82
第3章 地域防災力の向上	84
第1節 防災意識の高揚	84
第2節 自主防災体制の整備	86
第3節 災害時要援護者対策	89
第4節 ボランティア活動環境の整備	92

第3編 一般災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動	95
第1節 気象予警報等の伝達	95
第2節 活動組織の設置	101
第3節 動員体制	111
第4節 警戒活動	114
第5節 応急避難対策	120
第6節 雪害対策計画	128
第2章 災害発生後の活動	134
第1節 情報の収集・伝達	134
第2節 災害広報・広聴対策	138
第3節 応援の要請・受入れ	142
第4節 消防応急対策	149
第5節 救助対策	152
第6節 応急医療対策	154
第7節 緊急輸送対策	156
第8節 公共土木施設等・建築物応急対策	159
第9節 ライフラインの応急対策	161
第10節 交通の安全確保	164
第11節 交通の機能確保	166
第12節 災害救助法の適用	168

第13節	避難所の開設・管理	170
第14節	緊急物資の供給	173
第15節	保健衛生活動	178
第16節	福祉活動	181
第17節	社会秩序の維持	183
第18節	建築物・住宅応急対策	185
第19節	応急教育等	189
第20節	死体の収容・処理および埋火葬	192
第21節	廃棄物の処理	195
第22節	自発的支援の受入れ	198
第23節	大規模事故応急対策計画	201
第24節	海上災害対策計画	204

第4編 地震災害応急対策

第1章	応急活動組織	209
第1節	活動組織の設置	209
第2節	動員体制	218
第3節	津波災害対策	221
第2章	初動期の活動	225
第1節	情報の収集・伝達	225
第2節	災害広報・広聴対策	229
第3節	応援の要請・受入れ	233
第4節	消火・救助対策	240
第5節	応急医療対策	244
第6節	応急避難対策	246
第7節	二次災害の防止対策	253
第8節	地震水防応急対策	256
第9節	緊急輸送対策	257
第10節	ライフラインの緊急対応	260
第11節	交通の安全確保	262
第3章	応急復旧期の活動	263
第1節	災害救助法の適用	263
第2節	避難所の開設・管理	265
第3節	緊急物資の供給	269
第4節	保健衛生活動	274
第5節	福祉活動	277
第6節	社会秩序の維持	279
第7節	ライフラインの応急対策	281

第8節 交通の機能確保	284
第9節 建築物・住宅応急対策	286
第10節 応急教育等	291
第11節 死体の収容・処理および埋火葬	294
第12節 廃棄物の処理	297
第13節 自発的支援の受入れ	301

第5編 災害復旧・復興計画

第1章 生活の安定	305
第1節 公共施設等の復旧	305
第2節 被災証明の発行	307
第3節 激甚災害の指定	308
第4節 被災者の生活確保	310
第2章 復興の基本方針	318
第1節 災害復興方針の策定	318
第2節 災害復興計画の策定	318
第3節 災害復興事業の実施	318

資料編

1 町関連の防災施設・設備等	資料-1
2 指定危険区域・箇所、観測所等	資料-17
3 被害報告対応および自衛隊災害派遣要請	資料-51
4 救急救護活動活動資料	資料-64
5 町様式	資料-69
6 防災に関する条例	資料-78
7 その他防災関連資料	資料-80

第 1 編 總 則

第1章 計画の基本方針と構成

第1節 計画の基本方針

第1 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、おおい町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策および災害復旧対策に関する諸事項を定め、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体および財産を災害から保護し、社会秩序の維持と福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の目標

この計画は、「災害に強い生活基盤の形成」の実現を図ることを目標とする。

第3 計画の推進

町および関係機関、町民・事業所は、相互に連携して「災害に強い生活基盤の形成」の実現を図るため、総合的な防災対策を推進する。

1 災害に強い生活基盤の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、海岸・市街地部、農村部および山村部それぞれの特性に応じた災害に強い生活基盤を形成を計画的に推進する。

2 災害に備えた体制の確立

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災組織および活動体制の整備、情報収集伝達体制の確立、応急医療体制の整備、緊急輸送体制の整備などを推進する。

3 町民の防災行動力の向上

町民の自発的な防災活動によって、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災意識の高揚、自主防災体制の整備、ボランティア活動環境の整備などを推進する。

4 災害への適切な対応

迅速かつ的確な応急対策の実施によって被害の軽減を図るため、災害種別に応じた応急対策を時系列に定める。

また、町および関係機関、町民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

第4 計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備え、町の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第2節 計画の構成

この計画は、「第1編 総則」、「第2編 災害予防対策」、「第3編 一般災害応急対策」、「第4編 地震災害応急対策」、「第5編 災害復旧・復興対策」および「資料編」で構成する。

構 成	内 容
第1編 総則	町および関係機関が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害等について定める。
第2編 災害予防対策	災害の未然防止と被害の軽減を図るために平常時から実施すべき措置や対策等について定める。
第3編 一般災害応急対策	災害発生前の警戒活動などとともに、発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町および関係機関に求められる活動内容を災害警戒期、災害発生後に分け時系列に定める。
第4編 地震災害応急対策	地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町および関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。
第5編 災害復旧・復興対策	町民の生活再建のため、各種の取組みおよび復興の基本方針について定める。
資料編	上記各対策に関連する資料、様式等について記載する。

第2章 おおい町の概況

第1節 自然的条件

第1 地理的条件

1 位置

おおい町は、平成18年3月3日、大飯町・名田庄村が合併して誕生した。

福井県の南西部に位置し、西は大飯郡高浜町、京都府綾部市、南は京都府南丹市、東は小浜市、滋賀県高島市に接しており、面積は212km²で、そのほとんどを中山間地が占めている。

2 地勢

水系は、京都府県境を主な水源とする佐分利川水系と南川水系が西から東へ向かって流れ、小浜湾に注いでいる。また、大島が青戸の入り江を挟んで北に位置しており、青戸大橋によって結ばれている。

町域西側の京都府との県境に標高871mの頭巾山（とうきんざん）、南側には標高800mの八ヶ峰（はちがみね）、東側の京都府・滋賀県との県境には標高776mの三国岳（みくにだけ）があり、大島には標高478mの大山（おおやま）がある。



第2 気 候

本町の気候は、北西の季節風による多雪、日本海を発達した低気圧が通過する時に生じるフェーン現象など、北陸地方特有の特徴を持っている。また、県内では嶺北よりも緯度が低く、山陰地方に近い気象の現れることもあり、北陸と山陰の気象要素を合わせ備えている。

1 気 温

気象庁により観測されている小浜（アメダス）の年平均気温の平年値は14.4 で、月平均気温は2月の3.5 が最も低く、8月の26.5 が最も高い。また、気温の極値は、平成6年8月16日に37.3 の日最高気温を、昭和59年2月12日に-10.1 の日最低気温を記録している。

2 降 水 量

小浜（アメダス）の年降水量の平年値は1,972.5mmで、福井の2,257.9mmより1割余り降水量が少ない傾向を示す。月別には9月の平年値が221.1mmと最も多く、次いで1月の206.2mmが続き、季節的には秋雨期と冬期に降水量が多い。また、降水量の極値として、平成16年10月20日に232mmの日降水量を記録し、その月の降水量も極値(444mm)となっている。逆に、月降水量が最も少なかった月は、昭和60年8月の10mmである。

3 積雪の深さ

小浜では11月から3月までの月最深積雪の平年値は1月と2月に30cmを超えるが、その他の月は10cm程度である。しかしながら、昭和59年時は135cm(昭和59年2月9日)に達する極値を記録し、いわゆる59豪雪に見舞われている。また、最近では平成2年1月28日に66cmの積雪の深さを記録したほか、平成8年2月および平成12年2月にも50cmを超える積雪に見舞われている。

第2節 社会的条件

居住地は、佐分利川沿いから海岸部に向かって開けた平野、南川とその支流沿いの平地、大島の小浜湾岸の平地にある。

主要な交通機関は、JR小浜線、高速自動車道国道近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、一般国道27号、一般国道162号、主要地方道小浜綾部線、主要地方道坂本高浜線、県道赤礁崎公園線、県道染ヶ谷小倉線等が整備されている。また、舞鶴若狭自動車道の大飯高浜インターの設置に伴い、関西方面との交通の利便性が大幅に向上した。

第1 人 口

本町の人口は、平成12年9,651人であり、年々減少し平成17年9,168人となっている。

また、世帯数は平成12年2,962世帯であったが、平成16年3,025世帯となり、増加傾向を示していたが、平成17年に3,007と減少している。1世帯あたりの平均人員で見ると、核家族化の進行とともに、平成12年の1世帯あたりの人員は3.26人であったが、平成17年3.06人となり、0.20人の減少となっている。

【人口・世帯数の推移】

（平成18年3月31日住民基本台帳）

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総人口（人）	9,651	9,642	9,568	9,477	9,419	9,168
総世帯数（世帯）	2,962	2,980	2,991	3,013	3,025	3,007
世帯あたり人員 （人/世帯）	3.26	3.24	3.20	3.15	3.11	3.06

第2 交通状況

本町における交通の状況は、JR小浜線が海岸沿いを約4kmにわたって横断しており、敦賀市と京都府舞鶴市の間を連絡している。

道路は、東西に横断する高速自動車道国道近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）と一般国道27号、一般国道162号が幹線道路になっている。このほかの主要地方道、町道は以下に示すとおり整備されている。

【交通状況】

区分	道路総延長	国道	県道	町道
単位：Km	315.8	23.5	70.8	221.5

第3章 災害の履歴および想定

第1節 災害履歴

おおい町における災害履歴を以下に示す。

本町に被害をもたらした災害は、おもに台風又は梅雨前線の活動による風水害である。

年月日	種類	被害状況	気象状況その他
明治3(1870)年	不明	佐分利川大洪水、川上被害甚大	
明治22(1889)年	不明	佐分利川大洪水	
明治24(1891)年	不明	佐分利川大出水、時岡又左衛門ら改修について本郷・佐分利連合会議	
明治28(1895)年	不明	佐分利川大出水	
明治29(1896)年	不明	佐分利川大洪水(床上数尺、全橋梁流失、決壊20箇所)	
明治37(1904)年	不明	佐分利川大決壊、時岡又左衛門代議士現場で発病後死亡	
明治40(1907)年	不明	佐分利川大洪水、床上数尺浸水	
大正10(1921)年	不明	佐分利川氾濫、決壊。佐分利村9ヶ所延長400間、橋梁7ヶ所流失	
昭和28(1953)年 9月24日～26日	台風第13号	死者11人、重傷者1人、軽傷者428人 住家 流失 14戸 全壊 18戸 半壊 85戸 一部破損 46戸 床上浸水 744戸 床下浸水 128戸 非住家破損 田 流失 39.40ha 埋沈 155.70ha 畑 流失 122. ha 埋沈 198. ha 橋梁流失 190カ所 道路損失 26,169m 177カ所 堤防損壊 25,274m	台風は紀伊半島から伊勢湾、愛知県を通過して中部山岳部を北上した。 愛知県に上陸時の中心気圧は945hPaに達し、24日晚から26日朝にかけて若狭地方は暴風雨に見舞われ、中名田では25日の日降水量が585mmの記録的な大雨となった。(23～26日の中名田の総降水量は705mm)
昭和34(1959)年 9月26日～27日	伊勢湾台風		27日9時までの24時間降水量は旧名田庄村久坂で272.0mm
昭和37(1962)12月 ～昭和38年2月初	38.1豪雪	住家 半壊 1戸 非住家 全壊 1棟 半壊 1棟 その他被害 4,500千円	観測以来の大雪で、1月31日の最深積雪は福井213cm、大野287cm、敦賀143cmとなった。

年月日	種類	被害状況			気象状況その他
昭和40(1965)年 9月9日～10日	台風第23号	住家	半壊 一部損壊	7戸 623戸	台風第23号が強い勢力を保ったまま10日昼過ぎにかけ京都から若狭湾に北東進したため、県内は暴風域に入った。(暴風による被害)
		非住家	全壊 半壊	8棟 19棟	
昭和40(1965)年 9月17日～18日	台風第24号	軽傷者 住家		1人 2戸	台風第24号の影響を受けて若狭地方に大きな被害を出した。旧大飯町川上(県土木)においては17日09時～19日09時まで418mmの降水量を観測し、大島では多数の山崩れを出している。(819.7mmは月降水量)
		非住家	半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	8棟 25戸 215戸 372戸	
昭和45(1970)年 6月14日～16日	前線活動による大雨	田	流失 冠水	0.1ha 75.0ha	
昭和46(1971)年 1月～3月	雪害	住家 非住家	一部破損 一部破損	1戸 1棟	
昭和47(1972)年 7月9日～10日	豪雨	住家 非住家 道路損失 河川 崖くずれ	床下浸水 床下浸水	7戸 2棟 5カ所 6カ所 3カ所	梅雨前線の活動による。
昭和47(1972)年 9月17日	台風第20号	軽傷 住家		2人 1戸	
		非住家	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水	2戸 60戸 13戸 122戸	
昭和52(1977)年 1月～2月	豪雪	住家 非住家 崖くずれ 公共土木被害 農産物 林産物 除雪経費	全壊 半壊 一部破損 一部破損	1戸 1戸 16戸 8棟 2カ所 6,500千円 1,000千円 27,160千円 23,872千円	2月18日頃、山間地で130cm平坦地で80cmと戦後最高の大雪となり、本郷区内では交通マヒの状態になった。

年月日	種類	被害状況	気象状況その他																																			
昭和54(1979)年 9月30日～10日1	台風第16号	<table border="0"> <tr> <td>軽傷者</td> <td></td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">住家</td> <td>半壊</td> <td>2戸</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>35戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>5戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>87戸</td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>全壊</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部破損</td> <td>32棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床下浸水</td> <td>30棟</td> </tr> <tr> <td>農林業施設</td> <td>9カ所</td> <td>30,000千円</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>76カ所</td> <td>305,730千円</td> </tr> <tr> <td>その他公共施設</td> <td></td> <td>19,700千円</td> </tr> </table>	軽傷者		2人	住家	半壊	2戸	一部破損	35戸	床上浸水	5戸	床下浸水	87戸	非住家			全壊	3棟		半壊	3棟		一部破損	32棟		床下浸水	30棟	農林業施設	9カ所	30,000千円	公共施設	76カ所	305,730千円	その他公共施設		19,700千円	台風第16号による降水量は239mmで30日の23時から24時までの1時間降水量は81mmを記録し、集中豪雨による被害が続出した。
軽傷者		2人																																				
住家	半壊	2戸																																				
	一部破損	35戸																																				
	床上浸水	5戸																																				
	床下浸水	87戸																																				
	非住家																																					
	全壊	3棟																																				
	半壊	3棟																																				
	一部破損	32棟																																				
	床下浸水	30棟																																				
農林業施設	9カ所	30,000千円																																				
公共施設	76カ所	305,730千円																																				
その他公共施設		19,700千円																																				
昭和55(1980)年 12月～ 昭和56(1981)年 2月	豪雪	昭和55年末から降り始めた雪は、猛威を振るい、その被害は、昭和38年の三八豪雪に迫るものとなった。全県で15名の尊い命が奪われ、負傷者は134名にのぼり、被害総額は、1,283億円に達した。	本豪雪の特徴を以下に示す。 年末から1月中頃までの短期間に記録的な大雪が3回にわたって降った。 大雪の発現が早い時期であった。 初期の降雪に湿り気の多い傾向が目立った。 年末から年始にかけ集中的なドカ雪を降らせた。 県内各地でこれまでの観測記録を更新する豪雪であった。(嶺南西部は30～50cm)																																			
昭和57(1982)年 8月1日～2日	台風第10号	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">住家</td> <td>床上浸水</td> <td>2戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>30戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td>床下浸水</td> <td>11棟</td> </tr> <tr> <td>農林業施設</td> <td>44.8ha</td> <td>12,150千円</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>141カ所</td> <td>582,720千円</td> </tr> <tr> <td>その他公共施設</td> <td>39ヶ所</td> <td>9,200千円</td> </tr> </table>	住家	床上浸水	2戸	床下浸水	30戸	非住家	床下浸水	11棟	農林業施設	44.8ha	12,150千円	公共施設	141カ所	582,720千円	その他公共施設	39ヶ所	9,200千円	台風接近に伴い、8月1日午前に雨が降り始め、23時に最大1時間降水量54mm(川上)を記録。降り始めからの総降水量は、337mmであった。																		
住家	床上浸水	2戸																																				
	床下浸水	30戸																																				
非住家	床下浸水	11棟																																				
	農林業施設	44.8ha	12,150千円																																			
公共施設	141カ所	582,720千円																																				
その他公共施設	39ヶ所	9,200千円																																				
昭和58(1983)年 9月27日～28日	台風第10号	<table border="0"> <tr> <td>農林業施設</td> <td></td> <td>2,080千円</td> </tr> <tr> <td>公共施設</td> <td>20カ所</td> <td>161,580千円</td> </tr> <tr> <td>その他公共施設</td> <td></td> <td>19,700千円</td> </tr> </table>	農林業施設		2,080千円	公共施設	20カ所	161,580千円	その他公共施設		19,700千円	台風接近で活発化した秋雨前線による大雨で、中小河川が増水した。旧大飯町川上の27日、28日の日降水量はそれぞれ81mm、175mmで、最大1時間降水量は41mmであった。																										
農林業施設		2,080千円																																				
公共施設	20カ所	161,580千円																																				
その他公共施設		19,700千円																																				
平成元(1989)年 8月15～16日	土砂崩れ	上空に寒気が入り大気の状態が不安定となったため、大雨が降った。県道坂本高浜線福谷坂において土砂崩れが発生した。 福谷～高浜町笠原通行止め 同線石山～坂本間も全面通行止め	旧大飯町川上の降水量 15日 46mm 16日 140mm 総降水量 186mm																																			
平成元(1989)年 8月27日	台風第17号	コシヒカリ作付け面積200haのうち、1割の20haが倒伏。	27日の日降水量は旧大飯町川上で79mm																																			

年月日	種類	被害状況	気象状況その他
平成2(1990)年 9月19日～20日	台風第19号	台風第19号による風水害により、住家、非住家の一部破損が多発、また、林業用施設、農業用施設、河川、道路の破損、更に、水田の埋没、冠水、稲の倒伏、漁業関係においては、漁船の沈没、破損棟が発生した。	本町の降り始め(9月17日)からの総降水量は328mmで、小浜市251mm、美浜町263mm、敦賀市146mm、と比較しても多く、県内で最も多かった。
平成3(1991)年 9月27日～28日	台風第19号	台風第19号により9月27日夜遅くから28日にかけて、住家および非住家の一部破損並びに大島地区において船舶の転覆沈没等の被害が発生した。 佐分利地区においては、水道、電気、電話、CATV施設に一部破損が発生した。 また、県道小浜綾部線の永谷坂付近においては、立木が2箇所倒伏し、大型車の通行に支障をきたした。 なお、風台風であったため雨による災害は発生しなかった。	9月27日午後4時30分 暴風・波浪警報発表 台風は、大型で非常に強い勢力を保ちながら、九州北部に上陸の後、日本海を北東に進み、東北地方で温帯低気圧に変わった。
平成5(1993)年 10月12日	斜面崩壊	10月7日より降り続いた雨により地盤がゆるんでいたところに、かなり強い風が吹き樹木の激しい揺れが重なり、昭和28年の13号台風時に崩壊した箇所が再び崩壊した。この崩壊による被害はなかった。	

第2節 想定災害

町域における地震被害の想定は、大飯地区（旧大飯町）については「防災アセスメント調査業務（地震詳細アセスメント編）報告書」（1997.3）に基づいてとりまとめ、名田庄地区（旧名田庄村）については、内閣府より公表されている「地震被害想定支援マニュアル」の災害危険評価手法を用いて、建物被害および人的被害の予測を行った。

第1 地震災害の想定

1 想定地震

想定地震は、おおい町南西方向の綾部市に位置する上林川断層と、福井県と滋賀県の県境から一般国道357号に沿って伸びる花折断層を想定地震の震源とした。

2 被害予測結果

地震被害の想定結果では、おおい町において上林川断層を震源とした予測条件が最も大きな被害をもたらすことが予測されており、以下に上林川断層による地震被害想定の結果概要を取りまとめる。

(1) 想定震度

予想される震度は震度5弱～6強の範囲にあり、震源断層からやや離れた佐分利川に沿う平野部で震度6強の揺れが想定されている。気象庁の震度階級関連解説表によれば、震度5弱以上から建物に何らかの被害が生じることから、強い揺れが予測される町域の平野部では、耐震対策を考慮することが望まれる。

(2) 液状化の危険度

地盤の液状化現象とは、地下水位が高く（浅い）柔らかい砂質地盤の地域で強い揺れを受けた場合、地下埋設管や地中の構造物が浮き上がったり、建物の基礎がゆるんだり傾いたりする現象である。

おおい町の中心部が位置する佐分利川の下流地域や海岸線に面した平坦地では、軟弱な砂や粘性土が比較的厚く堆積するため、液状化の危険度が極めて高く予測されている。

なお、名田庄地区は谷底平野部の地下地質状況が把握できていないため、液状化の危険性を評価するまでには至っていない。

(3) 建築物被害

建物被害については、建築年代の古い木造建物が被害を受けやすく、同じ建築年の木造建物であっても、1階建てより2階建ての方が被害を受けやすい。

本町では建物構造に占める木造建物の割合が高く、上林川断層の予測条件で大飯地区の全建物棟数（1997年：5,024棟）のうち、約1,000棟が全壊、500棟余りが半壊する最大の被害が想定されている。ただし、この想定条件における名田庄地区の全壊棟数は22棟に留まり、むしろ、震源からの距離が近くなる花折断層の想定結果で約3倍の全壊棟数が想定されている。

なお、大破は建て替えが必要な被害程度を、中破は居住が可能であるが大幅な修復を要する被害程度を表すことから、想定される規模の地震に見舞われた場合、町域の建物被害は甚大となることが予想される。

(4) 地震火災

地震に伴う火災の発生は、基本的には建物の損傷の程度と地震の発生する時間の関係に大きく左右される。地震に伴う出火の確率が最も高くなる条件は、冬季の17～18時に発生した場合であり、町域では上林川断層の想定条件において3点の出火点数と108棟の焼失棟数が想定されたが、名田庄地区での出火点数はない。

【地震被害想定結果総括表】

地 区 名		旧)大飯町		旧)名田庄村	
被害想定方法等		大飯町防災アセスメント業務委託 (地震詳細アセスメント編)報告書 (大飯町,1997.3)による.		地震被害想定支援マニュアル (内閣府,2001.10)による.	
想定断層		上林川断層	花折断層	上林川断層	花折断層
想定地震規模 (マグニチュード)		7.1	7.6	7.1	7.6
想定震度		5弱～6強	4～6弱	5強～6弱	5強～6強
液 状 化		佐分利川下流部 で液状化の危険 性が高い	同 左	(不 詳)	(不 詳)
建 物 被 害	全 壊 棟 数	1,068 棟	493 棟	22 棟	68 棟
	半 壊 棟 数	545 棟	150 棟	-	-
火 災 被 害	出 火 件 数	3 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼 失 棟 数	108 棟	94 棟	-	-
人 的 被 害	死 者	89 人	42 人	0 人	1 人
	負 傷 者	170 人	82 人	103 人	122 人
	避 難 者	1,707 人	765 人	118 人	176 人
ライフライン 被 害	上 水 道	75 箇所	75 箇所	-	-
	下 水 道	162 箇所	62 箇所	-	-
	電 柱	48 本	37 本	-	-
	C A T V	76 箇所	58 箇所	-	-
	電 話 柱	10 本	8 本	-	-

第2 津波災害の想定

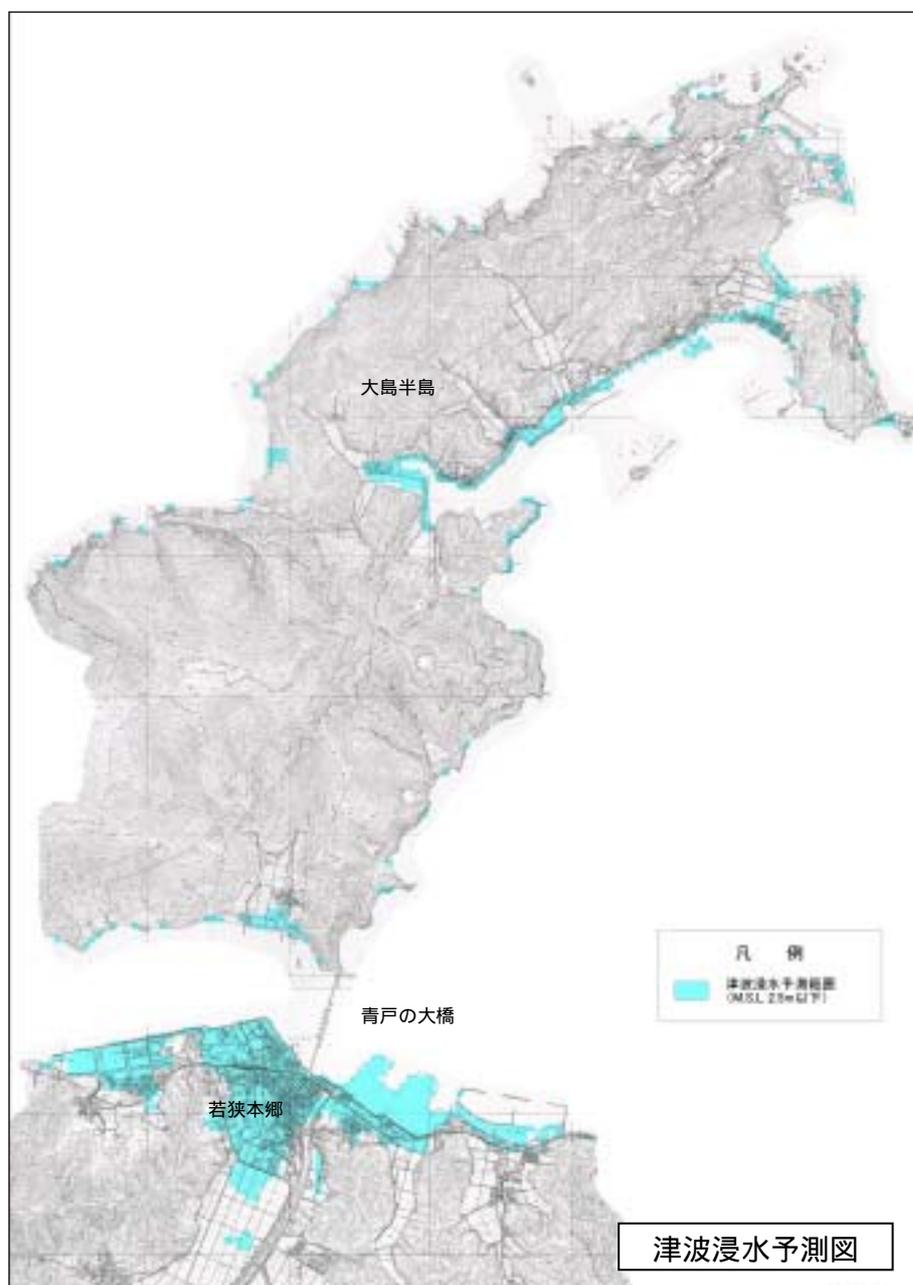
1 想定津波

おおい町では、これまで被害を生じさせた津波は観測されていない。このため、福井県地域防災計画に基づき、福井県に到来した最大津波高に高潮の影響を加えて、津波高の想定をM.S.L+2.5mとした。

(M.S.L：平均海面)

2 津波の浸水予測

津波による浸水想定地域(地盤高がM.S.L+2.5m以下の地域)は下図に示したとおりで、大島半島東海岸、成和地区、本郷地区、長井地区の一部の地域において浸水が予測される。



第4章 防災ビジョン

第1節 定義

防災ビジョンは、中長期的・総合的な視点のもとに本町の防災施策の基本を定めるものである。

第2節 防災ビジョン

防災施策とは、町民の生命と財産を守り、安全で安心できる町民生活を確保することであり、町づくりの基本となるものである。この目的を達成するために、本町の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを策定する。

防災ビジョンは、本町の地理的特性や高齢化、情報化等による社会的変化等ならびに過去の災害履歴を勘案し、町域における海岸・市街地部、農村部および山村部それぞれの特性に応じた災害に強い生活基盤を形成することを基本目標とする。

第1 防災ビジョンの目標

災害に強い生活基盤の形成
町民の尊い生命と貴重な財産を守るため、建築、道路、河川、漁港、上下水道行政等と、民間のライフライン関係団体との連携を保ち、生活基盤の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の構築や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な町土の確立を総合的に推進する。

第2 具体的施策

1 防災機能の強化

基本方針	具体的施策
町の防災力を高めるために、町、防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図り、海岸保全、治山・治水事業や施設の耐震化、不燃化の促進、避難地および避難路の確保等、町の災害防災基盤の整備促進を図る。	海岸保全 砂防 急傾斜地崩壊防止 河川改修 交通・道路網の整備 漁港集落の環境整備 消防施設の整備 避難施設の整備

2 防災体制の確立

基本方針	具体的施策
<p>災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等町災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制の充実を図る。</p> <p>災害発生時に迅速・的確な応急対策を実施するため、町の活動体制の充実強化と関係機関の連携強化を図る。</p>	<p>防災組織および活動体制の整備</p> <p>支援体制の強化</p> <p>救護体制の強化</p> <p>通信連絡網の整備</p> <p>相互応援体制の強化</p>

3 地域防災力の向上

基本方針	具体的施策
<p>地域の町民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。</p> <p>町民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、町民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>消防団員の確保や自主防災組織の整備等により、消防防災力の充実強化を図る。</p>	<p>自主防災体制の整備</p> <p>協力団体との連携</p>

第5章 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

第1節 各機関の責務

第1 おおい町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域ならびに町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体および町民の協力を得て防災活動を実施する。

第2 福井県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を超えて広域に渡るとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

第4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また、県、町および防災関係機関の防災活動に協力する。

第6 町 民

町民は、日頃から災害に備え、町、県をはじめ防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち積極的に自主防災活動を行う。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務または業務を処理する。

第1 おおい町

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. おおい町	(1) おおい町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集および広報 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上げおよび協力の要請 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災町営施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
2. 若狭消防組合	(1) 災害予防ならびに町民の生命・身体および財産の保護 (2) 災害時における救助および避難の誘導

第2 福井県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 福井県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通および輸送の確保 (10) 災害時における文教対策

	(11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん
2. 嶺南振興局 若狭県民サービス室	(1) 振興局各機関との連絡調整
3. 嶺南振興局 農村整備部	(1) 農業用施設の災害応急対策等の指導
4. 嶺南振興局 小浜土木事務所	(1) 道路、橋りょう、河川等の公共土木施設の維持管理ならびに被災施設の復旧 (2) 応急仮設住宅の建設
5. 嶺南振興局 若狭健康福祉センター	(1) 災害時における防疫、救護などの支援 (2) 災害時における公衆衛生の向上および増進
6. 嶺南振興局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾施設の維持復旧 (2) 被災施設の復旧
7. 嶺南振興局 若狭税務部	(1) 災害時における税の特別処置
8. 小浜警察署	(1) 災害時における町民の生命・身体および財産の保護 (2) 社会的秩序の維持および安全の保持 (3) 情報の収集および広報活動

第3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 東京管区气象台 福井地方气象台	(1) 気象、地象（地震および火山を除く）、水象に関する予警報の発表および解除 (2) 前項について定められた関係機関等への通知および報道関係等の協力による公衆への周知 (3) 防災気象業務の整備強化
2. 北陸農政局 福井農政事務所	(1) 災害時における主要食糧の確保と引渡 (2) 災害対策用備蓄乾パン等の要請、運送および引渡
3. 近畿中国森林管理局 福井森林管理署	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防

4．近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎよと拡大防止 (3) 直轄公共土木施設の災害復旧
5．中部運輸局 福井運輸支局	(1) 所管する交通施設および設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (3) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 (4) 特に必要があると認める場合の輸送命令
6．第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部 小浜海上保安署	(1) 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、流出油の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去および規制 (3) 海上衝突予防法および港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒 (5) 海象の観測および通報
7．福井労働局 敦賀労働基準監督署 小浜公共職業安定所	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導 (3) 災害時における労働者等の供給 (4) 被災者に対する職業のあっせん等
8．北陸総合通信局	(1) 電波の監理および有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保

第4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自 衛 隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

第5 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1．電気通信関係機関 西日本電信電話(株) 福井支店 (株)エヌ・ティ・ティ ・ドコモ北陸 KDDI(株)北陸総支社	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
2．日本赤十字社 福井県支部	(1) 災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義えん金品の募集、配分

3．関西電力㈱	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
4．西日本旅客鉄道㈱ 小浜鉄道部	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
5．西日本高速道路㈱ 福知山管理事務所	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
6．日本通運㈱	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車輛の救出等
7．土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 農業用施設の防災事業および災害復旧事業の実施
8．報道機関	(1) 町民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 (2) 町民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義えん金品の募集、配分等の協力
9．日本郵政公社 北陸支社 (町内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便貯金、簡易保険等の非常取扱 (3) 災害復旧資金の融資等

第6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1．チャンネルO	(1) C A T V施設の整備と防災管理 (2) 被災施設の復旧
2．小浜医師会	(1) 医療救護班の編成および連絡調整 (2) 災害時における医療救護活動の実施
3．おおい町 社会福祉協議会	(1) 災害時要援護者の救援活動、被災者支援ニーズの把握と分析 (2) 災害時のボランティア受入れ、調整等 (3) 災害ボランティアセンター立上げおよび支援と協力 (4) 情報収集および発信と広報、資材の管理等
4．若狭農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材および農業生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整

5．若狭森林組合 名田庄森林組合	(1) 町、県が行う被害状況調査およびその他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資、あっせん
6．大島漁業協同組合	(1) 組合員の被災状況調査およびその応急対策 (2) 漁船および共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 (3) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力
7．おおい町商工会	(1) 商工業者への融資、あっせんの実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資および復旧資材の確保、協力、斡旋
8．病院等医療施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産および救助
9．社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護
10．金融機関	(1) 被災者、被災事業者に対する資金の融資
11．文化事業団体	(1) 町、県が行う応急対策等への協力
12．危険物関係施設 管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
13．自動車運送機関	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の輸送
14．原子力施設の管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施

第6章 町民・事業所の基本的責務

町および関係機関が実施する防災対策には限界があることから、町民および事業所は、災害対策基本法第7条「町民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するように努めなければならない。

第1節 町民の役割

町民は、「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければならない。

1 自己管理

災害発生に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等を自ら実施するように努める。

2 地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の結成に努める。

3 町および関係機関への協力

町および関係機関が実施する防災に関する事業および災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第2節 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

1 自己管理

災害発生に備えて防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全確保に努める。

2 地域への協力

積極的に地域の防災対策に協力し、地域の防災に寄与するよう努める。

3 町および関係機関への協力

町および関係機関が実施する防災に関する事業および災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第7章 計画の運用

第1節 計画の習熟

町および関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、町民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第2節 計画の修正

この計画を、より実態に即したものとするため、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

修正の手順については、次のとおりである。

- 1 修正を必要とする関係機関は、修正すべき内容および資料を町に提出する。
- 2 町は、提出された内容および資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- 3 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- 4 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正について県と協議する。
- 5 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- 6 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の内容を公表する。

第3節 計画の進捗の把握

町は、地域防災計画に定めた事項について、町の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

第2編 災害予防対策

第1章 防災機能の強化

第1節 災害に強いまちづくり

町および関係機関は、町域において災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地・集落における生活基盤の防災機能強化、建造物の安全対策などを推進する。

《実施担当》

建設課、生活環境課、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路(株)、西日本旅客鉄道(株)、関西電力(株)、液化石油ガス事業者、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)、チャンネルO

第1 市街地・集落の面的整備

市街地・集落の防災機能を強化するため、防災空間の整備に努める。

1 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、延焼防止および円滑な災害応急対策の実施を図るため、県と連携し、道路、公園・広場、河川、ため池、水路等を効果的に整備する。また、農地などのオープンスペースや公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 道路の整備

ア 道路は、災害発生時に応急対策活動および避難を実施するうえで重要であるだけでなく、延焼遮断帯としても重要な機能を有しているため、市街地・集落内道路の整備に努めるとともに、既設道路についても有効な幅員の確保等についても検討する。

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路を整備する。

(2) 公園・広場の整備

公園・広場は、災害発生時における避難地および応急対策活動の拠点として重要な機能を有しているため、その配置や規模等の検討を行いながら整備に努める。

ア 広域避難地となる都市公園の整備

イ 一時避難地となる都市公園の整備

ウ その他防災に資する身近な都市公園の整備

(3) 市街地緑化の推進

緑地や並木は、延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地およびその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

2 木造密集地の整備

木造密集地の防災性の向上を図るため、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、生活基盤施設を総合的に整備し、住宅・住環境の整備を図る。

(1) 不燃化の促進

延焼による建築物の被害の軽減を図るため、建築物の不燃化を促進する。

(2) 耐震化の推進

地震による建築物の被害の軽減を図るため、耐震診断の促進を図り、既存建築物の耐震化を推進する。

第2 生活基盤施設の防災機能の強化

生活基盤施設の防災機能を強化するため、国、県と連携し、道路、公園、河川に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

1 道路の防災機能の強化

災害発生時における道路機能を確保するため、応急対策活動および避難を実施するうえで重要な道路の拡幅、無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

2 公園の防災機能の強化

災害発生時における避難地および応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、利用目的に応じて放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害時用臨時ヘリポート等の整備を推進する。

第3 土木構造物の耐震対策

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全および各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策を推進する。

1 道路の安全確保

落石等による道路災害の未然防止を図るため、発生が予想される道路を調査し、危険箇所には落石防止柵の整備や法面保護等の必要な対策を講じる。特に、主要地方道坂本高浜線、町管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。

また、橋梁、横断歩道橋等の道路施設については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

2 海岸、河川・水路の安全確保

海岸、河川・水路における堤防の決壊などによる水害の未然防止を図るため、調査、補強等耐震性の向上に努める。

また、町管理以外の河川（朔望平均満潮位 + 1 mより堤内地盤高が低い箇所）・水路については、県等の施設管理者と協力して、耐震性の向上に努める。

3 ため池施設の安全確保

ため池の決壊等による水害の未然防止を図るため、老朽化が進行しているため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるよう、ため池管理者に対して適正な指導を行う。

4 鉄軌道施設の安全確保

落橋等による災害の未然防止を図るため、橋梁、高架部、盛土部等の施設について耐震性の向上に努める。

第4 ライフライン施設の災害対応力の強化

ライフラインに関わる事業者は、災害による被害の軽減を図るため、自らが管理する施設設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道施設（簡易水道）

災害による断水、減水を防止するため、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、水道施設の強化と保全に努める。

(1) 送配水管路の耐震化

老朽送配水管の布設替時に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等の導入を推進する。医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管も同様に耐震化に努める。

(2) 機能の強化

単一管路で給水されている区域は、配水本管および支管の新規布設によって管路のループ化を推進する。

(3) 水道水の安定供給

ア 被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う等水源の確保・増強に努める。

イ 浄配水施設の施設更新にあたっては、貯水能力の増強を検討する。

2 下水道施設（農業集落排水・特定環境保全公共下水道）

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。また、補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。

(1) 管路施設およびポンプ場・処理場の耐震化

変位を吸収する措置等によって、管渠の耐震性の向上を図る。

また、ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

(2) 処理水の有効利用

災害発生時において処理水などを防火用水、雑用水としての利用を検討し、下水道資源の多目的有効利用を推進する。

3 電力供給施設（関西電力㈱）

災害による電力の供給障害を防止するため、電力供給設備の強化と保全に努める。

(1) 電力供給設備の強化

発電・変電設備、送・配電設備、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。

(2) 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

(3) 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス施設（液化石油ガス事業者）

液化石油ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

(1) 製造設備および供給設備の充実

液化石油ガス設備については、液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査、点検する。また、ガス発生設備、石油類貯蔵槽、LPガス貯蔵槽、ガスホルダー、プロパンガス容器等については耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備、保安電力設備等の拡充およびプロパンガス容器の転倒防止に努める。

(2) 製造設備および供給設備の維持管理

液化石油ガス設備については、保安規定、危害予防規定等に定めるところにより、定期的に点検、検査および見回りを実施する。また、設備上、耐震性がないと判明した設備については、早急に改善修理を実施する。

(3) 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ通信体制を強化するとともに、導管材料、緊急防災工具等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

5 電気通信施設（西日本電信電話㈱福井支店、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI㈱北陸総支社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備等の強化と保全に努める。

(1) 電気通信施設の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信

施設の耐震・耐火構造化など防災強化を推進する。

また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システムおよび通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置および網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 通信連絡設備等の整備強化（チャンネル〇）

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報の提供を行うにあたり、インターネットや有線放送の活用、そして非常緊急放送手段としての現在の防災行政無線のデジタル化を図り、未整備の名田庄地区を含めた早期の整備により、防災機能の強化に努める。

第2節 建築物等の安全対策

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める。

また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める。

《実施担当》

建設課、教育課、町教育委員会

第1 建築物等の耐震化対策

地震による建築物の被害の軽減を図るため、昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しない建築物（以下「新耐震基準施行以前の建築物」という。）の耐震診断および耐震改修の促進を図るとともに、それ以後に建設された建築物においても防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

1 公共建築物の耐震化

公共建築物は災害発生時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を年次的に実施するとともに、その結果に基づき耐震改修を検討する。

今後計画する建築物は、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、民間建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

2 民間建築物等の耐震化

新耐震基準施行以前に建設された民間の建築物についても、耐震診断の実施を促す。不特定多数の人が利用する建築物で一定規模以上の建築物に対しては、所有者に耐震診断の要請を行いながら耐震改修の促進を図る。

また、ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけでなく、災害発生時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣又はフェンスへの転換や改善の啓発に努める。

第2 建築物等の防火・安全化対策

建築物等の安全を確保するため、防火知識の普及啓発に努めるとともに、特殊建築物等の安全確保、建築物の福祉的整備等を推進する。

1 防火知識の普及啓発

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等を通じて、町民に対し建築物に関する防火知識の普及啓発に努める。

2 特殊建築物等の安全確保

不特定多数の人が利用する建築物等については、定期的又は随時の立入り検査を県に要請するとともに、所有者に対し、建築基準法（第12条）に基づく定期報告の時期に敷地、構造、設備等に関する防災上必要な指導を実施するよう県に要請する。

また、所有者又は管理者に対し、研修会、講習会の開催等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導に努める。

4 屋外広告物等の安全対策

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物は、関係機関との連携のもと、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

5 液状化対策

地震により液状化が発生する可能性のある地域については液状化対策の啓発、周知に努める。

6 地下空間の浸水防止

地下空間を有する建物が建設された場合は、浸水防止施設の設置や避難誘導計画の整備などについて啓発する。

第3 文化財の保護対策

文化財を災害から保護するため、保護思想の普及に努めるとともに、火気使用制限区域の指定を推進する。

また、文化財の所有者又は管理者は、防災対策を推進する。

1 保護思想の普及

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、町民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 火気使用制限区域の指定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、町民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置を推進する。

3 防災対策の推進

文化財の所有者又は管理者は、文化財保護対象物を所蔵する建造物に対し、消火設備、避雷設備などの防火設備の設置又は改修および耐震構造化を推進する。

4 予防体制の確立

(1) 初期消火と自衛組織の確立

文化財所有者等は、自衛組織を結成して初期消火体制の確立を図る。

自衛組織を結成する人員がない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等にはあらかじめ対策を講じるように努める。

(2) 防災関係機関との連携

文化財所有者等、若狭消防組合消防本部、町教育委員会、小浜警察署その他関係機関は平常時から連携を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

(3) 地域住民との連携

防災には、地元の地理や水利に詳しく、いち早く駆けつけられる組織が望ましいため、付近住民に対し、平常時から文化財の保護、災害時における初期消火活動への協力を呼びかける。

第3節 水害予防対策

台風、集中豪雨、地震等に伴う水害の未然防止を図るため、河川・水路およびため池の安全対策を実施する。

《実施担当》

地籍整備課、建設課、生活環境課

第1 治山対策の推進

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、山地治山、水源地域整備、防災林整備等の治山事業等を計画的に推進する。

1 山地治山事業

荒廃地の復旧および荒廃危険地の整備を行い、山地に起因する災害を未然に防止する。

2 水源地域整備事業

水資源の確保上重要な水源地域にある荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

3 防災林整備事業

地味劣悪、被災等により機能の低下した保安林および生活環境を改善すべき保安林を整備して、水源かん養機能、土砂流出、土砂崩壊等防災機能および保健休養機能の高度発揮を図る。

4 事業実施の留意事項

- (1) 山地地帯において、治山と土木行政との境界面についても総合的な視野により考慮する。
- (2) 保安林の制度と運営について、砂防指定地と森林法の保安林地区の競合、国土利用効率化目的と国土保安目的との調整等の点を考慮する。
- (3) 環境および景観を考慮する。

第2 河川・水路の安全対策

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等を推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。

また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

1 河川・水路の改修等

近年、全国各地で局地的な集中豪雨により市街地における浸水の被害が多発している中、市街地に残された水路の溢水を防止するため、水路の改修事業を推進する。

また、出水前までには、河川・水路の重点箇所の点検とともに、幹線水路の浚渫、清掃等を実施する。

2 気象および河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システムの活用に努める。

3 観測機器の整備点検

円滑な観測業務が実施できるよう、定期的に機器を整備・点検するとともに、必要に応じて観測機器の増設に努める。

4 資機材倉庫・資機材の整備点検

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

第3 水害防止対策の推進

1 水防体制の確立

町は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

2 河川等の管理強化

河川、ため池の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流流域における異常出水の防止に十分配慮して行う。

3 水防施設の整備・点検

町および河川、ため池の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設および警報施設の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。

4 水防用資機材の備蓄および点検

町、水防管理団体は、水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図り、平素から計画的な点検整備と補充等に努める。

5 水害危険箇所パトロールの強化

町は、水害危険箇所の把握に努め、立て札や広報等で住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、水害危険箇所・河川危険区域のパトロールを強化する。

6 警戒避難体制の整備

町は、地域の実情に即した河川の水位状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告指示の基準並びに避難経路および避難先等を具体的に定める。また、洪水ハザードマップ等を作成し、住民への配布を通して避難体制の周知に努める。

7 佐分利川および南川の水位情報

県は洪水により相当な損害を生じるおそれがある佐分利川および南川について、水防法による水位情報周知河川に指定し、円滑な避難のため、避難判断水位(特別警戒水位)を設定し、河川水位がこれに達したときは、本町および量水標管理者に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨について水位を示して周知される。

さらに、町は避難判断水位(特別警戒水位)に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講じる。

第4 下水道の整備

降雨による浸水被害の未然防止を図るため、雨水を排水する管渠能力の向上および雨水ポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

第5 農地・ため池の安全対策

町・県をはじめ関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を図る。

2 ため池

ため地の決壊等による水害の未然防止を図るため、ため池管理者は、雨期前に重点箇所の点検や清掃を行うとともに、老朽ため池の改修および防災上重要なため池の改修・補強を実施するよう努める。

第4節 高潮・波浪の安全対策

日本海特有の冬季波浪による高潮・波浪等から海岸を保護し、災害を予防する。

《実施担当》

建設課

第1 海岸事業の推進

町は、海水による侵食または冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するため、県をはじめ防災関係機関の行う高波対策事業、浸食対策事業等の海岸保全事業を推進する。

1 高波対策事業

冬期波浪、高潮等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設または既存施設の補強改修等を推進するとともに、消波工等による越波防止を推進し、後背地および海岸隣接施設の保全を図る。

2 浸食対策事業

浸食による被害が発生するおそれのある海岸では、緩傾斜護岸の整備等の浸食防止対策を推進し、後背地の保全を図る。

3 事業実施の留意事項

- (1) 海岸保全事業は、後背地、水面等の関連によって、建設海岸(国土交通省河川局所管)、港湾海岸(国土交通省港湾局所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)、農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれて実施しているため、緊急な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 観光レクリエーションの将来需要に配慮した海浜利用と、調和のとれた海岸事業を行うよう考慮する。
- (3) 環境および景観にも配慮した海岸事業の実施を考慮する。

第2 高潮防災対策の推進

町および関係機関は、必要に応じて高潮災害のおそれのある区域の基礎調査と浸水想定区域を明らかにし、施設整備や避難体制等の高潮防災対策を推進する。

第3 警戒避難体制の整備

町は、冬期波浪、高潮等に備え、あらかじめ危険が予想される地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。また、体制の整備にあたっては、観光客等の短期滞在者の対応も考慮し、適宜、避難訓練を実施して万全を期する。

第5節 津波の安全対策

本町では、過去に津波による被害は記録されていないが、津波と高潮が重なるという最悪の事態を想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

《実施担当》

建設課、総務課

第1 海岸保全事業等の推進

町、県をはじめ防災関係機関は、津波から海岸地帯を保護するため、福井県地域防災計画に記載している想定津波高以下の防波堤等について、海岸保全事業の推進に努める。また、町および県は、津波から河川・河口地帯を保護するため、各所管の河川管理施設の整備を推進する。

第2 警戒避難体制の整備

町、県をはじめ防災関係機関は、津波に備え、津波に関する知識の普及・啓発の実施、津波予報（津波警報、注意報）・津波情報の伝達および津波監視体制の整備、津波避難対策を推進する。

1 津波に関する知識の普及啓発の実施

(1) 津波に関する知識の内容

「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全住民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

(2) 普及の方法

津波に関する知識の普及にあたっては、海浜地への立看板設置のほか、パンフレット、ハザードマップ等の作成・配布を通して推進する。

2 津波予報・津波情報の伝達体制の整備

(1) 伝達協力体制の整備

ア 各防災関係機関は、本計画で定める津波予報・津波情報の伝達経路および伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。

イ 各防災関係機関は、休日、夜間、休憩時等における津波予報・津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

ウ 津波予報・津波情報の迅速かつ確実な遂行を図るため、防災関係機関合同の津波予報・津波情報伝達等の訓練を実施する。

(2) 津波予報・津波情報伝達施設の整備

町長は、住民等に対する津波予報・津波情報の伝達手段として、CATV、同報系による町防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波予報・津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレンなど多様な通報、伝達手段の確保を図る。

3 津波監視体制の整備

町域で震度4以上の地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、町長は津波による災害を防止するために津波に関する収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したとき、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全確保を図る。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者によって、安全性を確保のうえ、津波監視を行う。

4 津波避難対策

町は、津波から人命の安全を守るため、避難所を指定する際には津波災害等を考慮するとともに、本計画で定める避難計画に基づき、津波発生時における迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第6節 土砂災害予防対策

台風・集中豪雨、地震等に伴う土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を防止するため、危険地区等の実態を把握し、警戒避難体制の整備など必要な対策を計画する。

《実施担当》

建設課、若狭消防組合、消防団

第1 危険区域指定の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等による土砂災害の防止を図るため、県の協力を得て、砂防指定地、山地災害危険地区、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

第2 土砂災害対策の推進

町は、土砂災害の危険区域に指定される地域について、砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業、地すべり対策事業等の計画的な実施を国および県に働きかけるものとする。

第3 住民への周知

町は、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険区域について、表示板の設置等によって関係住民への周知を図る。また、災害が予見された場合などの緊急避難等の応急処置についても周知する。

また、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されている土砂災害のおそれのある区域について危険の周知等を図る。

第4 警戒避難体制の整備

町は、危険区域等における実態を把握し、土砂災害警戒情報、砂防指定地および土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険区域、土砂災害警戒区域等における情報伝達方法等について周知するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 自主防災組織の育成

災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主防災組織の育成に努める。

2 警報装置等の整備促進

危険区域等内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計や警報装置等の整備に努める。

3 防災パトロールおよび点検の実施

危険地区等における災害の未然防止および被害の軽減を図るため、他の防災関係機関の協力を得て、毎年、梅雨期、台風期の前、融雪期および豪雨が予想されるときにおける防災パトロールを実施し、危険区域等の点検を行う。

4 情報の収集および伝達体制の整備

平素から、過去の経験を基に災害の発生が想定される雨量を把握し、その資料を整備しておくとともに、土砂災害警戒情報、気象予警報等の収集・伝達体制を整備する。さらに、危険区域等における簡易雨量計観測者や、防災パトロール実施者による緊急情報の収集・伝達方法についても十分に配慮する。

第7節 雪害予防対策

町、県および防災関係機関は、雪害を予防し、産業経済の振興と民生の安定に寄与するため、町全域の交通の確保を図り、併せて予期せざる降雪に伴う被害の防止を図る。

《実施担当》

建設課、関係各課、関係機関

第1 施設、設備の耐雪整備対策

交通施設をはじめとして、住宅、ライフライン施設、農業用施設・作物等について、耐雪強化を図り、降雪に伴う被害の防止を図る。

1 道路、鉄道の耐雪強化

- (1) 機械力による除雪を効率的に行い得る幅員を持つ道路の整備
- (2) 道路付属構造物の除雪適応性の強化と堅牢化
- (3) 登坂道路の消雪施設の整備または新設
- (4) 排雪広場の設置
- (5) 除雪機械の整備強化
- (6) 消雪パイプや流雪溝等の整備または新設
- (7) 雪崩防止柵の設置および雪崩防止林の造成
- (8) 谷水利用による流雪・消雪の拡充

2 住宅建物対策

- (1) 除雪スペースを考慮した住宅の構成指導
- (2) 耐雪的建造物の建設指導

3 農作物対策

- (1) 温室ビニールハウスおよび樹園地への融雪装置または融雪溝の設置指導
- (2) 融雪促進材等の確保等の指導
- (3) 寒冷地向き農作物の品種の奨励
- (4) その他農作物の雪害対策

4 その他

- (1) 電力・通信施設の耐雪強化
- (2) 住民の健康管理徹底の指導
- (3) 食糧品の備蓄の指導
- (4) し尿の汲取りの指導

第2 降雪期前における対策

町は降雪期を前に、総合的かつ計画的な耐雪対策の推進を図るものとする。また、毎年降雪期前に各関係機関（除雪に関する機関）と相互に連絡調整を行い、除雪対策および道路除雪を中心とした除雪業務計画を別途定めて万全を期するものとし、住民には除雪に係わる必要な情報を広報等で広く周知徹底し、雪害の予防と軽減を図る。

1 交通施設の確保

- (1) 国・県道および主要幹線道路相互間の除雪計画の整備
- (2) 民間（各集落）および官公庁、事業所による除雪協力体制の推進・確立
- (3) 民間（除雪機械）協力体制の確立
- (4) 鉄道除雪協力体制の確立
- (5) 除雪機器の整備と要員体制の確立
- (6) 道路付属構造物（交通安全施設等）および防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置
- (7) 消雪パイプ・流雪溝等の消雪装置の設置
- (8) 倒木を原因とする道路交通等への障害を防ぐため、平時からの倒木対策推進
- (9) 交通規制区域の徹底と周知

2 消防対策

- (1) 消防機械・器具の保全整備
- (2) 防火水槽、消火栓の水利の確保およびその周辺の除雪、標柱の設置
- (3) 自主防災組織の協力確保
- (4) 冬期間の火災予防運動広報の周知徹底

3 孤立地区対策

- (1) 地区内の住民に対する医療措置
健康調査と相談、病人に対する入院勧奨、冬期の栄養指導等健康管理上の措置
- (2) 食品等の備蓄
- (3) 通信連絡等の周知徹底
- (4) 緊急時における連絡、救急活動体制の整備・推進

4 食糧および物資の流通確保

- (1) 主食の確保
- (2) 生鮮食糧品等の流通確保
- (3) 応急対策用物資の確保
- (4) 家畜飼料の確保
- (5) 燃料の流通確保

5 医療および公衆衛生対策

- (1) 交通途絶地区での急患者の救急活動体制の確立
- (2) 医療品の備蓄、緊急輸送体制の確立
- (3) し尿汚物の降雪前の収集、処理およびゴミの出し方についての周知徹底
- (4) 冬期の栄養指導の推進

6 文教対策

- (1) 通園通学路の除雪計画（民間の協力を含む）のほか、その周辺の危険箇所の標示
- (2) 学校および社会教育施設、体育館等の建物保全のための雪下ろし体制の確立（民間の協力を含む）
- (3) 学校給食用燃料、生鮮食糧品の確保

7 雪崩発生危険地域対策

- (1) 危険地帯の標示
- (2) 交通規制および迂回路の設定とその周知徹底
- (3) 避難対策の作成（警戒・避難体制の整備）

8 農林対策

- (1) 越冬農作物の保全
- (2) 農作物の越冬対策の実施
- (3) 森林の保全
- (4) 畜産物の保全および流通確保

9 災害時要援護者対策

- (1) 避難支援プランなどを活用した除雪支援体制の確立
- (2) 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援体制の確立

10 その他の対策

- (1) 屋根の雪下ろしの基準の周知（実施を勧告または指示する）
- (2) 通信情報の収集・伝達網の確保

第3 雪崩災害の防止

雪崩災害を防止するため、あらかじめ雪崩発生のおそれのある箇所を把握し、十分な監視体制を講じるとともに、必要な防止施設の整備に努めるものとする。

1 雪崩防止対策

- (1) 雪崩発生危険箇所の把握

町および県は、道路および人家等に影響を及ぼすおそれのある雪崩発生危険箇所を把握するよう努める。

(2) 雪崩発生危険箇所の整備

雪崩防止柵工、階段工、予防柵工および減勢工等を実施し、雪崩発生危険箇所の整備を図る。

(3) 監視警戒体制の整備

町は、住民に対する注意の喚起、雪崩発生危険箇所の巡視および避難等の体制を講じるものとする。

2 道路および鉄道等の雪崩事故防止対策

道路および鉄道等の雪崩防止対策は、本節「第1 施設、設備の耐雪整備対策」によるほか、次に掲げる対策を講じる。

- (1) 道路および鉄道等の管理者は、雪崩の早期発見に努めるため、適時、巡回監視を行う。
- (2) 道路および鉄道等の管理者は、雪崩発生危険箇所の周知に努める。
- (3) 道路管理者並びに小浜警察署は、雪崩発生による事故防止を図るため、通行禁止又は制限しようとするときは協議して交通規制を行わなければならない。

第4 情報伝達システムの整備

町および県は、降積雪時における交通情報の的確な提供を行い、除排雪の効率化と住民へのサービスの向上を図るため、情報の集約化・明確化を図る。

特に、町は住民への直接的な情報窓口として必要な情報が集まるよう、情報収集・伝達のシステム化を図る。

第5 「住民の協力体制づくり」の推進

町・県をはじめ、道路管理者は、降積雪時における交通確保および除雪処理を効果的に行うため、住民の協力体制づくりを推進する。また、協力体制づくりにあたっては、会社、事業所等の協力も得る。

第6 「雪に強いまちづくり」の推進

町および県は、豪雪時における都市機能の確保を図るため、雪を考慮した体系的な道路の整備を推進するとともに、耐雪住宅の建設促進、公園等の公共オープンスペースの有効利用、融雪工の計画的整備を図る。

第8節 危険物等災害予防対策

危険物による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る。

また、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物による災害の未然防止を図るため、県が実施する啓発活動等に協力する。

《実施担当》

若狭消防組合、消防団

第1 危険物災害予防対策

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

2 指導の強化

危険物施設の現況を把握するとともに、消防職員の立入検査等を通じて指導の強化を図る。

- (1) 法令上の基準の遵守
- (2) 施設・設備等の耐震化
- (3) 災害発生時の応急対策（予防規程認可事業所にあつては、災害発生時の応急対策および消防活動、教育・訓練等の遵守）

3 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の防災力向上を図る。

第2 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

第3 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

第9節 海上災害予防対策

海上並びに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶の安全を確保するとともに港並びに沿岸地域の災害防止および環境の保全を期する。

《実施担当》

建設課、小浜海上保安署

第1 タンカー等の防災

海上においてタンカー等の事故により積載油の流出又は火災等の事態が発生し沿岸住民、船舶、水産資源等に影響を及ぼす恐れのある大規模な災害を未然に防止するため、関係機関との綿密な連絡体制の確立を図る。

第2 流木予防

台風、突風、津波、高波等のため、木材積載船等から大規模な木材の流出が発生した場合、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止を図り海上交通の安全を確保するため、関係機関との綿密な連絡体制の確立を図る。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災組織および活動体制の整備

総合的な防災体制を確立するため、防災組織および活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める。

《実施担当》

全課、若狭消防組合

第1 防災組織の整備・充実

1 おおい町防災会議

防災会議は、おおい町防災会議条例に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

2 庁内体制の整備

庁内における日常的な防災対策の推進については、定例的に開催される課長会議等において協議・検討し、推進を図るものとする。

第2 動員体制の整備

迅速かつ的確な災害予防および災害応急対策を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制および参集体制を整備する。

1 活動組織の整備・充実

災害の規模その他の状況に応じた活動組織を整備・充実する。

組織	配備体制	配備基準	
		一般災害時	地震災害時
	注意配備	1. 嶺南（嶺南西部）地方に気象注意報が発表され、災害の発生のおそれがある場合	1. 町域で震度3の地震が発生したとき 2. 県内の沿岸に津波注意報が発表されたとき
	警戒配備	1. 嶺南（嶺南西部）地方に気象警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合 2. 小規模な災害が発生した場合	1. 町域で震度4の地震が発生したとき 2. 県内の沿岸に「津波」の津波警報が発表されたとき

組織	配備体制	配備基準	
		一般災害時	地震災害時
災害対策連絡室	第1配備	1.小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2.相当規模の災害の発生が予想される場合 3.その他町長が必要と認めた場合	1.町域で震度5弱の地震が発生したとき 2.その他町長が必要と認めたとき
災害対策本部	第2配備	1.相当規模の災害が発生した場合 2.局部的であるが、大規模の災害が予想される場合 3.その他町長が必要と認めた場合	1.町域で震度5強の地震が発生したとき 2.その他町長が必要と認めた場合
	第3配備	1.大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 2.その他町長が必要と認めた場合	1.町域で震度6弱以上の地震が発生したとき 2.県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表されたとき 3.地震による重大被害が発生し、通信網が寸断されたとき 4.その他町長が必要と認めたとき
配備基準の概要		風水害時等においては、気象予警報等により事前に災害が予測される場合があり、組織・動員配備体制は、原則として町長が定め、総務課長を通じて電話等で伝達する。 ただし、大規模火災、爆発事故等の突発的な災害においては連絡が遅れる場合があるため、各職員は自ら状況を判断して登庁するものとする。	地震災害は事前に予測される場合が少なく、災害発生後に早急に対策をとる必要があるため、組織・動員配備体制は震度に応じて自動的に定めるものとする。 震度については、気象庁地震火山部が発表する町の震度とし、各職員は、テレビ、ラジオ等の報道により震度の確認を行うものとする。また、停電等により震度の把握が困難な場合は、職員各自の判断によるものとする。

2 勤務時間外における参集体制の整備

迅速な初動活動を確保するため、勤務時間外における職員の参集場所の周知徹底を図るとともに、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。

(1) 参集場所の周知徹底

あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに、周知徹底を図る。

(2) 参集可能職員の把握

各部長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段、参集に要する時間等を調査し、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。

第3 緊急連絡体制の整備

勤務時間外における情報伝達機能を確保するため、連絡責任者を指名するとともに、伝達方法を整備する。

1 連絡責任者の指名

迅速かつ的確な緊急連絡を実施するため、各部ごとの連絡責任者を指名する。なお、各

課の連絡責任者は、次のとおりとする。

災害対策本部体制下の班名	平常時の部署名	連絡責任者
総務班	総務課	総務課長
企画班	企画課	企画課長
広報班	電子情報課	電子情報課長
労務輸送班	税務課	税務課長
住民福祉班	住民福祉課	住民福祉課長
保健班	なごみ保健課	なごみ保健課長
耕地班	地籍整備課	地籍整備課長
産業班	産業振興課	産業振興課長
建設班	建設課	建設課長
生活環境班	生活環境課	生活環境課長
避難誘導班	総合開発室	総合開発室長
出納班	会計課	会計課長
支援班	議会事務局	議会事務局長
教育班	教育課	教育課長
消防班	若狭消防組合	消防本部消防長
名田庄地区 災対本部各班	総務管理課	総務管理課長
	保健福祉室	保健福祉室長補佐
	郷づくり室	郷づくり室長補佐
	住民サービス室	住民サービス室長補佐
	教育委員会名田庄事務支局	教育委員会名田庄事務支局長

2 伝達方法の整備

各課（室・局）長は、課（室・局）内での迅速かつ的確な緊急連絡を実施するため、所属職員の住所および電話番号の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに、職員に周知徹底を図る。

第4 関係機関等との連携体制の整備

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体と連携のうえ、迅速かつ的確な災害予防および災害応急対策を実施するため、連携体制の整備に努める。

また、円滑な自衛隊の災害派遣要請の実施および派遣部隊との連携を図るため、知事に対する派遣要請の依頼要領を明確にするとともに、連絡体制の整備等に努める。

第5 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、関係機関等との連携体制の強化、町民の防災意識の高揚および防災体制の確立を図るため、各種防災訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じて交通規制や応援要請を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

1 総合防災訓練

迅速かつ的確な災害予防および災害応急対策の実施を図るため、毎年「防災の日」や「防災週間」にあわせ、関係機関、町民・事業所等の参加を得て、防災訓練を総合的に実施する。

2 個別防災訓練

各種災害に対し迅速かつ的確な災害予防および災害応急対策の実施を図るため、活動種別や災害種別に応じた防災訓練を実施する。

(1) 組織動員訓練

勤務時間外における迅速な職員の動員配備の実施を図るため、緊急連絡、非常参集などについての訓練を実施する。

(2) 通信連絡訓練

迅速かつ的確な情報の収集・伝達の実施を図るため、平常通信から非常通信への迅速な切換え、無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認等についての訓練を実施する。

(3) 避難救助訓練

迅速かつ的確な避難勧告・指示の伝達、救出・救助活動等の実施を図るため、関係機関、町民・事業所等の協力を得て、要援護高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難誘導、救出・救助、応急医療、緊急物資の供給等についての訓練を実施する。

(4) 水防訓練

迅速かつ的確な水防活動の実施を図るため、関係機関と連携して、水位・雨量観測、水防資機材等の輸送、水防工法の修得等についての訓練を実施する。また、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

(5) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等についての訓練を実施する。

3 広域訓練

隣接市町との連携体制を強化するため、県の指導に基づき広域的な防災訓練の実施を目指す。

4 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

第6 人材の育成

防災体制の強化と併せて職員の災害対応力の向上を図るため、防災教育の充実に努める。

1 防災教育の方法

- (1) 防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施
- (2) 「おい町職員防災マニュアル」等の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施

2 防災教育の内容

- (1) 災害発生時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- (2) 防災対策活動の概要
- (3) 非常参集の方法
- (4) 災害発生時の役割の分担
- (5) 災害発生時の指揮系統の確立
- (6) 気象、水象、地象、その他災害発生原因および災害の種別ごとの特性
- (7) 過去の主な被害事例
- (8) 防災知識と技術
- (9) 防災関係法令の適用
- (10) その他必要な事項

第7 防災拠点の整備・充実

迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災中枢施設の整備・充実に努めるとともに、活動目的に応じた地域防災拠点の整備を図る。

1 防災中枢施設の整備・充実

防災中枢機能を確保するため、町役場、若狭消防組合若狭消防署大飯分署および若狭消防組合若狭消防署名田庄分署等の防災中枢施設については、耐震性の向上および設備の充実を図るとともに、相互に連携した災害予防および災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

2 地域防災拠点の整備

地域での応急対策活動を実施するため、活動目的に応じた各種拠点の整備を図るとともに、関係機関に周知する。

(1) 備蓄拠点の整備

非常用物資の受入れおよび供給を円滑に実施するため、県の備蓄拠点、物資輸送拠点と連携した備蓄拠点を災害時用臨時ヘリポートの整備を行う広域避難地において整備する。

名田庄地区については備蓄倉庫2箇所を整備する。

(2) 物資輸送拠点の整備

ヘリコプターを利用した物資輸送の受入れを円滑に実施するため、物資輸送拠点を災害時用臨時ヘリポートの整備を行う広域避難地において整備する。

(3) 活動拠点の整備

応援部隊の地域での受入れおよび活動を円滑に実施するため、県の広域活動拠点と連携

した活動拠点を公園・広場において整備する。

(4) 連絡拠点の整備

地域と本部との連絡機能を強化するため、連絡拠点を各小・中学校において整備する。

第8 防災用資機材等の確保体制の整備

迅速かつ的確な災害予防および災害応急対策を実施するため、必要な人材、装備、資機材の確保体制の整備を図る。

1 人材の確保体制の整備

災害発生時に人材が不足した場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

2 装備、資機材の確保体制の整備

災害発生時に必要となる装備、資機材については、備蓄に努めるとともに、不足が生じた場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データおよびコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第9 防災に関する調査研究等の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、被害想定等の調査研究を実施するとともに、防災体制の検討、災害復興計画の研究を行う。

1 被害想定等の調査研究

災害要因および被害想定についての調査研究を継続的に実施する。

2 防災体制の検討

防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、迅速かつ的確な災害予防、災害応急および災害復旧・復興対策が実施できる体制について継続的に検討を加える。

3 災害復興計画の研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地部が壊滅的な被害を受けた場合等を想定し、災害復興が円滑に進められる計画の策定を研究する。

第10 広域応援体制等の整備

町および関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 広域応援体制の充実

町および関係機関は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。また、避難所不足の事態に備えて、他市町との避難者の相互受入れ体制についても整備を図る。

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

町および県は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

3 民間関係団体等との協力体制の整備

町は、大量の人的・物的手段を確保し、応急活動および救護活動の効率化を図るため、関係団体等との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を密にする情報交換の強化・充実に努める。

4 自衛隊の派遣要請に関する連絡体制の整備

町は、大規模災害時に自衛隊との連絡を円滑に行うため、平常時から連絡体制の整備および派遣要請手続の明確化に努めるとともに、総合防災訓練への自衛隊の参加等により相互の連携を図る。

第2節 情報収集伝達体制の確立

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、県および関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

《実施担当》

総務課、電子情報課

第1 情報収集伝達体制の整備

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、情報収集伝達体制の整備を図る。

1 勤務時間内の情報収集伝達体制の整備

県から伝達される防災情報を、総務課が受理し、必要な情報は庁内放送・電話・ファクシミリによって職員に伝達できる体制を整備する。

2 勤務時間外の情報収集伝達体制の整備

(1) 県からの防災情報の収集伝達体制

県から伝達される防災情報を若狭消防組合消防本部が受理し、必要な情報は総務課に伝達するとともに、伝達を受けた総務課が、関係各課へ伝達できる体制を整備する。

(2) 当番員等による情報収集体制

勤務時間外において、災害が発生した場合に、町民等から町役場に伝達される情報は、当番員等が、関係各課へ伝達できる体制を整備する。

(3) 緊急防災要員による被害状況の把握体制

勤務時間外において、震度4以上の地震が発生した場合、又は風水害が発生し必要が生じた場合に、緊急防災要員が町域の概括的な被害状況等を迅速に把握し伝達できる体制を整備する。

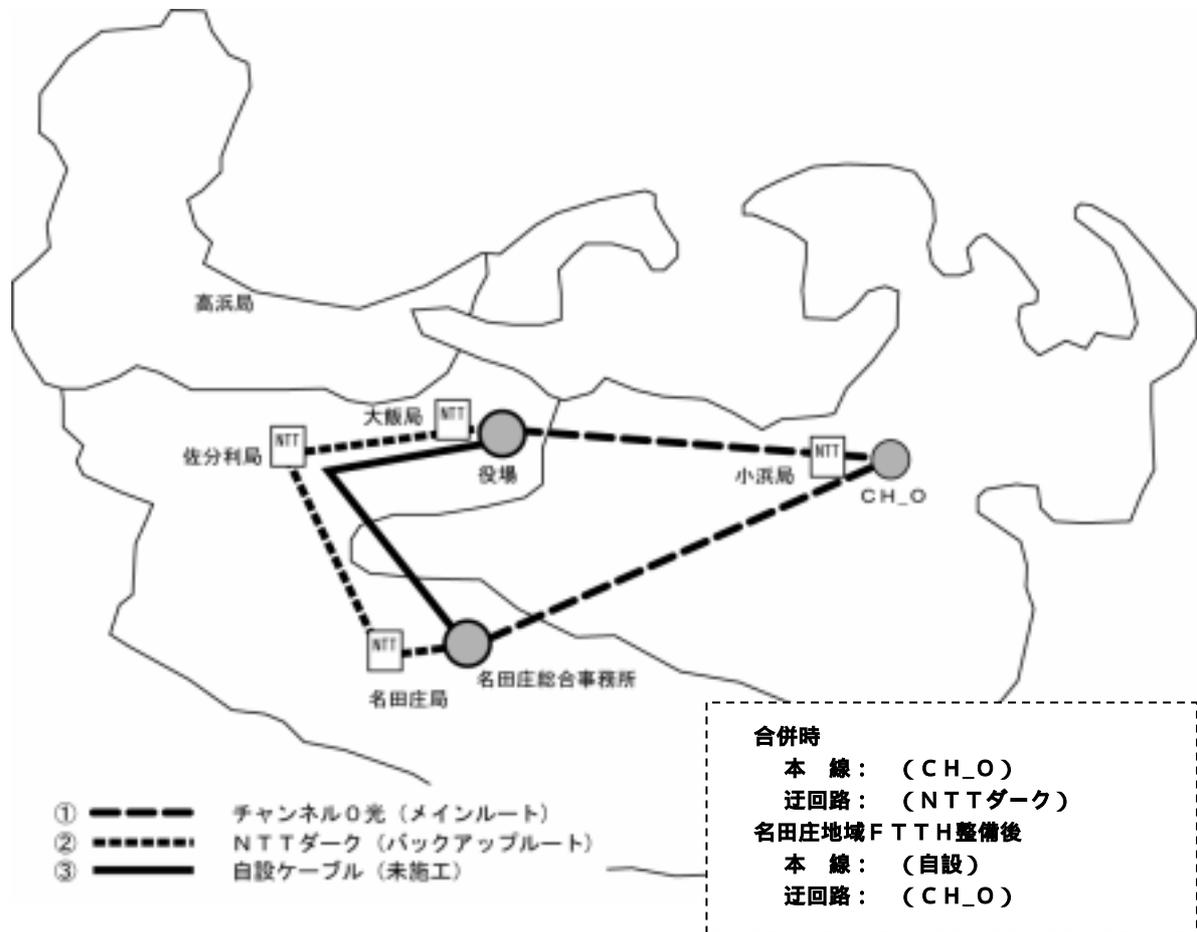
第2 通信の確保体制の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

町役場と名田庄総合事務所の間の通信は自設の光ケーブルにより行うが、災害により光ケーブルが断絶した場合には、NTT回線又は県防災行政無線の衛星通信システムをバックアップルートとして確保する。



2 通信手段の多様化

携帯電話等の無線電話の活用を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

3 防災行政無線の整備・拡充等

防災行政無線の整備・拡充を図るとともに、無線通信の多重化を検討する。また防災行政無線等を運用する無線従事者を養成する。

(1) 防災行政無線および消防無線の整備・拡充

災害発生時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うため、および災害発生時に必要な情報を町民に伝達するため、防災行政無線および消防無線の整備・拡充を図る。防災行政無線が現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行することも含め、より有効な通信手段の確保を検討する。

ア 固定系システム

イ 移動系システム

(2) 無線通信の多重化

有線途絶時の情報連絡のため、および災害現場からのファクシミリや静止画像等を通信するため、無線通信の多重化を検討する。

(3) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 防災情報システムの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から県防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

第3 災害広報・広聴体制の整備

災害に関する情報および被災者に対する生活情報を伝達するとともに、町民からの問い合わせ等に適切に対応するため、災害広報体制および災害広聴体制の整備を図る。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口および実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 町民への情報提供体制

情報提供体制の整備および災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

(1) 災害発生時はケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

(2) あらかじめ、町役場、名田庄総合事務所、若狭消防組合若狭消防署大飯分署、若狭消防組合若狭消防署名田庄分署、避難所等の災害時情報拠点を設定し、町民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

(3) 避難所となる公民館・学校への電話、ファクシミリ等の通信手段の整備に努める。

(4) おおいケーブルテレビへの加入を推奨する。

(5) インターネット（町ホームページ）による情報提供の検討を推進する。

3 災害時の広聴体制の整備

町民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

第4 災害情報共有化の推進

災害情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、災害情報システムの構築を検討する。

第3節 消防体制の整備

火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める。

《実施担当》

若狭消防組合、消防団、若狭森林組合、県・町教育委員会

第1 火災予防対策

住宅、事業所からの出火防止および初期消火の徹底を図るため、火災予防対策を推進する。

1 一般建築物（住宅を含む。）火災

(1) 火災予防査察の強化

町域の消防対象物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

防火対象物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成および消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住民、事業所に対する指導および啓発

ア 火気使用場所の環境整備、火気使用器具の安全化などの指導強化を図る。

イ 町民に対し、出火防止や火気の手扱いなど防火知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進する。

ウ 町民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等を実施する。

エ 事業所における防火管理の知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図る。また、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

オ 広報活動などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

2 林野火災

(1) 防火思想の普及

町、若狭森林組合（以下「林野関係機関」という。）は、若狭消防組合消防本部および県が地域住民や入山者に対して行う林野火災の予防意識の普及に協力する。

(2) 監視体制の強化

火災気象通報が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、火災の発生を防止するため、巡視および監視を強化し、入山者に対して警火心を喚起するとともに、火気取扱上の指導を実施する。

ア 火災警報の発令および周知徹底

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令するとともに、入山者に対して周知徹底を図るなど必要な措置を講じる。

イ 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について、事前に若狭消防組合消防本部と十分に調整する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

ウ たき火等の制限

気象条件によっては、入山者に火気を使用しないよう指導する。また、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、期間を区切って一定の区域のたき火、喫煙を制限する。

(3) 予防施設および林野火災対策用資機材の整備

林野関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所およびこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備・備蓄を推進する。

ア 予防施設

町は防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、ヘリポートの整備に努める。

イ 林野火災対策用資機材

林野関係機関は、空中消火資機材、可搬式動力ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等の消火作業用機器および消火薬剤を整備・備蓄する。

(4) 消防体制の整備

林野関係機関および若狭消防組合消防本部は、自衛隊、小浜警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防相互応援協定等によって広域的な消防体制を確立する。また、初期消火の徹底を期するため、林野関係機関による自衛消防体制の組織化を図る。

なお、若狭消防組合消防本部は、林野火災空中消火資機材の取扱いに習熟する。

4 文化財火災予防

町・県教育委員会、若狭消防組合消防本部は相互に連携し、指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、所有者、管理者等に対する指導を実施する。

(1) 防火施設の整備

ア 消防設備、警報設備等を整備する。

イ 避雷装置を設置する。

ウ 消防用水の確保措置を講じる。

エ 消火活動を容易にするための侵入道路を確保する。

オ 防火塀、防火帯、防火壁、防火扉を設け、延焼防止の措置を講じる。

(2) 自主防火体制の整備

- ア 防火管理体制を整備し、管理の万全を図る。
- イ 環境の整理および整頓を図り、火気の発見を容易にする。
- ウ 火気の使用を制限し、または禁止させる。
- エ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- オ 火災警戒時は、定期巡視を厳重に実施する。
- カ 自衛消防組織を結成し、計画的な訓練を実施する。

第2 消防力の充実

大規模火災などの発生に備えるため、消防力の充実に努める。

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年 消防庁告示第1号）に基づき、消防署、消防出張所の増強および耐震化の促進、その他施設を増強する。

2 消防水利の整備

- (1) 「消防水利の基準」（昭和39年 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓等を配置する。
- (2) 福井県地域防災計画（資料編）に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」の趣旨に沿って耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

3 消防資機材等の強化

消防車両等の資機材の整備に努めるとともに、指令システムの高機能化を推進し、消防装備、情報処理能力の充実強化に努める。

また、建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するため、活動体制の整備に努める。

1 初動体制の確立

災害発生時に即応できる消防活動を展開するため、組織体制、動員体制、情報収集体制、部隊運用等の初動体制の確立を図る。

2 火災防ぎょ体制の整備

地域における延焼拡大危険を把握し実情に応じた対策の推進に努めるとともに、大規模延焼火災、同時多発火災に対応するため、企業・自治会等に消火隊の組織化を促進し、可

搬式動力ポンプなどの消火用資機材の整備に努め、火災防ぎよ体制の整備充実を図る。

3 救助・救急体制の確立

多数の救助・救急事象の発生が予想されるため、関係機関との連携を密にするとともに、地域住民に救急講習等の受講を推奨し、自主救護活動に関する知識および技術の普及を図る。

また、救助工作車、高規格救急車等の導入および必要な資機材の整備を図るとともに、救急高度化計画の推進に努める。

第4 消防団の充実強化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団の充実強化に努める。

1 組織の活性化

若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性や事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の活性化に努める。

2 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

3 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化および技能の向上を図るため、教育訓練を実施する。

第5 広域応援体制の充実

地震等大規模災害の発生に備え、広域的な消防機関との連携体制を強化するほか、災害発生時に応援機関が迅速かつ的確な消防活動が実施できるよう、受入れ体制の整備に努める。

第6 連携体制の整備

県、県警察本部、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化された消火用機器等の活用を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 応急医療体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、県、医療関係機関と連携しながら、応急医療体制を整備する。

《実施担当》

なごみ保健課、若狭消防組合、小浜医師会、医療機関

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所および現地医療活動の分類

次の2種類の救護所および活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応した医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（県域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 災害医療情報の収集伝達体制の整備

1 連絡体制の整備

町は小浜医師会と災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

2 医療情報システムの整備

町は、小浜医師会と災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、関係機関等に伝達するシステムを構築する。

3 医療情報連絡員の指名

若狭消防組合消防本部と小浜医師会は、情報収集伝達手段が麻痺した場合に医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ医療情報連絡員を指名する。

4 その他

- (1) 町は、医療機関および医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

町は、小浜医師会と救護所において応急処置などを行う現地医療体制をあらかじめ整備する。

1 医療救護班の種類と構成

町および医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科およびその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院および広域防災拠点などで活動する。

2 医療救護班の編成等

町は、小浜医師会と連携して医療救護班の種類と構成に基いて、医療ニーズを想定した医療救護班の編成等を整備する。

3 応急救護所および医療救護所の設置体制の整備

災害の発生・拡大等の状況に応じて医療救護所が設置できるよう、小中学校など設置予定場所を事前に調査・検討し、医療救護所の設置体制を整備する。

なお、町内医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4 医療救護班の受入れ体制等の整備

町は、小浜医師会の協力を得て町外から派遣される医療救護班および医療ボランティアを受け入れ、救護所への配置調整を行うための体制および窓口を整備する。

5 医療救護班の派遣体制の整備

町は、小浜医師会の協力を得て医療救護班を医療救護所へ派遣する派遣基準や派遣方法等について整備する。

第4 後方医療体制の充実

多数の傷病者の収容力を確保するため、町域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図るとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

また、災害発生時における医療要員の受入れおよび医療用資器材等の調達が円滑に進むよう、地域医療連携を推進する。

1 町災害医療センターの整備

災害発生時に、町内外の医療機関と広域連携を行い、医療救護活動を行う拠点として、町災害医療センターに指定された医療機関について、その機能を果たすために必要な施設の耐震化、医薬品および医療用資器材の備蓄等を推進する。

2 災害医療協力病院の強化

福井県地域防災計画で災害医療協力病院として指定される医療機関（救急告示病院として指定される医療機関および公的および準公的医療機関）におおい町防災計画を周知する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

町は、医療関係機関および小浜医師会の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要な医療用資器材等については備蓄を推進するとともに、備蓄のあり方について検討を進める。

また、小浜医師会や関係業者との協力によって、医療用資器材の調達体制についても整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

町民病院を中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から関連業者や小浜医師会との協力体制の整備に努める。

また、備蓄のあり方について検討し、分散備蓄を考慮する。

第6 患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班および医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路・河川を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を小浜警察署および若狭健康福祉センターの協力を得て図る。

1 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した広域搬送手段について県と協議のうえ、体制の整備に努める。

2 医療救護班の搬送

町および医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れおよび救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、県、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制および在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 地域医療連携の推進

町は、小浜医師会と連携し、地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

町、県および災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火および緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《実施担当》

総務課、小浜警察署、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路(株)、西日本旅客鉄道(株)、乗合旅客自動車運送事業者

第1 輸送手段の整備

災害発生時に迅速かつ確かな緊急輸送を実施するため、平常時から陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、関係機関、民間業者等との協力体制の整備に努める。

1 陸上輸送体制の整備

緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急交通路の選定

ア 広域緊急交通路（県選定）

県は、次に示す道路を広域緊急交通路として選定する。

府県間を連絡する主要な道路

県域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路

県の防災拠点、市町庁舎など市町の輸送拠点および災害拠点病院を連絡する主要な道路

イ 地域緊急交通路（町選定）

関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、船着場、町内の備蓄倉庫、緊急医療機関（町災害医療センター、災害医療協力病院等）および避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

(2) 緊急交通路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

(3) 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

町、県、小浜警察署および道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急通行車両の事前届出

町所有の車両のうち必要のあるものについては、公安委員会（小浜警察署）に対して緊急通行車両の事前届出手続を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

ア 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。

指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。

使用の本拠の位置が福井県内にある車両

イ 届出済証の返還

次の場合、速やかに小浜警察署長を經由して届出済証を返還する。

届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。

当該車両が廃車となったとき。

その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

(6) 備品等の整備

通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。

(7) 道路障害物除去対策の検討

障害物を除去する道路の優先順位および除去方法について検討する。

ア 障害物を除去する道路の優先順位および障害物除去方法の検討を推進する。

イ 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

(8) 民間輸送業者の活用

災害時に緊急輸送に活用可能な民間車両の調査・把握に努める。

2 航空輸送体制の整備

県等の関係機関の協力による災害発生時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

3 水上輸送体制の整備

災害時において緊急物資および避難者の海上輸送を円滑に実施するため、港湾施設の防災構造化を推進する。

(1) 漁港施設の整備

町は、荷さばき時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な停泊地および漁船のけい留施設を整備する。

(2) 耐震性の強化

漁港において、利用状況の変化に対応しつつ、耐震岸壁の整備など防災対策を考慮した漁港整備を早期に実施する。

(3) 施設の点検調査

町は、施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

第2 交通混乱の防止対策

災害発生時の交通混乱の未然防止を図るため、震災時における緊急交通路の応急点検体制の整備および避難のあり方の周知徹底に努める。

また、小浜警察署が行う、交通規制・管制体制の整備に協力する。

1 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、震災時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 震災時避難のあり方の周知徹底

震災時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。また、交通安全施設の整備など小浜警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第3 公共交通の確保体制の整備

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制の整備に努める。

1 鉄軌道会社（西日本旅客鉄道㈱）

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況および安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材の確保に努める。

2 各乗合旅客自動車運送事業者

災害発生時においても利用者の安全確保を最優先として、混乱防止を図るため可能な限り運行を確保するよう努める。

第6節 避難体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

《実施担当》

総務課、住民福祉課、建設課、各施設管理者

第1 避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

1 案内標識等の設置

避難地、避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から町民への周知を図る。

2 災害時要援護者避難誘導体制の整備

- (1) 町は、民生委員等と協力のうえ、本人の意思および個人情報の保護に充分留意しながら、要援護高齢者、障害者等の所在等の把握に努め、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等具体的な避難支援プランを整備するよう努める。また、平素から避難支援プランの登録情報の更新や避難訓練の実施に努める。
- (2) 要援護高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (3) 県と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、要援護高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

3 学校、病院等における避難誘導体制の整備

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第2 避難地、避難路の選定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるため、避難地、避難路を選定する。

1 避難地の選定

災害時に住民が一時的に避難し、あるいは避難のために集合を行う場所として一時的に自主避難できる場所を避難地として選定する。

2 避難路の選定

避難路は、避難場所へ通じる道路とし、避難施設等の配置と集落の分布等により選定する。

- (1) 沿道の土地利用状況その他の事情を勘案して、災害時において避難上必要な機能を有すると認められる道路
- (2) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと
- (3) 水利の確保が比較的容易なこと。

第3 避難地、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地および避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 避難地

- (1) 避難地標識等による住民への周知
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺の緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

2 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進および緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第4 避難所の選定、整備

1 避難所の選定

避難所は、自治会、町内会等单位で選定するものとし、地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、町が必要に応じて開設できる場所を避難所として選定する。

2 避難所の機能の充実

災害発生時に住家の全壊、全焼、流失等によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、避難所においては、平常時から避難所としての機能の充実に努める。

(1) 耐震化・不燃化の促進

災害発生時に避難所として機能するよう、また、避難者の安全が確保できるよう、施設の耐震化・不燃化を促進する。

(2) 避難生活に必要な設備・備品の整備

避難所での生活に必要な便所、炊事場等の設備および日常生活用具等備品の整備に努める。

(3) 通信設備・機器の整備

災害関連情報および生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器の整備を推進する。

(4) 生活用水の確保

避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小学校および中学校においては、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。

(5) 食料、資機材の備蓄

避難所ごとに食料、防災資機材の備蓄を図る。

(6) 施設の福祉的整備

災害時に障害者や高齢者等が利用しやすいよう、次のとおり避難所の福祉的整備に努めるものとする。

ア 多人数の避難に供する施設の管理者は、町福祉のまちづくり要綱や福井県福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努めるものとする。

イ 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努めるものとする。（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りではない。）

ウ 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

エ 施設管理者の協力を得て、日常生活用具、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

4 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

町および関係機関は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

5 避難所の運営管理体制の整備

避難所の運営管理体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制

第5 応急仮設住宅対策

住家が滅失した被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

1 建設候補地の選定

あらかじめ、町域の公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。
なお、応急仮設住宅の候補地の一戸あたりの面積は、50㎡以上とする。

2 高齢者・障害者に配慮した住宅の確保

県に対し、高齢者や障害者の生活に配慮した応急仮設住宅の建設を要請する。

第7節 二次災害防止体制の整備

被害拡大要因となる二次災害の未然防止を図るため、応急危険度判定制度の整備や斜面判定士制度の活用努める。

《実施担当》

建設課

第1 応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、県および建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度を判定するための体制の整備に努める。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

県および建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を推進する。

(2) 実施体制の整備

判定主体として、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

県および建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について町民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

県が実施する被災宅地危険度判定講習会の開催、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施主体の整備

県から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第2 斜面判定制度の活用

土砂災害から住民を守るために、県とNPO法人福井県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定制度の活用を推進する。

1 実施主体の整備

県および砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の活用を図る。

2 斜面判定士の登録

NPO法人福井県砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 制度の普及啓発

県およびNPO法人福井県砂防ボランティア協会事務局と協力して、斜面判定制度の趣旨について町民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第8節 非常用物資の確保体制の整備

住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な町民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

《実施担当》

総務課、生活環境課

第1 飲料水の確保

県、関係機関と協力して、発災後3日間は被災者1人あたり1日3リットルの飲料水を確保するため、応急給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備も図る。

1 応急給水拠点等の整備・充実

- (1) 町内の浄水所、配水場を、災害発生時の給水拠点として整備を図るとともに、非常用飲料水の備蓄を促進する。
- (2) 給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 被災の状況に応じて、町内各所の消火栓等を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材等の整備・充実

高圧給水車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

3 その他方法による飲料水の確保

- (1) パック水・缶詰水の備蓄
- (2) 応急給水マニュアルの整備

第2 食料および生活必需品の確保

大規模な災害が発生した場合に必要となる、食料および生活必需品を確保するため、県と協力して備蓄に努めるとともに、民間業者との協定締結を推進する。

1 重要物資の備蓄

- (1) アルファ化米、乾パンなど
町は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄する。
- (2) 高齢者用食、粉ミルク、ほ乳瓶
町は、それぞれ高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、ほ乳瓶は必要量を備蓄する。

(3) 毛布

町は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。

(4) 衛生用品（おむつ、生理用品等）

町は、それぞれ1日分を備蓄する。

(5) 簡易トイレ

町は、必要量を備蓄する。

2 その他の物資の確保

(1) 精米、即席麺などの主食

(2) 野菜、漬物、菓子類などの副食

(3) 被服（肌着等）

(4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

(5) 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

(6) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

(7) 医薬品等（常備薬、救急セット）

(8) 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

(9) 棺桶、死体袋

3 民間業者等との協定締結の推進

災害発生時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

第3 備蓄・管理体制の整備

災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、できる限り避難所およびその周辺での備蓄倉庫を確保し、分散備蓄などの手段整備に努めるとともに、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

とくに、山間部集落など、災害時に孤立する可能性がある地区について、備蓄・管理体制を優先的に整備する。

第4 町民による備蓄の推進

迅速かつ的確な緊急物資の供給が困難な場合に備えるため、町民に対し、自らが必要な当座の飲料水、食料および生活必需品の備蓄に努めるとともに、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくよう、周知徹底を図る。

第9節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

生活環境課、関西電力(株)、石油液化ガス事業者、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)

第1 上水道施設

災害発生時における被害の拡大防止、水道水の安定供給および迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等およびその支援を的確に行うための情報通信システム(水道情報通信ネットワーク)を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 被害状況の迅速かつ的確な把握および円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (4) 応急復旧活動マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制および関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 府県間等の応援協定および日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第2 下水道施設

災害発生時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持および迅速かつ的確な応急

復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握および円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制および他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、県、市町間や関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 県と協力して「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力供給施設（関西電力株）

災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性および浸水防止対策の強化を図るものとする。

1 風水害、地震対策

- (1) 発電設備および変電設備
発変電設備について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。
- (2) 送配電設備
 - ア 重要設備、電線路等に対する災害予防対策を実施する。
 - イ 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
 - ウ 耐震性を考慮した送配電設備の構築を行う。
 - エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へいおよび避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線・避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源および予備電源の確保および移動無線応援体制の整備等を図る。

4 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

5 災害対策用資機材の整備および輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所およびその他の事業所等は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所およびその他の事業所等は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第4 電気通信施設（西日本電信電話株、株エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI株）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

- (1) 豪雨、洪水または津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- (2) 暴風または豪雪の恐れがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化
- (3) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- (4) 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

2 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、発電発動機

- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- (1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第5 町民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、町民の意識向上を図る。

1 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

2 電力供給施設

関西電力(株)は、感電、漏電等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

3 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸およびKDDI(株)は、災害発生時に電話回線が輻輳しないよう、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害発生時の電話利用における注意事項について広報する。

第10節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設等の災害対策を講じるとともに、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等およびし尿等の広域的な処理計画を作成することにより、災害時における応急体制を整備する。

《実施担当》

生活環境課

第1 一般廃棄物処理施設の点検と浸水および地震対策

一般廃棄物処理施設の点検と浸水対策および耐震対策を行う。

第2 水害災害廃棄物（粗大ごみ等）処理計画の策定

水害発生時は、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から水害廃棄物の迅速な処理が要求される。

町は、水害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、事前に中間処理および再資源化計画を作成しておくものとする。

水害廃棄物の処理計画を策定するための主な検討事項は次のとおりである。

1 水害廃棄物発生量の想定

破堤地点、浸水深、浸水区域内の建物棟数より発生量を想定する。

2 仮置場の確保と配置計画

水害廃棄物の多くは水分を多く含んだ状態で排出され、そのままでは処理することが困難である。

また、一時に大量に排出されるため、通常の体制では処理を行うことが困難である。そのため、水害廃棄物の仮置場が必要となる。

廃棄物の発生量を推計し、仮置場の候補地、必要な箇所数を検討する。

3 収集運搬、仮置場、中間処理および最終処分等の処理手順

水害時には、通常時に発生する一般廃棄物と異なる性状の廃棄物が大量に発生すること、土砂などを含むため大量の最終処分物が生じることなどから、特別な配慮が必要となるため、事前に処分計画を策定する。

4 町内で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制の確保

(1) 周辺市町単位で応援体制の整備を検討する協議会を発足させる。

- (2) 市町内で処理できない廃棄物の委託処理に関する基本方針を検討する。
- (3) 連携図、関係機関のリストを作成する。
- (4) 協定書の締結を行う。

5 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保

収集の緊急性等により、混合収集せざるを得ない場合も考慮する必要があり、仮置場で分別を行う必要が生じる。分別の手順として、重機による粗選別、破碎、磁選、手選等が考えられるので、必要な広さ、機材を確保する体制を整備する。

6 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策

収集処理に伴う、環境悪化を防止するための体制を整備する。

第3 震災廃棄物処理対策計画の策定

1 緊急出動体制および一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

- (1) 緊急出動体制
- (2) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

2 震災廃棄物の処理・処分計画の作成等

生活ごみや地震によって生じたがれきの一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみおよびがれきの広域的な処理・処分計画を作成し、震災時の応急体制を確保する。

- (1) 震災廃棄物の収集運搬体制の整備
- (2) 震災時のがれき発生量の想定
- (3) がれき仮置場の配置計画
- (4) がれきの処理・処分基本計画の作成
- (5) 有害廃棄物対策基本計画の作成

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって町民および事業所の防災意識の高揚に努める。

これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

《実施担当》

総務課、教育課、町教育委員会

第1 防災知識の普及啓発

町民および事業所が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害発生時には自発的な防災活動を行うよう、防災知識の普及啓発に努める。

1 町民

大規模災害発生時における生活行動基準、各家庭における対応の指針、災害危険箇所分布等を内容とするパンフレットやハザードマップの配布・更新、住民説明会の開催、防災展の開催、防災訓練の実施等によって、防災に関する知識の普及を図り、町民の防災意識の高揚に努める。

また、自治会、消防団、ボランティア等などの団体を通じて正しい避難行動や応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。

さらに、以上のような防災情報のホームページ、公共施設、電話帳（レッドページ）等への掲示、広報誌や放送メディアでの定期的な紹介、メールマガジンの携帯電話等への発信、また、それらの情報の認知度の定期調査等により、情報の継続的な提供と普及に努める。

外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に対しては、外国版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、多様できめ細かな啓発に努める。

普及啓発の主な内容は次のものが考えられる。

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制および講ずる措置
- ウ 地域の危険場所

(2) 災害への備え

- ア 2～3日分の飲料水、食料および生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具・什器類の固定、家屋・設備・塀・擁壁の安全対策

- エ 避難地、避難路、避難所および家族との連絡方法等の確認
 - オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
 - カ 自主防災組織活動、救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- (3) 災害時の行動
- ア 身の安全の確保方法
 - イ 初期消火、救出救護活動
 - ウ 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - エ 情報の入手方法
 - オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
 - カ 災害時要援護者への支援
 - キ 避難生活に関する知識

2 事業所

大規模災害時における行動や地域との連携、災害発生時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアルを作成するなど、啓発に努める。

また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

第2 防災教育の実施

防災意識の高揚を図るため、学校や社会において防災教育を実施する。

1 学校教育

防災の手引を作成し、園児・児童・生徒の安全確保に万全を期するとともに、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。

教育の主な内容は次のものが考えられる。

- (1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 災害等についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験

2 社会教育

生涯学習活動などにおいて、防災教育の実施とその充実を図る。

第2節 自主防災体制の整備

町民および事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《実施担当》

総務課、若狭消防組合、消防団

第1 自主防災組織の育成

コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資器材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

1 自主防災組織の結成促進

町民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の必要性を啓発し、町内会や自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、組織リーダーを育成する防災委員制度の制定・導入について検討する。

2 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な資器材の支援や技術的指導に努める。

(1) 資器材の支援

自主防災組織の活動に必要な資器材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

3 自主防災組織の活動内容

自主防災組織が行う活動の内容は、次のとおりである。

(1) 平常時の活動

ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）

イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）

ウ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災用資器材や備蓄品の管理など）

エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）

イ 救出救護（救助用資器材を使用した救出、負傷者の救護など）

- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの町民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配など）

4 各種組織の活用

家庭防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業所による自主防災体制の整備

従業員および利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域の防災活動に協力するため、事業所の防災体制の充実強化を図る。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- イ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ウ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- オ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への支援など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市町への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

県および経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 防災訓練の実施

地域における防災力の向上を図るため、防災訓練や避難訓練を実施し、町民および事業所の自主防災力の向上に努める。

1 町民

- (1) 地域ごとに防災訓練を行い、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- (2) 避難訓練の実施に際しては、要援護高齢者、障害者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。また、各自治会において、避難情報の収集・伝達、発災前の円滑な避難活動を検証する。
 - ア 就寝中や外出中の場合等も想定して、自治会等を通じて確実に住民に避難情報を伝達する系統等を確認する。
 - イ 避難所まで実際に歩いてみて、現地で確認した危険箇所や注意点等を記録するよう指導する。

2 事業所

事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。

第4 救助・初期消火活動の支援

災害発生時の救助活動に活用できるよう、小学校、中学校、消防団詰所、交番等に配置した救助用資機材の拡充を図るとともに、他の公共施設についても整備を検討する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

第3節 災害時要援護者対策

要援護高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮するため、在宅の要援護高齢者、障害者等対策、社会福祉施設等における対策および外国人等への対策を推進する。

《実施担当》

総務課、住民福祉課

第1 在宅の要援護高齢者、障害者等の対策

災害発生時における在宅の要援護高齢者、障害者等の安全確保のため、対象者を把握し、要援護者の特性にあわせた防災指導・啓発等を行うとともに、避難所の整備や転送体制の整備に努める。防災上対象となるのは、要援護高齢者、障害者等とし、必要に応じて、高齢者、乳幼児、傷病者等の自力で日常生活を営むことや避難することが困難な人もこれに準じるものとする。

なお、災害時要援護者に関する情報は、個人情報保護に配慮したうえでデータ化し把握しておくものとする。

1 防災指導・啓発

広報等によって要援護高齢者、障害者等をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

(1) 在宅の要援護高齢者、障害者等およびその家族に対する指導

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(2) 地域住民に対する指導

- ア 自治会等において、地域内の要援護高齢者、障害者等の把握に努め、その支援体制を平時から整備する。
- イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ウ 地域防災訓練等に要援護高齢者、障害者等およびその家族が参加するよう働きかける。

2 情報連絡手段の整備

災害発生時に、情報入手が困難な要援護高齢者、障害者等への情報伝達手段の整備を進める。

3 安全機器の普及促進

災害発生時に、要援護高齢者、障害者等への防火指導とあわせて、家具転倒防止器具、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

4 避難対策

避難所において在宅の要援護高齢者、障害者等の生活に支障がないよう、補助設備の整備に努めるとともに、避難所生活が困難な在宅の要援護高齢者、障害者等を社会福祉施設へ転送する体制についても整備に努める。

(1) 避難所の整備

- ア 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備および仮設スロープの確保に努める。
- イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時からおい町社会福祉協議会等との連携に努める。
- ウ 病院、社会福祉施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

(2) 転送体制の整備

- ア 入所可能な社会福祉施設を把握する。
- イ 災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

第2 社会福祉施設等における対策

災害発生時における通入所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

この計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。

また、火気については、日頃から安全点検を行う。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者および通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

第3 外国人等への対策

前記以外の災害時要援護者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、視聴覚障害

者、旅行者等が考えられる。これらの人々が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供および地域社会との連携に努める。

なお、外国人等に関する情報は、個人情報保護に配慮したうえでデータ化し把握しておくものとする。

1 防災情報の提供

防災パンフレットやハザードマップ等の印刷物やホームページを作成する際は、外国語版の作成や視覚障害者等に配慮したデザインを検討するとともに、それらの方々に確実に情報が伝わるように多様な情報提供手段を活用する。

2 地域社会との連携

- (1) 地域での支援体制づくりに努める。
- (2) 避難所等に通訳を行う一般ボランティアの派遣ができるよう、平常時からおい町社会福祉協議会との連携に努める。

第4節 ボランティア活動環境の整備

県、日本赤十字社福井県支部、福井県社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

《実施担当》

総務課、住民福祉課

第1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

1 受入れ窓口の整備

(1) 一般ボランティア

災害発生時にボランティア活動を行おうとする一般ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時からおおい町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(2) 専門ボランティア

災害発生時にボランティア活動を行う専門ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から県と連絡調整を行う。

2 事前登録への協力

おおい町社会福祉協議会と連携のもと、災害発生時に一般ボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、県が行う福井県災害時ボランティア登録制度の広報および普及に関する協力を努める。

第2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材の育成のため、リーダーやコーディネーターの養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する町民の意識の高揚等を図る。

1 人材の育成

県、日本赤十字社福井県支部、福井県社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティアとしての基礎的な知識をはじめ、ボランティアセンターの設置・運営の基本、災害時の関係法令など総合的な知識を持つボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、社会福祉協議会と共同で災害ボランティア連絡協議会を設置し、研修等により人材

育成を図る。

2 意識の高揚

防災とボランティアの日（1月17日）および防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する町民の意識の高揚等を図る。

第3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

第3編 一般災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

福井地方気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた連絡系統によって、関係機関および住民に迅速に伝達する。

《実施担当》

総務班防災係、若狭消防組合、関係機関

第1 福井地方気象台の発表する注意報・警報等

福井地方気象台は、気象現象等で災害発生のおそれがある場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、細分区域を指定して注意報および警報を発表する。

なお、福井県予報区における本町の一次細分区域は「嶺南」であり、二次細分区域は「嶺南西部」に該当する。

1 注意報および警報の種類

注意報および警報の種類ならびに発表基準は、以下の通りである。

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
			大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 1時間雨量が20mm以上と予想される場合（ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合）。 3時間雨量が40mm以上と予想される場合。 24時間雨量が70mm以上と予想される場合。
			雷 注意報	落雷等によって被害が予想される場合。
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、気象官署において実効湿度が65%以下、かつ最小湿度が30%以下と予想される場合。
			濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 ・濃霧によって視程が陸上で100m以下、または海上で500m以下になると予想される場合。

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	霜 注意報	早霜、晩霜等によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、最低気温が3 以下と予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 7～8月の日平均気温が平年値より3 以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 12～3月の最低気温が平野部で-5 以下、山沿いで-10 以下と予想される場合。
		風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがある場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
		大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがある場合。具体的には、24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地で50cm以上と予想される場合。
		な だ れ 注 意 報	なだれによって災害の起こるおそれがある場合。具体的には、降雪の深さが50cm以上、または積雪が100cm以上であって、最高気温が10 以上になると予想される場合。
		着 氷(雪) 注 意 報	着氷・着雪によって災害のおそれがある場合。具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。
		融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがある場合。具体的には、 積雪地域の日平均気温が12 以上と予想される場合。 積雪地域の日平均気温が10 以上、かつ日降水量が20mm以上と予想される場合。
		波浪注意報	波浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。
		高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位が東京湾平均海面(T.P)上70cm以上と予想される場合。
		洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 1時間雨量が20mm(ただし、総雨量の予想が50mm以上の場合とする。)以上と予想される場合。 3時間雨量が40mm以上と予想される場合。 24時間雨量が70mm以上と予想される場合。
1 地面 現象注意報	地面現象 注 意 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
1 浸水 注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	

		種 類		発 表 基 準
注 意 報	2 水に 防適 活合 動す の利 も用 の	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
		水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
		水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が40mm(ただし、総雨量の予想が100mm以上の場合とする。)以上と予想される場合。 3時間雨量が60mm以上と予想される場合。 24時間雨量が150mm以上と予想される場合。
		気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、24時間の降雪の深さが平地で70cm以上、山地で100cm以上と予想される場合。
		波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が5.5m以上と予想される場合。
		高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位が東京湾平均海面(T.P)上100cm以上と予想される場合。
		洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が40mm(ただし、総雨量の予想が100mm以上の場合とする。)以上と予想される場合。 3時間雨量が60mm以上と予想される場合。 24時間雨量が150mm以上と予想される場合。
		1 地面 現象警報	地面現象警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		1 浸水 警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

種 類			発 表 基 準	
警 報	2 水に 防適 活合 動す の利 も用 の	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
		水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
		水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

- (注) 1. 発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査したものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
2. 1) 1の注意報、警報は、標題を出さないで気象注意報、警報と含めて行う。
- 2) 2の水防活動の利用に適合する注意報、警報は、一般の注意報、警報のうち、水防に関するものを用いて行い、「水防活動用」の語は用いない。
3. 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時には、これまで継続中の注意報、警報は、自動的に解除または更新されて、新たな注意報、警報に切り換えられる。
4. 注意報、警報については、その防災効果を高めるため、気象特性、災害特性および地理的特性等により地域細分（行政区画により調整）して行う。

2 気象情報

警報や注意報の発表中にその本文で説明しきれない事項や、その後の変化などを補足あるいは警報や注意報の発表の前にあらかじめ注意を喚起するため、必要に応じて具体的かつ速やかに発表するものである。例えば、台風や梅雨前線による大雨などのとき、その位置や強さ、各地の雨量などは刻々に変化するので、その状況を具体的に説明したりする。

特に、短時間に記録的な大雨（1時間70mm以上）を観測したときは、その観測値を直ちに「記録的短時間大雨情報」として発表し、警戒を呼び掛け防災効果を高める。

3 気象注意報・警報の伝達

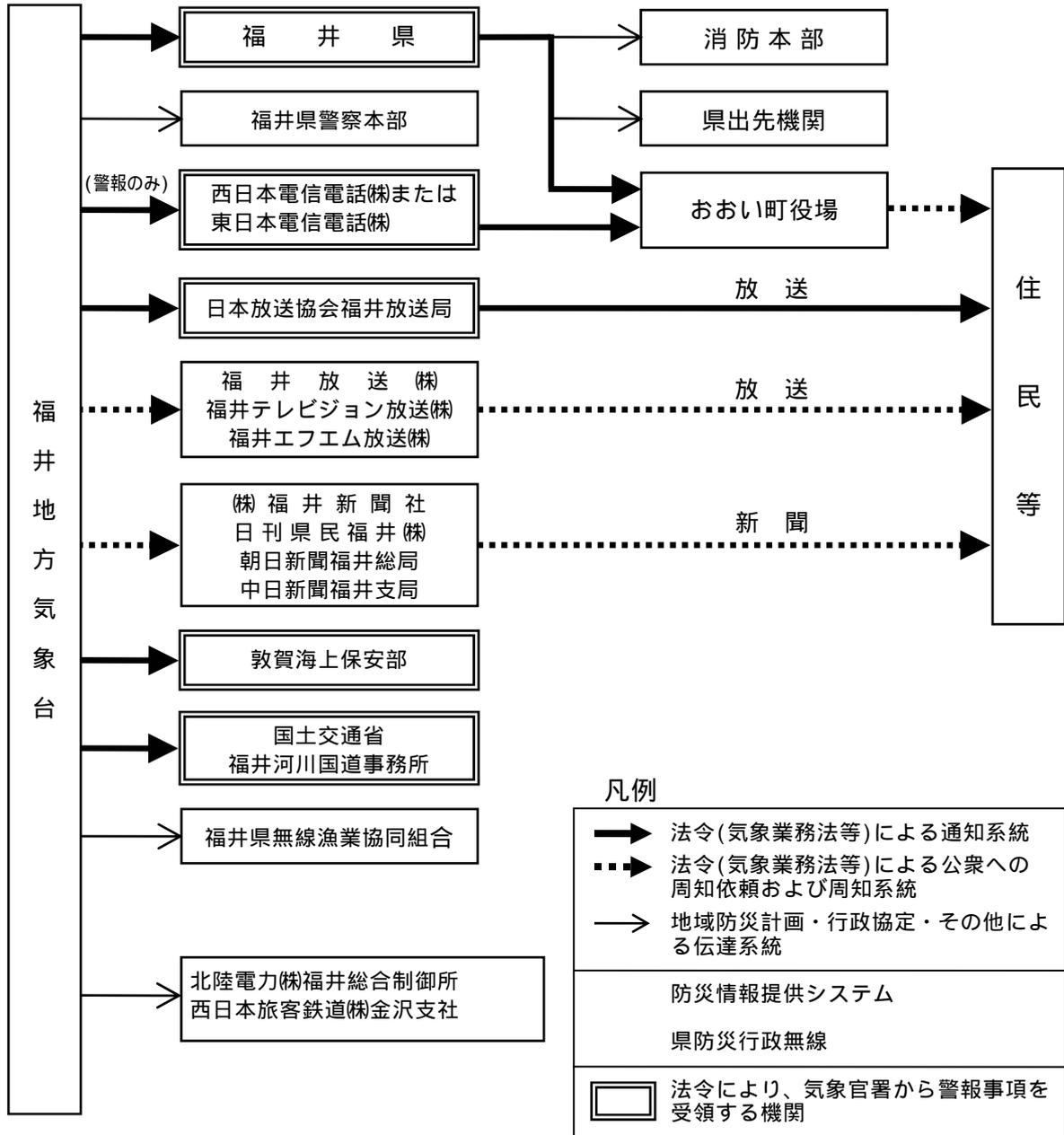
気象注意報・警報の伝達経路は以下に示すとおりであり、特に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報は、住民等への周知を図るものとする。

4 住民への周知

町は、必要に応じ、防災行政無線、広報車、警鐘、サイレン等を利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

なお、周知に当たっては、災害時要援護者に配慮する。

気象注意報、警報等の伝達先および伝達系統



第2 消防法による火災気象通報および火災警報

1 火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の規定により、その状況を県に通報する。その通報を受けた県は、県防災行政無線等により、速やかにその旨を町に通報する。

2 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県全域または嶺北、嶺南の地域を対象とし、当日の気象状況が次の条件を満たしたときとする。

- (1) 実効湿度65%以下で最小湿度30%以下になる見込みのとき。
- (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

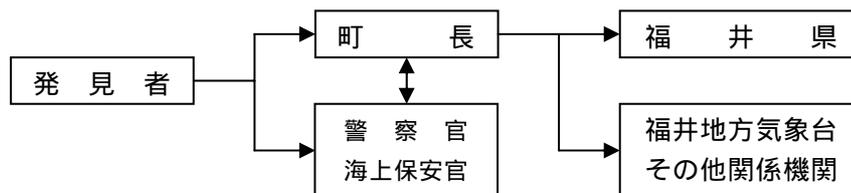
3 火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発する。

第3 異常気象発見者の通報義務

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長または警察官等に通報し、町長は速やかに県および福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。



2 町長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき
- (2) 竜巻、強いひょうがあったとき
- (3) 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき

第2節 活動組織の設置

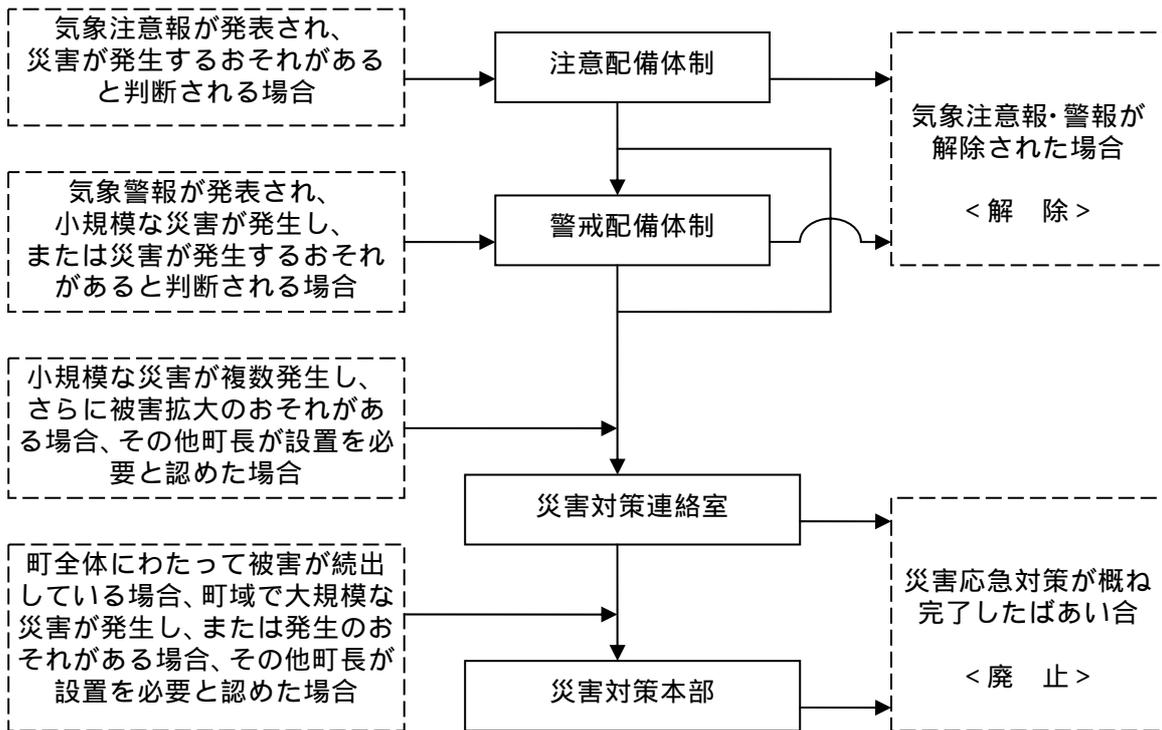
災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防および災害応急対策活動を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた活動組織を設置する。

《実施担当》

防災対策各班、若狭消防組合、関係機関

第1 活動体制の決定

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害の規模その他の状況に応じた活動体制をとる。



活動組織設置のながれ

第2 注意・警戒配備体制

1 注意配備体制

総務課長は、嶺南（嶺南西部）地方に気象注意報が発表され、災害が発生するおそれが

あると判断した場合は注意配備をとり、防災関係職員は、次の内容の情報収集に努める。

なお、気象注意報が解除された場合、または警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、注意配備を解除する。

県、福井地方気象台からの気象情報等の収集
小浜警察署、若狭消防組合消防本部からの被災情報の収集
帰庁者、登庁者からの被災情報の収集

2 警戒配備体制

総務課長は、嶺南（嶺南西部）地方に気象警報が発表され、小規模な災害が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合は警戒配備をとり、注意配備と同様の情報収集に努めるとともに、災害応急対策に関する情報収集を行う。

なお、気象警報が解除された場合、または災害対策連絡室以上の体制への移行が決定された場合は、警戒配備を解除する。

第3 災害対策連絡室

1 設置および廃止基準

総務課長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、町長の命を受け、災害対策連絡室を設置し、または廃止する。

(1) 設置基準

小規模な災害が複数発生し、さらに被害の拡大のおそれがある場合
その他町長が連絡室の設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合
災害が発生するおそれが解消された場合
災害対策本部の設置が決定された場合

2 設置場所

連絡室は、おおい町役場内に設置する。

3 組織編成、運営および事務分掌

(1) 連絡室は、室長（総務課長）その他災害対策本部員をもって組織する。

(2) 連絡室の運営は、災害対策本部体制に準じて行うものとし、主な事務分掌は次の内容とする。

災害原因情報、被害情報および災害対策情報の収集、分析に関する事項
関係機関との連絡調整に関する事項
職員の配備体制に関する事項
災害対策本部設置の検討に関する事項

第4 災害対策本部

1 設置および廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、または廃止する。

(1) 設置基準

町域全体にわたって被害が続出している場合で、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要がある場合

町域で大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合
(火災、爆発その他重大な人為的被害が発生した場合も含む。)

その他町長が本部の設置の必要を認めた場合

地震災害時における災害対策本部の設置基準は「第4篇 地震災害応急対策 第1章 応急活動組織 第2節 動員体制 第1 動員基準」参照。

(2) 廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合

災害が発生するおそれが解消された場合

2 設置場所

災害対策本部は、原則として町役場内に設置する。ただし、町役場内に設置することが不可能な場合は、ふるさと交流センターに設置する。

3 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに県をはじめ、小浜警察署、若狭消防組合消防本部等の防災関係機関にその旨を通知または報告する。

4 設置の公表

災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を庁舎の正面玄関に掲示する。

5 組織および事務分掌

- (1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 災害対策本部に次の班を置き、各班長は次に掲げるものを充て、本部員として班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部 設置時の班名	班長名	災害対策本部 設置時の班名	班長名
総務班	総務課長	建設班	建設課長
企画班	企画課長	生活環境班	生活環境課長
広報班	電子情報課長	避難誘導班	総合開発室長
労務輸送班	税務課長	支援班	議会事務局長
住民福祉班	住民福祉課長	出納班	会計課長

保健班	なごみ保健課長	教育班	教育課長
耕地班	地籍整備課長	消防班	若狭消防組合消防本部 消防長
産業班	産業振興課長	支所班	総務管理課長

- (4) 各班に係を置き、その主な事務分掌は別表1に示すとおりとする。
- (5) 災害対策本部に本部長、副本部長、本部員および必要に応じ、その他の職員で構成する本部員会議を置き、本部員会議において次の事項を協議する。ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部員会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長および一部の本部員との協議をもって、これに代えることができる。

被害状況の把握および災害応急対策実施状況 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項 各班および現地対策本部相互の調整に関する事項 防災関係機関との連携推進に関する事項 他団体に対する応援要請に関する事項 その他重要な災害応急対策に関する事項

- (6) 班内各係相互の緊密な連絡調整を図るため、各班連絡調整課の課長を各班連絡責任者とする。

6 権限委譲

町長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副町長、総務課長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員(班長)はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

第5 支所災害対策本部

本部長(町長)は、災害の状況に応じて支所災害対策本部を設置する。支所災害対策本部では、応急対策実施の指揮および名田庄総合事務所管内での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動(応援要請等を除く。)を行うとともに、本部長(町長)に緊急対策の実施状況を報告する。

1 設置基準

名田庄総合事務所管内において災害応急対策を重点的に行う必要がある場合 道路の被災等により、町役場と名田庄総合事務所との往来が困難となった場合 その他本部長が支所災害対策本部設置の必要を認めた場合

2 廃止基準

名田庄総合事務所管内の災害応急対策が概ね完了した場合 その他本部長が廃止を決定した場合

3 設置場所

支所災害対策本部は、名田庄総合事務所に設置する。ただし、名田庄総合事務所内に設置することが不可能な場合は、山村開発センターに設置する。

4 組 織

支所災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長（町長）が任命する。

5 指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を支部災害対策本部長に委任する。

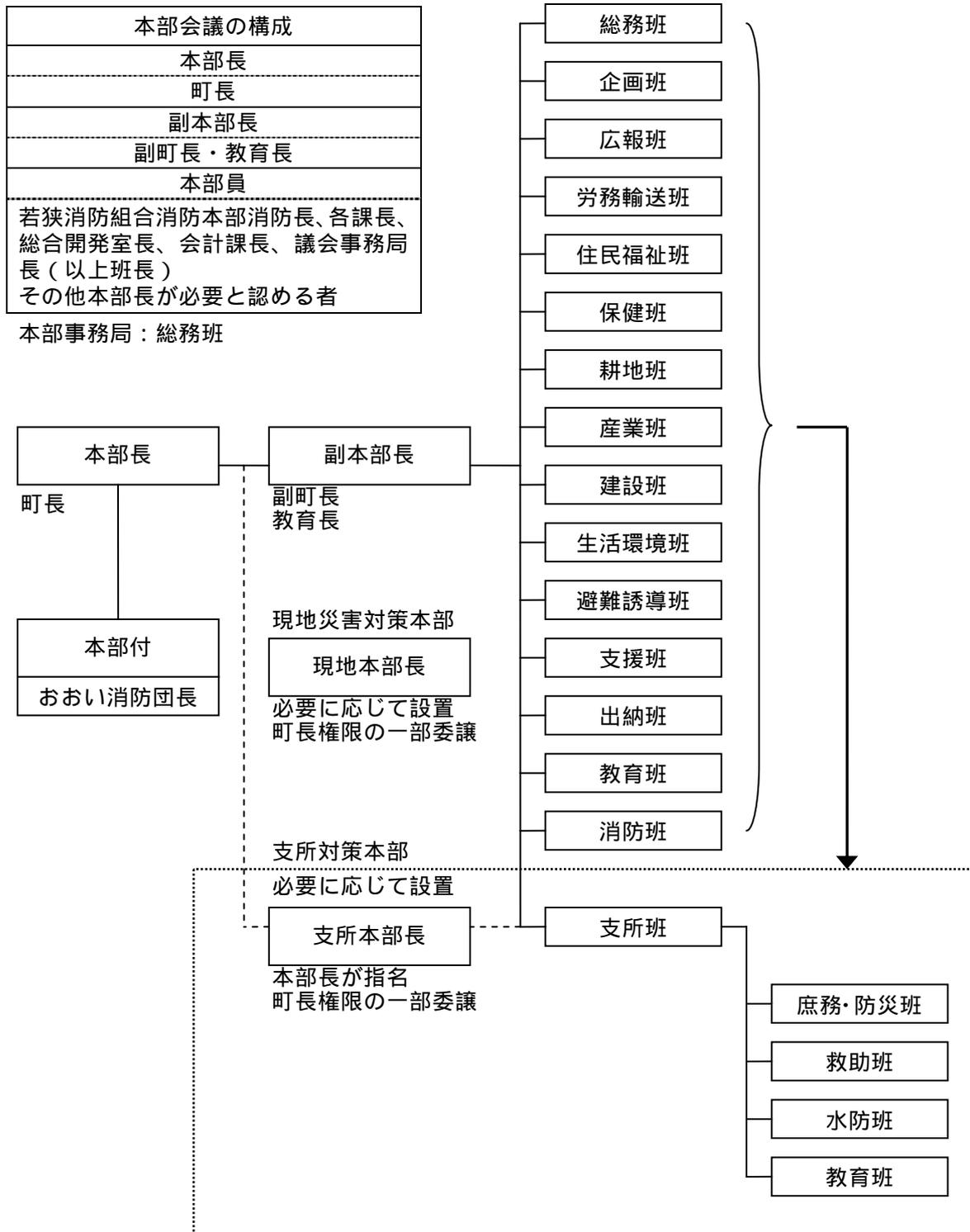
避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）

避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）

通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

おい町災害対策本部の組織



別表1 おおい町災害対策本部 事務分掌

班名	係名	事務分掌
総務班 (総務課長)	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の配備に関する事。 2. 災害関係の予算措置に関する事。 3. 本部用車両の配車管理に関する事。 4. 中央省庁・県視察団・調査団に対する陳情、資料のとりまとめに関する事。 5. 自衛隊の受入に関する事。 6. 民間および他市町の救援隊の編成並びに受入れに関する事。 7. 隣接市町との相互応援に関する事。 8. 本部職員の保健宿舎に関する事。
	防災係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全般の企画立案に関する事。 2. 本部の設置、解散に関する事。 3. 各班および関係機関との連絡調整に関する事。 4. 班長会議に関する事。 5. 国・県に対する要請に関する事。 6. 予・警報・情報の収集および連絡調整に関する事。 7. 消防体制および消防活動に関する事。 8. 非常配備に関する事。
企画班 (企画課長)	調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災状況の収集報告に関する事。 2. 専門家の派遣および調査機器に関する事。
	広報係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報道関係機関との連絡に関する事。 2. 町民に対する広報に関する事。
広報班 (電子情報課長)	広報係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害広報資料等の収集および提供に関する事。 2. 有線放送施設および情報通信施設の災害予防および応急対策に関する事。
労務輸送班 (税務課長)	労務計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労務供給計画に関する事。 2. 各協力機関の配置指揮監督に関する事。 3. 車両の調達に関する事。
	協力係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人員・物資・輸送計画に関する事。 2. 応急救助、応急対策に要する労働力の供給に関する事。 3. 緊急物資輸送のための船舶の借上および応急輸送に関する事。
住民福祉班 (住民福祉課長)	救助係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法に基づく救助事務全般に関する事。 2. 避難場所の設置に関する事。 3. 被災地の住民登録に関する事。 4. 非常用主食の配分に関する事。 5. 炊出しに関する事。 6. 援助物資の受領および配分に関する事。 7. 生活必需物資の調達、輸送、供給に関する事。

	福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害見舞金の受理配分に関する事。 2. 災害時における児童および母子世帯の収容に関する事。 3. 児童福祉施設等の被災調査および応急復旧に関する事。
保健班 (なごみ保健課長)	医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療品等の調達に関する事。 2. 救護所の設置に関する事。 3. 急患者輸送に関する事。 4. 被災者の医療措置に関する事。 5. 防疫に関する事。
耕地班 (地籍整備課長)	耕地係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設等の災害予防および応急対策に関する事。 2. 他の班の応援に関する事。
産業班 (産業振興課長)	農業係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 果実そ菜、米等の農林産物の災害防止対策および被災状況調査に関する事。 2. 被災果実そ菜、米等の農林産物の応急技術対策に関する事。 3. 緊急物資(主要食料、そ菜果実)の調達供給に関する事。 4. 農林産物の採取出荷の規制に関する事。 5. 他の班の応援に関する事。
	畜産係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家畜の感染症予防、防疫、被災家畜の調査に関する事。 2. 被災家屋の調査に関する事(人的被災を含む)。 3. 他の班の応援に関する事。
	商工水産係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係被災調査および災害対策に関する事。 2. 漁船、漁具の被災調査および被災防止に関する事。 3. 水産物の採取出荷の規制に関する事。 4. 他の班の応援に関する事。
建設班 (建設課長)	土木漁港係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との連絡調整に関する事。 2. 公共土木の被災調査に関する事。 3. 道路、橋梁の確保、水防応急対策に関する事。 4. 交通事情の把握に関する事。 5. 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理および公営住宅の建設に関する事。 6. 災害記録、写真の整備に関する事。
	林業係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 治山、林道、その他林業用施設等の応急対策に関する事。 2. 他の班の応援に関する事。
	水防係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動全般の企画指導に関する事。 2. 水防資機材の輸送、調達に関する事。 3. その他、水防全般の事務に関する事。 4. 水位、雨量、その他気象、情報の送受に関する事。
生活環境班 (生活環境課長)	上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道の応急対策に関する事。 2. 上下水道の応急復旧に関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
	生活環境係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境衛生に関する事。 2. 一般廃棄物に関する事。 3. 食品衛生に関する事。

避難誘導班 (総合開発室長)	避難誘導係	1. 町民の被災状況の調査収集に関する事。 2. 避難住民の誘導(広報を除く)に関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
出納班 (会計課長)	出納係	1. 災害対策にかかる現金の出納に関する事。 2. 義援資金の受入れに関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
支援班 (議会事務局長)	支援係	1. 町議会との連絡調整に関する事。 2. 災害情報の収集に関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
教育班 (教育課長)	教育係	1. 文教施設の応急復旧に関する事。 2. 被災児童生徒に対する応急教育、教材、学用品の調達供給に関する事。 3. 学校給食に関する事。 4. 児童、生徒の保健管理に関する事。 5. 文化財の応急保護対策に関する事。 6. 文教施設の被災調査に関する事。
消防班 (若狭消防組合 消防本部消防長)	消防係	1. 緊急時における県・市町等との調整に関する事。 2. 住民の避難誘導、救助・救急に関する事。 3. 救急搬送に関する事。 4. 広域消防連携に関する事。 5. 消防団・水防団の出動に関する事。

支所対策本部(総合事務所管内における災害時初動対応)

班名	係名	事務分掌
支所班 (総務管理課長)	庶務・防災係	1. 職員の配備に関する事。 2. 車両の配車管理に関する事。 3. 各班・各係との連絡調整に関する事。 4. その他支所対策本部の運営に必要な事。
	救助係	1. 災害救助法に基づく救助事務全般に関する事。 2. 避難場所の設置に関する事。 3. 生活必需物資の調達、輸送、供給に関する事。 4. 避難住民の誘導に関する事。 5. その他住民の救助に関し必要な事。
	水防係	1. 水防活動全般の企画指導に関する事。 2. 水防資機材の輸送、調達に関する事。 3. その他水防全般の事務に関する事。
	教育係	1. 児童、生徒の安全確保に関する事。 2. 学校給食に関する事。 3. 児童、生徒の保健管理に関する事。 5. 文化財の応急保護対策に関する事。 6. その他教育関係および他係の支援に関する事。

第6 現地災害対策本部

本部長（町長）は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、本部長（町長）に応急対策の実施状況を報告する。

1 設置基準

災害応急対策を局地的または特定地域で重点的に行う必要がある場合
その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

2 廃止基準

当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
その他本部長が廃止を決定した場合

3 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

4 組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長（町長）が任命する。

5 所掌事務

現地災害対策本部の業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (2) 区長等関係者との連絡調整に関すること。
- (3) 避難所の開設および連絡調整に関すること。
- (4) 被害状況等の情報収集に関すること。
- (5) この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- (6) その他現地災害対策本部の運営に関すること。

(注)通信途絶のときは、本部に伝令員を派遣すること。

6 指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

第3節 動員体制

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防および災害応急対策活動を実施するため、災害の規模に応じた動員配備を行う。

《実施担当》

総務班、防災対策各班

第1 動員基準

職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

組織	配備体制	配備基準	配備概要
-	注意配備	1. 嶺南（嶺南西部）地方に気象注意報が発表され、災害の発生のおそれがある場合	1. 防災担当者による情報収集
	警戒配備	1. 嶺南（嶺南西部）地方に気象警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合 2. 小規模な災害が発生した場合	1. 被害情報および災害応急対策に関する情報収集 2. 災害対策連絡室設置の検討
災害対策連絡室	第1配備	1. 小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. 相当規模の災害の発生が予想される場合 3. その他町長が必要と認めた場合	1. 被害情報の収集および伝達 2. 局地的な災害応急対策の実施 3. 災害対策本部設置の検討
災害対策本部	第2配備	1. 相当規模の災害が発生した場合 2. 局所的であるが、大規模の災害が予想される場合 3. その他町長が必要と認めた場合	1. 被害情報の収集および伝達 2. すべての災害応急対策の実施
	第3配備	1. 大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合 2. その他町長が必要と認めた場合	1. 被害情報の収集および伝達 2. すべての災害応急対策の実施 3. 閉庁時はすべての職員が参集(自主参集)

各配備体制に応じた配備職員はおおむね次のとおりとする。ただし、配備職員については、担当課であらかじめ指定する。

配 備 職 員

課名等		配備体制	注意配備	警戒配備	第1配備	第2配備	第3配備
町役場本庁	総務課						全職員
	企画課						
	電子情報課						
	税務課						
	住民福祉課						
	なごみ保健課						
	地籍整備課						
	産業振興課						
	建設課						
	生活環境課						
	総合開発室						
	会計課						
	議会事務局						
教育課							
総合事務所	総務管理課						
	健康福祉室						
	郷づくり室						
	住民サービス室						
	教育委員会 名田庄事務支局						

第2 動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した連絡・参集を行い、参集報告をする。

また、必要に応じて人員の確保を行う。

1 勤務時間内

(1) 伝達体制

各部への伝達は、総務班庶務係が庁内放送によって行う。ただし、庁内放送による伝達が不能な場合は、電話またはファクシミリによって行う。

(2) 活動体制への移行

伝達を受けた場合は、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

(2) 参集場所

自己の指定参集場所とする。

(3) 過渡的措置

防災対策各班長は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、暫定的に班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

3 参集の報告

防災対策各班において、職員を配備し、応急活動を実施した場合、職員の参集状況を総務班庶務係に報告する。

4 人員の確保

(1) 注意配備・警戒配備・第1配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を総務班防災係へ報告する。

(2) 第2配備・第3配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務班防災係に要請する。

この場合、総務班防災係は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

5 平常業務の機能

第3配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある住民サービス部門等から、総務班防災係と協議のうえ実施する。

第3 福利厚生

災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力を持続するため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊施設等の確保

総務班庶務係は、災害対策従事者の宿泊および一時的な仮眠施設を公共施設、町営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整する。

2 食料の調達

総務班庶務係は、住民福祉班救助係と調整のうえ、災害対策従事者への食料を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資および給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

第4節 警戒活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒活動を行う。

《実施担当》

建設班、消防班、生活環境班上下水道係、若狭消防組合、消防団、小浜土木事務所、電力事業者、電気通信事業者、放送事業者、鉄軌道施設管理者、道路施設管理者、各乗合旅客自動車運送事業者

第1 水防活動

水防法（昭和24年法律第193号）ならびに福井県水防計画に基づき、洪水または高潮による水害を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減することで公共の安全を保持することを目的とする。

なお、水防計画の詳細は、別途「おい町水防計画」で定めるものとする。

1 水防の責任

(1) 町の責任

水防法および県の水防計画に基づき、管理区域内における水防体制と、組織の確立強化を図り、区域内における水防を十分に果たすものとする。

(2) 住民の責任

水防管理者、若狭消防組合消防本部消防長より出動を命じられたときは、ただちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、管理区域に居住する者は、常に気象状況、増水状況等に注意し、水害が予想されるときは、進んで水防に協力しなければならない。

2 水防区域

水害のおそれがあると認められる河川のうち、福井県知事において水防警報を行う水防区域は次のとおりである。

佐分利川	左岸 右岸	田井谷川合流点(川上18-10-1)～日本海まで
------	----------	--------------------------

3 水防体制

(1) 水防本部の機構

町長は、水防法第11条の規定に基づき洪水予報を受けたときから洪水の危険が解消するまでの間、おい町に水防対策本部と消防機関に水防本部を設け、もっておい町水防本部とし事務を処理するものとする。ただし、おい町災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

(2) 水防配備体制

町長（本部長）は、水防法第10条の規定に基づいて、福井地方気象台が発表する気象予報等および県から水防警報が発せられたときで必要と認められるときは、おい町水防対策本部と消防機関の水防本部によるおい町水防本部を設置して、おい町水防計画に定める配備基準により対応するものとする。

4 雨量観測および水位観測

(1) 雨量の観測

総務班防災係は、雨量について建設班水防係から報告を受けるとともに、県および福井地方気象台からの情報収集に努める。

(2) 水位の観測

建設班水防係は、消防班と協力して海岸、河川・水路およびため池の水位状況を把握するとともに、水位の状況を総務班防災係に連絡する。

河川名	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	観測局所在地	管 理 者
佐分利川	1.90 m	2.40 m	2.60 m	3.10 m	おい町本郷	小浜土木事務所
南 川	2.10 m	3.70 m	無し	4.40 m	おい町名田庄小倉	小浜土木事務所

5 出動準備および出動

(1) 出動準備

総務班防災係は、海岸、河川・水路およびため池において、洪水の危険が予想される場合、建設班水防係、消防班および消防団に対し出動の準備を連絡する。

(2) 出 動

総務班防災係は、水防警報が発令された場合、または河川・水路およびため池の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達した場合、建設班水防係、消防班および消防団に出動を通知するとともに、小浜土木事務所に連絡する。

6 監視および警戒

(1) 監視および警戒

建設班水防係、消防班および消防団は、気象状況に応じ、海岸、河川・水路およびため池を巡視し、異常を発見した場合、直ちに総務班防災係に連絡する。

ア 堤防の亀裂、欠け、崩れ、沈下等

イ 堤防からの溢水状況

ウ 樋門の水漏れ

エ 橋梁等の構造物の異常

(2) 関係機関への通知

総務班防災係は、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、小浜土木事務所に通知する。

(3) 警戒区域の設定

総務班防災係は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じる。

第2 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士等との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

1 警戒体制の基準

町、県その他防災機関は、時機を逸することなく、あらかじめ定める各危険地域における基準に基づき、速やかに警戒態勢を確立する。ただし、急傾斜地崩壊危険区域については、次の要領で警戒態勢をとる。

区 分	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日まで降雨がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。

備考：1) 第1警戒体制においては、危険区域の警戒巡視、住民に対する広報等を実施する。
 2) 第2警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条第1項に規定する事前措置、同法第60条第1項に規定する避難の指示等の処理を実施するものとする。ただし、降雪時、融雪時、災害時および地すべり等発生時は別途考慮する。

2 情報収集

(1) 現地状況の把握

建設班水防係、消防班、消防団および関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。また、広域的な大規模災害が発生した場合、県と連携し、斜面判定士による危険状況の把握に努める。

(2) 降雨・積雪状況の把握

降雨・積雪の状況は、所管施設で自らが観測するとともに、アメダス、テレメーター等の記録も活用して町域の気象状況を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の把握

知事によって指定・公示される「土砂災害警戒区域」または「土砂災害特別警戒区域」に関する情報をあらかじめ収集し、警戒区域ごとの警戒避難体制ならびに情報伝達の方法を別途定め、対象となる住民に周知する。

3 警戒活動の内容

(1) 第1次警戒体制

- ア 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒体制

- ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を実施する。
- イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

4 斜面判定士制度の活用

関係機関との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

5 情報交換の徹底

県、他の市町および関係団体と、気象観測情報等の交換に努める。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨によって起こる災害に備えるため、気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて警備警戒体制をとる。

1 生活環境班（上下水道係）

- (1) 生活環境班上下水道係は、気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 応急対策要員および応急対策用資器材を確保する。
 - イ 参集に備え待機する。
 - ウ 応急給水の準備を実施する。

2 建設班（土木漁港係）

- (1) 建設班土木漁港係は、気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 応急対策要員および応急対策用資器材を確保する。
 - イ 参集に備え待機する。

3 電力事業者（関西電力株式会社）

- (1) 気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 待機および非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
 - イ 応急対策用資機材を確保する。

4 ガス事業者（液化石油ガス事業所）

- (1) 気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 待機および非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
 - イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
 - ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等を巡回点検する。

5 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)北陸総支社）

- (1) 気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 待機および非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
 - イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
 - ウ 防災対策用資機材および工事用車両を準備する。
 - エ 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡員を配置する。
 - オ 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員を配置する。
 - カ 重要回線、設備を把握するとともに、各種措置計画を点検する。
 - キ 電気通信設備等に対する必要な防護措置を実施する。
 - ク その他安全上必要な措置を実施する。

6 放送事業者

- (1) 気象情報等の収集に努める。
- (2) 災害発生に備えて次のような活動を実施する。
 - ア 電源設備、給排水設備の整備、点検
 - イ 中継・連絡回線の確保
 - ウ 放送設備・空中線の点検
 - エ 緊急放送の準備

7 鉄軌道施設管理者

- (1) 気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 待機および非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
 - イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
 - ウ 施設設備を点検する。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限の実施
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送の実施
 - ウ 安全な場所への避難誘導等

8 道路施設管理者

- (1) 気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 待機および非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
 - イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
 - ウ 施設設備を点検する。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。
 - ア 定められた基準により、通行禁止、制限若しくは速度規制の実施
 - イ 迂回、誘導等適切な措置の実施

9 各乗合旅客自動車運送事業者

- (1) 気象情報等の収集に努める。
- (2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
 - ア 定められた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
 - イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町および関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

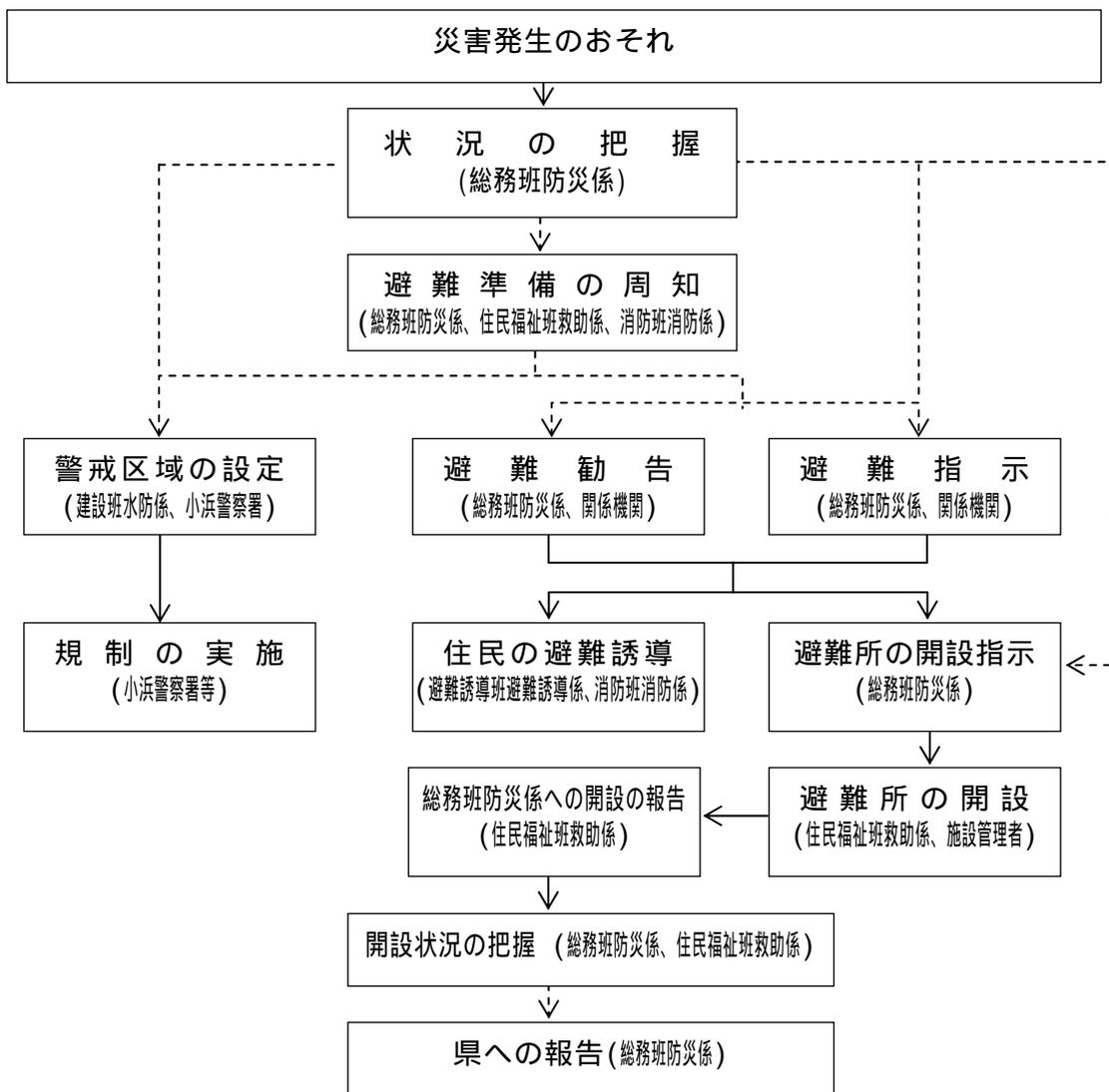
第5節 応急避難対策

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

《実施担当》

総務班防災係、住民福祉班救助係、避難誘導班避難誘導係、消防班、小浜警察署、若狭消防組合、消防団

《警戒活動のながれ》



第1 避難情報の種類

内容等 種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (災害時要援 護者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 実施責任者および基準

気象予警報等が発表され、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがある危険地域の住民等に対し、生命または身体の安全を確保するため、避難の勧告または指示を行う。

なお、避難の勧告または指示の実施責任者等は、次のとおりである。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備 (災害時要 援護者避難) 情報	町 長	立退き準備の勧告(災害時要援護者は立退きの勧告)	災害時要援護者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位(特別警戒水位)もしくははん濫危険水位(危険水位)に到達すると予測されるとき等 【土砂災害】 ・近隣で前兆現象(湧き水、地下水の濁りや量の変化)の発見等

<p>避難の勧告</p>	<p>町長 [災害対策基本法60条]</p>	<p>立退きの勧告および立退き先の指示</p>	<p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認等 【土砂災害】 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見等</p>
<p>避難の指示</p>	<p>知事またはその命を受けた職員 [水防法29条、地すべり等防止法25条]</p>	<p>立退きの指示</p>	<p>洪水・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</p>
	<p>水防管理者 [水防法29条]</p>	<p>立退きの指示</p>	<p>洪水・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。</p>
	<p>町長 [災害対策基本法60条]</p>	<p>立退きの指示および立退き先の指示</p>	<p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認等 【土砂災害】 ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）の発見等</p>
	<p>警察官 [災害対策基本法61条、警察官職務執行法4条]</p>	<p>立退きの指示および立退き先の指示</p>	<p>町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき。</p>
	<p>警告 避難の措置</p>		<p>危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。</p>
	<p>海上保安官 [災害対策基本法61条]</p>	<p>立退きの指示および立退き先の指示</p>	<p>町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき。</p>
<p>自衛官 [自衛隊法94条]</p>	<p>避難について必要な措置</p>	<p>災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。</p>	

なお、町長不在時は、副町長、総務課長の順で町長の権限を委譲する。

第3 避難の周知

1 避難準備情報（災害時要援護者避難）

町は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告、指示等を実施する必要が予想される場合、危険が予想される地域の住民に事態の周知を図り、避難するための準備（災害時要援護者に対しては避難）を勧告する。

なお、避難準備情報に関するの伝達事項は、勧告者、危険予想地域、避難準備勧告すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法とする。

2 災害時要援護者等への伝達

災害時要援護者への伝達は、社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係者の協力を得て行う。

3 住民への避難の勧告または指示の周知

(1) 避難勧告等の判断基準の策定

町は、避難勧告等の意志決定を迅速・的確に実施するため、雨量や河川水位などを用いて、具体的な判断基準の策定に努める。

(2) 伝達方法

住民への避難の勧告および指示の伝達は、ケーブルテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン、携帯電話メール等多様な情報手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

避難勧告等の発令に際しては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的に分かりやすい内容で発令するように努める。

放送事業者に対しては、情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努める。

(3) 伝達内容

- ア 避難勧告、指示の実施者
- イ 避難勧告、指示の理由
- ウ 対象となる地域（地区名等）
- エ 避難先、避難経路等
- オ その他注意事項

4 県への報告

避難のための立退きを勧告または指示した場合、次の事項について知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合はただちにこれを公示し、県に報告する。

- (1) 避難の勧告または指示の理由
- (2) 避難の勧告または指示のを行った地域
- (3) 世帯数および人員
- (4) 立退き先

第4 避難の方法

1 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
- (3) 事業所、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は3食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足はさけ、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
- (8) 前各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出し」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

2 避難誘導

- (1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とし、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員および消防団員等があたり、防災関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難は、高齢者、幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先し、適切な避難誘導を行う。

3 避難路

避難路は事前に検討し、その安全を確認する。また、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

4 防災上特に重要な施設の避難

学校教育施設、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。また、避難誘導にあたって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は避難誘導班避難誘導係に避難誘導の応援を要請し、住民福祉班救助係は自主防災組織等に協力を依頼する。

第5 避難所の開設と被災者の受入れ

1 避難所の開設

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、原則としてあらかじめ定めた避難所の施設管理者に避難所の開設を指示し、住民福祉班救助係は避難所を開設する。また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに避難所を開設する。

なお、緊急を要する場合は次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

ア 住民福祉班救助係は避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

イ 施設管理者は住民福祉班救助係からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

ア 住民福祉班救助係は、町長から避難所開設の命を受けた場合、ただちに避難所となる施設管理者に連絡するとともに、避難所の開設を行う。

イ 住民福祉班救助係は、開設した避難所に避難者の応急収容を行う。なお、小中学校を避難所として開設する場合、原則として体育館を避難所とする。

ウ 住民福祉班救助係は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

(3) 災害時要援護者への措置

避難所に高齢者、障害者等災害時要援護者がいる場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力により、適切な措置を講ずるよう努める。必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう勤めるものとする。

2 県への報告等

町長は、避難所を開設したとき下記事項を知事に報告するほか、小浜警察署等に通報する。

(1) 避難所開設の日時および場所

(2) 箇所数および収容人員

(3) 開設期間の見込み

3 避難所の管理、運営

(1) 管理責任者

避難所には、運営管理責任者およびその他職員を配置する。運営管理責任者は原則として住民福祉班救助係の人員があたるものとし、災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安または二次災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。

また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。

なお、避難所に係る記録・報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2) 管理責任者

運営管理責任者は、避難所を開設したときは、施設の管理者と施設利用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務または記録をし、災害対策本部長に報告しなければならない。

ア 一般的事務

避難者の受付

- 避難者に対する情報の伝達
- 救護所の設置場所の選定
- 避難所に配布された食料等物資の管理
- 給食時間の調整
- 救助食料等の配布
- 便所その他不衛生な場所の消毒および施設の清掃管理

イ 記録に関すること

- 職員の避難所勤務状況の記入
- 日誌の記入
- 物品の受け払い簿の記入
- 避難者名簿の調整

ウ 報告に関すること

- 避難所の開設および閉鎖日時の報告
- 避難状況の報告
- 給食済み、見込み人員の報告
- その他必要な状況

第6 警戒区域の設定

1 実施責任者および基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次の通りである。

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
町 長 [災害対策基本法63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知 事 [災害対策基本法73条]	同	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警 察 官 [災害対策基本法63条]	同	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
自 衛 官 [災害対策基本法63条]	同	前記の実施の基準の場合において、町長若しくはその委任を受けた職員ないし警察官が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
消防長または 消防署長 [消防法23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、または命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害をあたえるおそれがあると認められるとき。
警察署長 [消防法23条の2]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。
消防吏員または 消防団員 [消防法28条,36条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認められたとき。
警察官 [消防法28条,36条]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防吏員または消防団員が火災その他の災害現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。

注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、または要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について小浜警察署長等の関係者との連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは小浜警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去または立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第6節 雪害対策計画

町は、積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民生の安定と産業の活動を維持する。

《実施担当》

建設班土木漁港係、生活環境班、産業班農業係、教育班、若狭消防組合、小浜警察署、消防団、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路(株)、西日本旅客鉄道(株)

第1 基本方針

町長（本部長）は、次に掲げる方針により雪害対策を進めるものとする。

1 道路の除雪

町道の積雪が10cmに達し、さらに積雪が予想される場合に除雪を開始する。

2 除雪体制

積雪が60cmを超え、さらに今後降雪が予想される場合は、おい町雪害対策本部を設置して、交通の確保を図る。

3 豪雪対策

積雪量が100cmを越え、更に今後降雪が予測されると同時に町道の交通が途絶し、消防活動が極めて困難となり、生鮮食料品等住民の生活必需品の輸送入荷が極端に低下または減少し、孤立区の続発、大規模なだれによる人身被災が生じたとき、またはその恐れが著しく増大した場合、町長が災害対策本部を設け第3配備を指令するものとする。

4 配備体制

配備・体制	状 況	出 動 体 制
第1配備 (準備体制)	冬季に入り、降雪が予測されるとき。	除雪要員の出勤計画を確認するとともに、除雪資材機器の整備点検、借上げを完了する。
第2配備 (待機体制)	降雪が10cmを超えると予測されるとき。	除雪出勤の連絡に必要な最少限の要員を配置し、第3配備に移行できる体制とする。
第3配備 (出勤体制)	道路の積雪が10cmを超えさらに降雪が予測されるとき。	除雪要員はあらかじめ計画した方針により、除雪を開始し、長期除雪に耐えるような勤務体制をとる。
第4配備 (活動体制)	積雪量が60cmを超え、今後さらに降雪が予測され雪害対策本部が設けられたとき。	除雪要員を補充し、資機材を増強し、除雪・排雪に全力を投入する。

町長（本部長）は、積雪および降雪の予測がいずれも減少すると判断されるときは、雪害対策本部を解散し、各配備体制を繰り下げるものとする。

第2 除雪対策

1 除雪対策協議事項

総合的かつ計画的な除雪の実施を図るため、毎年降雪期前に、次の事項を必要に応じて調整する。

- (1) 除雪区間
- (2) 除雪作業基準
- (3) 機械および人夫等の借上の調整
- (4) 鉄道除雪協力体制

2 除雪責任者

(1) 道 路

- ア 国土交通省小浜国道維持出張所：国道27号
- イ 小浜土木事務所：県が管理する国道および県道
- ウ 舞鶴若狭自動車道：西日本高速道路株式会社
- エ おおい町：町道および主要道路

(2) 鉄 道

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社：営業路線（小浜線）

(3) 町道除雪計画（建設班土木漁港係）

- ア 町道除雪は、毎年度防災関係機関と協議して定める除雪業務要領によるもののほか、本計画によるものとする。
- イ 町道除雪は、県の除雪計画を準用し、これらと協議しながら計画し、場合によっては三者協議して、合同実施することも考慮する。
- ウ 町道の除雪にあたっては、除雪要員の確保を図ると同時に常に的確な情報を収集すると同時に小浜警察署の協力を得て、住民に対して除雪に関する広報を徹底させなければならない。
- エ 除雪予定路線およびその順位は、毎年定める除雪計画による。ただし、特に緊急除雪の必要があると認めるときは、町長の指示により路線を増減または順位を変更することがある。
- オ 除雪予定路線のうち、公共施設に通じる路線、国・県道との関連する重要路線、バス路線、通勤通学路線、重要な産業経済に係る路線は他に優先して行い、順を追って生活に直接結びつく路線の除雪を行う。
- カ 除雪幅員は、交通量等を勘案し、2車線を原則とする。1車線の場合は待避所を設ける。
- キ 主要町道以外の一般町道および歩道の除雪については、町民一斉除雪日を設けるなどして、区長を通じて区・商店街および地係関係者に協力を依頼し、早期除雪を指導し協力を得るものとする。なお、事業所等についても協力を依頼するものとする。

ク 除雪の早期進行を期するため、降雪前に小浜警察署と協議し、除雪予定路線の駐車禁止の措置および対策を依頼するものとする。

ケ 新たな降雪の予測が見込まれなくなったときは排雪等の対策を進めるものとする。

(4) 雪害対策本部の設置期間

12月1日から翌年の3月15日まで

第3 堆雪排除対策

1 排雪対策

- (1) 屋根雪おろしおよび道路除雪で生じた堆雪は、特に支障のない場合を除き、区ごとに相互に協力して、早期排雪に努めるよう区長を通じ、区の協力を求める。
- (2) 雪捨場は、ダンプカーにより投棄する場合および主として人力投棄する場合とに区分することがある。
- (3) 用排水路への投棄は原則として禁止するが、やむを得ず投棄する場合は、必ず水路の流心部に流し、流れを阻害しないことを確認する。
- (4) 排雪秩序の保持のため、必要に応じ小浜警察署の協力を求めその万全を期する。

2 融雪対策

- (1) 冬期間であっても異常な気象変化により、気温の上昇や降雨によって融雪水による被害が発生する恐れがあるので、気象状況に注意し、河川、水路の増水に伴う家屋等の浸水被害を防止するものとする。
- (2) 町は、防災関係機関と協議・連絡し雪捨場の堆雪処理を促進するとともに用排水路の堆雪状況を把握し、その通水に努めなければならない。
- (3) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったときは、「水防計画」により水災を警戒し、防御にあたるものとする。

第4 建物保全対策

- (1) 積雪の量および密度を考慮し、やや早めに屋根雪おろしを実施するよう住民に広報するとともに、計画的な実施を指導する。
- (2) 雪おろしの開始基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 海岸線から2km以内
平方メートル当たり 300kg (垂直積雪量 1.0m以上)
イ 上記以外
平方メートル当たり 420kg (垂直積雪量 1.5m以上)

- (3) 雪おろしに際しては、建物の老朽度、堅ろう度、緊急度、堆積状況等を十分考慮しながら作業を行うようにする。
- (4) 町有施設の雪おろしについても、上記の基準により、実施するものとする。
- (5) 雪おろしにあたっては、施設の保全および危険の防止に留意し、建物周囲におろした雪が道路に堆積したときは排雪に努めるとともに、建物に破損箇所がある場合は、必要

な手続きを経て応急復旧する。

第5 消防対策

- (1) 消火栓および防火水槽等消防水利は、常に確保されるよう区長・消防団員に対し除排雪実施の協力を求める。
- (2) 特に重要な消防水利箇所については、若狭消防組合消防本部および消防団をもって除排雪するものとする。
- (3) 消防水利の位置は、標識または標旗をもって常に所在を明らかにするものとする。

第6 なだれ対策

- (1) なだれが発生し、または発生の恐れがある場合は、状況に応じ、防犯隊が出動するほか、人命に危険がある場合は小浜警察署、若狭消防組合消防本部および消防団に出動を依頼し、排除工作および警戒にあたる。
- (2) なだれが発生し、または発生が予想され避難の必要を認めたときは、地域関係住民に対し、前節の「応急避難対策」により避難を勧告する。

第7 家屋倒壊対策

- (1) 積雪状況により、家屋倒壊の危険が予想されるとき、未処置家屋に対し、関係機関を通じて雪おろしを勧告し、処置不能の家屋等で極めて雪おろしが困難な家屋に対しては適切な措置をとる。
- (2) 倒壊家屋が発生したときで、人命救助の必要のあるときは、小浜警察署、防犯隊、若狭消防組合消防本部および消防団の協力を得てこれにあたる。

第8 孤立地区対策

- (1) 積雪による車両運行不能の遠隔地において、人命の危険が発生し救出の必要が生じたときは、小浜警察署および若狭消防組合消防本部に協力を求め、町を含む合同特別救助隊を編成派遣する。
- (2) 孤立地区の道路除雪については、特別編成の機械力を導入して開通に全力をあげる。
- (3) 通信連絡不能になった場合の応急措置は、防災関係機関の協力を求めて行うものとする。
- (4) 人命救助等緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。
- (5) 事前対策として、あらかじめ孤立予想地域の住民に対し、孤立した場合の予防対策、応急措置について周知徹底を図るものとする。

第9 災害時要援護者対策

積雪時には災害時要援護者は特に大きな影響を受けることから、町は、災害時要援護者

が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な災害時要援護者に対する除雪ボランティアを確保するなど災害時要援護者に配慮した除雪対策を行う。

第10 環境衛生対策

(1) ごみ収集対策

ア 道路の積雪が15cm以下のときは、平常収集を行う。

イ 道路の積雪が15cm以上に達した場合は、除雪されている路線沿いの収集作業を行い、道路除雪が困難なため収集車の運行が不可能となるので除雪された道路まで住民の協力を得て収集を図る。

ウ 積雪量により収集を中止したときは、町の指示があるまで家庭内で保管するよう協力を求めるものとする。

エ 収集不可能地域については、可燃ごみはなるべく雪中で焼却し、その他のごみは、ビニール袋等に詰め適宜処理するほか、し尿等を不法投棄しないよう監視し、十分住民の協力を求めるものとする。

(2) し尿くみ取り対策

し尿くみ取りについては、除雪されている路線から作業可能なところは実施するが、これ以外のところで、特に緊急を要するものは、バキューム車が進入できるよう町内または各戸に除雪協力を求めて行うものとする。降雪期間が長期にわたる場合は、状況に応じた特別措置による処理方法を指示する。

第11 水道保全対策

(1) 水道の完全給水を確保するため、水道施設（建物、ポンプ施設）の維持管理と除雪に万全を期し、積雪凍結時における給水管の破損防止については、広報活動を行うと同時に凍結管の修理等応急復旧を適切に行うものとする。

(2) 融雪の手段として水道を使用する事例が増加をしているため、飲料水の確保が困難になる事態が予測されているので、融雪用の水道使用についてはこれを禁止するよう広報に努めるものとする。

第12 情報収集および広報対策

(1) 積雪時においては、道路交通、輸送が確保されるのが先決であるので、道路の積雪量、除雪状況等必要な情報を迅速、的確に収集し除雪計画、雪害対策に万全を期するものとする。

(2) 収集された各種情報は、整理記録し、町長（本部長）に報告するとともに、必要に応じ県に連絡および報道機関、住民に対し広報するものとする。

(3) 広報に際しては、民心安定および協力体制の促進に役立つようその時期方法、内容等に特に留意する。この場合、区長に対しては、具体的事項を示して格別の協力を求めるようにする。

第13 農作物対策

- (1) 苗代用地等の確保については、除雪または融雪剤（わら灰・草木灰・カーボンブラック等）を散布して行うほか、作物の育成確保に努めるよう指導をする。
- (2) 積雪が長期にわたったときは、播種および移植の遅延を防止するために保護苗代設置を奨励するものとする。
- (3) 温室ビニール・ハウスおよび樹園地の融雪については、施設の倒壊・作物の損傷を防ぐため、除雪または排雪をして行うよう奨励する。
- (4) その他その状況に応じて臨機応変な対策を指示または指導するものとする。

第14 その他の対策

- (1) 灯油、ガス、水道、上下水道対策
 - ア 灯油、ガス等燃料供給の万全を期するため、供給業者は原料の確保に努めるものとする。
 - イ 上水道施設の維持管理に万全を期し、水道管破裂防止については広報活動を行うとともに破裂箇所の応急修理を適切に行うものとする。又、融雪の手段としての水道水の利用についても行わないよう広報を行い周知を図るものとする。
 - ウ 下水道施設の維持管理に万全を期し、降雪時においてもマンホールへの投棄をしないよう住民に周知徹底を図るものとする。
- (2) 情報収集および広報対策
 - ア 積雪時においては、道路交通、輸送が確保されるのが先決であるため、道路の積雪量、降雪状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集し、除雪対策、雪害対策に万全を期するものとする。
 - イ 収集された情報は、必要に応じ県に報告および報道機関、住民に広報を行うものとする。
- (3) 自衛隊の派遣要請
災害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認められるときは、「自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。
- (4) 学校等の雪害対策
 - 小・中学校の児童生徒、保育園児の安全確保については、おおい町教育委員会のほか、当該所管においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。
 - ア 通学道路については、常に状況を把握し除雪幅について、適切な措置を講ずるとともに、集団下校時には誘導責任者を定める等十分考慮する。
 - イ 自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。
 - ウ 屋根の雪おろしに対する危険防止について十分指導する。
 - エ 臨時休校時の措置についてはあらかじめその基準を定めておくものとする。

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況の把握および応急対策活動の実施のため、県および関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線等を活用し、必要な情報の収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》

総務班防災係、小浜警察署、若狭消防組合

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生前から継続して気象情報等の収集を行う。

第2 情報の収集・伝達系統

収集した情報の有効かつ適切な利用を図るため、伝達系統に従い、各班および関係機関の間に迅速かつ的確に伝達する。

1 災害情報の収集

防災対策各班は、災害発生後ただちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を総務班防災係に報告する。また、被害の主な調査項目は次のとおりとする。また、夜間・休日等の勤務時間外は、総務班防災係が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

項目	情報収集内容
1. 人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者、行方不明者の状況 ・ 負傷者の状況 ・ 救助救援活動の状況
2. 建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の倒壊等被害状況 ・ 火災発生状況 ・ 浸水被害状況
3. 公共施設等被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁の被害状況 ・ 土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・ 交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・ 公共建築物の倒壊、火災等被災状況（避難所、その他公共建築物） ・ 農地、農業施設等被災状況 ・ 林業施設等被災状況

4.救助活動等	・救急救助活動の状況 ・出火および消火活動の状況
5.その他	・その他、特記すべき事項

2 被害状況の集約および伝達

総務班防災係は、住民および防災対策各班から寄せられる情報を集約するとともに、小浜警察署、若狭消防組合消防本部ならびに防災関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

なお、集約された情報は直ちに防災対策各班、県および防災関係機関に報告・伝達する。

3 被害調査および情報管理の分担

被害調査は防災対策各班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策、復興を進めるためには、防災対策各班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査および被害情報の管理を次の各班で行う。

被害調査項目	担 当 班
被害集計および広報	企画班
人的被害・医療関係機関被害	保健班
一般建物被害	建設班
公共施設被害	各 班（所管施設）
土木・漁港被害	建設班
農地・農業用施設被害	耕地班
農林水産物被害	産業班
上・下水道施設被害	生活環境班
教育関係施設被害	教育班

第3 県への報告

総務班防災係は、県に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行うものとする。

1 報告の基準

総務班防災係は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
- (2) 町または県が災害対策本部を設置した場合
- (3) 災害が2市町以上にまたがり、1つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合

- (4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要する場合
- (5) 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
- (6) 災害の状況および災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
- (7) 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生した場合
- (8) その他、特に報告の指示があった場合

2 報告の種類と方法

- (1) 災害即報
 - ア 災害を覚知したときただちに行う。
 - イ 報告様式は、「資料編 3 - 3 県様式1」による。
 - ウ 報告の方法は、県防災行政無線ないし一般加入電話による。また、やむを得ない場合は、電報あるいは非常通信等を用いて報告する。
- (2) 中間報告
 - ア 災害発生後、状況の変化等に応じて報告する。
 - イ 報告様式、報告の方法等は災害即報に準じる。
- (3) 確定報告
 - ア 応急対策終了後10日以内に行う。
 - イ 報告様式は、「資料編 3 - 3 県様式2」により、文書にて報告する。

第4 通信手段の確保および運用

1 災害発生後の機能確認と応急復旧

災害発生時は、ただちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話や衛星携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員（伝令）を派遣して情報を伝達する。

2 通信手段の確保

- (1) 災害時の通信連絡
 - 町、県および防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信または衛星携帯電話により速やかに行う。
- (2) 通信の統制
 - 災害発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。
- (3) 電話および電報施設の優先利用
 - 町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うため、あらかじめ一般加入電話を災害時優先電話として利用できるよう、西日本電信電話(株)の承認を受けるものとする。

災害時優先電話を利用したダイヤル通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も通話の規制を受けない。また、手動接続による通話（電報）は、102（115）番通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）または緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。

なお、非常扱い通話（電報）および緊急扱い通話（電報）は、別に定める事項を内容とする通話（電報）を行う場合に限り取り扱うものとする。

(4) 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話（株）が決定し、内容をテレビ・ラジオ等で広報するが、次の状況にある場合の利用に適する。

ア 避難等により電話に応答できない人への連絡

イ 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡

ウ 呼出しても応答のない電話の場合

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は1伝言あたり30秒以内、伝言保存期間は録音してから2日（48時間）である。また、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人聞くことができるため、聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく。

(5) 非常通信の利用

町は、加入電話および防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員（官公庁、企業等）の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

(6) アマチュア無線の利用

町は、情報伝達手段としてアマチュア無線開設者に対し、その利用を要請する。

3 町防災行政無線の運用

(1) 住民への広報および伝達

災害発生後の災害情報および生活支援情報等は防災行政無線により行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集伝達および応急対策等に関する連絡等は、原則として防災行政無線移動系による。

4 ケーブルネットワーク施設の運用

住民への広報等は、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、ケーブルテレビや情報端末設備によることを基本とする。

5 県防災行政無線の活用

県および県の出先機関等との連絡等は、県防災行政無線を活用するものとする。

第2節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、住民の各種相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

総務班防災係、企画班広報係、広報班広報係

第1 災害広報

広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、ケーブルテレビ等により災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の住民向けの広報活動を実施する。

ただし、ケーブルテレビによる広報が不可能な場合は、企画班広報係が車両による広報活動を行う。

1 災害情報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 災害情報に関すること。
- (2) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (3) 被害の概要に関すること。
- (4) 避難勧告・指示に関すること。
- (5) その他住民の安全確保に必要なこと(気象情報、土砂災害等二次災害防止情報を含む。)。

2 支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 被災状況とその後の見通し
- (2) 避難所に関すること。
- (3) 救護所に関すること。
- (4) 救援物資の配布に関すること。
- (5) 給水・給食に関すること。
- (6) 医療機関などの生活関連情報
- (7) 義援物資等の取扱い
- (8) 被災者のために講じている施策などその他住民生活に必要なこと。

3 ライフライン復旧情報等

総務班防災係は、防災対策各班および関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- (1) 上水道、下水道、道路の状況および復旧に関すること。
- (2) 電気、交通機関等の復旧に関すること。
- (3) 電話の復旧に関すること。
- (4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。
- (5) 交通規制情報

4 広報の手段

(1) 広報車

原則として町の所有する車両を使用する。必要に応じて小浜警察署その他の関係機関に広報車の協力を求める。

(2) 広報紙

企画班広報係は、広報紙をできるだけ早期に発行し、各避難所等に送付する。また、関係各班は、送付を受けた広報紙を掲示する。

(3) その他の広報手段

- ア 防災行政無線による地区広報
- イ 避難所への職員の派遣
- ウ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- エ インターネット（ホームページ）の活用
- オ ケーブルテレビ等への情報提供
- カ 携帯電話メール

5 災害時要援護者への広報

災害時要援護者への広報は、文字放送や手話、携帯電話メール、ファクシミリ・テレフオンサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

6 災害時の広報体制

広報班長を災害広報責任者とし、広報内容の一元化を図る。

- (1) 取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
- (2) 広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。
- (3) 防災関係機関と連絡調整を図る。

第2 報道機関への情報提供等

企画班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

災害対策各班からの災害情報の報道依頼は、企画班広報係で取りまとめ、報道機関に報道を依頼する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。

【情報提供の主な項目】

- (1) 災害発生の場所および発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する避難の状況
- (5) 住民に対する協力および注意事項
- (6) 支援施策に関する事項

第3 町民の各種相談窓口の設置

災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特設相談窓口を開設し、積極的な広聴相談活動を実施する。

1 特設相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、災害時要援護者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特設相談窓口を開設する。

2 相談内容

特設相談窓口への相談内容は、被害および復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関すること。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- (3) 住民税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- (4) 災害時要援護者対策等の福祉に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関すること。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- (7) 災証明の発行に関すること。
- (8) 上水道・下水道の修理に関すること。
- (9) 中小企業および農業関係者の支援に関すること。
- (10) その他生活再建に関すること。

3 実施体制

- (1) 関係各課から対応職員を派遣し、電話および町民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙等で住民へ周知する。
- (3) 相談窓口には専用電話および専用ファクシミリを備える。

4 要望の処理

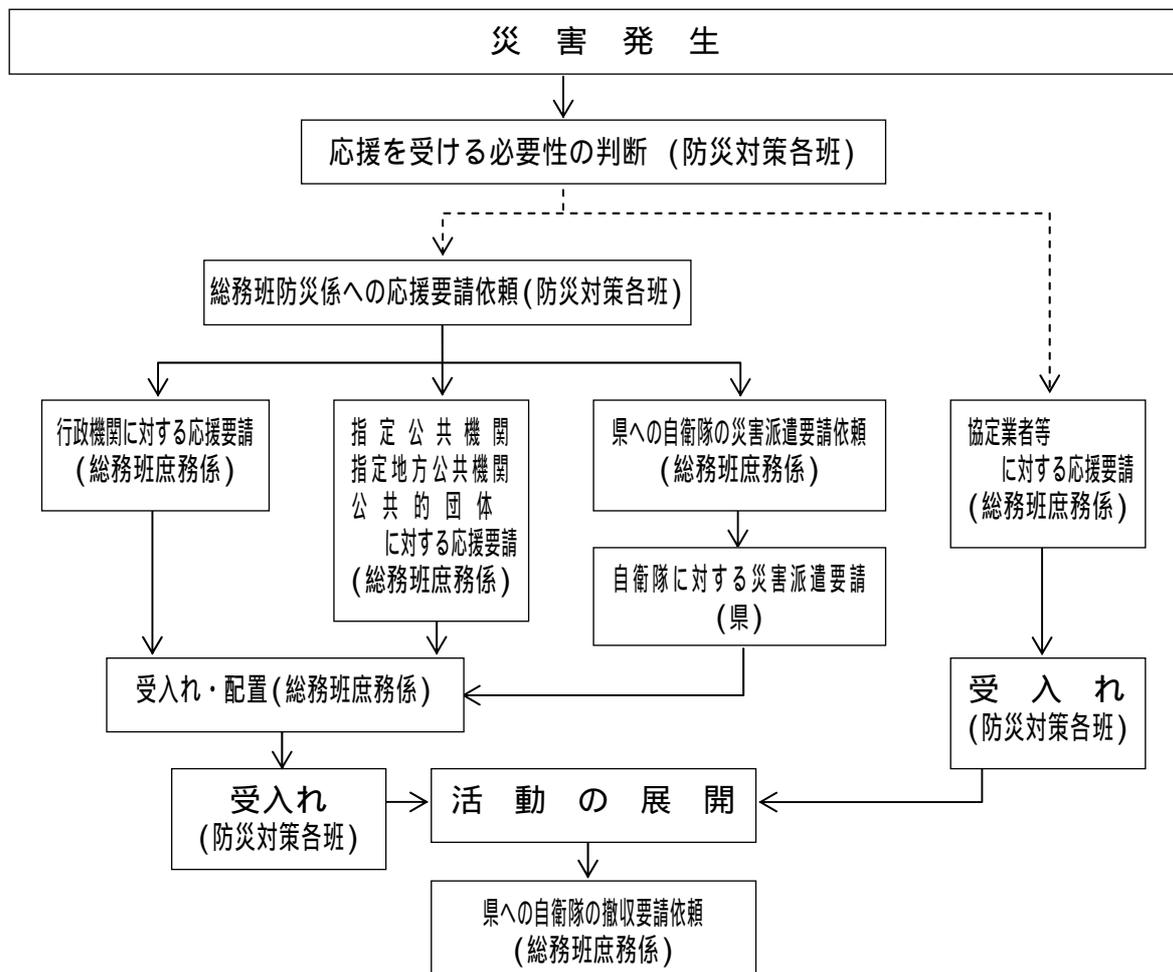
- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 特設相談窓口等で聴取した要望等は、速やかに関係各部および関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第3節 応援の要請・受入れ

町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県および他の市町並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

総務班庶務係、自衛隊

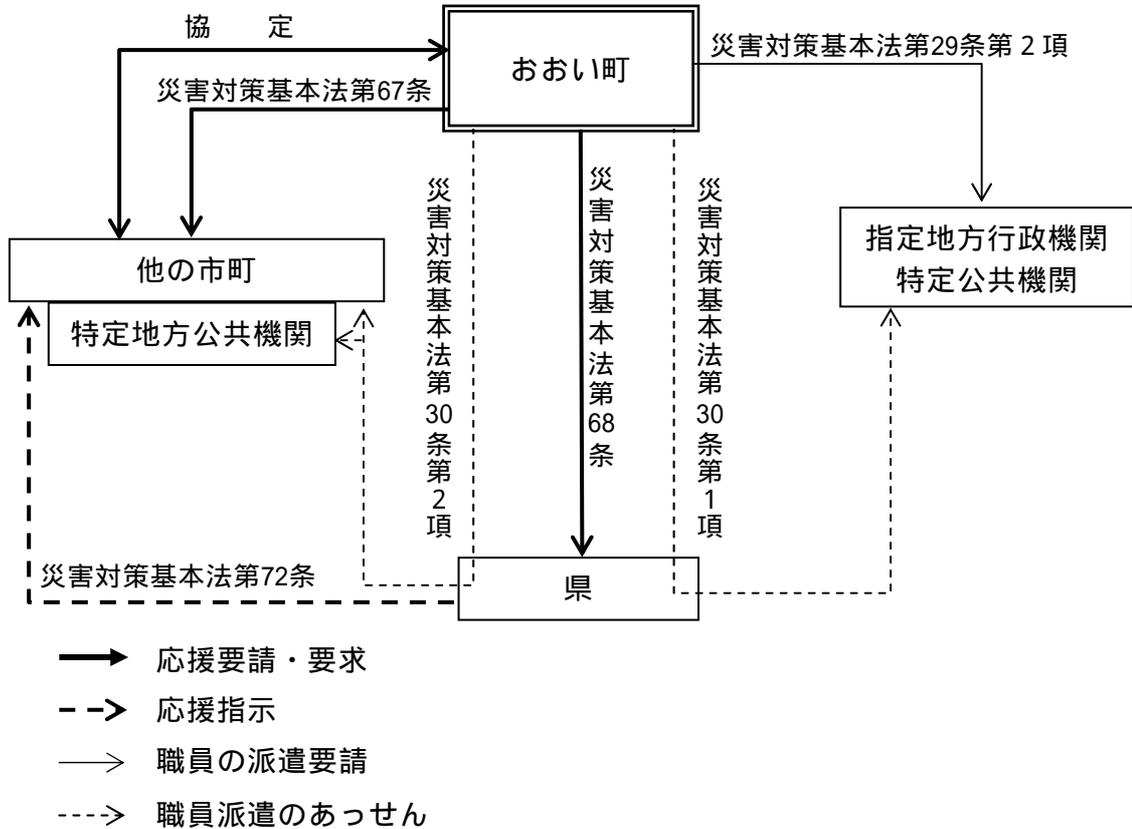


第1 行政機関等との相互応援協力

防災対策各班は、あらかじめ定めた事務分掌に基づき災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ総務班庶務係を通じて県および他の市町に応援協力を求める。

総務班庶務係は、災害が発生した場合、県への応援要請および他の市町との相互応援・協力の窓口となり、防災対策各班と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 県への応援要請

町単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援を求める。応援を要請するときは知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話またはファクシミリにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名および数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

また、町長は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

2 他の市町への応援要請

- (1) 応援の方法

災害発生時に他の市町に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実

施する。

相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、次に示す必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には電話またはファクシミリによって応援要請を行い、事後速やかに文書で所定の手続をとる。また、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名および数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

3 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援および施設の利用
- (3) 診療、感染症患者の収容、その他治療および防疫作業のための職員の応援並びに医薬品等の提供
- (4) 復旧のための土木および建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援および資機材の提供
- (6) 水道工事および給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設および輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、救急水防作業の応援および所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

4 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が拡大し、町域内の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

5 職員の派遣要請等

災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応できないと認められた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請または知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣または派遣のあっせんに要請する理由
- (2) 派遣または派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣または派遣のあっせんに必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他必要な事項

6 応援の受入れ

県や他市町、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

【災害時用ヘリポート】

大 飯 地 区	総合運動公園内多目的グラウンド 大飯オフサイトセンター
名 田 庄 地 区	名田庄中学校グラウンド

第2 民間業者等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員および資機材を確保する。

1 指定公共機関・民間業者等への協力要請

公共的団体、民間業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対 象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公 共 的 団 体	必要な各部から総務班庶務係を通じて要請
協 定 業 者 等	防災対策各班から直接協力要請の後、総務班庶務係へ報告

3 受入れ要員の宿泊場所

総務班庶務係は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

第3 自衛隊に対する災害派遣要請

住民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

派遣要請を行った場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

1 活動内容

活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の啓開
- (7) 応急医療、救護および防疫
- (8) 人員および物資の緊急輸送
- (9) 炊飯および給水
- (10) 物資の無償貸付または譲与
- (11) 危険物の保安および除去
- (12) その他

2 災害派遣要請要領

町長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を文書で行い、小浜警察署長にも通知する。ただし、そのいとまがない場合は、必要事項を電話等で要請し、事後速やかに文書で所定の手続をとる。同時に、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請ができない場合は、その旨および町域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣または陸上自衛隊第14普通科連隊長、海上自衛隊舞鶴地方総監あるいは航空自衛隊第6航空団司令に通知する。その場合には、通知した旨を事後速やかに知事に通知する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、県等と連絡協議し迅速に行うものとする。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 派遣要請先

(1) 陸上自衛隊の場合

ア 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）

石川県金沢市野田町1-8 Tel.076-241-2171

イ 陸上自衛隊第372施設中隊長

福井県鯖江市吉江町4-1 Tel.0778-51-4675

(2) 海上自衛隊、航空自衛隊の場合

ア 海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部）

京都府舞鶴市字余部下1190 Tel.0773-62-2250

イ 航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部）

石川県小松市向本折町戌267 Tel.0761-22-2101

4 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

5 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 自衛隊の宿泊施設または野営地および資機材の保管場所は、総合運動公園内に確保する。
- (2) 派遣部隊および県との連絡職員を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるように努める。
- (5) 必要に応じて小浜警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

6 撤収の要請

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、または作業が復旧段階に入った場合、町長は速やかに知事に対し、自衛隊の撤収を要請する。

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第4節 消防応急対策

火災を警戒し、鎮圧し、住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するため、必要な応急措置を講じる。

なお、具体的な消防活動は、若狭消防組合消防本部の定める消防計画によるものとする。

《実施担当》

消防班、若狭消防組合、消防団、小浜警察署

第1 火災の警戒

1 火災警報の発令

火災警報が発令されたとき、住民の火気取扱いの制限および取締りにあたる。

2 火災時の警報発令

強風時における火災または特殊建築物（事業所、工場、官公署、学校、病院、社寺等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災となるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員および消防団員を招集し、迅速的確な消火活動を行い被害の軽減を図る。

3 招集出動

火災警報発令時に近い気象の場合、非番消防職員を適宜招集して管内の警戒と火気取扱い業者に対する火気使用の制限について取締りを実施する。また、消防団員は自宅待機または団員詰所に招集し、消防職員と並行して警戒にあたり、火災の未然防止を図る。

4 異常時の火災警戒

(1) 強風時の火災警戒

風速15m/s以上の風が吹く見込みで必要と認めるとき、適宜消防職員および消防団員を招集して火災の予防警戒にあたる。また、火災発生に際しては出動部隊を強化し、第2次および第3次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

(2) 異常乾燥時の火災

乾燥注意報が発表され、必要と認めるとき、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、(1)に準じ、特別警備体制を実施する。

(3) 多発または続発の火災

第1次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に招集待機させ、火災の多発または続発に備える。

5 飛火の警戒

大火の原因は飛火による事例が多いことから、強風時または異常乾燥時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員および自主防災組織に付近建物の飛火警戒を呼びかける。

第2 特殊火災の鎮圧

1 延焼大火災

住居等の密集地、大建築物等の火災発生は、延焼による大火災となる危険性があるため、非常招集サイレンの吹鳴により、全消防職員および消防団員を招集するとともに、必要により近隣市町の応援を要請して火災の拡大防止に努める。

2 危険物の火災

危険物の火災発生に対しては、特殊燃焼の状況に応じて、泡沫消火剤のエア－ホームまたはドライケミカル消火器等化学消火剤による消火に努める。

3 トンネル内の自動車火災

自動車の種類が多種多様で、状況によっては大災害が発生する可能性が高いため、次の消防活動を行う。

- (1) トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、消火活動を実施する。
- (2) 人命救助を優先して行うため、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ、援護注水する。
- (3) 濃煙および熱気の発生量が多いため、排煙について高発泡および噴霧注水を有効に活用する。
- (4) 空気呼吸器等の使用時間および隊員の疲労を考慮して交替要員を確保する。
- (5) 交通停滞によって起る事故を考慮して、あらかじめ小浜警察署と協議した措置を講じる。

4 林野火災

林野火災は、交通および水利ともに不便な地域の山林原野の火災であって、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広くなり火勢は猛烈に拡大する。また、長時間の防ぎよとなる関係上、食料、飲料水、医療器材等の補給、変化ある気象関係から、集落火災についても考慮して、次の消防活動を行う。

- (1) 消防隊を若狭消防組合消防本部および消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。
- (2) 防ぎよ担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。
- (3) 時期を失しないように防火線を設定する。
- (4) 集落の延焼を防止し、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。

第3 危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、若狭消防組合消防本部および関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対して施設の点検を実施させ、必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 立入検査等

若狭消防組合消防本部および関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な処置を講じる。

2 応急対策

若狭消防組合消防本部および関係機関は、倒壊等によって危険物施設等で二次災害が発生するおそれのある場合、その管理者に対して適切な措置を講じるよう要請する。また、必要に応じて被災施設およびその周辺の危険区域への立入制限を行う

第4 応援要請

大規模な火災が発生したときは、必要に応じて他の市町、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

1 県内市町間の広域応援体制

若狭消防組合消防本部消防長は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援を要請する。

2 他都道府県に対する応援要請

- (1) 若狭消防組合消防本部消防長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいとき、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受け入れを図るため、若狭消防組合消防本部は連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認に留意し、受け入れ体制を整える。

3 関係機関に対する応援要請

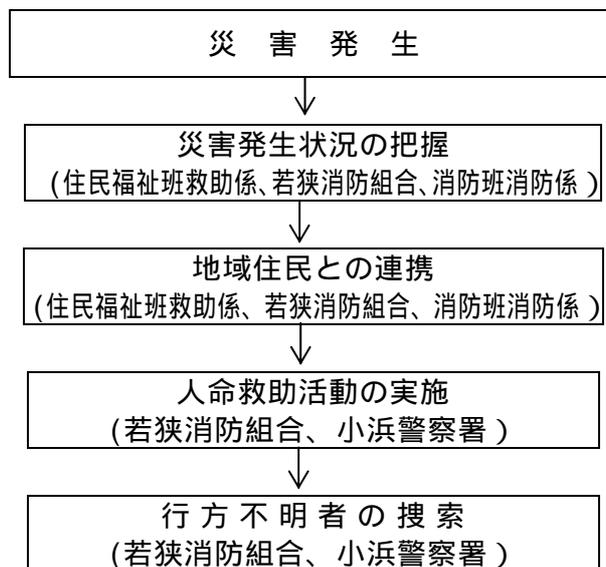
- (1) 若狭消防組合消防本部消防庁は、船舶火災および沿岸集落の消防活動を敏速に行うため、必要があるときは小浜海上保安署と相互応援を行う。
- (2) 町長は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるとき、知事に対して、県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

第5節 救助対策

住民、自主防災組織、若狭消防組合消防本部、小浜警察署等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索等、迅速かつ的確な救助活動を実施するとともに医療機関と連携した救急活動を実施する。

《実施担当》

住民福祉班救助係、若狭消防組合、消防団、小浜警察署、自衛隊



第1 人命救助活動

若狭消防組合消防本部、小浜警察署等と密接な連携を図り、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 小浜警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。また、総務班庶務係を通じて自衛隊等にも協力を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 小浜警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重症・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。

- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (6) 死体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第2 行方不明者の搜索

関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- 1 小浜警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。
- 2 行方不明者搜索中に死体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第3 消防団の活動

水害その他災害時には、町長および若狭消防組合消防本部消防長並びに消防団長の特命により緊急出動するが、消防団員が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、特命を待つまでもなく直ちに出勤する。

第4 地域住民との連携

若狭消防組合消防本部が災害現場に到着するまでの間、地域住民が救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

第5 相互応援

町単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、県、他市町などに応援を要請する。

第6 各機関による連絡会議の設置

町、県、小浜警察署および自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第6節 応急医療対策

県および医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。

《実施担当》

保健班医療係、小浜医師会、若狭消防組合、消防団

第1 救護活動

1 医療救護班の編成

町は、災害に伴う傷病者が集団的に発生したとき、町と小浜医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師1名、看護師2名、班員（町職員または赤十字奉仕団員）で1班を編成する。

2 医療救護所の設置

町は災害の状況に応じて、なごみ診療所、名田庄診療所に医療救護所を設置する。また、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合、町内の小学校および中学校の保健室等に医療救護所を増設する。

3 応急救護所の設置

被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

4 応急医療の内容

- (1) 医療の対象者は、応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者を対象とする。
- (2) 助産の対象者は、災害発生の日以前または、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者を対象とする。
- (3) 応急医療は、医療救護班が救護所において次のように実施する。
 - ア 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
 - イ 後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定
 - ウ 重症者に対する応急処置
 - エ 転送困難な患者に対する医療の実施
 - オ 助産救護
 - カ 死亡の確認

6 後方医療

(1) 後方医療実施機関

保健班医療係は、広報医療実施機関である公立小浜病院の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所もしくは災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所および後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、若狭消防組合消防本部が関係機関の協力を得て行う。

ウ 後方医療機関から町外・県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として若狭消防組合消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総務班は県または自衛隊に二次搬送を要請する。

第2 医薬品・資機材の確保

1 医薬品等

医療施設または救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、保健班医療係は要請先へ医薬品等を供給する。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて住民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県に供給を要請する。

2 その他資機材の確保

医療班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水、洗浄のための給水は生活環境班上下水道係に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として保健班医療係で調達したもので対応する。
- (3) 保健班医療係で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、総務班庶務係を通して関西電力(株)、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)に要請する。

第3 精神ケア体制の確立

心的外傷後ストレス障害（PTSD）に対する精神ケアを図るため、必要に応じて保健師等による巡回相談を実施する。

第7節 緊急輸送対策

救助・救急、医療活動、緊急物資の輸送を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

労務輸送班

第1 緊急輸送の順位

町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

- | | |
|------|-----------------------|
| 第1順位 | 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送 |
| 第2順位 | 災害の拡大防止のために必要な輸送 |
| 第3順位 | 災害応急対策のために必要な輸送 |
| 第4順位 | その他の人員、物資の輸送 |

第2 緊急輸送の範囲

- 1 災害応急対策要員、情報通信、電力、上下水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な人員、物資
- 2 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- 3 消防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
- 4 後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- 5 食料、水等、生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- 6 被災者を収容するために必要な資機材
- 7 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- 8 その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

町および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたって、原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

災害対策の実施にあたっては、原則として町有車両等を使用するが、必要とする車両や船舶等が不足または輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送方法

災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

(2) 鉄道による輸送

(3) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、または海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上げすべき船艇がないときは、県、隣接市町に応援を要請する。

(4) 航空機による輸送

緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(5) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、または人力による輸送が適切なときは、人夫等で人力輸送を行う。

3 燃料の確保

自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

4 物資集積拠点

物資の集積拠点は、次の施設から選定する。

【物資集積拠点施設】

大 飯 地 区	総合町民センター
名 田 庄 地 区	山村開発センター

5 緊急通行車両の確認

災害応急対策に必要な車両は、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておく。また、新たな緊急通行車両は、

公安委員会にその旨を申し出て確認を受ける。

6 災害時用臨時ヘリポートの確保

災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点は、その被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県および関係機関に通知するとともに、吹き流しまたは発煙筒、の標示および警戒人員を準備する。

第8節 公共土木施設等・建築物応急対策

洪水、土砂災害などによる被害状況を速やかに把握するとともに、応急処置を実施する。

第1 公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

《実施担当》

建設班土木漁港係、建設班水防係

1 道路・橋梁

建設班土木漁港係は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、道路交通を確保するとともに、応急復旧を実施する。

(1) 被害状況の把握

冠水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務班防災係を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに小浜警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(4) 応急復旧

被害を受けた町道について応急復旧を実施する。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

(5) 応援要請

建設班土木漁港係は、町単独での道路の応急復旧が困難な場合、総務班防災係を通じて県に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池、海岸保全施設、漁港施設

(1) 被害状況の把握と伝達

ア 被害状況の把握

建設班土木漁港係は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

イ 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合は、当該管理者等に通報し、応急措置の実施を要請する。

(2) 応急復旧

建設班土木漁港係は、障害物の除去および被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。また、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、小浜土木事務所に対して応援を要請する。

3 土砂災害危険箇所等

建設班水防係は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、二次災害の発生のおそれがある場合は直ちに所管土木事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

4 避難および立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の住民に連絡するとともに、必要に応じ災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物等

町は被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

また、施設管理者等は、危険がなくなったあとに被害程度に応じた仮工事を行い、施設機能の応急確保を図る。

第9節 ライフラインの応急対策

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、広報班広報係、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)北陸総支社

第1 上水道施設

上水道施設に被害が生じた場合、二次災害防止およびライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急対策を講じるとともに、応急復旧を実施する。

1 活動体制

生活環境班上下水道係は、飲料水の確保・応急復旧および情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。

2 応急措置

生活環境班上下水道係は、災害が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止または制限など二次災害の防止措置を講じる。

3 応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を少なくするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

4 広 報

生活環境班上下水道係は、広報班広報係に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

また、広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第2 下水道施設

下水道施設に被害が生じた場合、二次災害防止およびライフライン施設としての機能の

維持・回復を図るため、速やかに応急措置を講じるとともに、応急復旧を実施する。

1 活動体制

生活環境班上下水道係は、応急復旧および情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。

2 応急措置

生活環境班上下水道係は、災害が発生した場合は、速やかに下水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止または制限など二次災害の防止措置を講じる。

3 応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通および道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。また、停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。

4 広 報

生活環境班上下水道係は、広報班広報係に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

また、広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに、生活水の節水に努めるよう広報する。

第3 電力供給施設

電力供給施設に被害が生じた場合、二次災害防止およびライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急措置を講じるとともに、応急復旧を実施する。

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、県、若狭消防組合消防本部、小浜警察署および付近住民に通報する。

2 応急供給および復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設および電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第4 電気通信施設

電気通信施設に被害が生じた場合、二次災害防止およびライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急措置を講じるとともに、応急復旧を実施する。

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材および輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通および利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第10節 交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

《実施担当》

小浜警察署、西日本旅客鉄道(株)、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路(株)、乗合旅客自動車運送事業者

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を県および町に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄軌道施設

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送および駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。とくに、町役場と名田庄総合事務所を結ぶ主要地方道坂本高浜線は、人員・物資輸送において重要な道路であるため、幅員の狭小な区間については、誘導員を配置して通行規制、交互通行などの対策を実施する。なお、誘導員の配置は県および小浜警察署の協力を得て行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 各乗合旅客自動車運送事業者

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町および関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動を要請する。

第11節 交通の機能確保

被害を受けた鉄軌道施設および道路について、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《実施担当》

建設班土木漁港係、広報班広報係、西日本旅客鉄道(株)、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路(株)

第1 鉄軌道施設の応急復旧

鉄軌道施設に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 活動体制

西日本旅客鉄道(株)は、災害が発生した場合、被害を少なくし、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて西日本旅客鉄道(株)の社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

2 応急復旧対策

西日本旅客鉄道(株)は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

また、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄または保管の措置をとる。

3 広 報

西日本旅客鉄道(株)は、総務班防災係に鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、報道機関等を通じ住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第2 道路の応急復旧等

道路に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次補修を行う。

2 応急復旧対策

(1) 道路・橋梁等の被災状況の把握および応急復旧の検討

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

(2) 応急復旧工事

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を実施する。被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

(3) 道路上の障害物の除去

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、緊急車両の通行および応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

建設班土木漁港係および総務班防災係並びに国（小浜国道維持出張所）、県（小浜土木事務所）、小浜警察署は、災害発生時の道路交通の確保および緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

3 広報

建設班土木漁港係は、広報班広報係に緊急交通路・交通規制対象路線等の情報を報告する。

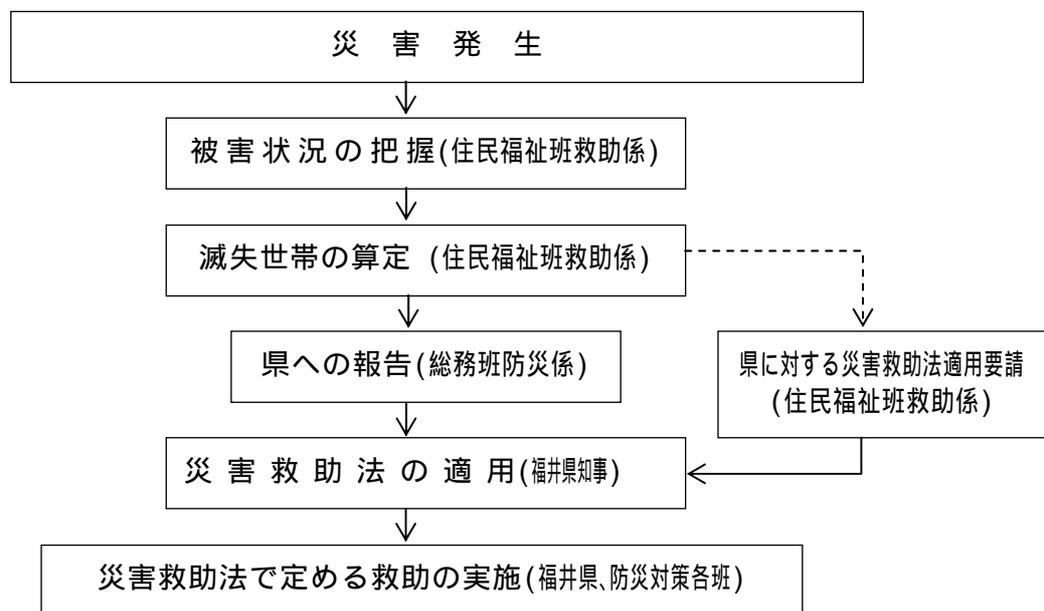
また、広報班広報係は、報道機関等を通じ、住民に対して被害状況、復旧状況、今後の見通し等についての広報活動に努める。

第12節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、または、多数の者が生命または身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法に基づく救助を実施するため、同法を適用する。

《実施担当》

総務班、住民福祉班救助係、関係各班



第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の各号に規定するところによる。また、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が40世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が20世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

- (1) 住家が半壊し、または半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

第3 適用手続

町長は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当すると予想されるとき、町長は直ちに知事あてに被害の状況を報告する。知事は町長からの情報提供を受け、災害救助法適用の適否について判断、決定する。

第4 救助の種類および実施期間

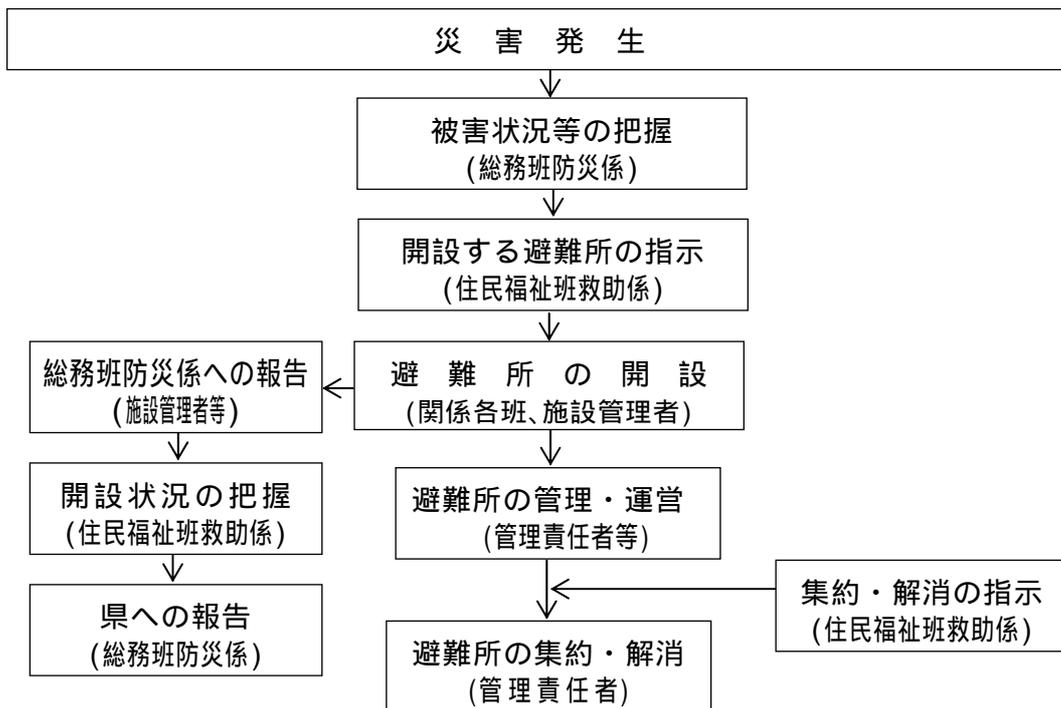
救 助 の 種 類	実 施 期 間	備 考
避難所の開設および収容	7 日	
災害にかかった者の救出	3 日	
炊き出しその他による食品の給与	7 日	
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10 日	
飲料水の供給	7 日	
応急仮設住宅の供与	20 日以内着工	
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成	
医療および助産	14日および7日	
死体の搜索、処理、埋火葬	10 日	
障害物の除去	10 日	
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内	
生業資金の貸与	1ヶ月以内	
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中	
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中	

第13節 避難所の開設・管理

災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に收容するため、避難所を開設する。

《実施担当》

総務班防災係、住民福祉班救助係



第1 避難所の開設

避難收容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

1 避難所の開設基準

災害が発生し、避難者が予想される場合または被害の状況に応じ開設する必要がある場合は、その状況に応じて避難所を開設する。

2 避難收容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

3 避難所の開設方法

開設指示を受けた施設の管理者は、速やかに避難所を開設する。

なお、浸水想定区域内の洪水時避難所は、浸水による孤立化に備えて、必要な資機材を用意する。

4 臨時の避難所

避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、他の公共施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

5 関係機関への通知

住民福祉班救助係は、直ちに避難所の開設状況を知事に報告する。

第2 避難所の管理・運営

自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の協力を得て、避難所を管理する。

また、避難所内の住民組織の自主的な活動によって避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の職員または指名された者とする。

2 運営主体

自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織は、自主的な活動によって避難所を運営する。

3 一般ボランティアの役割

一般ボランティアは、管理責任者および避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 避難所の管理

(1) 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

(2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資について住民福祉班救助係に調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、そのつど避難所物品受払簿に記入のうえ、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

5 災害時要援護者等への配慮

- (1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。
- (2) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等について住民福祉班救助係に調達を要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。
- (3) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。
- (4) 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について住民福祉班救助係と協議する。
- (5) 本人の意思を尊重したうえで、必要に応じて高齢者福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう住民福祉班救助係と協議する。
- (6) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、ボランティアの協力等により心のケアを行う。

6 プライバシー保護

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

7 ペットの適正飼育

飼い主とともに避難した動物の飼育状況を把握し、避難所における飼育場所を指定するなど、適正な飼育状況を確保する。

8 その他

混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

第3 避難所の集約および解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約および解消を図る。

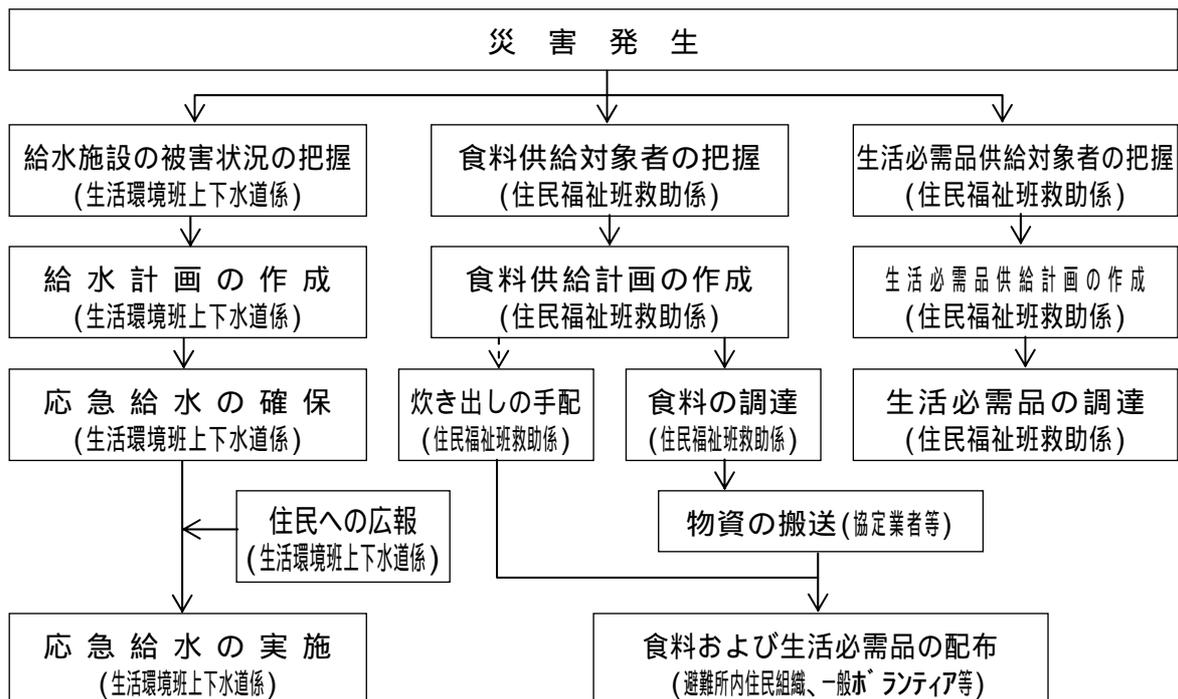
- 1 総務班防災係から集約および解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- 2 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を総務班防災係および施設管理者(学校長等)に報告する。

第14節 緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料および生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

《実施担当》

総務班、住民福祉班救助係、生活環境班上下水道係、労務輸送班協力係



第1 給水活動

飲料水供給の直接責任者は町とする。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なとき、県および他の市町に対して「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

1 災害発生直後の応急給水

生活環境班上下水道係は、災害発生後、早期に応急給水を実施するにあたり、次のことに努める。

(1) 情報の収集

災害発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

町単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合、総務班庶務班を通じて県、他の市町等に支援を要請する。

2 応急給水のシステム

生活環境班上下水道係は応急給水を実施する。

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

配水本管および支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と、給水車による運搬給水を実施する。

各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

各給水拠点等の水質検査（残留塩素、濁度、PH値など）を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設など緊急に水を要する施設や要援護高齢者、障害者等の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

災害発生後、しばらくの間は浄水所、配水場で行い、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水所、配水場が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

生活環境班上下水道係は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

また、既設井戸の所有者に呼びかけ生活用水の確保を図り、若狭健康福祉センター等の協力により水質検査を行う。

(5) パック水等の配布

(6) 給水用資機材の調達

3 住民への広報

生活環境班上下水道係は、住民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

第2 食料の供給

ボランティアおよび自治会等の協力により必要な食料の把握を行い、県、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

1 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) ライフラインの遮断等によって調理ができない者
- (3) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- (4) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

2 供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

3 供給方法

- (1) 住民福祉班救助係は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、供給計画を作成し、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
- (2) 避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

4 食料の調達・搬送

住民福祉班救助係および労務輸送班協力係は、関係各部との密接な連携のもと、食料の調達・搬送を実施する。

(1) 食料の調達

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

協定業者から調達する。

流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

町において食料の調達が困難な場合は、知事に要請する。

(2) 食料の搬送

調達食料については、原則として協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

5 炊き出し

食料の供給ができない場合、住民福祉班救助係が炊き出しの手配を行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況および協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、関係部との調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所の調理室等を利用して実施する。

なお、調理施設が利用できない場合、または調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設および資機材の確保に努める。

(3) 炊出し用燃料の調達

施設内のガス設備が被害を受け使用することが困難な場合、液化石油ガス事業者にガス器具等および燃料の供給を要請して調達する。

(4) 食品の衛生管理

炊出しにあたっては、適宜、若狭健康福祉センターの指導、指示により常に管理を徹底するとともに、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

第3 生活必需品の供給

避難所等からの報告およびボランティアおよび自治会等の協力により、必要品目および必要数量を把握し、県、協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

1 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- (1) 被服、寝具および身のまわり品
- (2) タオル、石鹸等の日用品
- (3) ほ乳瓶
- (4) 衛生用品
- (5) 具、食器類
- (6) 光熱用品
- (7) 医薬品等
- (8) 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

3 供給方法

- (1) 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- (2) 供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
- (3) 避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

4 生活必需品の調達・搬送

住民福祉班救助係は、関係各班との密接な連携のもと、生活必需品の調達・搬送を実施する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達品

協定業者から調達する。

流通状況に応じ、その他の卸売および小売販売業者からも調達する。

町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。

他の市町、日本赤十字社福井県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

第15節 保健衛生活動

感染症の予防および被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、保健班医療係、県、小浜医師会

第1 防疫活動

被災地域の衛生状態を保持するため、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）および災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

また、生活環境班生活環境係は、防疫および保健衛生活動を実施する。なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫および保健衛生措置を講じる。

1 消毒措置の実施（感染症法第27条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

保健班医療係は、県の指示により、被災地域における感染症の未然防止または拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、小浜医師会の協力を得て、種類、対象および期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

4 防疫調査・健康診断

県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況および動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症および三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。保健班医療係は、県、小浜医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査、健康診断を実施する。

県は、一類感染症および二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者に対して入院の勧告等を行う。保健班医療係は、この実施に際して協力する。

5 避難所等の防疫指導

保健班医療係は、県の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に務める。なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

6 衛生教育および広報活動

保健班医療係は、被災地および避難所における衛生教育および広報活動を、適宜、県の指導、指示を受け、実施する。

7 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

8 その他

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律により、県の指示を受けて必要な措置を行う。

9 報 告

保健班医療係は、県に被害状況、防疫活動状況および災害防疫所要見込額を報告する。

10 災害防疫完了後の措置

保健班医療係は、災害防疫活動を終了した場合、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務班防災係から県に提出する。

- 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
- 二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2 食品衛生管理

生活環境班生活環境係は、県の活動に協力し、衛生管理の徹底を推進する。また、県と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

食中毒が発生した場合は、県が行う所要の検査等に協力し、原因究明および被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

保健班医療係は、県と協力して、被災者の健康状態および栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。

1 健康相談等

保健班医療係は、県と連携して災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談および訪問指導、健康教育等を実施する。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

さらに、必要に応じて小浜医師会の協力のもと、健康診断および歯科検診を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要援護高齢者、障害者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要援護高齢者、障害者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第16節 福祉活動

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

住民福祉班福祉係

第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握

要援護高齢者、障害者等の安否確認並びに被災状況および被災した要援護高齢者、障害者等の福祉ニーズの把握に努める。

1 要援護高齢者、障害者等の安否確認および被災状況の把握

(1) 住民福祉班福祉係は、民生（児童）委員、地域住民、社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見および保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者および福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

住民福祉班福祉係は、福祉関係法人やボランティアセンターの協力し、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所および応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

第2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 住民福祉班福祉係は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 住民福祉班福祉係は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要援護高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 住民福祉班福祉係は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害等に

対応するため、心のケア対策に努める。

2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所

住民福祉班福祉係は、居宅、避難所等では生活ができない要援護高齢者、障害者等については、本人および家族の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難および社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

住民福祉班福祉係は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要援護高齢者、障害者等に対する居宅および避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第17節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定および必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《実施担当》

企画班、住民福祉班救助係、産業班、小浜警察署、自治会、自主防災組織

第1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

- 1 小浜警察署は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。
- 2 自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3 物価の安定および物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

1 物価の把握

(1) 物価把握

産業班は、住民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

産業班は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

産業班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

住民福祉班救助係は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第18節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理および応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

応急仮設住宅等への入居の際には、災害時要援護者を優先する。

《実施担当》

産業班畜産係、建設班土木漁港係

第1 住家等被災判定の実施

流失や床上浸水といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

1 現地調査の実施

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、災害現場担当班と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能および第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。

2 調査方法

(1) 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査時は、必要に応じ居住者または所有者等の立会のうえで立入調査を実施する。

3 被害程度の認定基準

住家等被害の認定統一基準は、次のとおりである。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

- (注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第2 住居障害物の除去

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

1 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者

2 除去作業

- (1) 建設班土木漁港係は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。
- (2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

協定業者等の資機材および人材が調達・あっせんできない場合は、総務班防災係を通じ県へ要請する。

第3 被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住家が半壊し、そのままでは当面の日常生活ができない者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

2 修理の範囲

住宅の居室、炊事場および便所等、必要最小限度の部分とする。

3 修理方法

県のあっせんする建設業者によって、応急修理を実施する。

4 修理の期間

応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

第4 応急仮設住宅の供与

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

1 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊または流失し、居住する住家がない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

建設班土木漁港係は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地およびその他の公園など公共用地の中から応急仮設住宅建設用地を決定する。なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

3 供与方法

建設班土木漁港係は、県のあっせんする建設業者によって、応急仮設住宅を建設し、供与する。

4 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の管理

町長は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

6 その他

- (1) 県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第5 公営住宅等の一時使用

建設班土木漁港係は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第6 町が管理する施設の応急対策

町管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検および調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

1 応急措置の可能なもの

- (1) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- (2) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- (3) 電気・通信等の応急措置および補修が必要な場合は、総務班防災係を通じて関係機関と連絡をとり、実施する。

2 応急措置の不可能なもの

- (1) 二次災害の防止措置を重点的に講じる。
- (2) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

1 住宅相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

2 家賃状況の把握等

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体および不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第19節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《実施担当》

教育班、住民福祉班福祉係、町教育委員会

第1 校園の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧および代替校園舎の確保など必要な措置をとる。

- 1 災害による被害の軽易な復旧は、当該校園長に委任する。
- 2 授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- 3 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等を建設する。
- 4 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - (1) 隣接校等との協議および調整を行い、教室を確保する。
 - (2) 学校施設以外の教育施設および公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第2 応急教育の実施

教員を確保のうえ、校園の被害状況および応急復旧状況に応じて、応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

- (1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒およびその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、県教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
 - ア 校舎が避難所として利用されている場合の町との協議
 - イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡
- (2) 教育班教育係および住民福祉班福祉係は災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒およびその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。
 - ア 臨時休校園
 - イ 短縮授業

- ウ 二部授業
- エ 分散授業
- オ 複式授業
- カ 上記の併用授業

2 応急教育実施の場所

町は、学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

3 転校手続き等の弾力的運用

町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

4 教員の確保

教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- 1 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- 2 幼稚園・保育園については、臨時講師を任用する。
- 3 小中学校については、県教育委員会と協議する。

第3 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

- 1 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- 2 感染症の発生が予想される場合
- 3 給食物資が入手困難な場合
- 4 その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第4 学用品等の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（盲学校、ろう学校および養護学校の小学部児童および中学部生徒を含む。）に対して、学用品等の支給を、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- 1 教科書および教材
- 2 文房具
- 3 通学用品

第5 園児・児童・生徒の健康管理等

被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリングおよび電話相談を実施する。

教育班教育係および住民福祉班福祉係は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、子ども家庭センター等の専門機関等との連携のもと、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリングおよび電話相談を実施する。

第6 社会教育施設等の管理および応急対策

人命の安全確保と施設の管理に努める。

- 1 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期または利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- 2 施設利用者の来館時にあつては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- 3 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急を実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第7 文化財対策

文化財保護条例等で指定されている文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- 1 教育班教育係は、災害発生後、直ちに町内の文化財の被害について調査する。
- 2 教育班教育係は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者および管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- 3 文化財の被害状況調査の結果については、県教育委員会に報告する。

第20節 死体の収容・処理および埋火葬

災害時において死亡していると推定される者の搜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理および埋火葬を実施する。

《実施担当》

住民福祉班救助係、小浜警察署

第1 死体の搜索

1 実施責任者

死体の搜索は、町が搜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において搜索の実施が困難な場合には、小浜警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の搜索を行う。

2 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者。

3 応援要請など

町が被災、その他の事情により搜索の実施が困難なとき、または死体が流失等により他市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に搜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町または死体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合、または漂流が予想される場合は、町は県に他機関（小浜海上保安署、自衛隊など）の応援要請を行う。

- (1) 死体が埋没または漂着していると思われる場所
- (2) 死体数および氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- (3) 応援を求めたい人数または舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

4 搜索期間および費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を搜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。また、費用の範囲は次の事項とする。

- (1) 借上費
- (2) 修繕費
- (3) 燃料費

第2 死体の処理

1 実施責任者

死体を発見したとき、町長は速やかに県および小浜警察署（海上にあっては、小浜海上保安署）に連絡し、その見分を待って死体を処理する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の処理を行う。

2 死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことができない場合、町は次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材および搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材および搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、保健班医療係または小浜医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げまたは仮設によって確保し、おおむね次の内容で死体の処理を行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の状況に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

イ 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の時間を要する場合、または死亡者が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用または寺院、学校等の敷地に仮設）を設けて死体の一次保存を行う。

ウ 検案

死体についての死因その他について医学的検査を実施する。なお、検案は保健班医療係が行うことを原則とするが、保健班医療係による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部または小浜医師会等に協力を要請する。

3 処理期間および費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用および死体の一時保存のための費用とする。

第3 死体の埋火葬

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合、および身元不明の死体について、町は次の方法により死体の応急的な埋火葬を行う。

なお、町は死体の埋火葬の実施が困難な場合、近隣市町または県に応援要請を行う。

1 埋火葬の実施および留意点

死体は、町長が直接埋火葬に付し、棺、骨つばを遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋火葬する。
- (2) 身元不明の死体は、小浜警察署その他関係機関の協力を得て身元確認調査を行い、埋火葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 外国人の埋火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

2 埋火葬の内容

(1) 埋火葬を行う対象

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため遺族において埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において延長する。

(3) 費用の範囲および限度

ア 費用の範囲

棺、骨つば、埋火葬に要する経費で人夫および輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

イ 費用の限度

災害救助法に基づき知事が定める額。

第21節 廃棄物の処理

被災地域の衛生状態の保持および迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、し尿、ごみ、災害廃棄物等の適切な収集・処理を実施する。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、産業班畜産係

第1 ごみ処理

生活環境班生活環境係は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 処理体制

- (1) 生活環境班生活環境係は、被災地域のごみの発生状況と収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、生活環境班生活環境係を中心に町職員で清掃班を編成する。

【災害廃棄物処理施設】

種別	地区	処理場等
一般ごみの焼却処分	大飯地区	おおいエコターミナル
	名田庄地区	小浜市に処理を委託
災害廃棄物の最終処分	大飯地区	えこあいらんど
	名田庄地区	名田庄クリーンセンター
災害廃棄物の集積	全町	おおい町大島第166字大浦1番

- (2) 日々大量に発生する災害廃棄物処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
- (3) ごみ処理にあたっては、委託業者と緊密な連絡をとり実施するものとするが、委託業者のごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。

2 収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

3 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。

また、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第2 し尿処理

1 処理体制

- (1) し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、許可業者との緊密な連絡のもと、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、生活環境班生活環境係を中心に町職員および許可業者で清掃班を編成する。
- (2) 仮設トイレや避難施設のトイレについては、貯蓄容量を超えることがないように配慮し、優先的に処理する。
- (3) し尿の収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じて県または近隣市町へ応援を要請する。

2 収集方法

- (1) し尿運搬車による収集ができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布するほか、運搬車による収集が可能な場所に仮設トイレ等を配置する。
- (2) 処理能力に比べ、被災地域が広範囲にわたっているときは、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の20～25%程度のくみ取りに留める。

3 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第3 へい獣の処理

1 実施体制

へい獣（牛・豚等の死骸）について、県の指示により収集・処理する。

2 収集・処理方法

- (1) 移動しうるものは適当な場所に集めて焼却、埋立て等の方法で処理する。
- (2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第4 災害廃棄物処理

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保すると

ともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民および作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

第22節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《実施担当》

総務班庶務係、住民福祉班、広報班、住民福祉班福祉係、出納班、県、福井中央郵便局

第1 ボランティアの受入れ

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、住民福祉班はその活動が円滑に行われるよう町社会福祉協議会、民間ボランティア団体等と相互に連携・協力し、活動環境を整備する。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

防災対策各班は、次のような活動内容の一般ボランティアの協力を得る。

- ア 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- イ 被災者に対する炊き出し
- ウ 救助物資の仕分け・配付
- エ 要援護高齢者・障害者など災害時要援護者の介助
- オ 要援護高齢者・障害者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

総務班庶務係は、関係各部が必要とする一般ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

住民福祉班は、町社会福祉協議会と連携のうえ、一般ボランティアの受入れおよび活動の調整を行う窓口をあみーシャン大飯に開設する。

また、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行い、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材および活動拠点の提供

総務班庶務係は、ボランティア活動に必要な資機材および活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

企画班調査係は、ボランティア関係団体に対して災害の状況および災害応急対策の実施

状況等の情報を提供するとともに、一般ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(3) ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

3 専門ボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務班庶務課は、防災対策各班が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

なお、知事が災害救助法上の業務従事命令で救助業務に従事させることができるのは、次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師または薬剤師
- イ 保健師、助産師または看護師
- ウ 土木技術者または建築技術者
- エ 大工、左官またはとび職
- オ 土木業者または建築業者およびこれらの者の従業者
- カ 軌道経営者およびその従事者
- キ 自動車運送事業者およびその従事者

(2) 受入れおよび配置

受入れおよび配置については、災害ボランティアセンターを窓口として、総務班庶務係が行う。

なお、保健医療ボランティアの受け入れ配置については県と連携する。

第2 義援金 救援物資の受入れおよび配分

住民福祉班福祉係は、寄託された義援金、救援物資の受入れおよび配分を行う。

1 義援金の受入れおよび配分

出納班出納係は義援金の受入れを、住民福祉班福祉係は義援金の配分を行う。

(1) 受入れ

- ア 義援金の受入窓口を開設し、受入れ業務を行う。
- イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、出納班出納係が町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

- ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針および所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れおよび配分

住民福祉班救助係は、救援物資の受入れおよび配分を行う。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申し入れがあった場合は次のことを要請する。

救援物資は荷物を開閉することなく物資名および数量がわかるように表示すること。

複数の品目を梱包しないこと。

腐敗する食料は避けること。

新品が望ましいこと。

一定期間経過後は、救援物資よりも義援金が望まれること。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要援護高齢者、障害者等を優先し行う。

(4) 救援物資の搬送

ア 県およびその他の市町等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、住民福祉班救助係の管理のもと、一般ボランティアの協力を得て実施する。

3 郵便料金の免除等

日本郵政公社は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

(1) 郵政事業庁長官が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体または日本赤十字社あての救助物資を内容とする郵便物（現金書留および小包）の料金は免除される。

(2) 県および町等の申請により、郵政事業庁長官が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第23節 大規模事故応急対策計画

大規模な事故により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、防災関係機関が緊急かつ有機的な連携協力の下に、前編までの応急対策計画に定めるもののほか、その必要な対策を実施する。

《実施担当》

総務班防災係、若狭消防組合

第1 大規模事故

航空機事故、列車・自動車事故（交通事故）、火災、爆発事故等により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、当該事故関係機関はもちろん、防災関係機関は応急対策に万全を期するものとする。

第2 情報の収集・伝達体制

1 事故発生のお知らせ

- (1) 大規模事故の発見者は、ただちに町、小浜警察署および若狭消防組合消防本部に通報するものとする。
- (2) (1)の通報を受けた町長は、ただちに県に通報しなければならない。
- (3) (2)の通報を受けた県は、ただちに当該事故関係機関および応急対策を実施する防災関係機関に通報しなければならない。

2 通信連絡

- (1) 町、県および当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な応急対策が実施できるように努めるものとする。

第3 活動体制

1 現地事故対策本部の設置

- (1) 大規模事故が発生した場合には、町長は、必要に応じて適切な場所に現地事故対策本部を設置するものとする。
- (2) 現地事故対策本部の構成は、町、県その他の防災機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求めるものとする。

2 現地事故対策本部の閉鎖

事故に対する応急措置および応急救助活動が終了したとき、町長は防災関係機関の意見を聴いて、現地事故対策本部を閉鎖する。

3 協力要請

町長は、事故対象物が特殊で、応急対策を講じるために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し協力を要請する。

第4 事故時の応急措置

事故が発生した場合に、災害を最小限にとどめるため、町、小浜警察署および若狭消防組合消防本部は、必要に応じて地区住民の生命、身体の安全を図るとともに、救護活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

第5 避難の勧告・指示、避難誘導、避難所、救護所の開設

各応急対策計画の定めるところによる。

第6 消防活動

大規模事故の被害は、被害の大きさ、事故の事象によって異なるが、消火活動および救出・救助活動が同時に必要となることが予想される。これに対応するため、若狭消防組合消防本部は積極的に事事情を収集し、事故の規模、態様に応じた消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第7 救急救助、救護医療活動

1 町、県および当該事故関係機関は、迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の措置を講じる。

- (1) 医師および看護師の派遣
- (2) 医療器材および医薬品の輸送
- (3) 負傷者の救助
- (4) 現地における応急対策および負傷者の救急医療施設の確保

2 若狭消防組合消防本部は、警防計画に基づき迅速かつ的確な医療救護を実施する。

3 日本赤十字社は、大規模事故により集団的に発生した負傷者の迅速、的確な医療救護を行うため、ただちに救護班による現地での医療救護活動を行い、医療施設（赤十字病院）の受入れ体制の確保に努める。

第8 救護活動

救護活動に関する応急対策計画の定めるところによる。

第9 その他の応急対策活動の実施

- 1 町、県等および当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施するものとする。
- 2 その他の防災関係機関は、それぞれの所掌業務に基づき応急対策活動に協力するものとする。

第10 事故処理

当該事故の関係者は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第24節 海上災害対策計画

《実施担当》

総務班防災係、産業振興班商工水産係、若狭消防組合、消防団、小浜警察署、小浜海上保安署

第1 流木対策

台風、突風、高波等のため海上および木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したとき、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、交通整理等によって海上交通安全を確保する。

1 実施体制

船舶積載木材は、船主または代理店および当該木材所有者が共同して実施する。

2 応急対策の実施

町および関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講じる。

(1) 小浜海上保安署の措置

- ア 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒および船舶交通の整理
- イ 状況に応じ無線、水路通報等による船舶に対する周知
- ウ 当該木材所有者または保管責任者に対し、木材の除去その他必要な措置に関する命令、又は勧告
- エ 必要に応じた船舶交通の制限または禁止

(2) 県の措置

- ア 町に対する流出木材の情報伝達および応急対策上必要な指示
- イ 他の関係機関に対する協力要請

(3) 小浜警察署の措置

- ア 小浜海上保安署との連携による流木の接岸または漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達および警戒
- イ 民心安定のための広報活動

(4) 町の措置

水難救護法（明治32年法律第95号）による人命および船舶の救助

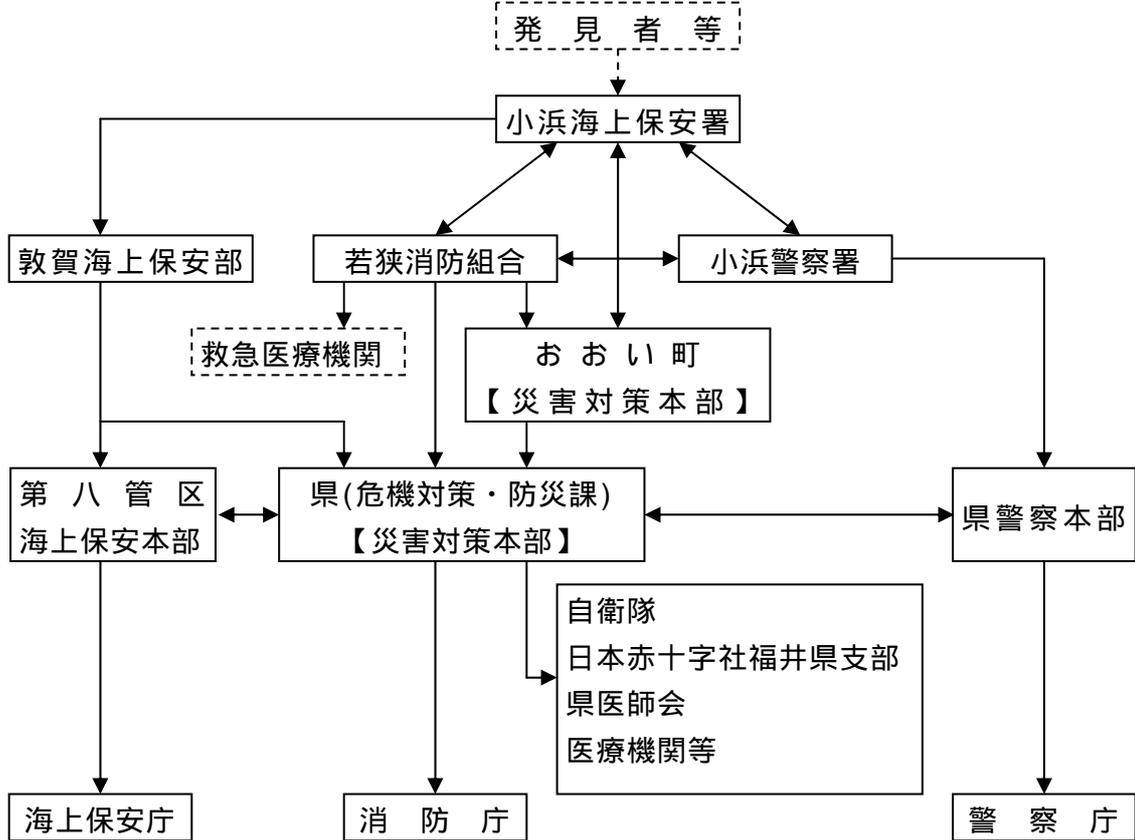
第2 海難対策

海難対策は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定する。

1 情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、町、若狭消防組合消防本部ならびに小浜警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および県警察本部に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

[情報収集・連絡システムの概要]



2 活動体制の確立

町は、本計画等に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。また、災害対策本部を設置したときは、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

3 救援活動

(1) 緊急輸送活動および交通の確保

状況に応じて、町は負傷者等の搬送、救護を行うとともに、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の災害応急対策を行う。また、町で対応できない場合には県に応援を要請する。

(2) 捜索・救助活動

若狭消防組合消防本部は、消防団を動員して沿岸部の捜索活動および救助活動を行う。また、必要に応じて、他の消防組合に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

(3) 医療救護活動

町は、若狭消防組合消防本部から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合、

負傷者の手当、医師の確保、救護所の設置、医薬品の手配等の必要な措置を講じる。また、町の医療活動で対処できない場合には県に応援を要請する。

4 消火活動

若狭消防組合消防本部は、消防団を動員して沿岸部での消火活動を実施する。また、必要に応じて、他の消防組合に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

第3 海上流出油対策

1 活動体制の確立

油流出の発生（発生のおそれのある場合を含む）情報が県から伝達されたとき、町は、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

2 防除活動の実施

- (1) 油流出の拡大を防止し被害の軽減を図るため、小浜海上保安署および県の指導に従い、防災関係機関との連携の下に対策を実施していくものとする。
- (2) 海上保安庁長官から海洋汚染および海上災害の防止に関する法律（第41条2）による沿岸海域での防除措置要請があった場合、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、町は、若狭消防組合消防本部、小浜警察署、漁業協同組合、地元住民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と協同で次の防除活動を展開する。

ア 町単位の除去組織の設置

イ 沿岸部の監視

ウ 回収油の一時集積場所の確保

エ 沿岸部での除去活動の実施

オ 回収油の一時集積場所への輸送および貯留

カ 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

3 医療救護体制

町は、防除活動に従事する作業者の安全および健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講じる。

4 防除資機材（主として消耗品）の確保

防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は、町の備蓄品または町内での調達で対応し、不足する場合は、あらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

5 ボランティアセンターへの支援

ボランティアの受け入れならびに活動調整はボランティアセンターが対応し、町はその円滑な運営のための支援を行う。

6 環境対策、風評対策

町は、県の実施する環境対策および風評対策に協力する。

7 補償対策

補償対策についての情報の収集、交換および関係機関との連絡調整を行い、その対策を講じる。

第4編 地震災害応急対策

第1章 応急活動組織

第1節 活動組織の設置

地震が発生した場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、発生震度に
応じた活動組織を設置する。

《実施担当》

防災対策各班、若狭消防組合、関係機関

第1 注意・警戒配備体制

1 注意配備体制

総務課長は、町域で震度3の地震が発生したとき、または県内の沿岸に津波注意報が発
表されたときは注意配備をとり、防災関係職員は、次の内容の情報収集に努める。

県、福井地方気象台からの地震情報等の収集
おおい町役場内および支所内に設置されている震度計による情報の収集
小浜警察署、若狭消防組合消防本部からの被災情報の収集
帰庁者、登庁者からの被災情報の収集
テレビ、ラジオの視聴による地震情報、被災情報の収集

なお、警戒配備以上の体制への移行が決定された場合、または災害の発生するおそれが
無くなった場合は、注意配備を解除する。

2 警戒配備体制

総務課長は、町域で震度4の地震が発生したとき、または県内の沿岸に「津波」の津波
警報が発表されたとき、並びに地震に伴う小規模な被害が発生した場合は警戒配備をとり、
注意配備と同様の情報収集に努めるとともに、災害応急対策に関する情報収集を行う。

なお、第1配備以上の体制への移行が決定された場合、または災害の発生するおそれが
無くなった場合は警戒配備を解除する。

第2 災害対策連絡室

1 設置および廃止基準

総務課長は、次の基準に該当する状況が発生した場合、町長の命を受け、災害対策連絡
室を設置し、または廃止する。

(1) 設置基準

町域で震度5弱の地震が発生したとき〔自動設置〕
地震、津波に伴う被害が複数発生し、さらに被害の拡大のおそれがあるとき
その他町長が災害対策連絡室の設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合
災害が発生するおそれが解消された場合
災害対策本部の設置が決定された場合

2 設置場所

災害対策連絡室は、おおい町役場内に設置する。

3 組織編成、運営および事務分掌

- (1) 災害対策連絡室は、室長（総務課長）その他災害対策本部員および総務班長をもって組織する。
- (2) 災害対策連絡室の運営は、災害対策本部の体制に準じて行うものとし、主な事務分掌は次の内容とする。

災害原因情報、被害情報および災害対策情報の収集・分析に関する事項
関係機関との連絡調整に関する事項
職員の配備体制に関する事項
災害対策本部設置の検討に関する事項

第3 災害対策本部

1 設置および廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、または廃止する。

(1) 設置基準

町域で震度5強以上の地震が発生したとき〔自動設置〕
県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表されたとき
地震、津波による重大な被害が続出し、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要があるとき
その他町長が災害対策本部の設置の必要を認めたとき

一般災害時における災害対策本部の設置基準は「第3篇 一般災害応急対策 第1章 災害警戒期の活動 第3節 動員体制 第1 動員基準」参照。

(2) 廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合
災害が発生するおそれが解消された場合

2 設置場所

災害対策本部は、原則として町役場内に設置する。ただし、町役場内に設置することが不可能な場合は、ふるさと交流センターに設置する。

3 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに県をはじめ、小浜警察署、若狭消防組合消防本部等の防災関係機関にその旨を通知または報告する。

4 設置の公表

災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を庁舎の正面玄関に掲示する。

5 組織および事務分掌

- (1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 災害対策本部に次の班を置き、各班長は次に掲げるものを充て、本部員として班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部 設置時の班名	班長名	災害対策本部 設置時の班名	班長名
総務班	総務課長	建設班	建設課長
企画班	企画課長	生活環境班	生活環境課長
広報班	電子情報課長	避難誘導班	総合開発室長
労務輸送班	税務課長	支援班	議会事務局長
住民福祉班	住民福祉課長	出納班	会計課長
保健班	なごみ保健課長	教育班	教育課長
耕地班	地籍整備課長	消防班	若狭消防組合消防本部 消防長
産業班	産業振興課長	支所班	総務管理課長

- (4) 各班に係を置き、その主な事務分掌は別表1に示すとおりとする。
- (5) 災害対策本部に本部長、副本部長、本部員および必要に応じ、その他の職員で構成する本部員会議を置き、本部員会議において次の事項を協議する。ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部員会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長および一部の本部員との協議をもって、これに代えることができる。

被害状況の把握および災害応急対策実施状況
 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
 各班および現地対策本部相互の調整に関する事項
 防災関係機関との連携推進に関する事項
 他団体に対する応援要請に関する事項
 その他重要な災害応急対策に関する事項

- (6) 班内各係相互の緊密な連絡調整を図るため、各班連絡調整課の課長を各班連絡責任者とする。

6 権限委譲

町長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、助役、総務課長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員(班長)はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

第4 支所災害対策本部

本部長(町長)は、災害の状況に応じて支所災害対策本部を設置する。支所災害対策本部では、応急対策実施の指揮および名田庄総合事務所管内での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動(応援要請等を除く。)を行うとともに、本部長(町長)に緊急対策の実施状況を報告する。

1 設置基準

名田庄総合事務所管内において災害緊急対策を重点的に行う必要がある場合
道路の被災等により、町役場と名田庄総合事務所との往来が困難となった場合
その他本部長が支所災害対策本部設置の必要を認めた場合

2 廃止基準

名田庄総合事務所管内の災害緊急対策が概ね完了した場合
その他本部長が廃止を決定した場合

3 設置場所

支所災害対策本部は、名田庄総合事務所に設置する。ただし、名田庄総合事務所内に設置することが不可能な場合は、おおい町国民健康保険高齢者保健福祉支援センター(あつとほ-むいきいき館)に設置する。

4 組 織

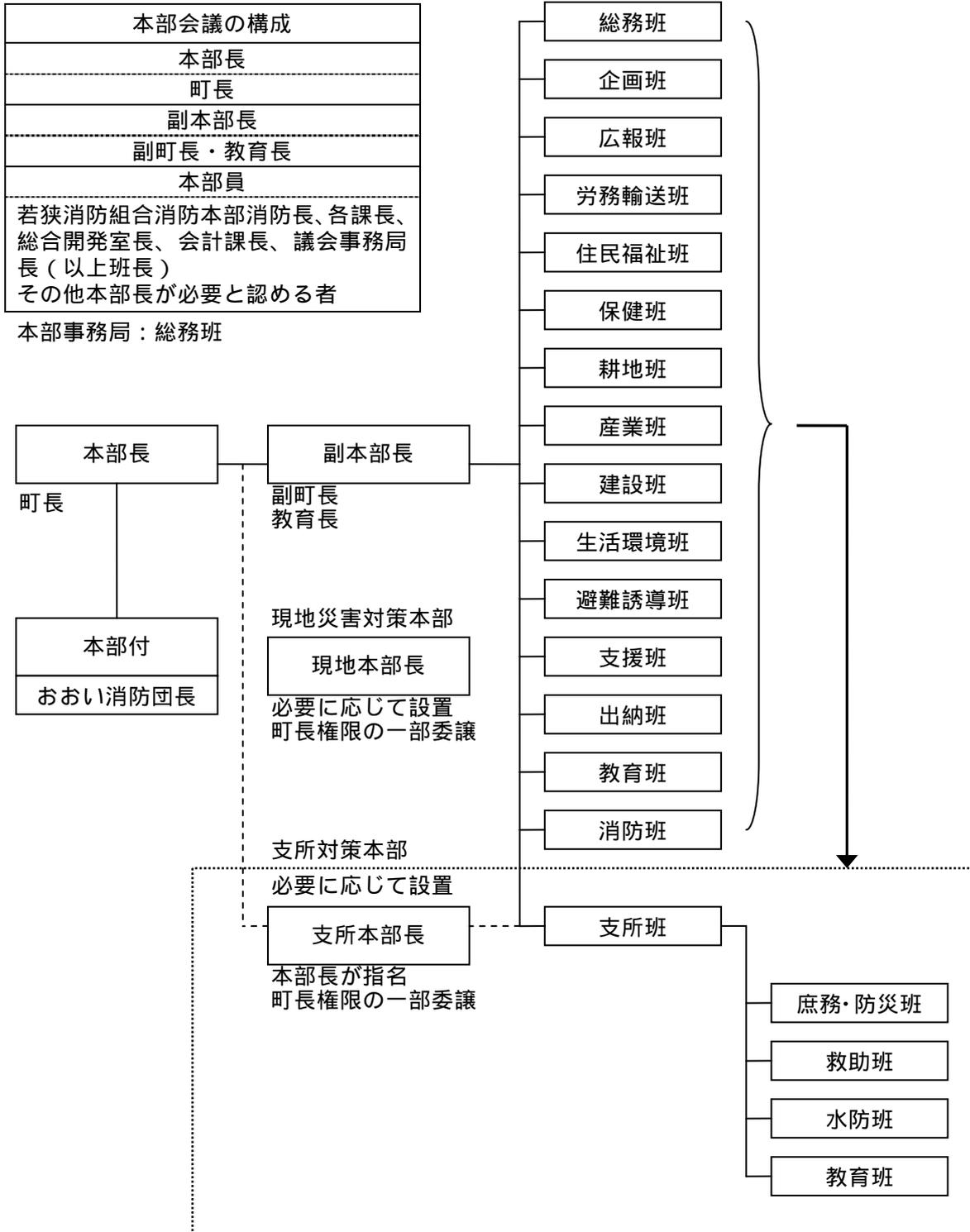
支所災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長(町長)が任命する。

5 指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を支所災害対策本部長に委任する。

避難勧告・指示の発令(災害対策基本法第60条、町長の権限)
避難指示(水防法第29条、水防管理者の権限)
警戒区域の設定(災害対策基本法第63条、町長の権限)
通行規制(道路法第46条、道路管理者の権限)

おおい町災害対策本部の組織



別表1 おおい町災害対策本部 事務分掌

班名	係名	事務分掌
総務班 (総務課長)	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の配備に関する事。 2. 災害関係の予算措置に関する事。 3. 本部用車両の配車管理に関する事。 4. 中央省庁・県視察団・調査団に対する陳情、資料のとりまとめに関する事。 5. 自衛隊の受入に関する事。 6. 民間および他市町の救援隊の編成並びに受入れに関する事。 7. 隣接市町との相互応援に関する事。 8. 本部職員の保健宿舎に関する事。
	防災係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全般の企画立案に関する事。 2. 本部の設置、解散に関する事。 3. 各班および関係機関との連絡調整に関する事。 4. 班長会議に関する事。 5. 国・県に対する要請に関する事。 6. 予・警報・情報の収集および連絡調整に関する事。 7. 消防体制および消防活動に関する事。 8. 非常配備に関する事。
企画班 (企画課長)	調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災状況の収集報告に関する事。 2. 専門家の派遣および調査機器に関する事。
	広報係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報道関係機関との連絡に関する事。 2. 町民に対する広報に関する事。
広報班 (電子情報課長)	広報係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害広報資料等の収集および提供に関する事。 2. 有線放送施設および情報通信施設の災害予防および応急対策に関する事。
労務輸送班 (税務課長)	労務計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労務供給計画に関する事。 2. 各協力機関の配置指揮監督に関する事。 3. 車両の調達に関する事。
	協力係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人員・物資・輸送計画に関する事。 2. 応急救助、応急対策に要する労働力の供給に関する事。 3. 緊急物資輸送のための船舶の借上および応急輸送に関する事。
住民福祉班 (住民福祉課長)	救助係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法に基づく救助事務全般に関する事。 2. 避難場所の設置に関する事。 3. 被災地の住民登録に関する事。 4. 非常用主食の配分に関する事。 5. 炊出しに関する事。 6. 援助物資の受領および配分に関する事。 7. 生活必需物資の調達、輸送、供給に関する事。

	福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害見舞金の受理配分に関する事。 2. 災害時における児童および母子世帯の収容に関する事。 3. 児童福祉施設等の被災調査および応急復旧に関する事。
保健班 (なごみ保健課長)	医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療品等の調達に関する事。 2. 救護所の設置に関する事。 3. 急患者輸送に関する事。 4. 被災者の医療措置に関する事。 5. 防疫に関する事。
耕地班 (地籍整備課長)	耕地係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設等の災害予防および応急対策に関する事。 2. 他の班の応援に関する事。
産業班 (産業振興課長)	農業係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 果実そ菜、米等の農林産物の災害防止対策および被災状況調査に関する事。 2. 被災果実そ菜、米等の農林産物の応急技術対策に関する事。 3. 緊急物資(主要食料、そ菜果実)の調達供給に関する事。 4. 農林産物の採取出荷の規制に関する事。 5. 他の班の応援に関する事。
	畜産係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家畜の感染症予防、防疫、被災家畜の調査に関する事。 2. 被災家屋の調査に関する事(人的被災を含む)。 3. 他の班の応援に関する事。
	商工水産係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係被災調査および災害対策に関する事。 2. 漁船、漁具の被災調査および被災防止に関する事。 3. 水産物の採取出荷の規制に関する事。 4. 他の班の応援に関する事。
建設班 (建設課長)	土木漁港係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との連絡調整に関する事。 2. 公共土木の被災調査に関する事。 3. 道路、橋梁の確保、水防応急対策に関する事。 4. 交通事情の把握に関する事。 5. 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理および公営住宅の建設に関する事。 6. 災害記録、写真の整備に関する事。
	林業係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 治山、林道、その他林業用施設等の応急対策に関する事。 2. 他の班の応援に関する事。
	水防係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動全般の企画指導に関する事。 2. 水防資機材の輸送、調達に関する事。 3. その他、水防全般の事務に関する事。 4. 水位、雨量、その他気象、情報の送受に関する事。
生活環境班 (生活環境課長)	上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道の応急対策に関する事。 2. 上下水道の応急復旧に関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
	生活環境係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境衛生に関する事。 2. 一般廃棄物に関する事。 3. 食品衛生に関する事。

避難誘導班 (総合開発室長)	避難誘導係	1. 町民の被災状況の調査収集に関する事。 2. 避難住民の誘導(広報を除く)に関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
出納班 (会計課長)	出納係	1. 災害対策にかかる現金の出納に関する事。 2. 義援資金の受入れに関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
支援班 (議会事務局長)	支援係	1. 町議会との連絡調整に関する事。 2. 災害情報の収集に関する事。 3. 他の班の応援に関する事。
教育班 (教育課長)	教育係	1. 文教施設の応急復旧に関する事。 2. 被災児童生徒に対する応急教育、教材、学用品の調達供給に関する事。 3. 学校給食に関する事。 4. 児童、生徒の保健管理に関する事。 5. 文化財の応急保護対策に関する事。 6. 文教施設の被災調査に関する事。
消防班 (若狭消防組合 消防本部消防長)	消防係	1. 緊急時における県・市町等との調整に関する事。 2. 住民の避難誘導、救助・救急に関する事。 3. 救急搬送に関する事。 4. 広域消防連携に関する事。 5. 消防団・水防団の出動に関する事。

支所対策本部(総合事務所管内における災害時初動対応)

班名	係名	事務分掌
支所班 (総務管理課長)	庶務・防災係	1. 職員の配備に関する事。 2. 車両の配車管理に関する事。 3. 各班・各係との連絡調整に関する事。 4. その他支所対策本部の運営に必要な事。
	救助係	1. 災害救助法に基づく救助事務全般に関する事。 2. 避難場所の設置に関する事。 3. 生活必需物資の調達、輸送、供給に関する事。 4. 避難住民の誘導に関する事。 5. その他住民の救助に関し必要な事。
	水防係	1. 水防活動全般の企画指導に関する事。 2. 水防資機材の輸送、調達に関する事。 3. その他水防全般の事務に関する事。
	教育係	1. 児童、生徒の安全確保に関する事。 2. 学校給食に関する事。 3. 児童、生徒の保健管理に関する事。 5. 文化財の応急保護対策に関する事。 6. その他教育関係および他係の支援に関する事。

第5 現地災害対策本部

本部長（町長）は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、本部長（町長）に応急対策の実施状況を報告する。

1 設置基準

災害応急対策を局地的または特定地域で重点的に行う必要がある場合
その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

2 廃止基準

当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
その他本部長が廃止を決定した場合

3 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

4 組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長（町長）が任命する。

5 所掌事務

現地災害対策本部の業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (2) 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
- (3) 避難所の開設および連絡調整に関すること。
- (4) 被害状況等の情報収集に関すること。
- (5) この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- (6) その他現地災害対策本部の運営に関すること。

（注）通信途絶のときは、本部に伝令員を派遣すること。

6 指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

第2節 動員体制

地震が発生した場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、発生震度に応じた動員配備を行う。

《実施担当》

総務班、防災対策各班

第1 動員基準

町域で地震が観測され、または福井県の予報区に津波予報が発表されたとき、町は次の配備区分による動員配備体制をとる。

職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

組織	配備体制	配備基準	配備概要
	注意配備	1.町域で震度3の地震が発生したとき 2.県内の沿岸に津波注意報が発表されたとき	1.防災担当者による情報収集
	警戒配備	1.町域で震度4の地震が発生したとき 2.県内の沿岸に「津波」の津波警報が発表されたとき	1.被害情報および災害応急対策に関する情報収集 2.災害対策連絡室設置の検討
災害対策連絡室	第1配備	1.町域で震度5弱の地震が発生したとき 2.その他町長が必要と認めたとき	1.被害情報の収集および伝達 2.局地的な災害応急対策の実施 3.災害対策本部設置の検討
災害対策本部	第2配備	1.町域で震度5強の地震が発生したとき 2.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集および伝達 2.すべての災害応急対策の実施
	第3配備	1.町域で震度6弱以上の地震が発生したとき 2.県内の沿岸に「大津波」の津波警報が発表されたとき 3.地震による重大被害が発生し、通信網が寸断されたとき 4.その他町長が必要と認めたとき	1.被害情報の収集および伝達 2.すべての災害応急対策の実施 3.閉庁時はすべての職員が参集(自主参集)

なお、震度は気象庁地震火山部が発表する町域の震度とし、町域の震度が発表されない場合は、嶺南地方のいずれかの市町の震度とする。また、県内の市町の震度情報は、震度情報ネットワークによる把握も行い、動員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に反映させる。

各配備体制に応じた配備職員はおおむね次のとおりとする。ただし、配備職員については、担当課であらかじめ指定する。

配 備 職 員

課名等		配備体制	注意配備	警戒配備	第1配備	第2配備	第3配備
町役場本庁	総務課						全職員
	企画課						
	電子情報課						
	税務課						
	住民福祉課						
	なごみ保健課						
	地籍整備課						
	産業振興課						
	建設課						
	生活環境課						
	総合開発室						
	会計課						
	議会事務局						
	教育課						
総合事務所	総務管理課						
	健康福祉室						
	郷づくり室						
	住民サービス室						
	教育委員会 名田庄事務支局						

第2 動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した連絡・参集を行い、参集報告をする。

また、必要に応じて人員の確保を行う。

1 勤務時間内

(1) 伝達体制

各部への伝達は、総務班庶務係が庁内放送によって行う。ただし、庁内放送による伝達が不能な場合は、電話またはファクシミリによって行う。

(2) 活動体制への移行

伝達を受けた場合は、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

(2) 参集場所

自己の指定参集場所とする。

(3) 過渡的措置

防災対策各班長は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、暫定的に班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

3 参集の報告

防災対策各班において、職員を配備し、応急活動を実施した場合、職員の参集状況を総務班庶務係に報告する。

4 人員の確保

(1) 注意配備・警戒配備・第1配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を総務班防災係へ報告する。

(2) 第2配備・第3配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務班防災係に要請する。

この場合、総務班防災係は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

5 平常業務の機能

第3配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある住民サービス部門等から、総務班防災係と協議のうえ実施する。

第3 福利厚生

災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力を持続するため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊施設等の確保

総務班庶務係は、災害対策従事者の宿泊および一時的な仮眠施設を公共施設、町営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整する。

2 食料の調達

総務班庶務係は、住民福祉班救助係と調整のうえ、災害対策従事者への食料を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資および給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

第3節 津波災害対策

町はあらかじめ定めた経路により、気象庁が福井県に発表する津波予報等を関係機関および住民に迅速に伝達・周知し、被害の未然防止および軽減のための措置を講じる。

《実施担当》

総務班防災係、建設班、生活環境班上下水道係、消防班、若狭消防組合、消防団、関係機関

第1 津波予報・津波情報の伝達

1 気象庁が福井県に発表する津波予報・津波情報

(1) 津波予報区

日本の沿岸は66の予報区（原則として都府県程度に区分）に分けられ、福井県は全域が1つの予報区となるため、おおい町の予報区名は「福井県」となる。

(2) 津波予報・津波情報の種類と内容

気象業務法に基づき、気象庁は予想される津波の規模、範囲について津波予報を発表する。発表する予報の種類および予報文等の内容は次の通りであり、予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。

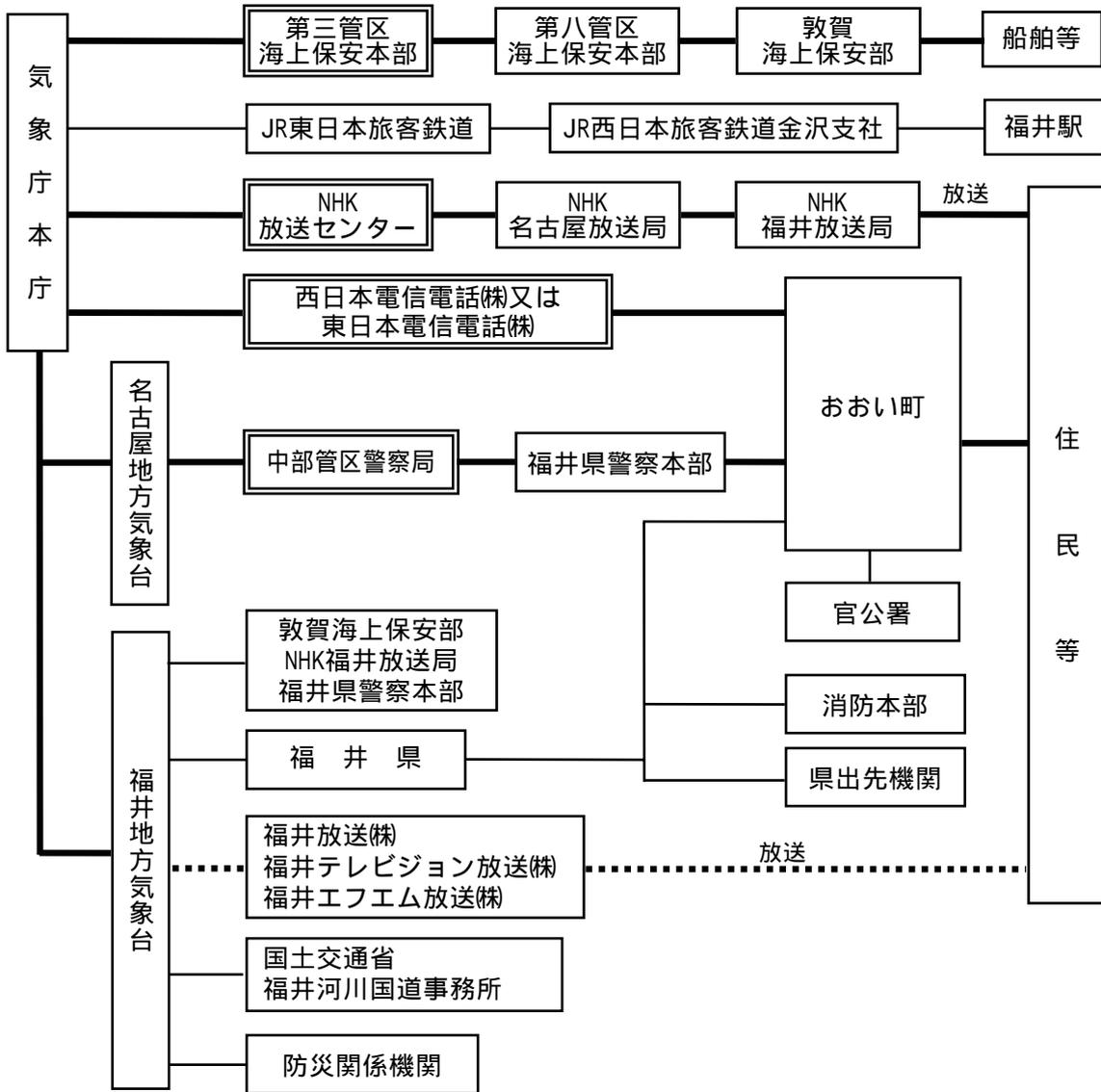
< 津波予報の種類、実施基準および発表される津波の高さ >

予報の種類		実施基準	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	3メートル、4メートル、6メートル、8メートル又は10メートル以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	1メートル又は2メートル
津波注意報	津波注意	予想される津波の高さが高いところで20センチメートル以上1メートル未満である場合	0.5メートル

- (注) 1. 「津波の心配なし」あるいは「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」と予想されるときは、津波注意報の対象としない。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2. 津波予報等の関係機関への伝達経路

気象庁より発表される津波予報等の伝達経路は、次の通りである。



凡例

	法令(気象業務法等)による通知系統
	法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
防災情報提供システム	
県防災行政無線	
	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

第2 沿岸住民等の避難および避難誘導体制

町は、津波による被害が発生するおそれがあるとき、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

1 沿岸住民等への避難勧告等

(1) 津波予報が発表されたとき

津波予報が発表され、県等からその伝達を受けた場合、直ちに防災行政無線、ケーブルテレビや広報車等の活用、あるいは自主防災組織との連携など、あらゆる手段を使って津波予報の内容、避難勧告・指示、避難等についての広報を実施する。

(2) その他

町域で震度4以上の地震が観測された場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波予報の発表の有無に関わらず、町長自らの判断で沿岸にある者に対し、直ちに安全な場所へ避難するよう避難の勧告または指示する。

なお、津波による浸水被害が発生すると判断した場合、直ちに沿岸の住民等に対し避難するよう勧告または指示する。

2 避難誘導体制

沿岸にある者および付近の住民に対して避難の勧告または指示した場合、状況に応じて避難場所、避難路を指示するとともに、水防団、自主防災組織等の協力を得て、速やかに避難誘導を実施する。なお、避難誘導にあたっては、住民等と相互に連携のうえ、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難に十分配慮する。

3 自主避難

沿岸付近の住民は、津波予報の発表あるいは震度4以上の強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、速やかに高台へ避難する。

第3 水防活動

津波の来襲が予想される場合には、水門等の管理者ならびに操作担当者は、迅速に次の水防活動を実施する。

- 1 ラジオ、テレビ等により津波予報を覚知したとき、操作担当者等は的確に水門、防潮扉等の開閉を行う。
- 2 海面の水位変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。
- 3 海面監視にあたっては、自己の安全に留意しながら行うものとする。

第4 上下水道施設

津波の襲来により、所管する上水道および下水道施設の破損が予想されるときは、二次災害を軽減するための措置を行う。

第5 交通対策

1 道路

町は小浜警察署等と連携し、津波の来襲による危険度が高いと予想される道路の路線区間について、必要に応じて交通規制を行う。

2 海上

小浜海上保安署、県、町は、津波による危険が予想される時、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

3 旅客事業者

旅客事業者は、走行路線に津波の来襲による危険度が高いと予想される区間がある場合、乗客等の安全を確保するため、運行停止等の措置を講じるものとする。また、運行中の場合は、安全に乗客を誘導して避難させる。

第2章 初動期の活動

第1節 情報の収集・伝達

地震が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況の把握および応急対策活動の実施のため、県および関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県防災情報システム等を活用し、必要な情報の収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》

総務班防災係、企画班調査係、小浜警察署、若狭消防組合

第1 災害情報等の収集・伝達

地震発生後、直ちに地震情報、火災情報、異常現象の情報収集・伝達を行う。

1 災害情報の収集

防災対策各班は、地震発生後直ちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を企画班調査係に報告する。また、被害の主な調査項目は次のとおりとする。

また、夜間・休日等の勤務時間外は、防災担当課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

項 目	情 報 収 集 内 容
1. 人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者、行方不明者の状況 ・ 負傷者の状況 ・ 救助救援活動の状況
2. 建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の倒壊等被害状況 ・ 火災発生状況 ・ 浸水被害状況
3. 公共施設等被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁の被害状況 ・ 土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・ 交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・ 公共建築物の倒壊、火災等被災状況（避難所、その他公共建築物） ・ 農地、農業施設等被災状況 ・ 林業施設等被災状況
4. 救助活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救助活動の状況 ・ 出火および消火活動の状況
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、特記すべき事項

2 被害状況の集約および伝達

企画班調査係は、住民および防災対策各班から寄せられる情報を集約するとともに、小浜警察署、若狭消防組合消防本部ならびに防災関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

なお、集約された情報は直ちに総務班に伝達し、総務班は各対策班、県および防災関係機関に報告・伝達する。

3 被害調査および情報管理の分担

被害調査は防災対策各班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策、復興を進めるためには、防災対策各班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査および被害情報の管理を次の各班で行う。

被害調査項目	担 当 班
被害集計および広報	企画班
人的被害・医療関係機関被害	保健班
一般建物被害	建設班
公共施設被害	各 班（所管施設）
土木・漁港被害	建設班
農地・農業用施設被害	耕地班
農林水産物被害	産業班
上・下水道施設被害	生活環境班
教育関係施設被害	教育班

第2 県への報告

総務班防災係は、県に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行うものとする。

1 報告の基準

総務班防災係は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
- (2) 町または県が災害対策本部を設置した場合
- (3) 災害が2市町以上にまたがり、1つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
- (4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要する場合
- (5) 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
- (6) 災害の状況および災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合

- (7) 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生した場合
- (8) その他、特に報告の指示があった場合

2 報告の種類と方法

- (1) 災害即報
 - ア 災害を覚知したときただちに行う。
 - イ 報告様式は、「資料編 3 - 3 県様式1」による。
 - ウ 報告の方法は、県防災行政無線ないし一般加入電話による。また、やむを得ない場合は、電報あるいは非常通信等を用いて報告する。
- (2) 中間報告
 - ア 災害発生後、状況の変化等に応じて報告する。
 - イ 報告様式、報告の方法等は災害即報に準じる。
- (3) 確定報告
 - ア 応急対策終了後10日以内に行う。
 - イ 報告様式は、「資料編 3 - 3 県様式2」により、文書にて報告する。

第3 通信手段の確保および運用

1 災害発生後の機能確認と応急復旧

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話や衛星携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員（伝令）を派遣して情報を伝達する。

2 通信手段の確保

- (1) 災害時の通信連絡

町、県および防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信または衛星携帯電話により速やかに行う。
- (2) 通信の統制

災害発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。
- (3) 電話および電報施設の優先利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うため、あらかじめ一般加入電話を災害時優先電話として利用できるよう、西日本電信電話(株)の承認を受けるものとする。

災害時優先電話を利用したダイヤル通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も通話の規制を受けない。また、手動接続による通話（電報）は、102（115）番通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）または緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。

なお、非常扱い通話（電報）および緊急扱い通話（電報）は、別に定める事項を内容と

する通話（電報）を行う場合に限り取り扱うものとする。

(4) 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話㈱が決定し、内容をテレビ・ラジオ等で広報するが、次の状況にある場合の利用に適する。

ア 避難等により電話に応答できない人への連絡

イ 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡

ウ 呼出しても応答のない電話の場合

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は1伝言あたり30秒以内、伝言保存期間は録音してから2日（48時間）である。また、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人聞くことができるため、聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく。

(5) 非常通信の利用

町は、加入電話および防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員（官公庁、企業等）の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

(6) アマチュア無線の利用

町は、情報伝達手段としてアマチュア無線開設者に対し、その利用を要請する。

3 町防災行政無線の運用

(1) 住民への広報および伝達

災害発生後の災害情報および生活支援情報等は防災行政無線により行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集伝達および応急対策等に関する連絡等は、原則として防災行政無線移動系による。

4 ケーブルネットワーク施設の運用

住民への広報等は、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、ケーブルテレビや情報端末設備によることを基本とする。

5 県防災行政無線の活用

県および県の出先機関等との連絡等は、県防災行政無線を活用するものとする。

第2節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、住民の各種相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

総務班防災係、企画班広報係、広報班広報係

第1 災害広報

広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、ケーブルテレビ等により災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の住民向けの広報活動を実施する。

ただし、ケーブルテレビによる広報が不可能な場合は、企画班広報係が車両による広報活動を行う。

1 災害情報等

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 災害情報に関すること。
- (2) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (3) 被害の概要に関すること。
- (4) 避難勧告・指示に関すること。
- (5) その他住民の安全確保に必要なこと(気象情報、土砂災害等二次災害防止情報を含む。)。

2 支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 被災状況とその後の見通し
- (2) 避難所に関すること。
- (3) 救護所に関すること。
- (4) 救援物資の配布に関すること。
- (5) 給水・給食に関すること。
- (6) 医療機関などの生活関連情報
- (7) 義援物資等の取扱い
- (8) 被災者のために講じている施策などその他住民生活に必要なこと。

3 ライフライン復旧情報等

総務班防災係は、防災対策各班および関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- (1) 上水道、下水道、道路の状況および復旧に関すること。
- (2) 電気、交通機関等の復旧に関すること。
- (3) 電話の復旧に関すること。
- (4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。
- (5) 交通規制情報

4 広報の手段

(1) 広報車

原則として町の所有する車両を使用する。必要に応じて小浜警察署その他の関係機関に広報車の協力を求める。

(2) 広報紙

企画班広報係は、広報紙をできるだけ早期に発行し、各避難所等に送付する。また、関係各班は、送付を受けた広報紙を掲示する。

(3) その他の広報手段

- ア 防災行政無線による地区広報
- イ 避難所への職員の派遣
- ウ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- エ インターネット（ホームページ）の活用
- オ ケーブルテレビ等への情報提供
- カ 携帯電話メール

5 災害時要援護者への広報

災害時要援護者への広報は、文字放送や手話、携帯電話メール、ファクシミリ・テレフォンプサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

6 災害時の広報体制

広報班長を災害広報責任者とし、広報内容の一元化を図る。

- (1) 取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
- (2) 広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。
- (3) 防災関係機関と連絡調整を図る。

第2 報道機関への情報提供等

企画班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合

的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

災害対策各班からの災害情報の報道依頼は、企画班広報係で取りまとめ、報道機関に報道を依頼する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。

【情報提供の主な項目】

- (1) 災害発生の場所および発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する避難の状況
- (5) 住民に対する協力および注意事項
- (6) 支援施策に関する事項

第3 町民の各種相談窓口の設置

災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特設相談窓口を開設し、積極的な広聴相談活動を実施する。

1 特設相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、災害時要援護者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特設相談窓口を開設する。

2 相談内容

特設相談窓口への相談内容は、被害および復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関すること。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- (3) 住民税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- (4) 災害時要援護者対策等の福祉に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関すること。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- (7) リ災証明の発行に関すること。
- (8) 上水道・下水道の修理に関すること。
- (9) 中小企業および農業関係者の支援に関すること。
- (10) その他生活再建に関すること。

3 実施体制

- (1) 関係各課から対応職員を派遣し、電話および町民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙等で住民へ周知する。
- (3) 相談窓口には専用電話および専用ファクシミリを備える。

4 要望の処理

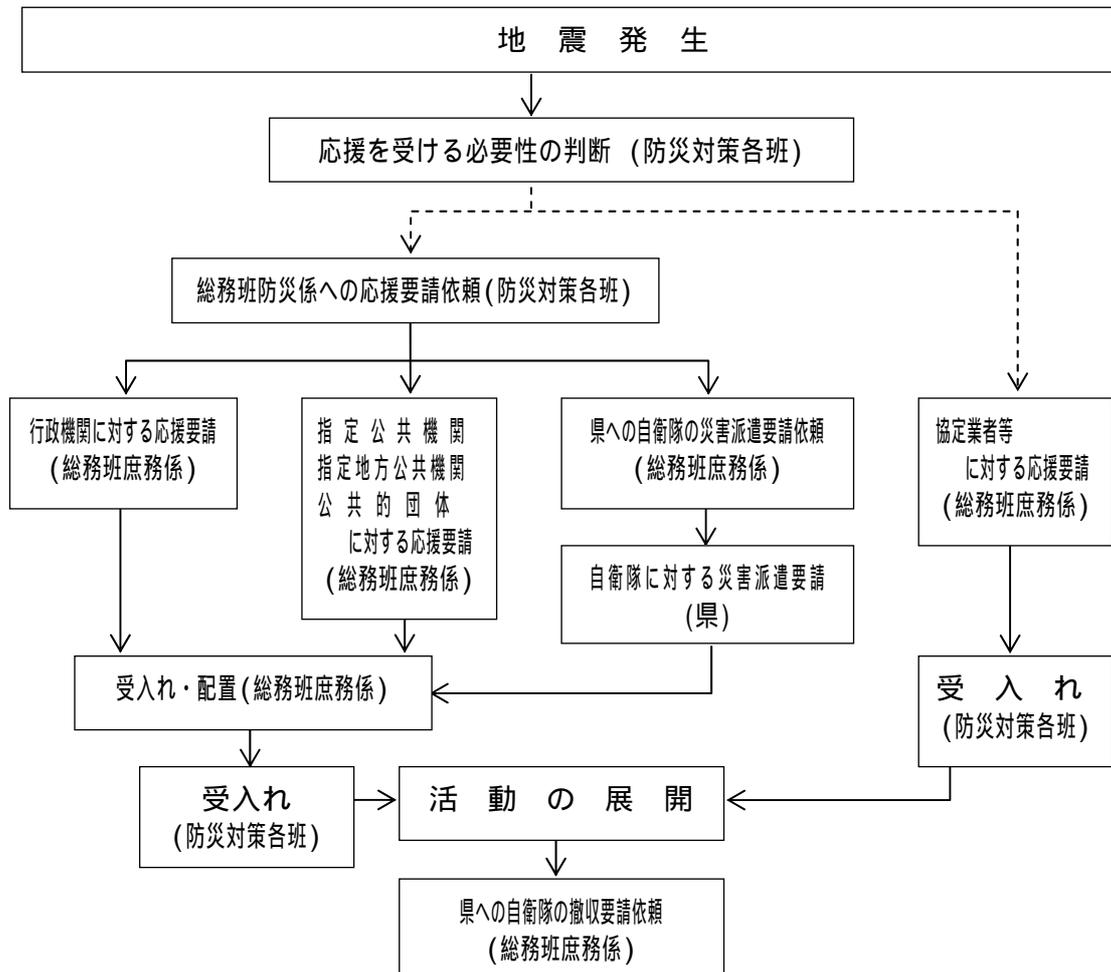
- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 特設相談窓口等で聴取した要望等は、速やかに関係各部および関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第3節 応援の要請・受入れ

町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県および他の市町並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

総務班庶務係、自衛隊

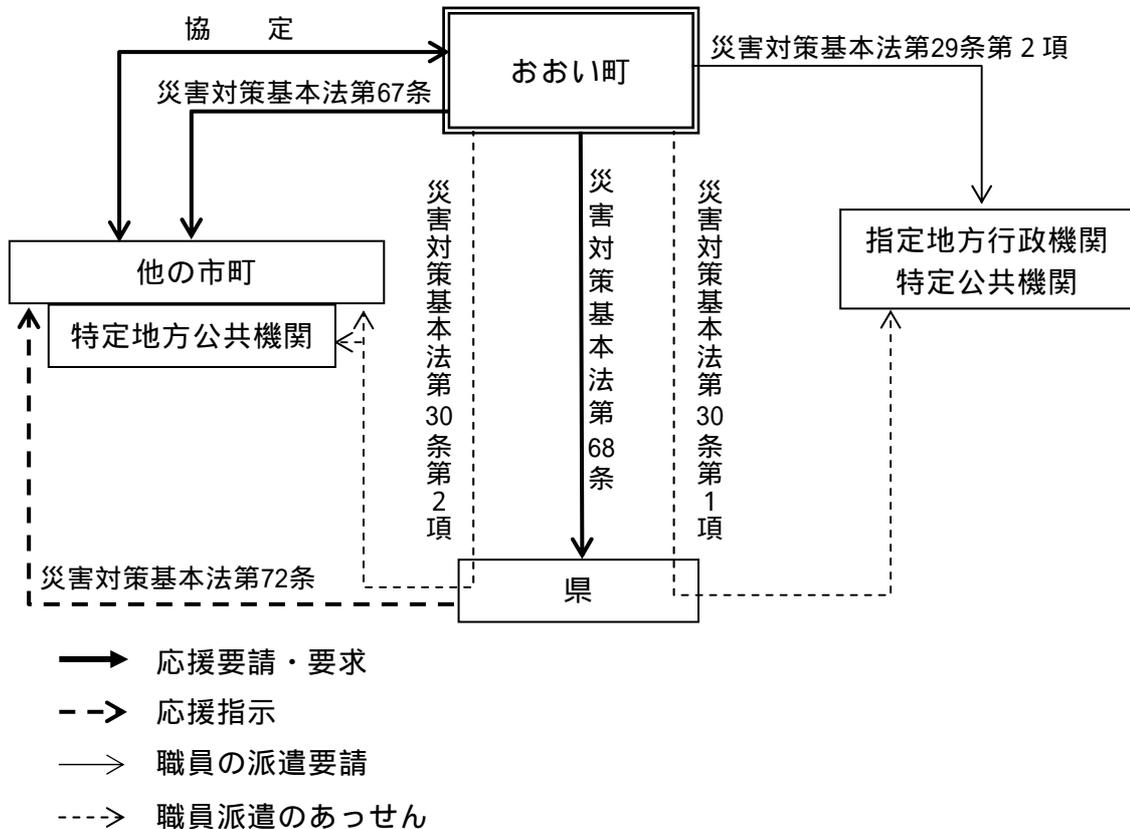


第1 行政機関等との相互応援協力

防災対策各班は、あらかじめ定めた事務分掌に基づき災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ総務班庶務係を通じて県および他の市町に応援協力を求める。

総務班庶務係は、災害が発生した場合、県への応援要請および他の市町との相互応援・協力の窓口となり、防災対策各班と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 県への応援要請

町単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援を求める。応援を要請するときは知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話またはファクシミリにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名および数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

また、町長は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

2 他の市町への応援要請

- (1) 応援の方法

地震発生時に他の市町に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実

施する。

相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、次に示す必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には電話またはファクシミリによって応援要請を行い、事後速やかに文書で所定の手続をとる。また、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名および数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

3 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援および施設の利用
- (3) 診療、感染症患者の収容、その他治療および防疫作業のための職員の応援並びに医薬品等の提供
- (4) 復旧のための土木および建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援および資機材の提供
- (6) 水道工事および給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設および輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、救急水防作業の応援および所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

4 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が拡大し、町域内の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

5 職員の派遣要請等

災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応できないと認められた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請または知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣または派遣のあっせんに要請する理由
- (2) 派遣または派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣または派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他必要な事項

6 応援の受入れ

県や他市町、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

【災害時用ヘリポート】

大 飯 地 区	総合運動公園内多目的グラウンド 大飯オフサイトセンター
名 田 庄 地 区	名田庄中学校グラウンド

第2 消防活動に係る応援要請

町単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

震災による災害の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 消防庁長官の措置による応援体制

地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(3) 知事への応援要請

大規模な災害が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第24条の2および災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動および応急業務の人材確保に努める。

2 受入れ体制

消防応援隊や緊急援助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設および資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊および県との連絡職員を指名する。
- (3) 消防作業実施中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する。

第3 民間業者等に対する協力要請

発生した地震規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員および資機材を確保する。

1 指定公共機関・民間業者等への協力要請

公共的団体、民間業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対 象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公 共 的 団 体	必要な各部から総務班庶務係を通じて要請
協 定 業 者 等	防災対策各班から直接協力要請の後、総務班庶務係へ報告

3 受入れ要員の宿泊場所

総務班庶務係は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

第4 自衛隊に対する災害派遣要請

住民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

派遣要請を行った場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

1 活動内容

活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の啓開

- (7) 応急医療、救護および防疫
- (8) 人員および物資の緊急輸送
- (9) 炊飯および給水
- (10) 物資の無償貸付または譲与
- (11) 危険物の保安および除去
- (12) その他

2 災害派遣要請要領

町長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を文書で行い、小浜警察署長にも通知する。ただし、そのいとまがない場合は、必要事項を電話等で要求し、事後速やかに文書で所定の手続をとる。同時に、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請ができない場合は、その旨および町域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣または陸上自衛隊第14普通科連隊長、海上自衛隊舞鶴地方総監あるいは航空自衛隊第6航空団司令に通知する。その場合には、通知した旨を事後速やかに知事に通知する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、県等と連絡協議し迅速に行うものとする。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 派遣要請先

(1) 陸上自衛隊の場合

ア 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）

石川県金沢市野田町1-8 Tel.076-241-2171

イ 陸上自衛隊第372施設中隊長

福井県鯖江市吉江町4-1 Tel.0778-51-4675

(2) 海上自衛隊、航空自衛隊の場合

ア 海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部）

京都府舞鶴市字余部下1190 Tel.0773-62-2250

イ 航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部）

石川県小松市向本折町戊267 Tel.0761-22-2101

4 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる

場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

5 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 自衛隊の宿泊施設または野营地および資機材の保管場所は、総合運動公園内に確保する。
- (2) 派遣部隊および県との連絡職員を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (5) 必要に応じて小浜警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

6 撤収の要請

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、または作業が復旧段階に入った場合、町長は速やかに知事に対し、自衛隊の撤収を要請する。

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

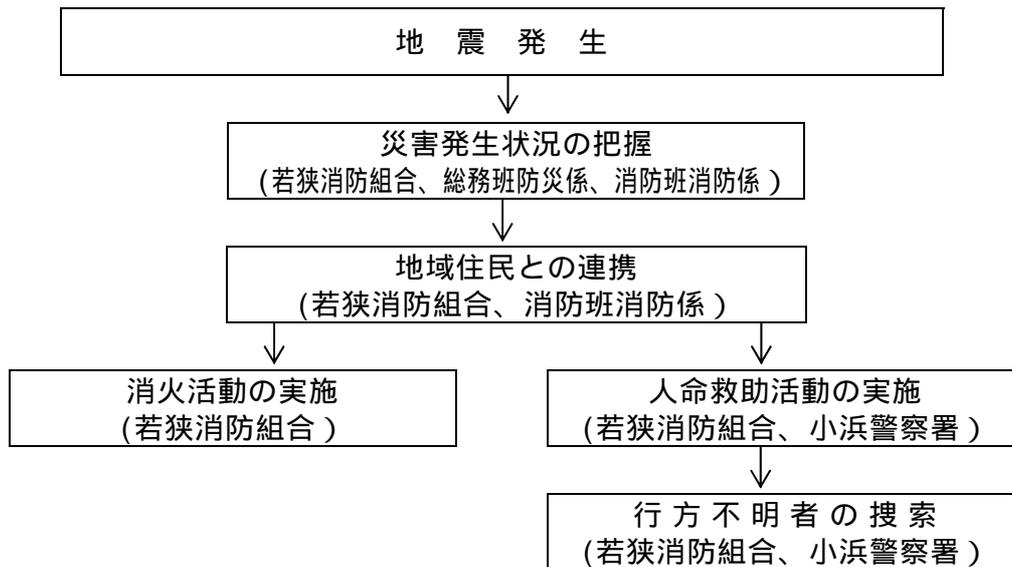
- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第4節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

《実施担当》

総務班防災係、住民福祉班救助係、若狭消防組合、消防団、小浜警察署、自衛隊



第1 災害発生状況の把握

迅速かつ的確な消火・救助対策活動を実施するため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

1 情報の収集

総務班防災係は消防班と連携し、住民からの通報等によって、情報把握に努める。

2 県等への報告

地震等によって火災が同時多発した場合、および多数の死傷者が発生し、若狭消防組合消防本部への通報が殺到した場合、その状況を速やかに県および消防庁に報告する。

第2 震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、

効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災および救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

2 火災防御活動の原則

ア 同時に多数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域および重要対象物を優先する。
イ 広域避難地および避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難地および避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等で火災が発生した場合	他の延焼拡大の危険性が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等からの火災が既に延焼拡大した場合	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

3 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち広域避難地および避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	広域避難地の安全確保のみを目的とする。

4 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

(1) 部隊運用

- ア 出動部隊数の調整
- イ 活動部隊数の合理化と無線統制
- ウ 消防団との連携強化

(2) 部隊の確保

- ア 非常招集による緊急増強隊の編成
- イ 他市町消防応援隊の要請および活用

(3) その他

- ア 出動体制の迅速化
- イ ホースの確保
- ウ 防火水槽、自然水利等の活用
- エ 広報

5 広域断水時火災の防御対策

- (1) 自然水利および防火水槽の適切な活用による水利の確保
- (2) タンク車の優先出動と活動
- (3) 有効かつ的確な水利統制
- (4) 機械性能の保持と積載ホースの増加
- (5) 広報車等の巡回による警戒体制の確立
- (6) 火気使用者に対する啓発
- (7) 危険区域の重点立入検査

6 住宅密集地火災の防御対策

- (1) 初動体制の確立
- (2) 火災態様に応じた部隊配備
- (3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- (4) 延焼阻止線の設定
- (5) 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

7 二次火災の防御

地震発生より数時間から数日後に発生する火災の防止措置を講じる。

第3 人命救助活動

小浜警察署と密接な連携を図るとともに、医療機関と連携して迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 小浜警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。また、必要に応じ消防相互応援協定を締結している市町に協力を要請するとともに、総務班庶務係を通じて自衛隊等にも協力を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 小浜警察署、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重症・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (6) 死体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第4 行方不明者の搜索

関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- 1 小浜警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。
- 2 行方不明者搜索中に死体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第5 消防団の活動

消防団員は、通常の災害にあっては町長および若狭消防組合消防本部消防長並びに消防団長の招集により出動するが、震度5弱以上の地震発生時においては自発的に消防詰所に参集する。

第6 地域住民との連携

地域住民と連携して、消火・救助活動を実施する。

若狭消防組合消防本部が災害現場に到着するまでの間、地域住民が初期消火・救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

第7 相互応援

町単独では、十分に消火および救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、県、他市町などに応援を要請する。

第8 各機関による連絡会議の設置

町、県、小浜警察署および自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第5節 応急医療対策

県および医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。

《実施担当》

保健班医療係、小浜医師会、若狭消防組合、消防団

第1 救護活動

1 医療救護班の編成

町は、地震または津波に伴う傷病者が集団的に発生したとき、町と小浜医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師1名、看護師2名、班員（町職員または赤十字奉仕団員）で1班を編成する。

2 医療救護所の設置

町は災害の状況に応じて、なごみ診療所および名田庄診療所に医療救護所を設置する。また、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合、町内の小学校および中学校の保健室等に医療救護所を増設する。

3 応急救護所の設置

被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

4 応急医療の内容

- (1) 医療の対象者は、応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者を対象とする。
- (2) 助産の対象者は、災害発生の日以前または、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者を対象とする。
- (3) 応急医療は、医療救護班が救護所において次のように実施する。
 - ア 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
 - イ 後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定
 - ウ 重症者に対する応急処置
 - エ 転送困難な患者に対する医療の実施
 - オ 助産救護
 - カ 死亡の確認

5 後方医療

(1) 後方医療実施機関

保健班医療係は、広報医療実施機関である公立小浜病院の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所もしくは災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所および後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、若狭消防組合消防本部が関係機関の協力を得て行う。

ウ 後方医療機関から町外・県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として若狭消防組合消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総務班は県または自衛隊に二次搬送を要請する。

第2 医薬品・資機材の確保

1 医薬品等

医療施設または救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、保健班医療係は要請先へ医薬品等を供給する。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて住民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県に供給を要請する。

2 その他資機材の確保

医療班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水、洗浄のための給水は生活環境班上下水道係に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として保健班医療係で調達したもので対応する。
- (3) 保健班医療係で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、総務班庶務係を通して関西電力(株)、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)に要請する。

第3 精神ケア体制の確立

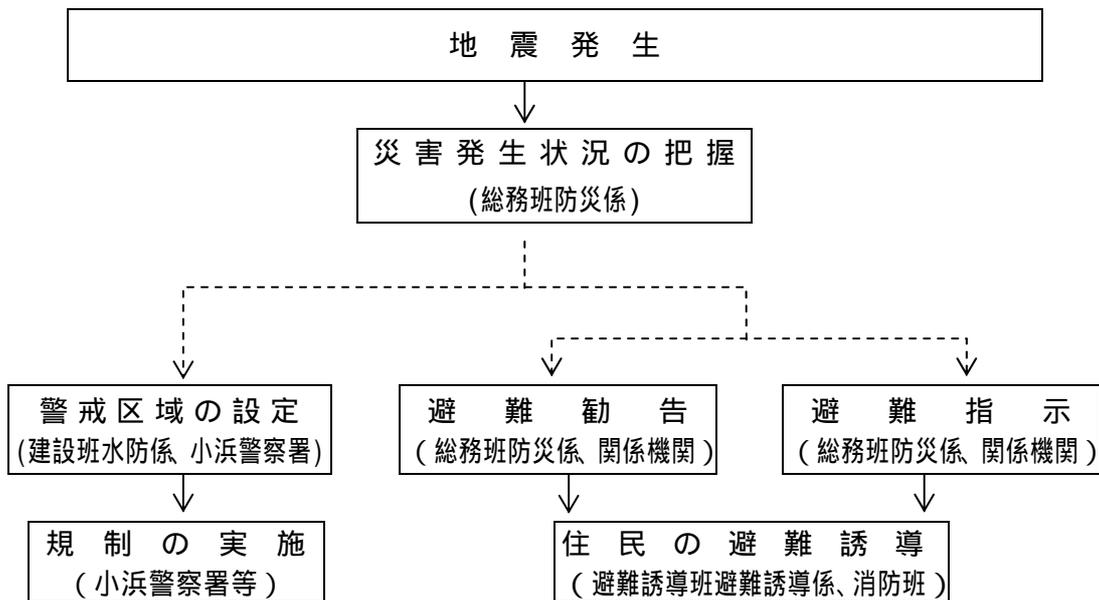
心的外傷後ストレス障害（PTSD）に対する精神ケアを図るため、必要に応じて保健師等による巡回相談を実施する。

第6節 応急避難対策

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

《実施担当》

総務班防災係、住民福祉班救助係、避難誘導班避難誘導係、消防班、小浜警察署、若狭消防組合、消防団



第1 実施責任者および基準

地震および津波に関する情報が発表され、建物被害や土砂災害等による被害が発生、または発生するおそれがある危険地域の住民等に対し、生命または身体の安全を確保するため、避難の勧告または指示を行う。

なお、避難の勧告または指示の実施責任者等は、次のとおりである。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の勧告	町長 [災害対策基本法60条]	立退きの勧告および立退き先の指示	建築物の倒壊、火災、がけ崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難の指示	知事またはその命を受けた職員 [水防法29条、地すべり等防止法25条]	立退きの指示	地震に伴う津波の襲来および地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。
	町長 [災害対策基本法60条]	立退きの指示および立退き先の指示	建築物の倒壊、火災、がけ崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警察官 [災害対策基本法61条、警察官職務執行法4条]	立退きの指示および立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 [災害対策基本法61条]	立退きの指示および立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき。
自衛官 [自衛隊法94条]	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	

なお、町長不在時は、副町長、総務課長の順で町長の権限を委譲する。

第2 避難の周知

1 住民への避難の勧告または指示の周知

(1) 伝達方法

住民への避難の勧告および指示の伝達は、ケーブルテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

避難勧告等の発令に際しては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的に分かりやすい内容で発令するように努める。

放送事業者に対しては、情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努める。

(2) 伝達内容

- ア 避難勧告、指示の実施者
- イ 避難勧告、指示の理由
- ウ 対象となる地域（地区名等）
- エ 避難先、避難経路等
- オ その他注意事項

2 県への報告

避難のための立退きを勧告または指示した場合、次の事項について知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合はただちにこれを公示し、県に報告する。

- (1) 避難の勧告または指示の理由
- (2) 避難の勧告または指示のを行った地域
- (3) 世帯数および人員
- (4) 立退き先

第3 避難の方法

1 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
- (3) 事業所、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は3食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足はさけ、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
- (8) 前各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出し」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

2 避難誘導

- (1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とし、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員および消防団員等があたり、防災関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難は、高齢者、幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先し、適切な避難誘導を行う。

3 避難路

避難路は事前に検討し、その安全を確認する。また、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

4 防災上特に重要な施設の避難

学校教育施設、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。また、避難誘導にあたって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は避難誘導班避難誘導係に避難誘導の応援を要請し、住民福祉班救助係は自主防災組織等に協力を依頼する。

第4 避難所の開設と被災者の受け入れ

1 避難所の開設

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、原則としてあらかじめ定めた避難所の施設管理者に避難所の開設を指示し、住民福祉班救助係は避難所を開設する。また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに避難所を開設する。

なお、緊急を要する場合は次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

ア 住民福祉班救助係は避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

イ 施設管理者は住民福祉班救助係からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

ア 住民福祉班救助係は、町長から避難所開設の命を受けた場合、ただちに避難所となる施設管理者に連絡するとともに、避難所の開設を行う。

イ 住民福祉班救助係は、開設した避難所に避難者の応急収容を行う。なお、小中学校を避難所として開設する場合、原則として体育館を避難所とする。

ウ 住民福祉班救助係は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

(3) 災害時要援護者への措置

避難所に高齢者、障害者等災害時要援護者がいる場合は、民生（児童）委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力により、適切な措置を講ずるよう努める。必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどに

よる支援を行うよう勤めるものとする。

2 県への報告等

町長は、避難所を開設したとき下記事項を知事に報告するほか、小浜警察署に通報する。

- (1) 避難所開設の日時および場所
- (2) 箇所数および収容人員
- (3) 開設期間の見込み

3 避難所の管理、運営

(1) 管理責任者

避難所には、運営管理責任者およびその他職員を配置する。運営管理責任者は原則として住民福祉班救助係の人員があたるものとし、災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安または二次災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。

また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。

なお、避難所に係る記録・報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2) 管理責任者

運営管理責任者は、避難所を開設したときは、施設の管理者と施設利用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務または記録をし、災害対策本部長に報告しなければならない。

ア 一般的事務

- 避難者の受付
- 避難者に対する情報の伝達
- 救護所の設置場所の選定
- 避難所に配布された食料等物資の管理
- 給食時間の調整
- 救助食料等の配布
- 便所その他不衛生な場所の消毒および施設の清掃管理

イ 記録に関すること

- 職員の避難所勤務状況の記入
- 日誌の記入
- 物品の受け払い簿の記入
- 避難者名簿の調整

ウ 報告に関すること

- 避難所の開設および閉鎖日時の報告
- 避難状況の報告
- 給食済み、見込み人員の報告
- その他必要な状況

第5 警戒区域の設定

1 実施責任者および基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次の通りである。

実施責任者	措置	実施の基準
町長 [災害対策基本法63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 [災害対策基本法73条]	同	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 [災害対策基本法63条]	同	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
自衛官 [災害対策基本法63条]	同	前記の実施の基準の場合において、町長若しくはその委任を受けた職員ないし警察官が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。
消防長または消防署長 [消防法23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、または命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害をあたえるおそれがあると認められるとき。
警察署長 [消防法23条の2]	同	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。
消防吏員または消防団員 [消防法28条, 36条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
警察官 [消防法28条, 36条]	同	前記の実施の基準の場合において消防吏員または消防団員が火災その他の災害現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき。

注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、または要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について小浜警察署長等の関係者との連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは小浜警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去または立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第7節 二次災害の防止対策

余震による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などの二次災害に備え、防止対策を実施する。

《実施担当》

耕地班、建設班土木漁港係、建設班水防係

第1 道路・橋梁施設

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班土木漁港係は、道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、当該道路の管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 道路交通の確保

(1) 交通規制

危険箇所を発見した場合は直ちに小浜警察署に連絡し、交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じて道路交通の確保に努める。

(2) 応急復旧

建設班土木漁港係は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧の措置を講じる。また、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路の管理者による応急復旧を待ついとまのない場合、必要最小限の範囲で応急措置を講じ、当該道路の管理者にその旨を報告する。

なお、町単独で道路の応急復旧が困難な場合、国土交通省小浜国道維持出張所および県小浜土木事務所に対して応援を要請する。

第2 河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班土木漁港係は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合は、当該管理者等に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 応急復旧

建設班土木漁港係は、障害物の除去および被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。また、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、小浜土木事務所に対して応援を要請する。

第3 土砂災害危険箇所等

建設班土木漁港係は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、二次災害の発生のおそれがある場合は直ちに小浜土木事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

第4 被災建築物応急危険度判定

1 公共建築物

建設班土木漁港係および管理責任者は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物

町は被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。また、実施にあたっては、県に対して被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、町は応急危険度判定士の協力を得て判定ステッカー等を貼付し、建築物の所有者等に応急危険度の周知を図り、二次災害の防止に努める。

第5 被災宅地危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町および使用者に対して行う。

第6 危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、若狭消防組合消防本部および関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 立入検査等

若狭消防組合消防本部および関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

2 応急対策

若狭消防組合消防本部および関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、すみやかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。また、必要に応じて被災施設およびその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第8節 地震水防応急対策

海岸、河川・水路またはため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

《実施担当》

耕地班、建設班土木漁港係、建設班水防係

第1 水門等の操作

水門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は門扉を閉鎖して、以後、水位の変動および状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、町管理の水防施設については、水位状況等から判断し、門扉の閉鎖等の措置を講じる。

第2 応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と認められる場合は、必要な応急措置を講じる。

1 警戒区域の設定

水防管理者（町長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域から退去を命じる。災害に伴う危険が解消したと認められるときは、速やかに警戒区域を解除する。

2 水防工法

建設班土木漁港係は、水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂および崩れ等それぞれ異常状態に適した工法を採用し、迅速に施工する。

第3 資機材の調達

水防作業に必要な資機材は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達または協定業者等からの調達を行う。

第9節 緊急輸送対策

救助・救急、医療活動、緊急物資の輸送を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

労務輸送班

第1 緊急輸送の順位

町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

- | | |
|------|-----------------------|
| 第1順位 | 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送 |
| 第2順位 | 災害の拡大防止のために必要な輸送 |
| 第3順位 | 災害応急対策のために必要な輸送 |
| 第4順位 | その他の人員、物資の輸送 |

第2 緊急輸送の範囲

- 1 災害応急対策要員、情報通信、電力、上下水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な人員、物資
- 2 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- 3 消防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
- 4 後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- 5 食料、水等、生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- 6 被災者を収容するために必要な資機材
- 7 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- 8 その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

町および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたって、原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

災害対策の実施にあたっては、原則として町有車両等を使用するが、必要とする車両や船舶等が不足または輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたり、町域で車両等の調達不可能的な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送方法

災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

(2) 鉄道による輸送

(3) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、または海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上げすべき船艇がないときは、県、隣接市町に応援を要請する。

(4) 航空機による輸送

緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(5) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、または人力による輸送が適切なときは、人夫等で人力輸送を行う。

3 燃料の確保

自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

4 物資集積拠点

物資の集積拠点は、次の施設から選定する。

【物資集積拠点施設】

大 飯 地 区	総合町民センター
名 田 庄 地 区	山村開発センター

5 緊急通行車両の確認

災害応急対策に必要な車両は、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度による届

出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておく。また、新たな緊急通行車両は、公安委員会にその旨を申し出て確認を受ける。

6 災害時用臨時ヘリポートの確保

災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点は、その被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県および関係機関に通知するとともに、吹き流しまたは発煙筒、の標示および警戒人員を準備する。

第10節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を実施するとともに、二次災害防止対策または必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)北陸総支社

第1 被害状況の把握

被害状況調査およびライフラインに関わる事業者からの報告によって、被害状況を把握する。

- 1 生活環境班上下水道係は、地震が発生した場合、速やかに所管施設の被害状況を調査し、総務班防災係および企画班調査係に報告する。被害が生じた場合は県に報告する。
- 2 総務班防災係および企画班調査係は、震度5弱以上の地震が観測された場合には、電力供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

第2 各事業者における対応

ライフライン施設の二次災害防止または必要な機能の確保のため、必要となる措置を講じる。また、必要に応じて、関係防災対策各班、関係機関に通報するとともに、付近住民に周知する。

1 上水道施設

生活環境班上下水道係は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行う。

必要に応じて、若狭消防組合消防本部および小浜警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 下水道施設

生活環境班上下水道係は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行う。

必要に応じて、若狭消防組合消防本部および小浜警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

3 電力供給施設

関西電力株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、町、県、若狭消防組合消防本部および小浜

警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

4 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)北陸総支社は、災害に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話または非常、緊急電報を一般の通話または電報に優先して取り扱うこととする。

第11節 交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

《実施担当》

小浜警察署、西日本旅客鉄道(株)、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路(株)、乗合旅客自動車運送事業者

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を県および町に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄軌道施設

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送および駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。とくに、町役場と名田庄総合事務所を結ぶ主要地方道坂本高浜線は、人員・物資輸送において重要な道路であるため、幅員の狭小な区間については、誘導員を配置して通行規制、交互通行などの対策を実施する。なお、誘導員の配置は県および小浜警察署の協力を得て行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 各乗合旅客自動車運送事業者

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町および関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動を要請する。

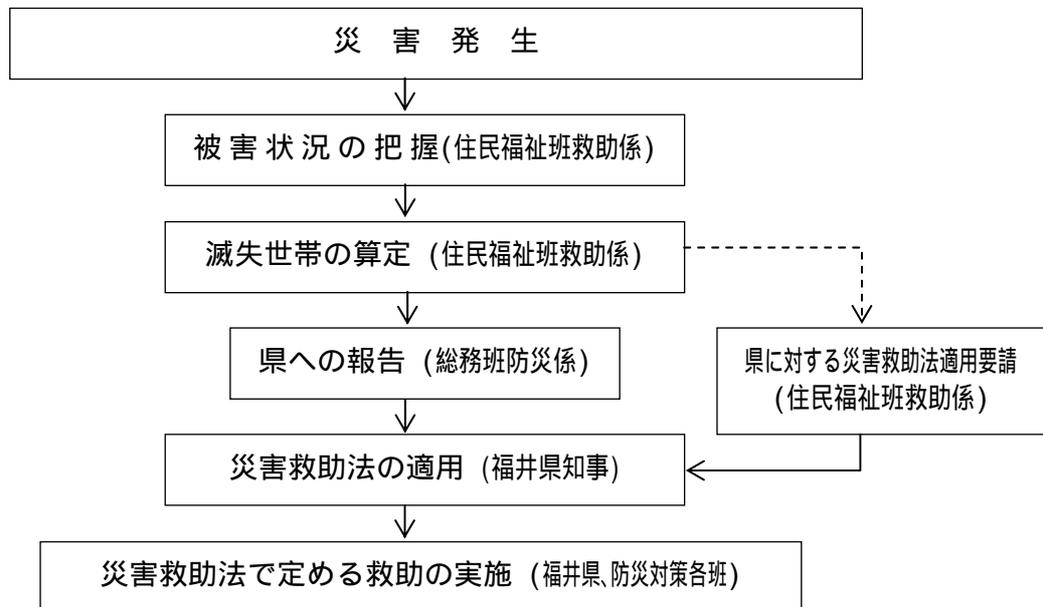
第3章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、または、多数の者が生命または身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法に基づく救助を実施するため、同法を適用する。

《実施担当》

総務班、住民福祉班救助係、関係各班



第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の各号に規定するところによる。また、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が40世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が20世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世

帯が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

- (1) 住家が半壊し、または半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

第3 適用手続

町長は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当すると予想されるとき、町長は直ちに知事あてに被害の状況を報告する。知事は町長からの情報提供を受け、災害救助法適用の適否について判断、決定する。

第4 救助の種類および実施期間

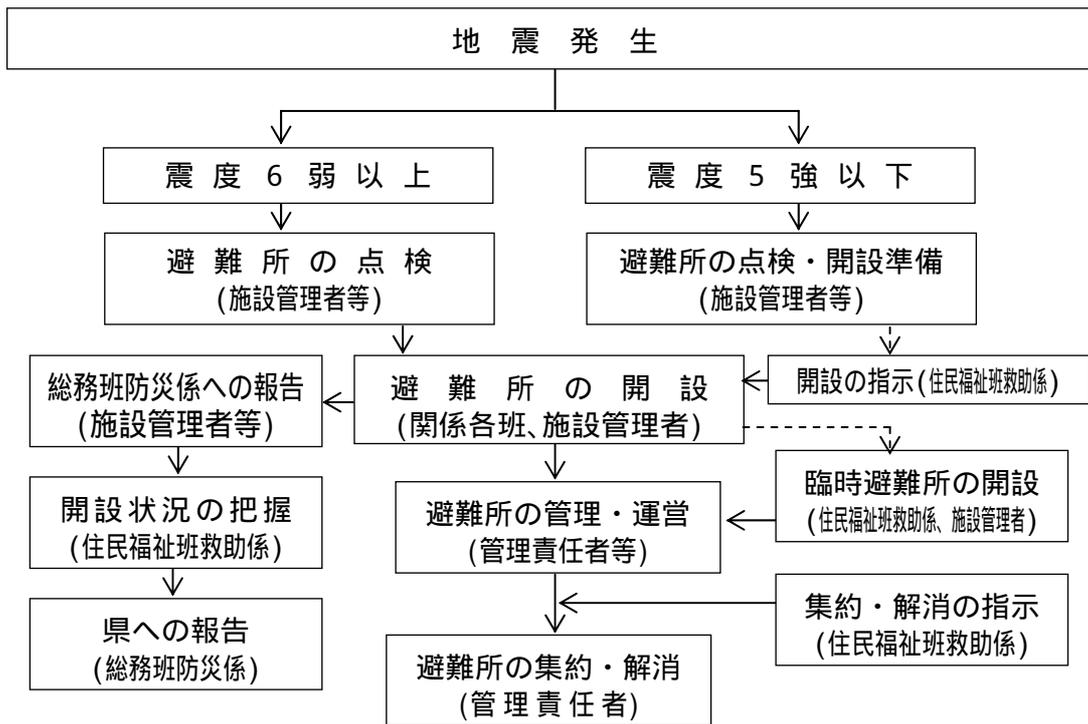
救 助 の 種 類	実 施 期 間	備 考
避難所の開設および収容	7 日	
災害にかかった者の救出	3 日	
炊き出しその他による食品の給与	7 日	
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10 日	
飲料水の供給	7 日	
応急仮設住宅の供与	20 日以内着工	
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成	
医療および助産	14日および7日	
死体の搜索、処理、埋火葬	10 日	
障害物の除去	10 日	
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内	
生業資金の貸与	1ヶ月以内	
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中	
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中	

第2節 避難所の開設・管理

地震による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に收容するため、避難所を開設する。

《実施担当》

総務班防災係、住民福祉班救助係



第1 避難所の開設

避難收容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

1 避難所の開設基準

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、指定された避難所の全てを開設する。
- (2) 震度5強以下の地震が発生した場合は、避難状況に応じて開設する。

2 避難收容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合

- イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

3 避難所の開設方法

施設管理者は、速やかに避難所を開設する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ安全確認後開設する。
- (2) 震度5強以下の地震が発生した場合、管理責任者は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

4 臨時の避難所

- (1) 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定されている避難所だけでは避難者の収容が困難な場合は、他の公共および民間の施設管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請するほか、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保に努める。

- (2) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで臨時の避難所として開設する。

- (3) 臨時避難所の開設

ア 町有施設以外の指定避難所や臨時避難所を開設する場合は、住民福祉班救助係から職員を派遣する。

イ 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

5 関係機関への通知

住民福祉班救助係は、直ちに避難所の開設状況を知事に報告する。

第2 避難所の管理・運営

自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の協力を得て、避難所を管理する。

また、避難所内の住民組織の自主的な活動によって避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の職員または指名された者とする。

2 運営主体

自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織は、自主的な活動によって避難所を運営する。

3 一般ボランティアの役割

一般ボランティアは、管理責任者および避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助

する。

4 避難所の管理

(1) 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

(2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資について住民福祉班救助係に調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、そのつど避難所物品受払簿に記入のうえ、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

5 災害時要援護者等への配慮

(1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(2) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等について住民福祉班救助係に調達を要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(3) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

(4) 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について住民福祉班救助係と協議する。

(5) 本人の意思を尊重したうえ、必要に応じて高齢者福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう住民福祉班救助係と協議する。

(6) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、ボランティアの協力等により心のケアを行う。

6 プライバシー保護

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、男女のニーズの違い等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

7 ペットの適正飼育

飼い主とともに避難した動物の飼育状況を把握し、避難所における飼育場所を指定するなど、適正な飼育状況を確保する。

8 その他

混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

第3 避難所の集約および解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約および解消を図る。

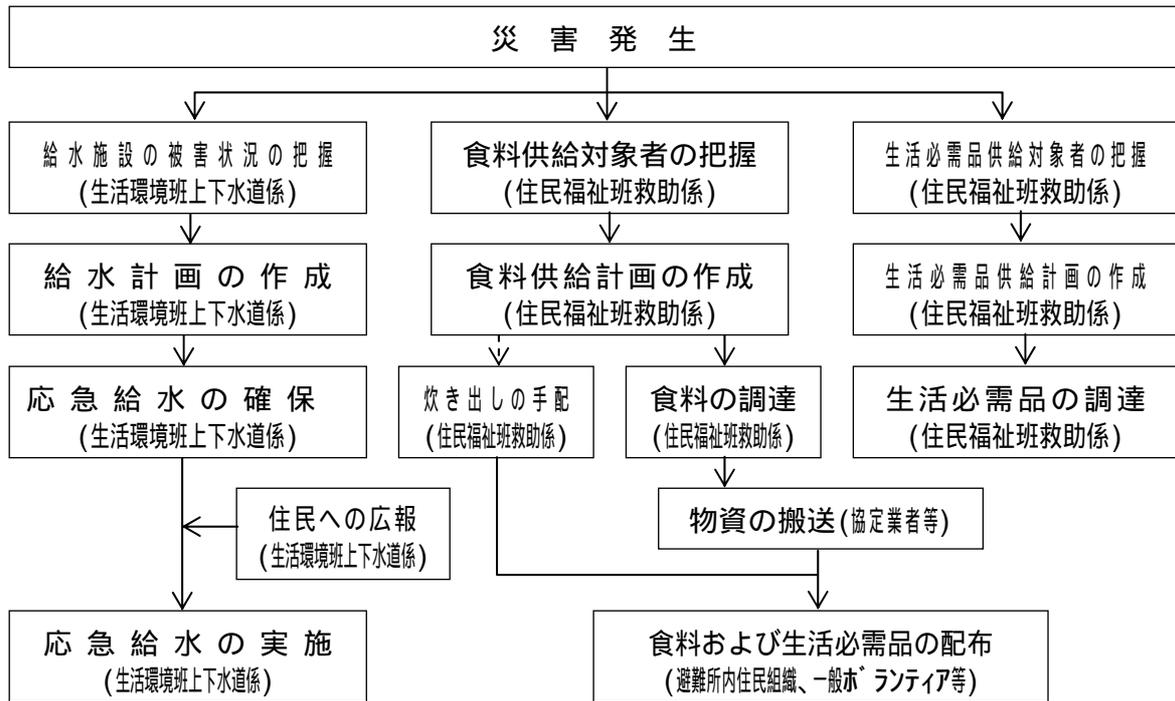
- 1 総務班防災係から集約および解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- 2 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を総務班防災係および施設管理者（学校長等）に報告する。

第3節 緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料および生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

《実施担当》

総務班、住民福祉班救助係、生活環境班上下水道係、労務輸送班協力係



第1 給水活動

飲料水供給の直接責任者は町とする。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なとき、県および他の市町に対して「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

1 災害発生直後の応急給水

生活環境班上下水道係は、災害発生後、早期に応急給水を実施するにあたり、次のことに努める。

(1) 情報の収集

地震発生直後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

- ア 浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
- イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

町単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合、総務班庶務班を通じて県、他の市町等に支援を要請する。

2 応急給水のシステム

生活環境班上下水道係は応急給水を実施する。

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

配水本管および支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と、給水車による運搬給水を実施する。

各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

各給水拠点等の水質検査（残留塩素、濁度、PH値など）を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設など緊急に水を要する施設や要援護高齢者、障害者等の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

災害発生後、しばらくの間は浄水所、配水場で行い、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水所、配水場が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

生活環境班上下水道係は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

また、既設井戸の所有者に呼びかけ生活用水の確保を図り、若狭健康福祉センター等の協力により水質検査を行う。

(5) パック水等の配布

(6) 給水用資機材の調達

3 住民への広報

生活環境班上下水道係は、住民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

第2 食料の供給

ボランティア及び自治会等の協力により必要な食料の把握を行い、県、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

1 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) ライフラインの遮断等によって調理ができない者
- (3) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- (4) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

2 供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

3 供給方法

- (1) 住民福祉班救助係は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、供給計画を作成し、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
- (2) 避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

4 食料の調達・搬送

住民福祉班救助係および労務輸送班協力係は、関係各部との密接な連携のもと、食料の調達・搬送を実施する。

(1) 食料の調達

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

協定業者から調達する。

流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

町において食料の調達が困難な場合は、知事に要請する。

(2) 食料の搬送

調達食料については、原則として協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

5 炊き出し

食料の供給ができない場合、住民福祉班救助係が炊き出しの手配を行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況および協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、関係部との調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所の調理室等を利用して実施する。

なお、調理施設が利用できない場合、または調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設および資機材の確保に努める。

(3) 炊出し用燃料の調達

施設内のガス設備が被害を受け使用することが困難な場合、液化石油ガス事業者にガス器具等および燃料の供給を要請して調達する。

(4) 食品の衛生管理

炊出しにあたっては、適宜、若狭健康福祉センターの指導、指示により常に管理を徹底するとともに、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

第3 生活必需品の供給

避難所等からの報告およびボランティア及び自治会等の協力により、必要品目および必要数量を把握し、県、協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

1 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- (1) 被服、寝具および身のまわり品
- (2) タオル、石鹸等の日用品
- (3) ほ乳瓶
- (4) 衛生用品
- (5) 具、食器類
- (6) 光熱用品
- (7) 医薬品等
- (8) 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

3 供給方法

- (1) 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- (2) 供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
- (3) 避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

4 生活必需品の調達・搬送

住民福祉班救助係は、関係各班との密接な連携のもと、生活必需品の調達・搬送を実施する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達品

協定業者から調達する。

流通状況に応じ、その他の卸売および小売販売業者からも調達する。

町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。

他の市町、日本赤十字社福井県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

第4節 保健衛生活動

感染症の予防および被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、保健班医療係、小浜医師会

第1 防疫活動

被災地域の衛生状態を保持するため、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）および災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

また、生活環境班生活環境係は、防疫および保健衛生活動を実施する。なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫および保健衛生措置を講じる。

1 消毒措置の実施（感染症法第27条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

保健班医療係は、県の指示により、被災地域における感染症の未然防止または拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、小浜医師会の協力を得て、種類、対象および期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

4 防疫調査・健康診断

県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況および動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症および三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。保健班医療係は、県、小浜医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査、健康診断を実施する。

県は、一類感染症および二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者に対して入院の勧告等を行う。保健班医療係は、この実施に際して協力する。

5 避難所等の防疫指導

保健班医療係は、県の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に務める。なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

6 衛生教育および広報活動

保健班医療係は、被災地および避難所における衛生教育および広報活動を、適宜、県の指導、指示を受け、実施する。

7 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

8 その他

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律により、県の指示を受けて必要な措置を行う。

9 報 告

保健班医療係は、県に被害状況、防疫活動状況および災害防疫所要見込額を報告する。

10 災害防疫完了後の措置

保健班医療係は、災害防疫活動を終了した場合、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務班防災係から県に提出する。

- 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
- 二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）
- 三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2 食品衛生管理

生活環境班生活環境係は、県の活動に協力し、衛生管理の徹底を推進する。また、県と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

食中毒が発生した場合は、県が行う所要の検査等に協力し、原因究明および被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

保健班医療係は、県と協力して、被災者の健康状態および栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。

1 健康相談等

保健班医療係は、県と連携して災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策を

実施する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談および訪問指導、健康教育等を実施する。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

さらに、必要に応じて小浜医師会の協力のもと、健康診断および歯科検診を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要援護高齢者、障害者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要援護高齢者、障害者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第5節 福祉活動

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

住民福祉班福祉係

第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握

要援護高齢者、障害者等の安否確認並びに被災状況および被災した要援護高齢者、障害者等の福祉ニーズの把握に努める。

1 要援護高齢者、障害者等の安否確認および被災状況の把握

(1) 住民福祉班福祉係は、民生（児童）委員、地域住民、社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見および保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者および福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

住民福祉班福祉係は、福祉関係法人やボランティアセンターと協力し、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所および応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

第2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 住民福祉班福祉係は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 住民福祉班福祉係は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要援護高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 住民福祉班福祉係は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害等に対

応するため、心のケア対策に努める。

2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所

住民福祉班福祉係は、居宅、避難所等では生活ができない要援護高齢者、障害者等については、本人および家族の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難および社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

住民福祉班福祉係は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要援護高齢者、障害者等に対する居宅および避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第6節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定および必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《実施担当》

住民福祉班救助係、産業班、小浜警察署、自治会、自主防災組織

第1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

- 1 小浜警察署は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。
- 2 自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3 物価の安定および物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

1 物価の把握

(1) 物価把握

産業班は、住民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

産業班は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

産業班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

住民福祉班救助係は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量につい

ては、県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第7節 ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、広報班広報係、関西電力(株)、西日本電信電話(株)

第1 上水道施設

上水道施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 活動体制

生活環境班上下水道係は、飲料水の確保・応急復旧および情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。町域で震度5弱以上の地震が発生し、町独自ではすべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、県に支援を要請する。

2 応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を少なくするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

3 広 報

生活環境班上下水道係は、広報班広報係に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

また、広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第2 下水道施設

下水道施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 活動体制

生活環境班上下水道係は、応急復旧および情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必

要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。

2 応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通および道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

3 広 報

生活環境班上下水道係は、広報班広報係に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

また、広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに、生活水の節水に努めるよう広報する。

第3 電力供給施設

電力供給施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 応急供給および復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設および電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第4 電気通信施設

電気通信施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急措置を講じるとともに、応急復旧を実施する。

1 設備の応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材および輸送の手当てを行う。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

- (1) 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDDI(株)北陸総支社は、総務班防災係に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、住民に対し通信の疎通および利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第8節 交通の機能確保

被害を受けた鉄軌道施設および道路について、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《実施担当》

建設班土木漁港係、広報班広報係、西日本旅客鉄道(株)、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路(株)

第1 鉄軌道施設の応急復旧

鉄軌道施設に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 活動体制

西日本旅客鉄道(株)は、地震が発生した場合、被害を少なくし、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて西日本旅客鉄道(株)の社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

2 応急復旧対策

西日本旅客鉄道(株)は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

また、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄または保管の措置をとる。

3 広 報

西日本旅客鉄道(株)は、総務班防災係に鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、報道機関等を通じ住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第2 道路の応急復旧等

道路に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次補修を行う。

(1) 道路・橋梁等の被災状況の把握および応急復旧の検討

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

(2) 応急復旧工事

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を実施する。被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

(3) 道路上の障害物の除去

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、緊急車両の通行および応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

建設班土木漁港係および総務班防災係並びに国（小浜国道維持出張所）、県（小浜土木事務所）、小浜警察署は、災害発生時の道路交通の確保および緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

3 広報

建設班土木漁港係は、広報班広報係に緊急交通路・交通規制対象路線等の情報を報告する。

また、広報班広報係は、報道機関等を通じ、住民に対して被害状況、復旧状況、今後の見通し等についての広報活動に努める。

第9節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理および応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

応急仮設住宅等への入居の際には、災害時要援護者を優先する。

《実施担当》

産業班畜産係、建設班土木漁港係

第1 住家等被災判定の実施

全壊や全焼といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

1 判定会議

(1) 役割

産業班畜産係は、建設班土木漁港班の協力を得て判定会議を招集し、判定会議において調査要員の動員体制および調査方法並びに判定の方針を定める。

(2) 構成員

産業班畜産係、建設班土木漁港班のうち指名された者

2 現地調査の実施

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、災害現場担当部と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能および第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。

3 調査方法

(1) 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査時は、必要に応じ居住者または所有者等の立会のうえで立入調査を実施する。

4 被害程度の認定基準

住家等被害の認定統一基準は、次のとおりである。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊 全焼 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

（注1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（注2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（注3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第2 住居障害物の除去

がけ崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障をきたさないようにする。

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

1 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者

2 除去作業

(1) 建設班土木漁港係は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬す

る。

(2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

協定業者等の資機材および人材が調達・あっせんできない場合は、総務班防災係を通じ県へ要請する。

第3 被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住家が半壊し、そのままでは当面の日常生活ができない者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

2 修理の範囲

住宅の居室、炊事場および便所等、必要最小限度の部分とする。

3 修理方法

県のあっせんする建設業者によって、応急修理を実施する。

4 修理の期間

応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

第4 被災家屋の解体

被災者の経済的負担の軽減を図るため、県を通じて国に対する特別の措置を要請する。

第5 応急仮設住宅の供与

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

1 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊または流失し、居住する住家がない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

建設班土木漁港係は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地およびその他の公園など

公共用地の中から応急仮設住宅建設用地を決定する。なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

3 供与方法

建設班土木漁港係は、県のあっせんする建設業者によって、応急仮設住宅を建設し、供与する。

4 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の管理

町長は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

6 その他

- (1) 県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第6 公営住宅等の一時使用

建設班土木漁港係は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第7 町が管理する施設の応急対策

町管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検および調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

1 応急措置の可能なもの

- (1) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- (2) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- (3) 電気・通信等の応急措置および補修が必要な場合は、総務班防災係を通じて関係機関と連絡をとり、実施する。

2 応急措置の不可能なもの

- (1) 二次災害の防止措置を重点的に講じる。
- (2) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

1 住宅相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

2 家賃状況の把握等

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体および不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第10節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《実施担当》

教育班、住民福祉班福祉係、町教育委員会

第1 校園の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧および代替校園舎の確保など必要な措置をとる。

- 1 災害による被害の軽易な復旧は、当該校園長に委任する。
- 2 授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- 3 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等を建設する。
- 4 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - (1) 隣接校等との協議および調整を行い、教室を確保する。
 - (2) 学校施設以外の教育施設および公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第2 応急教育の実施

教員を確保のうえ、校園の被害状況および応急復旧状況に応じて、応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

- (1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒およびその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、県教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
 - ア 校舎が避難所として利用されている場合の町との協議
 - イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡
- (2) 教育班教育係および住民福祉班福祉係は災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒およびその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。
 - ア 臨時休校園
 - イ 短縮授業

- ウ 二部授業
- エ 分散授業
- オ 複式授業
- カ 上記の併用授業

2 応急教育実施の場所

町は、学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

3 転校手続き等の弾力的運用

町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

4 教員の確保

教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- 1 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- 2 幼稚園・保育園については、臨時講師を任用する。
- 3 小中学校については、県教育委員会と協議する。

第3 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

- 1 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- 2 感染症の発生が予想される場合
- 3 給食物資が入手困難な場合
- 4 その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第4 学用品等の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（盲学校、ろう学校および養護学校の小学部児童および中学部生徒を含む。）に対して、学用品等の支給を、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- 1 教科書および教材
- 2 文房具
- 3 通学用品

第5 園児・児童・生徒の健康管理等

被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリングおよび電話相談を実施する。

教育班教育係および住民福祉班福祉係は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、子ども家庭センター等の専門機関等との連携のもと、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリングおよび電話相談を実施する。

第6 社会教育施設等の管理および応急対策

人命の安全確保と施設の管理に努める。

- 1 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期または利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- 2 施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- 3 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第7 文化財対策

文化財保護条例等で指定されている文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- 1 教育班教育係は、災害発生後、直ちに町内の文化財の被害について調査する。
- 2 教育班教育係は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者および管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- 3 文化財の被害状況調査の結果については、県教育委員会に報告する。

第11節 死体の収容・処理および埋火葬

災害時において死亡していると推定される者の捜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理および埋火葬を実施する。

《実施担当》

住民福祉班救助係、小浜警察署

第1 死体の捜索

1 実施責任者

死体の捜索は、町が捜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において捜索の実施が困難な場合には、小浜警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の捜索を行う。

2 捜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者。

3 応援要請など

町が被災、その他の事情により捜索の実施が困難なとき、または死体が流失等により他市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に捜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町または死体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合、または漂流が予想される場合は、町は県に他機関（小浜海上保安署、自衛隊など）の応援要請を行う。

- (1) 死体が埋没または漂着していると思われる場所
- (2) 死体数および氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- (3) 応援を求めたい人数または舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

4 捜索期間および費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を捜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。また、費用の範囲は次の事項とする。

- (1) 借上費
- (2) 修繕費
- (3) 燃料費

第2 死体の処理

1 実施責任者

死体を発見したとき、町長は速やかに県および小浜警察署（海上にあっては、小浜海上保安署）に連絡し、その見分を待って死体を処理する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の処理を行う。

2 死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことができない場合、町は次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材および搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材および搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、保健班医療係または小浜医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げまたは仮設によって確保し、おおむね次の内容で死体の処理を行う。

ア 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の状況に応じて洗淨、縫合、消毒等の処置を実施する。

イ 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の時間を要する場合、または死亡者が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用または寺院、学校等の敷地に仮設）を設けて死体の一次保存を行う。

ウ 検案

死体についての死因その他について医学的検査を実施する。なお、検案は保健班医療係が行うことを原則とするが、保健班医療係による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部または小浜医師会等に協力を要請する。

3 処理期間および費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗淨、縫合、消毒等の処置のための費用および死体の一時保存のための費用とする。

第3 死体の埋火葬

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合、および身元不明の死体について、町は次の方法により死体の応急的な埋火葬を行う。

なお、町は死体の埋火葬の実施が困難な場合、近隣市町または県に応援要請を行う。

1 埋火葬の実施および留意点

死体は、町長が直接埋火葬に付し、棺、骨つばを遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋火葬する。
- (2) 身元不明の死体は、小浜警察署その他関係機関の協力を得て身元確認調査を行い、埋火葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 外国人の埋火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

2 埋火葬の内容

(1) 埋火葬を行う対象

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため遺族において埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において延長する。

(3) 費用の範囲および限度

ア 費用の範囲

棺、骨つば、埋火葬に要する経費で人夫および輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

イ 費用の限度

災害救助法に基づき知事が定める額。

第12節 廃棄物の処理

し尿、ごみおよびがれきについて、被災地域の衛生状態の保持および迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、産業班畜産係

第1 し尿処理

被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

生活環境班生活環境係は、避難状況や被災家屋調査結果等をもとに、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量および仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者および障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 仮設トイレの設置

生活環境班生活環境係は、必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレの設置基準

仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5箇所 / 1,000世帯

仮設トイレの設置台数：1台 / 100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務班防災係を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

生活環境班生活環境係は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者および防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (2) 設置場所の管理者および自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

4 処 理

生活環境班生活環境係は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

5 応援要請

生活環境班生活環境係は、町単独でし尿の収集および処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班防災係を通じて県、他の市町に応援を要請する。

第2 ごみ処理

生活環境班生活環境係は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

- (1) 生活環境班生活環境係は、避難状況や被災家屋調査結果等をもとに、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) 生活環境班生活環境係は、処理施設を速やかに点検し、支障を発見した場合は、復旧見込みを把握するとともに、稼働できるよう措置を講じる。

2 ごみ処理対策

生活環境班生活環境係は、地震にともない発生したごみを、早期に収集・処分するよう努める。

(1) 一般廃棄物の収集および処理

廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日から早期に収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集および処理

塵芥、汚泥等については、分別所等を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) 仮置場の選定

生活環境班生活環境係は、処理施設での処理能力を上回る多量のごみが発生する見込みがある場合、総務班防災係と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等をごみの一時保管、（受け入れ先に応じた）破碎、分別等を行う仮置場として選定する。

(4) 衛生状態の確保

生活環境・生活環境係は、消毒剤、消臭剤等および散布機器を確保し、仮置場における衛生状態を保つ。

3 ごみ収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

【災害廃棄物処理施設】

種別	地区	処理場等
一般ごみの焼却処分	大飯地区	おおいエコターミナル
	名田庄地区	小浜市に処理を委託
災害廃棄物の最終処分	大飯地区	えこあいらんど
	名田庄地区	名田庄クリーンセンター
災害廃棄物の集積	全町	おおい町大島第166字大浦1番

4 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。

また、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第3 へい獣の処理

1 実施体制

へい獣（牛・豚等の死骸）について、県の指示により収集・処理する。

2 収集・処理方法

- (1) 移動しうるものは適当な場所に集めて焼却、埋立て等の方法で処理する。
- (2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第4 災害廃棄物処理

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運

搬する。

- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民および作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

第13節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《実施担当》

総務班庶務係、住民福祉班、広報班、出納班、県、福井中央郵便局

第1 ボランティアの受入れ

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、住民福祉班はその活動が円滑に行われるよう町社会福祉協議会、民間ボランティア団体等と相互に連携・協力し、活動環境を整備する。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

防災対策各班は、次のような活動内容の一般ボランティアの協力を得る。

- ア 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- イ 被災者に対する炊き出し
- ウ 救助物資の仕分け・配付
- エ 要援護高齢者・障害者など災害時要援護者の介助
- オ 要援護高齢者・障害者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

総務班庶務係は、関係各部が必要とする一般ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

住民福祉班は、町社会福祉協議会と連携のうえ、一般ボランティアの受入れおよび活動の調整を行う窓口をあみーシャン大飯に開設する。

また、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行い、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材および活動拠点の提供

総務班庶務係は、ボランティア活動に必要な資機材および活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

企画班調査係は、ボランティア関係団体に対して災害の状況および災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、一般ボランティアからもたらされる情報についても積極的

に受入れる。

(3) ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

3 専門ボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務班庶務課は、防災対策各班が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

なお、知事が災害救助法条の業務従事命令で救助業務に従事させることができるのは、次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師または薬剤師
- イ 保健師、助産師または看護師
- ウ 土木技術者または建築技術者
- エ 大工、左官またはとび職
- オ 土木業者または建築業者およびこれらの者の従業者
- カ 軌道経営者およびその従事者
- キ 自動車運送事業者およびその従事者

(2) 受入れおよび配置

受入れおよび配置については、災害ボランティアセンターを窓口として、総務班庶務係が行う。

なお、保健医療ボランティアの受け入れ配置については県と連携する。

第2 義援金 救援物資の受入れおよび配分

出納班出納係および住民福祉班福祉係は、寄託された義援金、救援物資の受入れおよび配分を行う。

1 義援金の受入れおよび配分

出納班出納係は義援金の受入れを、住民福祉班福祉係は義援金の配分を行う。

(1) 受入れ

ア 義援金の受入窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、出納班出納係が町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針および所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れおよび配分

住民福祉班救助係は、救援物資の受入れおよび配分を行う。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申し入れがあった場合は次のことを要請する。

救援物資は荷物を開閉することなく物資名および数量がわかるように表示すること。

複数の品目を梱包しないこと。

腐敗する食料は避けること。

新品が望ましいこと。

一定期間経過後は、救援物資よりも義援金が望まれること。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要援護高齢者、障害者等を優先し行う。

(4) 救援物資の搬送

ア 県およびその他の市町等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、住民福祉班救助係の管理のもと、一般ボランティアの協力を得て実施する。

3 郵便料金の免除等

日本郵政公社福井中央郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

(1) 郵政事業庁長官が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体または日本赤十字社あての救助物資を内容とする郵便物（現金書留および小包）の料金は免除される。

(2) 県および町等の申請により、郵政事業庁長官が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第5編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

関係各班は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《実施担当》

総務班庶務係・防災係、関係各班

第1 災害復旧事業計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害による被害の再発防止に努めるよう、県と十分協議する。

第2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 海岸災害復旧事業
 - (3) 砂防設備災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (7) 道路災害復旧事業
 - (8) 漁港災害復旧事業
 - (9) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- 4 住宅災害復旧事業
- 5 社会福祉施設等災害復旧事業
- 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担または補助する事業は、次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸、林地荒廃防止施設、港湾、漁港、公園、道路、下水道の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅および共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所など）の復旧事業
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関の災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理および清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
障害者自立支援法	障害者支援施設の復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設の復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

第4 災害復旧資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるように努めるものとする。

第2節 リ災証明の発行

各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、リ災証明の交付体制を確立し、被災者にリ災証明書を交付する。

《実施担当》

住民福祉班救助係、企画班調査係、産業班畜産係

第1 リ災台帳の作成

被災状況を調査のうえ、リ災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 家屋台帳および住民基本台帳から全世帯について、リ災台帳を作成する。
- 2 企画班調査係、産業班畜産係が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 リ災証明書の発行

町長が、被災者に対し必要があると認めた場合は、リ災証明書を発行する。

住民福祉班救助係は、被災者から不動産の被災に関して証明書の交付請求があった場合は、リ災台帳に基づき、リ災証明書を作成し交付する。ただし、被災状況が確認できない場合は、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する証明願兼証明書を交付する。

なお、動産の被災に関する証明についても証明願兼証明書を交付する。

第3節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、速やかに「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《実施担当》

総務班庶務係・防災係、関係各班

第1 激甚災害指定の手続

激甚災害の政令指定や特別財政援助等が必要な場合は、適切な措置を講じる。

1 激甚災害の指定

県は町の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」および激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続

町長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公立学校施設災害復旧事業
- (3) 公営住宅災害復旧事業
- (4) 生活保護施設災害復旧事業
- (5) 児童福祉施設災害復旧事業
- (6) 老人福祉施設災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設等災害復旧事業
- (8) 婦人保護施設災害復旧事業
- (9) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (10) 感染症予防事業
- (11) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (12) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の特別の財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子および寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じ、次の措置を選択して適用する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 4 森林災害復旧事業に対する補助
- 5 中小企業に関する特別の助成
- 6 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第4節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金および見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行う。

《実施担当》

関係各班

第1 災害弔慰金等の支給

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金等を支給し、被災者またはその遺族の早期立ち直りを推進する。

1 義援金品の受付および配分

一般から拠出された義援金品等で町に寄託されたものおよび県または日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

(1) 義援金品の受付

ア 一般から搬出された義援金品で町に寄託されたものおよび県または日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品については、住民福祉班救助係において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。

イ 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

(2) 義援金品の配分

ア 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

イ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

2 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

ア 1市町において住居が5世帯以上滅失した自然災害

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の自然災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の自然災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害

(2) 災害弔慰金または災害障害見舞金の支給等

町は、町条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を、災害によ

り精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

また、災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

3 住宅復興資金

建設班土木漁港係は、県と協力・連携し、住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する住民に対し迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第2 町税等の減免・徴収猶予等

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収の猶予および減免、国民年金保険制度等における保険料の免除等によって被災者の負担の軽減を図り、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

1 町税の減免措置等

地方税法等に基づき期限の延長、徴収の猶予および減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等または町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税義務者等が、町税を一時に納付若しくは納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災者に対して、個人の町民税・固定資産税等の町税を軽減または免除する。

2 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（強制加入）またはその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間、国民年金の保険料を免除する。

3 保育所・保育園等徴収金の免除

(1) 災害による被害を受け、保育所・保育園、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

(2) その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

4 介護保険料の特例措置

災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

(1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保健法第28条）

(2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）

(3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条）

5 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき軽減または免除する。

第3 住宅の確保

県および関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家の活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

2 住宅の供給促進

民間および県の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して優良な賃貸住宅を供給する。

3 災害住宅に対する融資

建設班土木漁港係は、災害が発生した場合、被災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融公庫が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」および「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急に被災地域の再生を図る。

4 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の復旧

建設班土木漁港係は、災害によって公営住宅が減少し、または著しく損傷した場合は、公営住宅を復旧する。

第4 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

町は被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

ア 対象となる自然災害

災害救助法施行令第1条第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、～の区域に隣接するものに係る自然災害

イ 支給限度額

平成19年2月現在

世帯の年収、年齢等	世帯員数	支給限度額		
		合計	生活関係経費	居住関係経費
年収500万円以下	複数	300万円	100万円	200万円
	単数	225万円	75万円	150万円
世帯主が45歳以上または要 援護世帯で年収500万円超 700万円以下	複数	150万円	50万円	100万円
	単数	112.5万円	37.5万円	75万円
世帯主が60歳以上または要 援護世帯で年収700万円超 800万円以下	単数	112.5万円	37.5万円	75万円

大規模半壊世帯は居住関係経費のみが支給対象となるなど、被災状況等により支給限度額は異なる。

ウ 対象経費

生活関係経費

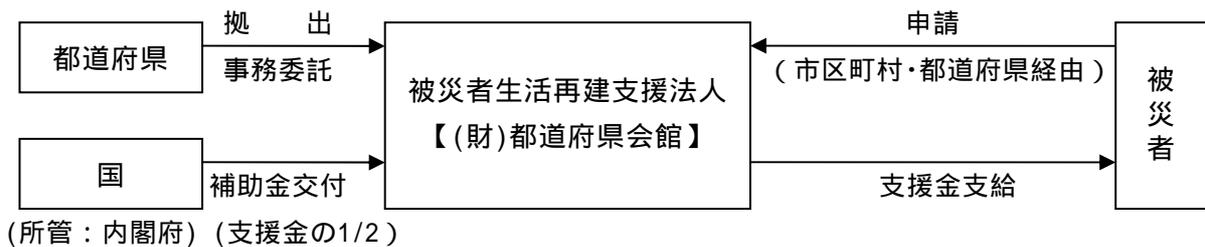
生活に必要な物品の購入費又は修理費、自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費、住居移転費又は交通費、住宅を賃借する場合の礼金等

居住関係経費

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費、住宅の解体（除去）・撤去・整地費、住宅の建設、購入のための借入金等の利息、ローン保証料その他住宅の建替等に関する諸経費等

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第5 公的資金による融資

1 災害救護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、おおい町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸し付けを行う。

2 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金（災害援護資金）を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸し付けを行う。

3 母子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害によって被害を受けた母子家庭および寡婦に対して、その世帯の経済的自立および生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸し付けを行う。

4 中小企業向け融資

県は、災害による被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業に対し、適宜、次の既存制度融資の実施について、必要な措置を講じる。

(1) 国民金融公庫資金

- (2) 中小企業金融公庫資金
- (3) 商工組合中央金庫資金
- (4) 医療金融公庫資金
- (5) 社会福祉医療事業団資金
- (6) 環境衛生金融公庫資金
- (7) 中小企業設備近代化資金
- (8) 中小企業高度化資金
- (9) 県が行う融資制度

5 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次の通りである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金、果樹栽培資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
	その他	農業経営維持安定資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
	その他	林業経営安定資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金
	その他	沿岸漁業経営安定資金

第6 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1 商品の確保

- (1) 町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、すみやかに必要量を市場に流通させる。
- (2) 各鉄道、道路等管理者は、すみやかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

町は、生活必需物品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

3 通貨の管理

- (1) 北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して必要な指導、援助を行うこと

により、通貨等の円滑な流通を確保する。

(2) 日本郵政公社北陸支社は、災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次の措置を講ずる。

ア 郵便貯金の関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替および年金恩給等の郵便貯金業務について、一定の金額の範囲内における非常払渡しおよび、非常貸付けならびに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

イ 簡易保険の関係

簡易保険の保険金および貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

4 物価の監視

県は、生活関連物資の価格が著しく上昇または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法等の規定に基づき、物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対する勧告、公表等を含む適切な措置を講ずる。

5 消費者情報の提供

県および町は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

6 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第7 郵便料金の免除等

日本郵政公社北陸支社は、災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱いおよび救護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書5枚および郵便書簡1枚を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い

用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

第2章 復興の基本方針

被災地域の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

《実施担当》

関係各班、関係機関

第1節 災害復興方針の策定

町長は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表および行政関係職員によって構成される災害復興検討委員会を設置し、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行い、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

第2節 災害復興計画の策定

- 1 町長は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、住宅復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画およびその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- 2 原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。
- 3 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や県との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 4 町民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、町民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

第3節 災害復興事業の実施

町長は、県および関係機関・団体並びに町民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて町役場内に復興本部等を設置する。

資 料 編

< 資料編・目次 >

1	町関連の防災施設・設備等	
1-1	避難所一覧表.....	資-1
1-2	飛行場外離発着場（ヘリポート）一覧表.....	資-2
1-3	災害時用臨時ヘリポートの選定基準.....	資-2
1-4	乗船施設一覧.....	資-3
1-5	防災無線一覧表.....	資-4
1-6	水防用資機材一覧表.....	資-7
1-7	消・融・流雪施設箇所一覧表.....	資-10
1-8	救助用資機材一覧表.....	資-11
1-9	簡易水道施設一覧表.....	資-13
1-10	車両保有状況.....	資-16
2	指定危険区域・箇所、観測所等	
2-1	雨量観測所一覧表.....	資-17
2-2	水位観測所一覧表.....	資-17
2-3	海岸保全区域一覧表.....	資-17
2-4	農地海岸保全区域一覧表.....	資-18
2-5	漁港海岸保全区域一覧表.....	資-18
2-6	砂防河川名一覧表.....	資-19
2-7	土石流危険箇所一覧表.....	資-20
2-8	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	資-32
2-9	崩壊土砂流出危険地区一覧表.....	資-40
2-10	山腹崩壊危険地区一覧表.....	資-42
2-11	雪崩危険箇所一覧表.....	資-45
2-12	国・県・町指定文化財一覧表.....	資-49
2-13	危険物施設一覧表.....	資-52
3	被害報告対応および自衛隊災害派遣要請	
3-1	災害時の被害報告対応マニュアル.....	資-53
3-2	被害程度の認定基準.....	資-57
3-3	被害報告および自衛隊災害派遣要請に関する様式.....	資-59
4	救急救護活動活動資料	
4-1	医療機関連絡先.....	資-66
4-2	町医療助産関係様式.....	資-66
4-3	死体捜索・埋葬関連様式.....	資-68
4-4	民間団体組織状況一覧表.....	資-70

5	町様式	
5-1	物資の確保に関する様式.....	資-71
5-2	輸送に関する様式.....	資-73
5-3	緊急輸送車両に関する様式.....	資-74
5-4	障害物除去に関する様式.....	資-76
5-5	学用品の給与に関する様式.....	資-77
6	防災に関する条例	
6-1	おおい町防災会議条例.....	資-80
6-2	おおい町災害対策本部条例.....	資-81
7	その他防災関連資料	
7-1	防災関係機関等連絡先一覧表.....	資-82
7-2	気象庁震度階級関連解説表.....	資-85

1 町関連の防災施設・設備等

1 - 1 避難所一覧表

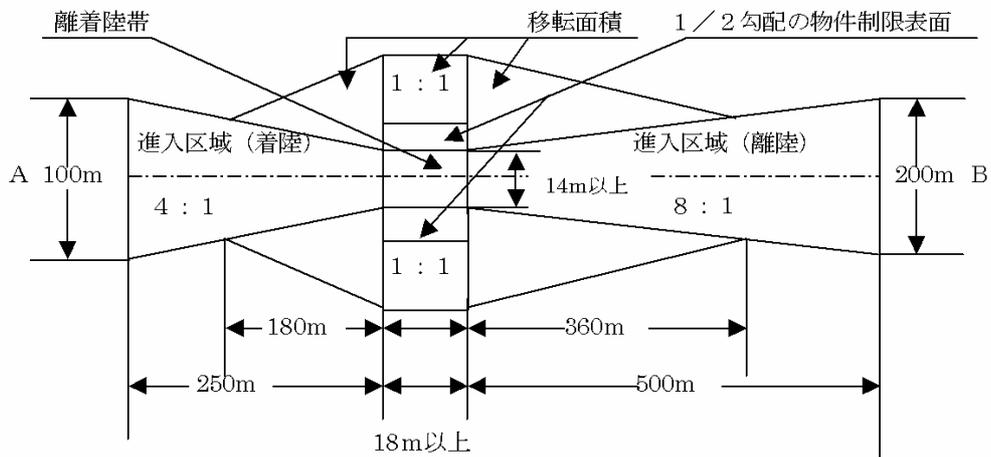
名 称	所 在 地	電話番号	屋内面積(m ²)
ふるさと交流センター	鹿野 42-27	0770-78-1211	1,179
佐分利小学校	鹿野 21-22-1	0770-78-1102	4,594
やまびこ会館	万願寺 27-81	0770-77-1790	847
大飯中学校	野尻 57-1	0770-77-1512	3,940
本郷小学校	本郷 80-7	0770-77-0004	3,285
おおい町総合町民福祉センター	本郷 136-1-1	0770-77-1111	4,024
大島小学校	大島 60-6	0770-77-0164	1,921
はまかぜ交流センター	大島 90-27	0770-77-3011	3,506
いきいき長寿村	本郷 82-14	0770-77-3410	5,922
おおい町総合町民体育館	成和 2-1	0770-77-2810	4,306
三重遺跡の里集会場	名田庄三重 34-6-1	0770-67-2203	432
久田の里交流センター	名田庄虫鹿野 3-5-1	0770-67-3422	163
名田庄小学校	名田庄小倉 6-1	0770-67-2010	2,449
名田庄中学校	名田庄小倉 2-9	0770-67-2045	2,540
名田庄体育館	名田庄小倉 24	-	2,117
山村開発センター	名田庄久坂 3-42-1	0770-67-3703	1,570
ふれあいぬくもりセンター	名田庄下 78-2	-	844
流星館コンベンションホール	名田庄納田終 120-8	0770-67-3488	951

1 - 2 飛行場外離発着場（ヘリポート）一覧表

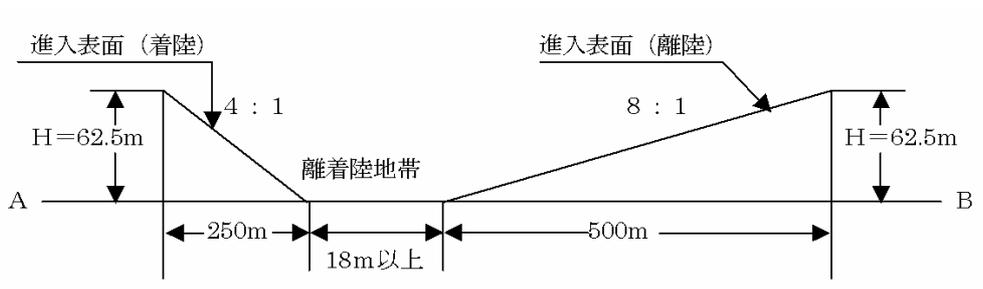
番号	名称	所在地	地区
1	総合運動公園内多目的グラウンド	おおい町成和	大飯地区
2	大飯オフサイトセンター	おおい町成和	大飯地区
3	名田庄中学校グラウンド	おおい町名田庄小倉	名田庄地区

1 - 3 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

【平面図】



【進入表面断面図】



1 - 4 乗船施設一覧

名 称	所在地	接岸可能総トン数(t)	周 辺 地 区 名 (行 政 区 名)	備 考
大島漁港岸壁	おおい町大島	40	西村、河村、日角浜、 畑村、脇今安、宮留	(水深) -3m
犬見漁港岸壁	おおい町犬見	65	犬見	(水深) -3.5m
本郷漁港岸壁	おおい町本郷	10	本郷	(水深) -2m
関西電力(株) 大飯発電所岸壁	おおい町大島	(重量トン) 3,000	大島	
うみんぴあ大飯	おおい町成海	500	尾内、本郷、長井	(水深) -3.5m

1 - 5 防災無線一覧表

〔戸別受信局グループ設定一覧表〕

番号	戸別受信局名称	グループ番号															
		戸別受信局一斉	本郷	佐分利	大島	生活関連機関	防災関連機関	町施設	教育施設	学校	公民館	公社管理	産業団体	農協	警察	消防	合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
1	町民センター	●	●			●		●	●		●						6
2	ふるさと交流センター	●		●		●		●	●		●						6
3	はまかぜ交流センター	●			●	●		●	●		●						6
4	図書館	●	●			●		●	●								5
5	給食センター	●	●			●		●	●								5
6	大飯中学校	●	●			●		●	●	●							6
7	本郷小学校	●	●			●		●	●	●							6
8	佐分利小学校	●		●		●		●	●	●							6
9	大島小学校	●			●	●		●	●	●							6
10	なごみ診療所	●		●		●		●									4
11	あみーシャン	●	●			●		●			●						5
12	エコターミナル	●	●			●		●									4
13	総合運動公園	●	●			●		●			●						5
14	オートキャンプ場	●			●	●		●			●						5
15	農協大飯	●	●			●						●	●				5
16	農協佐分利	●		●		●						●	●				5
17	農協大島	●			●	●						●	●				5
18	大島漁協	●			●	●						●					4
19	商工会	●	●			●						●					4
20	大飯発電所	●			●	●											3
21	大飯駐在所	●	●			●								●			4
22	佐分利駐在所	●		●		●								●			4
23	消防大飯分署	●	●			●									●		4
24	消防第2分団	●		●		●									●		4
25	消防第3分団	●			●	●									●		4
合計		25	12	6	7	19	6	14	9	4	3	3	5	3	2	3	121

〔半固定型〕

番号	移動局名称	ID番号 (呼出番号)	製造番号	グループ番号												合計	
				指定 地方 行政 機関	生 活 関 連 機 関	防 災 関 連 機 関	町 施 設	教 育 施 設	学 校	公 民 館	公 社 管 理	産 業 団 体	農 協	警 察	消 防		
				F01	F20	F21	F22	F23	F24	F25	F26	F27	F28	F10	F19		
1	庁舎1階北	301		●	●		●										3
2	庁舎1階南	302		●	●		●										3
3	町民センター	401		●	●		●	●		●							5
4	交流センター	402		●	●		●	●		●							5
5	大島公民館	403		●	●		●	●		●							5
6	図書館	404		●	●		●	●									4
7	給食センター	405		●	●		●	●									4
8	大飯中学校	406		●	●		●	●	●								5
9	本郷小学校	407		●	●		●	●	●								5
10	佐分利小学校	408		●	●		●	●	●								5
11	大島小学校	409		●	●		●	●	●								5
12	佐分利診療所	410		●	●		●										3
13	あみーシャン	411		●	●		●				●						4
14	エコターミナル	412		●	●		●										3
15	総合運動公園	413		●	●		●				●						4
16	オートキャンプ場	414		●	●		●				●						4
17	農協大飯	501		●	●							●	●				4
18	農協佐分利	502		●	●							●	●				4
19	農協大島	503		●	●							●	●				4
20	大島漁協	504		●	●							●					3
21	商工会	505		●	●							●					3
22	大飯発電所	506		●		●											2
23	大飯駐在所	110		●		●								●			3
24	佐分利駐在所	210		●		●								●			3
25	消防大飯分署	119		●		●									●		3
26	消防第2分団	219		●		●									●		3
27	消防第3分団	415		●		●									●		3
合計				27	21	6	16	9	4	3	3	5	3	2	3		102

〔可搬型〕

番号	移動局名称	ID番号 (呼出番号)	製造番号	グループ番号											合計		
				指定 地方 行政 機関	車 載 ・ 携 帯 型 一 斉	車 載 型 一 斉											
				F01	F30	F40											
1	車載 1	601		●	●	●											3
2	車載 2	602		●	●	●											3
3	車載 3	603		●	●	●											3
4	車載 4	604		●	●	●											3
5	車載 5	605		●	●	●											3
6	車載 6	606		●	●	●											3
7	車載 7	607		●	●	●											3
8	車載 8	608		●	●	●											3
9	車載 9	609		●	●	●											3
10	車載 10	610		●	●	●											3
11	車載 11	611		●	●	●											3
12	車載 12	612		●	●	●											3
13	車載 13	613		●	●	●											3
合計				13	13	13											39

〔携帯型〕

番号	移動局名称	ID番号 (呼出番号)	製造番号	グループ番号											合計		
				指定 地方 行政 機関	車 載 ・ 携 帯 型 一 斉	携 帯 型 一 斉											
				F01	F30	F40											
1	携帯 1	601		●	●	●											3
2	携帯 2	602		●	●	●											3
3	携帯 3	603		●	●	●											3
4	携帯 4	604		●	●	●											3
5	携帯 5	605		●	●	●											3
6	携帯 6	606		●	●	●											3
7	携帯 7	607		●	●	●											3
合計				13	13	13											39

1 - 6 水防用資機材一覧表

(水防倉庫)

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

河川名	倉庫名	所在地	摘要
佐分利川	佐分利水防倉庫	おおい町石山	
〃	本郷第 1 水防倉庫	おおい町本郷	
〃	本郷第 2 水防倉庫	おおい町本郷	
南川	名田庄水防倉庫	おおい町名田庄久坂	

(防災資機材)

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

品名	数量	
	大飯地域	名田庄地域
鉄杭	193本	114本
杭(丸)	20本	17本
杭(角)	12本	9本
パイプ杭	61本	—
丸太杭(1.5m)	10本	—
足場板(4m)	5枚	—
バタ角(4m)	10本	—
栈木(4m)	10本	—
タルキ(4m)60角	10本	—
タルキ(4m)45角	10本	—
コンパネ	15枚	—
コンパネカラー	10枚	—
白ベニヤ	10枚	—
鍬	2本	—
木材(6m)	17本	—
木材(5m)	60本	12本
木材(4m)	145本	9本
木材(3m)	42本	23本
竹	43本	—
縄	182個	54個
透明ビニール	50m	—
土のう	6,800枚	11,520枚
土のうスタンド	5個	—
一輪車	16台	14台
鉄線(8番)	45kg	—
焼鉄線(8番)	70kg	—
鉄線(10番)	10kg	—
焼鉄線(10番)	95kg	—
ノーリツ番線	10箱	7箱

品名	数量	
	大飯地域	名田庄地域
バケツ	119個	7個
ロープ (白)	1巻	—
ロープ (12mm)	300m	—
ビニールロープ (10mm)	5束	—
かます	1,100枚	—
むしろ	265枚	5枚
せき止め板 (4m)	4枚	—
シューター	3個	—
強力ライト	19個	—
かま	73個	15個
のこぎり	16個	10個
空気入れ	7台	—
よき	7丁	—
よき (割)	3丁	—
よき (手)	3丁	—
ゴムボート	1槽	—
ヘルメット	140個	—
斧 (大)	1丁	—
斧 (小)	3丁	—
かけや	18丁	—
なた	13丁	5丁
鉄線カッター (小)	11丁	5丁
竹串	18本	—
しの	30本	10本
かすがい	25本	—
かすがい (大)	40本	—
かすがい (小)	70本	—
かすがい (4寸)	100本	—
かすがい (5寸)	100本	—
かすがい (6寸)	100本	—
剣スコップ	138丁	60丁
角スコップ	102丁	11丁
つるはし	25丁	10丁
唐鍬	5本	6本
金槌	35本	9本
鉄ハンマー (大)	9丁	7丁
鉄ハンマー (中)	3丁	2丁
チェーンソー	3台	—
ペンチ	44丁	3丁
2連梯子	1脚	—
脚立	1脚	—
シーグリーン (中和剤)	3缶	—
ジョーレン	17本	—
しゃく (大)	33本	—

品 名	数 量	
	大飯地域	名田庄地域
しゃく (小)	60本	—
防塵マスク	6箱	—
保護メガネ	50個	—
耐油手ぶくろ	50個	—
長靴	200足	—
雨具	100枚	—
コードリール	1個	—
吸着マット	500枚	—
刈払機	10台	—
発電機	3台	—
非常用毛布	400枚	—
非常用折畳式給水容器*10枚入	66ケース	—
発電機一式(コミュニティー)	3式	—
投光機 (コミュニティー)	5台	—
PAシステム (マイク・アンプ・スピーカ)	3台	—
エアータント	2台	—
救命胴衣	62着	3着
ブルーシート	32枚	9枚
シート張用竿	24本	11本
シート張用シート	2枚	2本
塩ビパイプ (150)	1本	1本
水(10/本)	1,000ℓ	500ℓ
非常食 (クラッカー)	1,000食	500食

1 - 7 消・融・流雪施設箇所一覧表

おおい町・町内管理

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

地区名	道路種別	路線名	延長 (m)	管理者	施設名
本 郷	町 道	本郷停車場線	212	おおい町	—

除雪機械保有状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

車 種	車両番号
ショベルローダー	99-0833
スノーローダー	00-1364
いすゞ 除雪車	11-4083
〃	11-2075
ショベルローダー	00-2933
コマツ グレーダー	00-0791

1 - 8 救助用資機材一覧表

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

品名	単位	本 署	上中分署	名田庄 分署	高浜分署	大飯分署	合 計
一般用救助用具							
かぎ付はしご	基	1					1
二連はしご	基	2	2	1	1	1	7
三連はしご	基	3					3
金属製折りたたみはしご	基	4			1		5
空気式救助マット	基	1					1
救命索発射銃	基	1					1
救助用縛帯	基	2			1		3
平坦架	基	3	3	2	3	2	13
スクレープストレッチャー	基	2		1	1	1	5
重量物排除器具							
油圧ジャッキ式	式	1					1
河搬ウインチ	基	2	2	1	1	1	7
マット型空気ジャッキ式	式	1					1
大型油圧スプレッダー	基	1			1		2
切断用器具							
油圧切断機	基	1					1
エンジンカッター	基	1	1	1	1	1	5
ガス溶断機	基	1					1
チェーンソー	基	1	1	1	1		4
鉄線カッター	基	6	2	1	2	3	14
空気鋸	式	1					1
大型油圧切断機	基	1			1		2
破壊用器具							
万能斧	基	2	1	1	2		6
ハンマー	基		2			2	4
測定器具							
可燃性ガス測定器	基	1	1				2
酸素濃度測定器	基						
呼吸保護用器具							
空気呼吸器	基	17	7	4	7	4	39
空気ボンベ	本	43	11	9	15	10	88
隊員保護用器具							
耐電手袋	組	5					5
耐電長靴	組	2					2
耐熱服	組	1					1

品名	単位	本署	上中分署	名田庄 分署	高浜分署	大飯分署	合計
水難救助用器具							
潜水器具一式	組	5					5
救命胴衣	着	5	4		7		16
救命ボート	基	1	1		1		3
山岳救助用器具							
バスケットストレッチャー	基	1					1
その他救助用器具							
投光器	式	7	2	1	3	1	14
発電機	基	8	3	1	3	1	16
携帯拡声器	基	4	1	1	2	2	10
応急処置用セット	式	1					1
緩降器	基	1					1
携帯無線機	基	18	5	3	5	3	34

(資料：若狭消防本部警防課調べ)

1 - 9 簡易水道施設一覧表

大飯地区

(平成19年3月31日現在)

地区	名称	形状	ポンプ	施設能力	備考
大島簡水	第1水源(双まぜ水系)	重力式コンクリートダム 5,000 m ³			
	第2水源(青法水系)	表流水			
	第5水源(双まぜ水系)	重力式コンクリートダム 500 m ³			
	第6水源(双まぜ水系)	重力式コンクリートダム 5,000 m ³			
	第7水源(河村)	深井戸 φ200×34m	φ40×0.064 m ³ /min×70m×3.7kw 1台	92 m ³ /日	
	第8水源(青法)	深井戸 φ300×30m	φ32×0.04 m ³ /min×71m×1.5kw 1台	55 m ³ /日	
	第9水源(青法)	深井戸 φ300×30m	φ32×0.04 m ³ /min×69m×1.5kw 1台	55 m ³ /日	
	取水ポンプ	第5水源→調整槽	φ40×0.2 m ³ /min×43m×3.7kw 2台		
	導水ポンプ	調整槽→接合井	φ80×0.94 m ³ /min×60m×18.5kw 2台		
	接合井	RC 1.0m×2.0m×1.0m RC 2.5m×2.5m×2.0m 14.5 m ³			
	大山貯水槽1号	PC φ24.0m×6.7m 3,029 m ³			
	大山貯水槽2号	PC φ26.0m×9.7m 5,147 m ³			
	大山貯水槽3号	PC φ26.6m×18.3m 10,000 m ³			
	導水ポンプ	大山貯水槽3号→大山浄水場	φ65×0.49 m ³ /min×11.3m×3.7kw 2台		大山貯水槽3号が低水位時(5m以下)のみ運転
	脇今安送水ポンプ場	RC 1.6m×3.3 m ² ~6.3 m ²	φ40×0.30 m ³ /min×25m×2.2kw 2台		
	大山浄水場	急速ろ過方式		600 m ³ /日	
	大山1配水池	RC 2.5m×5.1m×3.5m 2連 89.2 m ³			
	大山2配水池	RC 2.5m×9.1m×3.5m 4連 318.5 m ³			
大山3配水池	RC 4.0m×11.0m×3.5m 2連 308.0 m ³				
脇今安配水池	RC 3.0m×11.4m×3.5m 2連 239.4 m ³				
本郷簡水	岡田第1水源	深井戸 φ300×54m	φ80×0.465 m ³ /min×29m×5.5kw 1台	810 m ³ /日	
	岡田第2水源	深井戸 φ300×38m	φ80×0.556 m ³ /min×41m×7.5kw 1台	830 m ³ /日	
	大津呂第1水源	深井戸 φ100×50m	φ40×0.07 m ³ /min×45m×2.2kw 1台	150 m ³ /日	
	大津呂第2水源	深井戸 φ100×56m	φ50×0.14 m ³ /min×36m×3.7kw 1台	200 m ³ /日	

地区	名 称	形 状	ポ ン プ	施設能力	備考
本郷簡水	大津呂第3水源	深井戸 φ100×40m	φ40×0.21 m ³ /min×50.8m×3.7kw 1台	270 m ³ /日	
	大津呂第4水源	深井戸 φ150×44m	φ32×0.07 m ³ /min×65.7m×1.5kw 1台	90 m ³ /日	
	野尻水源	深井戸 φ300×56m	φ32×0.06 m ³ /min×75m×2.2kw 1台	100 m ³ /日	
	岡田導水ポンプ場	RC 2.9m×2.9m×2.0m 2池 42.05 m ³	φ80×0.511 m ³ /min×66m×11kw 3台	1,470 m ³ /日	
	大津呂浄水場	急速ろ過方式		1,744 m ³ /日	
	大津呂配水池	RC 7.0m×13.4m×3.0m 2池 562.8 m ³ プレキャストPC 17.0m×11.0m×3.0m 550 m ³			
	成和配水池	FRP 4.0m×9.0m×3.0m 108 m ³			
佐分利簡水	中区第1水源	深井戸 φ200×30m	φ65×0.28 m ³ /min×50m×5.5kw 1台	400 m ³ /日	
	中区第2水源	深井戸 φ150×30m	φ50×0.16 m ³ /min×30m×2.2kw 1台	224 m ³ /日	
	中区第3水源	深井戸 φ200×25.5m	φ40×0.14 m ³ /min×60m×3.7kw 1台	205 m ³ /日	
	高区水源	深井戸 φ200×15m	φ32×0.06 m ³ /min×40m×1.1kw 1台	92 m ³ /日	
	福谷送水ポンプ場	滅菌処理 RC 3.2m×4.0m×2.0m 25.6 m ³	φ65×0.43 m ³ /min×55m×7.5kw 2台	624 m ³ /日	
	川上配水ポンプ場	滅菌処理	φ50×0.3 m ³ /min×40~65m×5.5kw 2台	92 m ³ /日	
	福谷配水池	RC 4.5m×10.8m×3.5m 2池 340.2 m ³			
	川上配水池	RC 4.0m×5.0m×2.5m 2連 100 m ³			
犬見飲供	西犬見川	表流水			
	取水ポンプ	RC 1.0m×1.2m×1.0m 1.2 m ³	φ32×0.015 m ³ /min×10m×0.4kw 1台	34 m ³ /日	
	犬見浄水場	小型浄水装置		31 m ³ /日	
	犬見配水池	RC 2.5m×4.5m×2.4m 2連 54 m ³			

名田庄地区

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

地区	名 称	形 状	ポ ン プ	施設能力	備考
東中部簡水	東部第 2 水源(堂本)	浅井戸 φ 300×22m	φ 40×0.06 m ³ /min×17m×1.5kw 1 台	86 m ³ /日	
	東部第 3 水源(小倉)	浅井戸 φ 300×25m	φ 65×0.20 m ³ /min×30m×3.7kw 1 台	288 m ³ /日	
	東部送水ポンプ場	滅菌処理		374 m ³ /日	
	東部送水ポンプ井(堂本)	RC3.0m×4.7m×1.5m 4.0m×6.3m×1.5m 58.95 m ³	φ 65×0.34 m ³ /min×85m×11kw 2 台	978 m ³ /日	
	東部配水池	RC4.0m×14.0m×2.5m×2 連 280.0 m ³			
	東部加圧ポンプ井(小倉畑)	RC 3.8 m ³	φ 40×0.16 m ³ /min×50m×3.7kw 1 台 φ 65×0.56 m ³ /min×60m×11kw 1 台		
	中部第 1 水源(下)	浅井戸 φ 300×27.5m	φ 40×0.04 m ³ /min×15m×0.75kw 1 台	57 m ³ /日	
	中部第 2 水源(下)	浅井戸 φ 350×21.5m	φ 50×0.24 m ³ /min×30m×3.7kw 1 台	345 m ³ /日	
	中部第 3 水源(下)	浅井戸 φ 350×21.5m	φ 50×0.24 m ³ /min×40m×3.7kw 1 台	345 m ³ /日	
	中部送水ポンプ場	滅菌処理		747 m ³ /日	
	中部送水ポンプ井(下)	RC3.0m×3.0m×1.5m×2 連 1.5m×3.0m×1.5m 33.75 m ³	φ 50×0.26 m ³ /min×85m×7.5kw 3 台	1,123 m ³ /日	
	中部第 1 配水地	RC4.0m×7.0m×2.5m×2 連 140.0 m ³			
中部第 2 配水池	RC2.5m×16.5m×2.4m×4 連 396.0 m ³				
西部簡水	西部第 1 水源(納田終)	深井戸 φ 300×20.0m	φ 40×0.10 m ³ /min×15m×1.5kw 1 台	144 m ³ /日	
	西部第 2 水源(納田終)	深井戸 φ 350×20.0m	φ 40×0.10 m ³ /min×15m×1.5kw 1 台	144 m ³ /日	
	西部送水ポンプ場	滅菌処理		288 m ³ /日	
	西部送水ポンプ井(納田終)		φ 50×0.28 m ³ /min×90m×11kw 2 台	806 m ³ /日	
	西部高区加圧ポンプ場		φ 80×0.50 m ³ /min×50m×7.5kw 1 台		
	西部低区加圧ポンプ場		φ 80×0.51 m ³ /min×44m×7.5kw 1 台		
	西部配水池	RC3.0m×7.7m×3.0m×2 連 138.6 m ³			
大滝供	大滝水源	浅井戸 φ 1,200×7.6m	φ 35×0.05 m ³ /min×52m×2.2kw 2 台	144 m ³ /日	
	大滝配水場	滅菌処理			
	大滝配水池	RC3.7m×5.0m×2.0m 37.0 m ³			
槇飲谷供	槇谷川	RC1.2m×2.1m×1.0m 2.52 m ³			
木飲谷供	木谷水源	浅井戸 φ 150×16.5m	φ 25×0.01 m ³ /min×30m×0.4kw 1 台	14 m ³ /日	
	配水ポンプ		φ 50×0.26 m ³ /min×40m×5.5kw 1 台	374 m ³ /日	

1 - 10 車両保有状況

(平成19年3月現在)

所管課等	メーカー	車名	乗車定員	保管場所	備考
議会	トヨタ	クラウン	5人	役場	
総務課	日産	シーマ	5人	〃	
〃	トヨタ	クラウン	5人	〃	
〃	〃	プリウス	5人	〃	
〃	〃	プリウス	5人	〃	交通指導車
〃	〃	ノア	8人	〃	
〃	〃	エスティマ	8人		広報設備
〃	三菱	フソウ	42人	〃	
〃	〃	ローザ	14人	〃	身障者用
〃	ホンダ	アクティ	2人	〃	
企画情報課	トヨタ	カルディナ	5人	〃	広報設備
新町建設計画推進室	〃	プリウス	5人	〃	
税務課	日産	ノート	5人	〃	
〃	スズキ	ワゴンR	4人	〃	
福祉保健課	トヨタ	カルディナバン	5人	〃	
なごみ保健課	日産	ADバン	5人	なごみ診療所	広報設備
地籍整備課	トヨタ	カリブ	5人	役場	
産業振興課	ホンダ	アクティバン	4人	〃	
建設課	トヨタ	カロラワゴン	5人	〃	
〃	ホンダ	アクティバン	4人	〃	
生活環境課	スズキ	エブリイ	4人	〃	
〃	ホンダ	アクティバン	4人	〃	
電子情報課	ホンダ	バモス	4人	〃	
総合開発室	三菱	タウンボックス	4人	〃	
教育課	トヨタ	クラウン	5人	〃	
〃	ホンダ	バモス	4人	〃	
大島公民館	〃	アクティバン	4人	大島公民館	
佐分利公民館	〃	〃	4人	佐分利公民館	
図書館史料館	〃	〃	4人	図書館史料館	
給食センター	〃	〃	2人	給食センター	
〃	日産	アトラス	3人	〃	コンテナ
〃	〃	〃	3人	〃	〃
総務管理課	トヨタ	ハイエース	15人	名田庄総合事務所	
〃	日野	中型バス	35人	〃	
〃	トヨタ	プリウス	5人	〃	
総務管理課	トヨタ	カリブ	5人	〃	
〃	〃	ハイエース	10人	〃	
郷づくり室	〃	ファンカーゴ	5人	〃	
〃	ホンダ	CR-V	5人	〃	
保健福祉室	日産	ADバン	5人	あつとほむいきき館	
〃	〃	アクティバン	4人	〃	
〃	トヨタ	コースター	24人	〃	
〃	〃	ハイエース	10人	〃	身障者用
〃	ダイハツ	テリオスキッド	5人	名田庄診療所	
〃	スズキ	ジムニー	5人	〃	
教育委員会事務支局	トヨタ	カリブ	5人	〃	
計		46台	329人		

2 指定危険区域・箇所、観測所等

2 - 1 雨量観測所一覧表

(平成19年3月31日現在)

観測所名	種 類	所在地	所 属
挙野広瀬	テレメーター	おおい町名田庄挙野	小浜土木事務所
井上	〃	〃 名田庄井上	〃
堀越	〃	〃 名田庄納田終	〃
挙野	〃	〃 名田庄挙野	〃
犬見	〃	〃 犬見	〃
鹿野	〃	〃 鹿野	〃
大飯	〃	〃 本郷	〃
大飯	アメダス	〃 本郷	福井地方气象台

2 - 2 水位観測所一覧表

(平成19年3月31日現在)

河川名	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	観測局 所在地	管 理 者
佐分利川	1.90 m	2.40 m	2.60 m	3.10 m	おおい町 本郷	小浜土木事務所
南 川	2.10 m	3.70 m	無し	4.40 m	おおい町 名田庄小倉	〃

2 - 3 海岸保全区域一覧表

(平成19年3月31日現在)

海岸名	地 区 海岸名	保 全 区 域	指定延長	面 積
和田港	本 郷	(基点) 大飯郡おおい町本郷第150字西ヶ崎12番地南角	(西へ) 3,931 m	310,600 m ²

(資料：国土交通省所管分)

2 - 4 農地海岸保全区域一覧表

(平成19年3月31日現在)

海岸保全 区域名称	指定年月日 番号	海 岸 管理者名	海 岸 保 全 区 域	海岸線の 延 長	備 考
大飯海岸 大島第1	S40.6.29 427	県知事	大飯郡おおい町大島32号字神田28番地 " " " 34号字諏訪前7番地	420m	
大飯海岸 大島第2	S40.6.29 427	県知事	大飯郡おおい町大島34号字諏訪前6番地 " " " 37号字常谷22番地	99m	
大飯海岸 大島添	S57.10.12 962	県知事	大飯郡おおい町大島172号添浦2 " " " 174-1号大山東側1-1	100m	

(資料：農林水産省構造改善局所管分)

2 - 5 漁港海岸保全区域一覧表

(平成19年3月31日現在)

海岸名	地区海岸名	海岸管理者	指定年月日	告示番号	指定延長	面 積	備 考
大 島	大 島	おおい町	H8.10.11	783	4,184m	425,009 m ²	
本 郷	本 郷	おおい町	S50.3.28	222	623m	32,332 m ²	

(資料：水産庁所管分)

2 - 6 砂防河川名一覧表

佐分川水系

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	田井谷川	8	新鞍谷川	15	石山川	22	浄土川
2	永谷川	9	堂溪川	16	鹿野川	23	大津呂川
3	岸谷川	10	日正道谷川	17	佐畑川	24	西犬見川
4	岳間谷川	11	大谷川	18	万願寺川	25	犬見川
5	開墾谷川	12	久保谷川	19	父子川	26	岡田川
6	鉦生谷川	13	宮田谷川	20	鍛冶大谷川	27	北谷川
7	焼谷川	14	北谷川	21	野尻川		

南川水系

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	合子ヶ谷川	17	貝谷川	33	坂本川	49	野鹿谷川
2	石河谷川	18	柿谷川	34	左近谷川	50	東谷川及び支川
3	一ノ谷川	19	隠谷川	35	佐野谷川	51	一ツ谷川
4	岩谷川	20	片又谷川	36	鹿野谷川・釜瀬川	52	火の谷川
5	右近谷川及び支川	21	唐木谷川	37	蛇頭谷川	53	堀越谷川
6	梅左近谷川	22	久田川	38	白倉谷川	54	槇谷川
7	梅ノ木谷川及び一の谷川	23	熊谷川	39	政谷川	55	道木谷川及び支川
8	うるし谷川	24	黒瀬奥谷川	40	染ヶ谷川	56	南川
9	岡谷川及び支川	25	見性寺谷川	41	大將軍谷川	57	南谷川（三重）
10	奥谷川（奥坂本）	26	小谷川（納田終）	42	棚橋谷川	58	南谷川（納田終）
11	奥田縄川（口坂本）	27	小谷川（口坂本）	43	堂の谷川	59	虫谷川
12	奥の谷川及び風呂の谷川	28	骨谷川	44	永谷川	60	薬師奥谷川
13	奥の谷川（口坂本）	29	小福谷川	45	七谷川	61	矢奈谷川
14	押坂谷川	30	小松谷川	46	仁井谷川	62	矢瀨谷川
15	尾ノ内谷川	31	古レ谷川	47	仁吾谷川	63	和佐谷川
16	小和田谷川	32	坂の谷川及び支川	48	西谷川		

海岸系

番号	河川名
1	長井川
2	西谷川
3	神子谷川

2 - 7 土石流危険箇所一覧表

〔 区分1：保全対象人家5戸以上、5戸未満の場合でも官公署、学校、病院等の施設のある場所に流入する溪流
 区分2：保全対象人家1戸以上5戸未満の場所に流入する溪流 〕

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-14-1	1	南川		中ノ谷川	名田庄兵瀬	0.22	0.03	0.03	2.0	29 (29)	8 (8)			0 (0)
2-14-2	1	南川			名田庄秋和	0.48	0.16	0.13	3.0	25 (25)	7 (7)		集会施設1(1)「秋和集会所1(1)」	6500 (0)
2-14-3	1	南川	久田川		名田庄小倉畑	0.23	0.05	0.03	3.0	66 (66)	18 (18)		官公署1(1)「名田庄消防団第一部団第2部消防詰所1(1)」	2200 (0)
2-14-5	1	南川	久田川		名田庄虫鹿野	0.11	0.02	0.02	2.0	22 (22)	6 (6)			500 (0)
2-14-6	1	南川	久田川	奥の谷川	名田庄虫鹿野	0.40	0.08	0.07	2.0	18 (18)	5 (5)			0 (0)
2-14-7	1	南川	久田川		名田庄木谷	0.37	0.15	0.15	4.0	18 (0)	5 (0)		集会施設1(1)「名田庄村公民館久田川分館木谷集会所1(1)」, 県道35号線(小浜線)160m	0 (0)
2-14-10	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄拳野	0.43	0.07	0.07	2.0	91 (91)	25 (25)		集会施設1(1)「拳野集会所1(1)」	16900 (16900)
2-14-11	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄拳野	0.20	0.03	0.03	1.5	76 (36)	21 (10)		集会施設1(0)「拳野集会所1(0)」, 寺1(1)「福寿寺1(1)」	0 (0)
2-14-12	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.56	0.16	0.15	3.0	44 (44)	12 (12)			0 (0)
2-14-13	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.32	0.05	0.05	2.0	51 (7)	14 (2)			0 (0)
2-14-14	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.65	0.05	0.05	2.0	40 (7)	11 (2)			0 (0)
2-14-15	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.44	0.05	0.05	2.0	25 (15)	7 (4)			0 (0)
2-14-16	1	南川	槇谷川	堂の谷川	名田庄槇谷	1.00	0.53	0.39	4.0	7 (7)	2 (2)		集会施設1(1)「槇谷集落センター1(1)」	0 (0)
2-14-17	1	南川	染ヶ谷川	堂の谷川	名田庄堂本	0.27	0.03	0.03	2.0	22 (22)	6 (6)			0 (0)
2-14-18	1	南川	染ヶ谷川	見性寺谷川	名田庄堂本	0.13	0.04	0.04	2.0	15 (15)	4 (4)		集会施設1(1)「美川集会所1(1)」, 寺1(1)「見性寺1(1)」, 県道224号線(染ヶ谷)160m	100 (0)
2-14-19	1	南川	染ヶ谷川	うるし谷川	名田庄堂本	0.57	0.16	0.16	2.0	18 (18)	5 (5)		県道224号線(染ヶ谷)100m	0 (0)
2-14-20	1	南川			名田庄片内	0.32	0.14	0.10	2.0	44 (44)	12 (12)			10800 (10800)
2-14-21	1	南川		梅左近谷川	名田庄中	1.41	0.38	0.35	4.0	76 (76)	21 (21)			15000 (15000)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-14-22	1	南川		柿谷川	名田庄中	1.25	0.46	0.39	3.0	62 (0)	17 (0)			172400 (172400)
2-14-23	1	南川			名田庄中	0.22	0.02	0.01	2.0	36 (0)	10 (0)		集会施設1(1)「中公民館1(1)」,寺1(1)「永昌寺1(1)」	1300 (1300)
2-14-24	1	南川			名田庄中	0.70	0.14	0.12	3.0	80 (36)	22 (10)		集会施設1(0)「中公民館1(0)」,寺2(1)「妙応寺1(1)」,永昌寺1(0),その他2(2)「(株)今川組1(1)」,「(株)三原組1(1)」	26400 (25000)
2-14-25	1	南川			名田庄中	0.35	0.07	0.07	3.0	84 (69)	23 (19)			21100 (2800)
2-14-26	1	南川			名田庄佐野	0.18	0.03	0.02	2.0	22 (22)	6 (6)			1100 (1100)
2-14-27	1	南川		佐野谷川 伍明谷川	名田庄佐野	1.88	1.25	0.20	3.0	44 (44)	12 (12)			0 (0)
2-14-28	1	南川		南谷川	名田庄南	0.59	0.20	0.18	4.0	33 (33)	9 (9)			23000 (23000)
2-14-29	1	南川		小谷川	名田庄南	0.30	0.45	0.45	8.0	29 (0)	8 (0)			23100 (100)
2-14-30	1	南川		骨谷川	名田庄小和田	2.22	1.81	1.26	1.5	0 (0)	0 (0)		官公署1(1)「名田庄村民俗資料館1(1)」,集会施設1(1)「大和田集落センター1(1)」,宿泊施設1(1)「村宮ホテル流星館(1)」,その他2(2)「曆会館1(1)」,「レストラン銀河1(1)」	0 (0)
2-14-31	1	南川		堀越谷川	名田庄棚橋	2.37	3.67	2.77	7.0	18 (18)	5 (5)			5300 (5300)
2-14-32	1	南川		和佐谷川	名田庄中野	2.55	1.50	1.45	5.0	22 (22)	6 (6)			5000 (5000)
2-14-36	1	南川			名田庄棚橋	0.08	0.02	0.02	2.0	29 (29)	8 (8)		県道名田庄綾部線120m	0 (0)
2-14-37	1	南川		棚越谷川	名田庄棚橋	7.74	0.29	0.29	3.0	33 (33)	9 (9)		県道名田庄綾部線160m	0 (0)
2-14-38	1	南川		右近谷川	名田庄小和田	1.20	0.60	0.19	4.0	15 (15)	4 (4)		集会施設1(0)「小和田集落センター1(0)」,県道名田庄綾部線120m	17700 (17700)
2-14-39	1	南川		小和田谷川	名田庄小和田	0.65	0.15	0.14	3.0	36 (36)	10 (10)		県道名田庄綾部線120m	24300 (24300)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-14-40	1	南川		薬師奥谷川	名田庄白星	0.67	0.20	0.17	4.0	33 (33)	9 (9)		寺2(2)「薬師堂1(1)」 「禪定寺1(1)」,国道 162号線180m	41100 (0)
2-14-41	1	南川			名田庄白星	0.35	0.03	0.03	2.0	11 (0)	3 (0)		寺1(0)「禪定寺1(0)」, 国道162号線20m	0 (0)
2-14-42	1	南川		仁井谷川	名田庄白星	0.19	0.09	0.06	3.0	25 (25)	7 (7)		国道162号線120m	6100 (0)
2-14-44	1	南川	坂本川		名田庄虫野	1.00	0.50	0.42	2.0	0 (0)	0 (0)		その他1(1)「名田庄村 森林組合小径木丸田 加工場1(1)」,県道16 号線(高浜線)0m	0 (0)
2-14-45	1	南川	坂本川	蛇頭谷川	名田庄蛇頭	0.56	0.14	0.12	2.0	33 (33)	9 (9)		県道16号線(高浜 線)120m	1300 (0)
2-14-46	1	南川	坂本川	小谷川	名田庄小谷	1.80	1.06	0.29	3.0	22 (22)	6 (6)		県道16号線(高浜 線)170m	4500 (0)
2-14-47	1	南川		黒瀬奥谷川	名田庄黒瀬	1.73	0.56	0.16	2.0	36 (36)	10 (10)		官公署1(1)「奥名田郵 便局1(1)」,集会施設1 (1)「坂本集落開発セ ンター(名田庄村公民 館・坂本ふるさと図書 館)1(1)」	0 (0)
2-14-48	1	南川			名田庄朝比	0.15	0.03	0.03	2.0	25 (25)	7 (7)		国道162号線140m	300 (0)
2-14-49	1	南川		大將軍谷川	名田庄井上	0.57	0.13	0.09	2.0	18 (18)	5 (5)		官公署1(1)「名田庄消 防団第三部団第七詰 所1(1)」,集会施設1 (1)「名田庄村公民館 井上分館、井上農林開 発センター1(1)」	0 (0)
2-14-50	1	南川		風呂の谷川	名田庄井上	0.92	0.28	0.26	3.0	29 (22)	8 (6)		官公署1(0)「名田庄消 防団第三部団第七詰 所1(0)」,国道162号線 160m	200 (0)
2-14-51	1	南川		奥の谷川	名田庄井上	0.65	0.04	0.04	3.0	102 (84)	28 (23)	医療提供施設1(1)「名 田庄診療所 1(1)」	国道162号線220m	300 (0)
2-14-52	1	南川			名田庄井上	0.29	0.05	0.05	2.0	73 (36)	20 (10)	医療提供施設1(0)「名 田庄診療所 1(0)」	国道162号180m	0 (0)
2-14-53	1	南川		岡谷川	名田庄西谷	0.75	1.39	0.06	1.0	51 (51)	14 (14)			10000 (0)
2-14-54	1	南川		西谷川	名田庄西谷	1.45	1.09	0.20	3.0	58 (55)	16 (15)			200 (0)
2-14-55	1	南川	西谷川	東谷川	名田庄西谷	0.52	0.13	0.04	2.0	18 (0)	5 (0)			200 (0)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-14-56	1	南川			名田庄上条	0.51	0.05	0.04	5.0	25 (25)	7 (7)			500 (0)
2-14-57	1	南川		坂の谷川	名田庄上条	0.88	0.11	0.11	3.0	189 (189)	52 (52)		国道 162 号線 380m	3000 (0)
2-14-58	1	南川	坂の谷川	岩谷川	名田庄上条	0.90	0.22	0.20	3.0	18 (18)	5 (5)			0 (0)
2-14-59	1	南川	坂の谷川		名田庄上条	0.36	0.09	0.06	2.0	40 (40)	11 (11)		官公署 1(1)「NTT 名田庄電話交換局 1(1)」, 集会施設 2(2)「名田庄村生活改善センター 1(1)」,「公民館下分館 1(1)」, 寺 1(1)「清福寺 1(1)」	0 (0)
2-14-60	1	南川			名田庄中條	0.53	0.13	0.11	2.0	29 (29)	8 (8)		国道 162 号線 150m	2500 (0)
2-14-61	1	南川			名田庄下條	1.26	0.34	0.15	3.0	36 (36)	10 (10)		国道 162 号線 160m	5000 (0)
2-14-62	1	南川			名田庄下条	0.63	0.16	0.16	3.0	36 (0)	10 (0)		国道 162 号線 140m	13600 (13600)
2-14-63	1	南川			名田庄下条	0.42	0.11	0.11	2.0	0 (0)	0 (0)		教育施設 2(2)「名田庄中学校 1(1)」,「名田庄小学校 1(1)」, 宿泊施設 1(1)「名田庄村教員宿舎 1(1)」, その他「奥名田第一浄化センター 1(1)」, 国道 162 号線 60m	0 (0)
2-14-64	1	南川			名田庄小倉	0.12	0.03	0.04	2.0	62 (62)	17 (17)		国道 162 号線 200m	2700 (2700)
2-14-65	1	南川			名田庄小倉	0.38	0.12	0.10	2.0	69 (15)	19 (4)		寺 1(1)「三界萬靈寺東光院 1(1)」, 国道 162 号線 160m	0 (0)
2-14-66	1	南川			名田庄小倉	0.12	0.03	0.03	2.0	66 (0)	18 (0)		寺 1(0)「三界萬靈寺東光院 1(0)」, 国道 162 号線 160m	0 (0)
2-14-67	1	南川			名田庄久坂	0.27	0.06	0.06	2.5	4 (4)	1 (1)		集会施設 1(1)「名田庄あきない館 1(1)」, その他 2(2)「小浜土木事務所小倉除雪基地 1(1)」, 「名田庄商会 1(1)」, 国道 162 号線 90m	12300 (12300)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-14-68	1	南川			名田庄久坂	0.15	0.02	0.02	2.0	11 (11)	3 (3)		官公署 9(9)「若狭消防署名田庄分署 1(1)」 「名田庄消防団本部 1(1)」 「名田庄村役場 1(1)」 「名田庄森林組合 1(1)」 「JAわかさ支店 1(1)」 「JAわかさ名田庄SS1(1)」 「名田庄郵便局 1(1)」 「名田庄観光館 1(1)」 「名田庄村図書館 1(1)」,その他 3(3) 「森下木材工業(株) 1(1)」 「八峯建設(株) 1(1)」 「福井銀行名田庄支店 1(1)」,国道 162 号線 190m	0 (0)
2-14-69	1	南川			名田庄久坂	0.16	0.02	0.02	3.0	25 (25)	7 (7)		寺 1(1)「妙善寺 1(1)」	0 (0)
2-14-70	1	南川			名田庄山田	0.26	0.06	0.06	3.0	29 (29)	8 (8)		集会施設 1(1)「山田生活改善センター 1(1)」	0 (0)
2-14-71	1	南川		南谷川	名田庄尾之内	0.47	0.07	0.06	3.0	69 (69)	19 (19)			9900 (9900)
2-14-72	1	南川		尾ノ内谷川	名田庄尾之内	0.77	0.15	0.09	3.0	95 (80)	26 (22)		集会施設 1(1)「尾乃内集会所 1(1)」,寺 1(1)「性山禪寺 1(1)」	12200 (3200)
2-14-73	1	南川			名田庄三重	0.17	0.04	0.02	2.0	18 (18)	5 (5)			13600 (13600)
2-14-74	1	南川		川谷川 梅ノ木谷川 近谷川	名田庄三重	0.87	0.19	0.15	3.0	80 (69)	22 (19)		寺 2(2)「金峰山寶積寺 1(1)」 「普門山慈眼禪寺 1(1)」	700 (0)
2-14-77	1	南川	榎谷川	政谷川	名田庄榎谷	0.97	0.35	0.15	3.0	11 (11)	3 (3)		寺 1(1)「慶雲寺 1(1)」	0 (0)
2-14-84	1	南川	坂本川		名田庄大滝	0.25	0.06	0.06	1.5	0 (0)	0 (0)		神社 1(1)「賀茂神社 1(1)」,県道 16 号線(高浜線)70m	300 (0)
2-14-89	1	南川	染ヶ谷川		名田庄染ヶ谷	1.03	0.04	0.00	5.0	0 (0)	0 (0)		その他 1(1)「ハヶ峰家族旅行村 1(1)」,県道 224 号(小倉線)180m	0 (0)
2-14-91	1	南川		古レ谷北川	名田庄小倉	0.10	5.75	4.32	3.0	4 (4)	1 (1)		その他 3(3)「ナカダ産業(株) 1(1)」 「ハヤカワ商事(株) 1(1)」 「(有)堂脇鉄建工場 1(1)」	6400 (6400)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-14-92	1	南川			名田庄小倉	0.33	0.40	0.28	2.5	4 (0)	1 (0)		その他 3(0)「ナカダ産業(株)1(0)」 「ハヤカワ商事(株)1(0)」 「(有)堂脇鉄建工場 1(0)」	4500 (2000)
2-14-93	1	南川			名田庄下條	0.69	2.29	1.22	2.0	0 (0)	0 (0)		その他 1(1)「(株)日誠機械製作所 1(1)」	0 (0)
2-14-94	1	南川			名田庄黒瀬	0.27	0.57	0.57	1.2	0 (0)	0 (0)		その他 3(0)「名田庄バイオティック(株)1(0)」 「名田庄シイタケ出荷事業協同組合 1(0)」 「ユニオンマッシュユ名田庄 1(0)」	0 (0)
2-14-95	1	南川			名田庄下條	0.24	0.36	0.36	2.0	0 (0)	0 (0)		その他 3(3)「名田庄バイオティック(株)1(1)」 「名田庄シイタケ出荷事業協同組合 1(1)」 「ユニオンマッシュユ名田庄 1(1)」	0 (0)
2-14-96	1	南川	坂本川		名田庄蛇頭	0.23	0.04	0.00	1.0	33 (0)	9 (0)		県道 16 号線(高浜線)130m	1300 (0)
2-17-1	1	佐分利川	佐分利川	本郷3	本郷	0.06	0.04	0.03	6.5	0 (0)	0 (0)		潮音院 1(1),市町村道 80m	0 (0)
2-17-2	1	佐分利川	佐分利川	山田1	山田	0.14	0.04	0.04	6.0	19 (19)	7 (7)		市町村道 80m	6400 (6400)
2-17-3	1	佐分利川	佐分利川	山田川	山田	0.70	0.63	0.52	5.5	47 (27)	17 (10)		玉昭寺 1(1),生活改善センター1(1),市町村道 600m	11000 (4600)
2-17-5	1	佐分利川	佐分利川	野尻川	野尻	1.27	1.28	1.23	10.0	66 (66)	24 (24)		県道岡田深谷線 1000m	4100 (4100)
2-17-6	1	佐分利川	佐分利川	野尻3	野尻	0.34	0.09	0.09	5.5	30 (30)	11 (11)		西広寺 1(1),市町村道 410m	11500 (11500)
2-17-7	1	佐分利川	佐分利川	父子2	父子	0.70	0.58	0.48	5.0	14 (14)	5 (5)		市町村道 270m	1700 (1700)
2-17-9	1	佐分利川	佐分利川	父子川 鍛冶大谷川	父子	0.72	1.39	1.22	4.5	49 (38)	18 (14)		静志神社 1(1),憩いの家 1(1)	40000 (32800)
2-17-10	1	佐分利川	佐分利川	父子4	父子	0.23	0.14	0.14	2.0	11 (0)	4 (0)		寺 1(1)	0 (0)
2-17-11	1	佐分利川	佐分利川	神崎1	神崎	0.62	0.25	0.20	3.3	25 (25)	9 (9)		市町村道 250m	1100 (1100)
2-17-12	1	佐分利川	佐分利川	神崎2	神崎	0.83	0.43	0.37	9.0	30 (22)	11 (8)		熊野神社 1(1),神崎環境整備センター 1(1),寺 1(1)	0 (0)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生源流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-17-13	1	佐分利川	佐分利川	鹿野川	鹿野	1.13	0.68	0.53	7.0	101 (101)	37 (37)		佐分利小学校 1(1),鹿野多目的研修会館 1(1)	53665 (53665)
2-17-14	1	佐分利川	佐分利川		鹿野	0.79	0.16	0.14	9.5	112 (36)	41 (13)		佐分利小学校 1(0),鹿野多目的研修会館 1(0),佛燈寺 1(1)	42534 (17014)
2-17-15	1	佐分利川	佐分利川		小車田	1.04	0.33	0.26	8.0	41 (41)	15 (15)			23036 (23037)
2-17-16	1	佐分利川	佐分利川	石山川	石山	0.85	0.85	0.58	2.0	112 (112)	41 (41)	佐分利保育園 1(1),佐分利診療所 1(1)	佐分利郵便局JAわかさ佐分利支店 1(1),佐分利交番 1(1),NTT電話交換局 1(1),西方寺 1(1),石山集落生活改善センター 1(1),大飯消防団第二分団詰所 1(1),主要地方道小浜・綾部線、坂本・高浜線 1125m	35714 (35714)
2-17-17	1	佐分利川	佐分利川		石山	0.06	0.01	0.01	2.0	14 (5)	5 (2)		浄土寺 1(1),旅館久兵衛 1(1)	7868 (6294)
2-17-18	1	佐分利川	佐分利川	久保谷川 宮田谷川	久保	1.81	1.37	0.98	4.0	90 (90)	33 (33)		久保生活改善協同センター(久保おしゃか堂) 1(1)	16391 (16391)
2-17-19	1	佐分利川	佐分利川	道溪川	川上	0.50	0.05	0.04	7.0	5 (5)	2 (2)		善應寺 1(1),主要地方道小浜・綾部線 90m	5823 (5823)
2-17-20	1	佐分利川	佐分利川		川上	0.20	0.05	0.04	3.0	11 (5)	4 (2)		善應寺 1(0),主要地方道小浜・綾部線 130m	4279 (3423)
2-17-21	1	佐分利川	佐分利川		川上	0.11	0.01	0.01	3.0	16 (16)	6 (6)		川上公民館 1(1),JAわかさ川上出張所 1(1),福井鉄道川上バス停留所 1(1),主要地方道小浜・綾部線 110m	1953 (1953)
2-17-23	1	佐分利川	佐分利川		川上	0.25	0.23	0.15	2.0	14 (14)	5 (5)			29534 (29534)
2-17-25	1	佐分利川	佐分利川	佐分利川	川上	1.02	0.61	0.39	3.5	36 (36)	13 (13)			46474 (46474)
2-17-26	1	佐分利川	佐分利川	鉾生谷川	川上	0.56	0.57	0.36	2.5	36 (0)	13 (0)			48251 (24125)
2-17-28	1	佐分利川	佐分利川		三森	0.20	0.07	0.05	9.0	19 (19)	7 (7)		三森多目的研修会館 1(1),バス停留所 1(1)主要地方道小浜・綾部線 160m	17513 (17513)
2-17-29	1	佐分利川	佐分利川		安川	0.25	0.13	0.08	6.0	19 (19)	7 (7)			26560 (26560)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-17-30	1	佐分利川	佐分利川		安川	0.14	0.02	0.02	2.0	14 (0)	5 (0)			3976 (795)
2-17-31	1	佐分利川	佐分利川	北谷川	福谷	0.57	0.24	0.14	2.0	47 (47)	17 (17)			20701 (20701)
2-17-32	1	佐分利川	佐分利川		福谷	0.54	0.18	0.16	7.0	49 (5)	18 (2)			20285 (2029)
2-17-33	1	佐分利川	佐分利川		福谷	0.50	0.28	0.23	8.0	25 (22)	9 (8)		主要地方道小浜・綾部線 60m	13449 (12104)
2-17-34	1	佐分利川	佐分利川	佐畑川	佐畑	0.69	0.36	0.24	3.0	16 (16)	6 (6)		佐畑区ふれあい会館 1(1)	6773 (6773)
2-17-35	1	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.58	0.35	0.21	1.5	27 (27)	10 (10)		笹谷公民館 1(1)	36132 (36132)
2-17-36	1	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.97	0.29	0.23	2.0	36 (30)	13 (11)		笹谷公民館 1(0)	28765 (14383)
2-17-37	1	佐分利川	佐分利川		佐谷	0.40	0.24	0.18	10.0	30 (8)	11 (3)		笹谷公民館 1(0)	52211 (20885)
2-17-38	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.07	0.03	0.01	5.0	33 (33)	12 (12)		幽喬会館 1(1),依居神社 1(0)	2611 (2611)
2-17-39	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.45	0.24	0.13	5.0	115 (85)	42 (31)		幽喬会館 1(0),依居神社 1(0),おおい町岡安地区消防分団第二分団第三班 1(1)	16930 (11851)
2-17-40	1	佐分利川	佐分利川	東条川	岡安	0.47	0.20	0.15	1.0	74 (0)	27 (0)		幽喬会館 1(0),依居神社 1(0),おおい町岡安地区消防分団第二分団第三班 1(0)	16729 (5019)
2-17-41	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.20	0.05	0.02	10.0	36 (8)	13 (3)			12120 (6060)
2-17-42	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.10	0.03	0.02	8.0	16 (8)	6 (3)			7689 (2307)
2-17-44	1	佐分利川	佐分利川	広岡1	広岡	0.23	0.10	0.09	2.5	25 (25)	9 (9)		八幡神社 1(1),市町村道 430m	5600 (5600)
2-17-45	1	佐分利川	佐分利川	万願寺1	万願寺	0.46	0.37	0.36	4.3	52 (52)	19 (19)		万願寺公民館 1(1),寺 1(1),市町村道 350m	2600 (2600)
2-17-46	1	佐分利川	佐分利川	万願寺川	万願寺	0.34	0.17	0.16	6.5	63 (14)	23 (5)		意足寺 1(1),市町村道 120m	3000 (100)
2-17-47	1	佐分利川	佐分利川	岡田1	岡田	0.18	0.06	0.05	5.0	0 (0)	0 (0)		大飯中学校 1(1),市町村道 110m	0 (0)
2-17-48	1	佐分利川	佐分利川	岡田3	岡田	0.22	0.15	0.14	4.5	3 (0)	1 (0)		若州一滴文庫 1(0)	8900 (8900)
2-17-49	1	佐分利川	佐分利川	岡田4	岡田	0.06	0.02	0.01	7.0	16 (16)	6 (6)		市町村道 90m	1200 (1200)
2-17-50	1	佐分利川	佐分利川	岡田川	岡田	0.54	0.42	0.36	5.5	99 (82)	36 (30)		西安禅寺 1(1),市町村道 160m	1500 (300)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
2-17-52	1	佐分利川	佐分利川	北谷川	岡田	0.19	0.11	0.10	3.0	58 (11)	21 (4)		若宮神社1(1),公民館1(1),市町村道500m	1000 (300)
2-17-53	1	佐分利川	佐分利川	岡田6	岡田	0.24	0.06	0.05	7.5	52 (16)	19 (6)		市町村道220m	300 (300)
2-17-54	1	佐分利川	佐分利川	岡田7	岡田	0.16	0.03	0.03	7.0	14 (14)	5 (5)		市町村道70m	5100 (5100)
2-17-58	1	佐分利川	佐分利川		久保	0.23	0.13	0.09	2.0	16 (14)	6 (5)			19618 (18637)
2-17-69	1	佐分利川	佐分利川	本郷4	本郷	0.09	0.02	0.02	12.0	55 (55)	20 (20)		市町村道70m	0 (0)
2-17-70	1	佐分利川	佐分利川	本郷5	本郷	0.11	0.03	0.03	6.7	0 (0)	0 (0)		エコターミナル1(1)	0 (0)
2-17-71	1	佐分利川	佐分利川	大津呂川	山田	1.00	1.61	1.46	3.5	0 (0)	0 (0)		大津呂浄水場1(1)	0 (0)
2-17-73	1	佐分利川	佐分利川	野尻2	野尻	0.15	0.01	0.01	6.5	16 (0)	6 (0)		県道岡田深谷線90m	200 (0)
2-17-74	1	佐分利川	佐分利川	父子1	父子	0.21	0.03	0.02	2.5	0 (0)	0 (0)		海元寺1(1)	0 (0)
2-17-82	1	佐分利川	佐分利川		佐畑	0.22	0.04	0.01	2.0	0 (0)	0 (0)		佐分利公民館1(1),ふるさと交流センター1(1),レストランえにし1(1)	0 (0)
2-17-83	1	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.06	0.01	0.01	4.0	14 (3)	5 (1)			2375 (238)
2-17-86	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.06	0.01	0.00	8.0	3 (3)	1 (1)		実相寺1(1),岡安地区研修会館1(1)	0 (0)
2-17-87	1	佐分利川	佐分利川	万願寺2	万願寺	0.09	0.02	0.02	7.0	47 (3)	17 (1)		市町村道270m	2900 (300)
2-17-88	1	佐分利川	佐分利川	岡田2	岡田	0.19	0.03	0.03	6.0	3 (3)	1 (1)		若州一滴文庫1(1),市町村道60m	1200 (1200)
3-1	1			小堀1	小堀	0.42	0.28	0.28	3.8	52 (52)	19 (19)		小堀区生活改善センター1(1),向陽寺1(1),市町村道250m	6500 (6500)
3-2	1			犬見川	犬見	0.91	0.40	0.30	10.0	79 (19)	29 (7)		犬見区集落農業集会所1(1),県道犬見崎和田線150m,排水処理場1(1)	11500 (11500)
3-3	1			浦底3	浦底	0.22	0.16	0.14	4.5	0 (0)	0 (0)		清雲寺1(1),大谷旅館1(1),森本旅館1(1),市町村道200m	8400 (6000)
3-4	1			浦底4	浦底	0.13	0.06	0.05	4.0	16 (16)	6 (6)		大島旅館1(1),沢山旅館1(1),県道赤礁崎公園線120m,市町村道50m	6800 (6800)
3-5	1			西村1	西村	0.06	0.02	0.02	1.5	41 (41)	15 (15)		常禅寺1(1),民宿中西1(1),まえもと旅館1(1),田中旅館1(1),市町村道160m	1700 (1700)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m ²)
3-7	1			畑村2	畑村	0.27	0.08	0.08	3.0	11 (11)	4 (4)		民宿森下 1(1),福井旅館 1(1),高本旅館 1(1),県道赤礁崎公園線 190m,市町村道 140m	300 (300)
3-8	1			脇今安1	脇今安	0.26	0.07	0.06	2.0	44 (44)	16 (16)		海岸禪寺 1(1),福祉学園 1(1),集落センター 1(1),改善センター 1(1),大谷旅館 1(1),池上旅館 1(1),大江旅館 1(1),県道赤礁崎公園線 300m,市町村道 150m	7500 (7500)
3-9	1			脇今安2	脇今安	0.12	0.03	0.03	4.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所 1(1),その他の道 120m	0 (0)
3-10	1			脇今安3	脇今安	0.22	0.04	0.04	6.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所 1(0),その他の道 250m	0 (0)
3-11	1			脇今安4	脇今安	0.19	0.02	0.02	3.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所 1(0),その他の道 130m	0 (0)
3-12	1			脇今安5	脇今安	0.48	0.18	0.17	5.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所 1(0),その他の道 400m	0 (0)
3-15	1			脇今安6	脇今安	0.16	0.02	0.02	6.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所 1(0),その他の道 50m	0 (0)
3-16	1			脇今安7	脇今安	0.20	0.06	0.06	5.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所 1(0),その他の道 70m	0 (0)
3-19	1			西犬見川	犬見	0.87	1.31	1.15	5.7	60 (60)	22 (22)		犬見区集落農業集会所 1(0),排水処理場 1(0),県道犬見崎和田線 900m	63000 (63000)
3-20	1			犬見3	犬見	0.26	0.06	0.05	5.0	8 (0)	3 (0)		八幡神社 1(1)	0 (0)
3-24	1			浦底2	浦底	0.24	0.13	0.11	5.0	0 (0)	0 (0)		大谷旅館 1(0),その他の道 280m	10000 (10000)
3-25	1			畑村1	畑村	0.21	0.03	0.03	6.5	0 (0)	0 (0)		畑村区集落センター 1(1),市町村道 290m	1300 (1300)
2-14-4	2	南川	久田川	矢淵谷川	名田庄虫鹿野	1.02	0.65	0.34	2.0	15 (15)	4 (4)		県道 35 号線(小浜線)240m	8000 (0)
2-14-9	2	南川	久田川	火の谷川	名田庄拳野	0.72	0.31	0.12	10.0	11 (11)	3 (3)		県道 35 号線(小浜線)150m	3000 (0)
2-14-33	2	南川			名田庄老佐近	0.35	0.05	0.05	3.0	11 (11)	3 (3)		県道名田庄綾部線 130m	59500 (59500)
2-14-34	2	南川			名田庄老佐近	0.12	0.11	0.11	3.0	7 (0)	2 (0)		県道名田庄綾部線 150m	67000 (0)
2-14-35	2	南川			名田庄中野	0.27	0.06	0.06	1.5	4 (4)	1 (1)		県道名田庄綾部線 70m	14100 (14100)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長(km)	流域面積(km ²)	発生流域面積(km ²)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	災害時 要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地面積 (m ²)
2-14-43	2	南川	坂本川	奥谷川	名田庄大滝	2.06	1.13	0.26	3.0	15 (15)	4 (4)		県道 16 号線(高浜線)250m	3000 (0)
2-14-75	2	南川	久田川		名田庄小倉畑	0.92	0.30	0.30	4.0	4 (4)	1 (1)			200 (0)
2-14-76	2	南川	虫谷川	熊谷川	名田庄虫谷	0.62	0.23	0.20	2.0	11 (4)	3 (1)			0 (0)
2-14-78	2	南川	槇谷川		名田庄槇谷	0.80	0.41	0.35	1.0	7 (7)	2 (2)			0 (0)
2-14-79	2	南川		一ツ谷	名田庄佐野	4.12	6.30	3.86	4.0	4 (4)	1 (1)			4200 (4200)
2-14-80	2	南川			名田庄坂尻	0.37	0.13	0.13	4.0	4 (4)	1 (1)		国道 162 号線 180m	3300 (3300)
2-14-81	2	南川			名田庄坂尻	0.37	0.12	0.12	10.0	4 (4)	1 (1)			5200 (3100)
2-14-82	2	南川			名田庄中野	0.35	0.06	0.06	1.5	15 (15)	4 (4)			1200 (1200)
2-14-83	2	南川			名田庄中野	0.12	0.02	0.02	0.3	11 (0)	3 (0)			500 (500)
2-14-85	2	南川	坂本川		名田庄虫野	0.32	0.08	0.08	1.5	7 (7)	2 (2)		県道 16 号線(高浜線)150m	12500 (0)
2-14-86	2	南川			名田庄中条	0.25	0.03	0.03	2.0	7 (7)	2 (2)		国道 162 号線 80m	0 (0)
2-14-87	2	南川			名田庄山田	0.07	0.01	0.01	2.0	7 (4)	2 (1)			0 (0)
2-14-88	2	南川			名田庄久坂	0.28	0.04	0.03	1.0	7 (7)	2 (2)			13000 (0)
2-14-90	2	南川			名田庄槇谷	0.34	0.38	0.38	3.0	4 (4)	1 (1)			0 (0)
2-17-4	2	佐分利川	佐分利川	浄土川	山田	0.49	0.20	0.19	3.5	11 (0)	4 (0)		市町村道 200m	2600 (0)
2-17-8	2	佐分利川	佐分利川	父子3	父子	0.51	0.51	0.44	5.3	11 (11)	4 (4)		市町村道 900m	16500 (16500)
2-17-22	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.16	0.03	0.02	12.0	11 (11)	4 (4)		主要地方道小浜・綾部線 60m	3966 (3966)
2-17-24	2	佐分利川	佐分利川	兵間谷川	川上	0.90	0.58	0.35	3.5	8 (8)	3 (3)			31207 (31207)
2-17-27	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.06	0.02	0.02	1.5	8 (0)	3 (0)			1287 (257)
2-17-51	2	佐分利川	佐分利川	岡田5	岡田	0.07	0.01	0.01	3.0	11 (0)	4 (0)		市町村道 20m	600 (0)
2-17-55	2	佐分利川	佐分利川	本郷2	本郷	0.14	0.02	0.02	8.0	8 (8)	3 (3)		市町村道 60m	400 (0)
2-17-56	2	佐分利川	佐分利川	父子5	父子	0.19	0.06	0.06	4.5	8 (8)	3 (3)		市町村道 120m	900 (900)
2-17-57	2	佐分利川	佐分利川		石山	0.13	0.03	0.02	1.0	5 (5)	2 (2)			921 (921)
2-17-59	2	佐分利川	佐分利川	新鞍谷川	川上	0.85	0.33	0.21	4.0	11 (11)	4 (4)		主要地方道小浜・綾部線 120m	3323 (1994)
2-17-60	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.34	0.10	0.04	7.0	8 (0)	3 (0)			6885 (4131)
2-17-61	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.33	0.21	0.11	5.0	8 (8)	3 (3)			4825 (4825)

溪流 番号	区 分	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要				保全対象				
						溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生流 域面積 (km ²)	川幅 (m)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時 要援護者 関連施設	左記以外の 公共施設等	耕地面積 (m ²)
2-17-62	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.23	0.04	0.02	2.0	5 (5)	2 (2)			473 (449)
2-17-63	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.25	0.04	0.02	5.0	3 (3)	1 (1)			0 (0)
2-17-64	2	佐分利川	佐分利川		三森	0.24	0.11	0.07	2.0	3 (3)	1 (1)		主要地方道小浜・綾部 線 110m	17362 (17362)
2-17-65	2	佐分利川	佐分利川		福谷	0.08	0.04	0.03	8.0	14 (14)	5 (5)			1932 (1932)
2-17-66	2	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.08	0.05	0.03	2.0	8 (8)	3 (3)			16840 (16841)
2-17-67	2	佐分利川	佐分利川	万願寺3	万願寺	0.35	0.14	0.14	4.0	11 (11)	4 (4)		市町村道 320m	4900 (4900)
2-17-68	2	佐分利川	佐分利川	本郷1	本郷	0.11	0.01	0.01	8.0	5 (5)	2 (2)		市町村道 50m	500 (500)
2-17-72	2	佐分利川	佐分利川	野尻1	野尻	0.10	0.02	0.02	10.0	5 (5)	2 (2)		市町村道 120m	0 (0)
2-17-75	2	佐分利川	佐分利川		小車田	0.22	0.02	0.01	5.5	5 (0)	2 (0)			4803 (3362)
2-17-76	2	佐分利川	佐分利川		三森	0.16	0.03	0.03	1.5	3 (3)	1 (1)			4071 (4071)
2-17-77	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.16	0.03	0.02	2.0	5 (5)	2 (2)			7297 (7298)
2-17-78	2	佐分利川	佐分利川	日正道谷川	川上	1.08	0.26	0.12	1.5	3 (3)	1 (1)			8247 (8247)
2-17-79	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.20	0.02	0.02	1.5	5 (5)	2 (2)			6071 (6071)
2-17-80	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.13	0.03	0.02	5.0	3 (3)	1 (1)			504 (504)
2-17-81	2	佐分利川	佐分利川		佐畑	0.26	0.03	0.02	5.0	3 (3)	1 (1)			0 (0)
2-17-84	2	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.20	0.03	0.03	3.5	8 (0)	3 (0)			5296 (530)
2-17-85	2	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.17	0.02	0.02	3.0	8 (0)	3 (0)			7153 (358)
2-17-89	2	佐分利川	佐分利川	本郷6	本郷	0.21	0.05	0.04	5.3	11 (11)	4 (4)		市町村道 100m	400 (400)
3-17	2			犬見1	犬見	0.45	0.23	0.22	5.0	3 (3)	1 (1)		県道犬見崎和田線 140m	0 (0)
3-18	2			犬見2	犬見	0.26	0.10	0.09	3.0	3 (3)	1 (1)		県道犬見崎和田線 130m	0 (0)
3-21	2			犬見4	犬見	0.09	0.04	0.04	6.5	3 (0)	1 (0)		市町村道 90m	700 (700)
3-22	2			犬見5	犬見	0.09	0.09	0.08	3.0	3 (3)	1 (1)		県道赤礁崎公園線 140m	0 (0)
3-23	2			浦底1	浦底	0.12	0.07	0.06	4.0	3 (3)	1 (1)		その他の道 250m	7500 (7500)

2 - 8 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

〔 危険箇所区分1：人家の数が5戸以上又は5戸以下でも公共施設のある箇所
危険箇所区分2：人家の数が1～4戸の箇所 〕

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
708	1	自然	東宮上	大島	135	30	30	0	学校、児童福祉施設	県道
709	1	自然	家戸の奥	岡田	270	35	12	10		
710	1	自然	館山	本郷	520	40	15	17	公民館	河川
711	1	自然	狭間	大島	100	30	9	7		
712	1	自然	奥居恵野	三森	85	34	15	6		
713	1	自然	前田	川上	220	40	15	5		
714	1	自然	東位屋谷	野尻	230	31	20	15		県道
716	1	自然	堰口	川上	110	33	45	5		
717	1	自然	寺下	父子	200	30	37	6		
718	1	自然	畑村(1)	大島	220	35	30	17	宿泊所	
719	1	自然	河村(1)	大島	210	40	15	11	宿泊所	
766	1	自然	川上(1)	川上	235	36	35	9		県道
767	1	自然	川上(2)	川上	255	35	20	5		
9800	1	自然	浦底(1)	大島浦底	65	37	37	2	宿泊所	
9801	1	自然	浦底(2)	大島浦底	90	33	17	3	宿泊所	県道
9802	1	自然	浦底(3)	大島浦底	170	33	50	6	宿泊所	県道
9803	1	自然	河村(2)	大島河村	280	33	42	5	公民館	
9804	1	自然	日角浜	大島日角浜	200	35	55	14	官公庁、宿泊所	
9805	1	自然	脇今安(1)	大島脇今安	130	43	46	11	宿泊所	
9806	1	自然	脇今安(2)	大島脇今安	25	45	30	0	警察派出所	県道
9807	1	自然	大島	大島	140	35	35	0	浄水場	
9808	1	自然	川上(3)	川上	210	39	40	8		
9809	1	自然	川上(4)	川上	160	33	40	5		
9810	1	自然	川上(5)	川上	160	33	60	7		県道
9811	1	自然	川上(6)	川上	210	38	104	9		
9812	1	自然	三森(1)	三森	85	31	35	3	公民館	

箇所 番号	危険 箇所 区分	斜面 区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度 (°)	高さ (m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9813	1	自然	安川(1)	安川	320	41	60	11		
9814	1	自然	安川(2)	安川	270	37	76	9	公民館	
9815	1	自然	久保(1)	久保	210	40	48	12		
9816	1	自然	久保(2)	久保	170	36	45	7	公民館	
9817	1	自然	福谷(1)	福谷	230	33	22	10		
9818	1	自然	福谷(2)	福谷	105	38	45	6		
9819	1	自然	福谷(3)	福谷	430	43	47	18		
9820	1	自然	福谷(4)	福谷	130	34	34	8		
9821	1	自然	佐畑(1)	佐畑	180	40	38	4	公民館	県道
9822	1	自然	佐畑(2)	佐畑	40	31	36	0	公民館	
9823	1	自然	石山(1)	石山	15	51	10	0	公民館	
9824	1	自然	小車田(1)	小車田	125	35	35	7	公民館	
9825	1	自然	笹谷(1)	笹谷	330	32	32	10	公民館	
9826	1	自然	笹谷(2)	笹谷	95	37	29	0	公民館	
9827	1	自然	笹谷(3)	笹谷	115	32	64	0	公民館	
9828	1	自然	岡安(1)	岡安	120	36	56	5		
9829	1	自然	岡安(2)	岡安	150	32	40	11		
9830	1	自然	岡安(3)	岡安	60	50	22	5		
9831	1	自然	岡安(4)	岡安	45	35	38	1	公民館	
9832	1	自然	岡安(5)	岡安	80	41	28	1	公民館	
9833	1	自然	神崎(1)	神崎	20	38	8	0	神崎環境整備センター	
9834	1	自然	広岡	広岡	100	45	53	6		
9835	1	自然	万願寺	万願寺	140	41	42	8	公民館	
9836	1	自然	父子(1)	父子	120	32	32	6		
9837	1	自然	父子(2)	父子	60	33	50	1	公民館	
9838	1	自然	父子(3)	父子	240	42	30	6		
9839	1	自然	小堀	小堀	70	31	35	5	公民館	
9840	1	自然	成和	成和	60	38	28	5		JR
9841	1	自然	駅前区	本郷駅前区	110	36	50	6		県道

箇所 番号	危険 箇所 区分	斜面 区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度 (°)	高さ (m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9842	1	自然	本郷(1)	本郷	50	38	32	0	給食センター	
9843	1	自然	尾内	尾内	30	36	22	0	公民館	
9844	1	自然	本郷7区(1)	本郷7区	130	35	47	0	幼稚園、 おおい町清掃センター	
9845	1	自然	本郷(2)	本郷	70	40	25	0	おおい町清掃センター	
9846	1	自然	山田	山田	120	32	50	4	公民館	
9847	1	自然	野尻(1)	野尻	50	33	20	0	学校	
9848	1	自然	野尻(2)	野尻	90	34	65	6		
9849	1	自然	芝崎(1)	芝崎	80	35	55	0	浄水場	
9850	1	自然	芝崎(2)	芝崎	45	32	20	0	浄水場	
9800	1	人工	畑村(2)	大島畑村	60	45	16	0	宿泊所	
9801	1	人工	佐畑(3)	佐畑	45	32	25	0	公民館	
9802	1	人工	本郷(3)	本郷	25	40	25	0	学校	
9803	1	人工	本郷(4)	本郷	50	47	13	0	おおい町清掃センター	
9800	2	自然	浦底(4)	大島浦底	35	45	43	1		
9801	2	自然	浦底(5)	大島浦底	30	37	45	1		
9802	2	自然	西村	大島西村	30	36	32	1		
9803	2	自然	脇今安(3)	大島脇今安	45	36	25	1		
9804	2	自然	犬見(1)	犬見	130	32	40	4		
9805	2	自然	犬見	犬見	30	34	20	1		
9806	2	自然	川上(7)	川上	30	45	45	1		
9807	2	自然	川上(8)	川上	30	42	40	1		
9808	2	自然	川上(9)	川上	40	43	55	1		
9809	2	自然	川上(10)	川上	25	34	20	1		
9810	2	自然	川上(11)	川上	40	37	25	2		
9811	2	自然	川上(12)	川上	50	32	50	1		
9812	2	自然	川上(13)	川上	120	35	104	3		
9813	2	自然	川上(14)	川上	85	43	64	2		
9814	2	自然	川上(15)	川上	50	39	70	1		

箇所 番号	危険 箇所 区分	斜面 区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度 (°)	高さ (m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9815	2	自然	川上(16)	川上	60	40	45	2		
9816	2	自然	川上(17)	川上	25	36	22	1		
9817	2	自然	川上(18)	川上	35	39	45	1		
9818	2	自然	川上(19)	川上	35	42	35	1		
9819	2	自然	川上(20)	川上	105	40	37	3		
9820	2	自然	川上(21)	川上	70	38	28	2		
9821	2	自然	川上(22)	川上	40	35	35	2		
9822	2	自然	三森(2)	三森	70	34	68	1		
9823	2	自然	三森(3)	三森	60	35	62	1		
9824	2	自然	安川(3)	安川	25	48	18	1		
9825	2	自然	久保(3)	久保	90	37	44	2		
9826	2	自然	福谷(5)	福谷	70	40	42	3		
9827	2	自然	福谷(6)	福谷	40	33	27	1		
9828	2	自然	福谷(7)	福谷	25	42	20	1		
9829	2	自然	石山(2)	石山(1)	90	33	54	1		
9830	2	自然	石山(3)	石山	90	38	48	4		
9831	2	自然	小車田(2)	小車田	85	35	28	4		
9832	2	自然	鹿野	鹿野	70	33	48	3		
9833	2	自然	笹谷(4)	笹谷	35	34	15	1		
9834	2	自然	笹谷(5)	笹谷	30	45	22	1		
9835	2	自然	笹谷(6)	笹谷	40	41	34	1		
9836	2	自然	笹谷(7)	笹谷	30	41	34	2		
9837	2	自然	笹谷(8)	笹谷	25	36	18	1		
9838	2	自然	笹谷(9)	笹谷	55	37	22	4		
9839	2	自然	笹谷(10)	笹谷	30	40	42	1		
9840	2	自然	笹谷(11)	笹谷	40	31	20	1		
9841	2	自然	笹谷(12)	笹谷	65	45	38	3		
9842	2	自然	岡安(6)	岡安	55	32	11	3		
9843	2	自然	岡安(7)	岡安	50	37	53	1		

箇所 番号	危険 箇所 区分	斜面 区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度 (°)	高さ (m)	人家戸数	公共の建物	公共施設
9844	2	自然	神崎(2)	神崎	70	31	25	2		
9845	2	自然	神崎(3)	神崎	15	39	15	1		
9846	2	自然	万願寺(2)	万願寺	30	38	17	1		
9847	2	自然	万願寺(3)	万願寺	55	35	27	2		
9848	2	自然	父子(4)	父子	25	35	22	1		
9849	2	自然	父子(5)	父子	95	31	28	1		
9850	2	自然	父子(6)	父子	65	39	32	2		
9851	2	自然	岡田(1)	岡田	80	31	68	2		
9852	2	自然	岡田(2)	岡田	25	39	24	1		
9853	2	自然	本郷13区(1)	本郷13区	50	37	75	1		
9854	2	自然	本郷13区(2)	本郷13区	30	38	27	1		
9855	2	自然	本郷13区(3)	本郷13区	40	39	40	1		
9856	2	自然	本郷13区(4)	本郷13区	35	37	40	1		県道
9857	2	自然	本郷7区(2)	本郷7区	95	42	20	1		
9858	2	自然	東浜	長井東浜	50	40	10	2		
9859	2	自然	西位屋谷	西位屋谷	60	31	20	1		
9860	2	自然	野尻(3)	野尻	30	34	9	1		
9861	2	自然	野尻(4)	野尻	25	31	25	1		
666	1	自然	熊川(3)	熊川	155	30	25	0	学校	
686	1	自然	棚橋(1)	納田終棚橋	443	47	40	15	公民館	県道
687	1	自然	下	名田庄下	200	34	15	3	老人福祉施設	
688	1	自然	久坂(1)	名田庄久坂	445	43	40	18	消防署、県庁役場、官公庁	市町村道
689	1	自然	久坂(2)	名田庄久坂	250	35	20	7	警察派出所	
690	1	自然	挙野(1)	名田庄挙野	190	35	15	13		県道
691	1	自然	虫鹿野(1)	名田庄虫鹿野	300	45	30	11		
692	1	自然	兵瀬	名田庄三重兵瀬	500	40	30	16		
694	1	自然	下三重	名田庄三重下三重	380	50	30	11		市町村道
695	1	自然	尾ノ内	名田庄三重尾ノ内	250	45	35	9		
696	1	自然	井上(1)	名田庄井上	545	60	30	24	公民館	市町村道

箇所 番号	危険 箇所 区分	斜面 区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度 (°)	高さ (m)	人家戸数	公共の建物	公共施設
697	1	自然	永谷	名田庄永谷	190	40	40	5		県道
728	1	自然	中野(1)	名田庄納田終中野	200	40	45	5		市町村道
729	1	自然	佐野(1)	名田庄井上佐野	435	45	25	14		市町村道
757	1	自然	黒瀬	名田庄口坂本黒瀬	323	32	25	12	警察派出所、官公庁、公民館	高速道国道、市町村道
758	1	自然	小和田(1)	名田庄納田終小和田	240	45	35	8		
759	1	自然	仁井白屋	名田庄納田終仁井	470	30	25	12		高速道国道
763	1	自然	中	名田庄中	150	48	20	10		
764	1	自然	村中	名田庄村中	120	30	35	5		
9500	1	自然	蛇頭(2)	名田庄奥坂本蛇頭	408	30	65	10		
9501	1	自然	南	名田庄納田終南	210	31	100	7		
9502	1	自然	西谷(1)	名田庄西谷	95	34	30	3	公民館	
9503	1	自然	上条(1)	名田庄下上条	115	34	50	5		
9504	1	自然	上条(2)	名田庄下上条	45	32	32	1	公民館	
9505	1	自然	中条(1)	名田庄下中条	180	31	90	6		高速道国道
9506	1	自然	下条(1)	名田庄下下条	145	50	40	8		高速道国道
9507	1	自然	小倉(1)	名田庄小倉	90	47	70	2	学校	高速道国道
9508	1	自然	小倉(2)	名田庄小倉	170	43	110	3	幼稚園	高速道国道
9509	1	自然	片内(1)	名田庄小倉片内	130	39	170	5		
9510	1	自然	片内(2)	名田庄小倉片内	120	45	20	3	公民館	市町村道
9511	1	自然	堂本(1)	名田庄小倉堂本	110	47	85	5		
9512	1	自然	堂本(2)	名田庄小倉堂本	235	36	100	6		県道
9513	1	自然	堂本(3)	名田庄小倉堂本	130	35	112	6		県道
9514	1	自然	槇谷(1)	名田庄槇谷	35	45	35	0	公民館	その他道路
9515	1	自然	木谷	名田庄木谷	190	39	160	5	公民館	県道
9500	2	自然	大滝(1)	名田庄奥坂本大滝	25	45	20	1		
9501	2	自然	大滝(2)	名田庄奥坂本大滝	50	34	55	1		
9502	2	自然	大滝(3)	名田庄奥坂本大滝	35	30	15	1		
9503	2	自然	虫野(1)	名田庄奥坂本虫野	60	35	70	3		
9504	2	自然	虫野(2)	名田庄奥坂本虫野	30	31	40	1		

箇所 番号	危険 箇所 区分	斜面 区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度 (°)	高さ (m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9505	2	自然	小谷(1)	名田庄口坂本小谷	250	36	40	2		
9506	2	自然	小谷(2)	名田庄口坂本小谷	80	31	30	3		
9507	2	自然	小谷(3)	名田庄口坂本小谷	65	31	72	1		
9508	2	自然	老左近(1)	名田庄納田終老左近	35	30	45	1		県道
9509	2	自然	老左近(2)	名田庄納田終老左近	30	39	40	1		県道
9510	2	自然	中野(1)	名田庄納田終中野	70	40	50	3		県道
9511	2	自然	中野(2)	名田庄納田終中野	50	45	70	1		
9512	2	自然	棚橋(2)	名田庄納田終棚橋	25	42	40	1		河川
9513	2	自然	棚橋(3)	名田庄納田終棚橋	40	41	45	1		
9514	2	自然	棚橋(4)	名田庄納田終棚橋	50	45	20	2		県道
9515	2	自然	小向井	名田庄納田終小向井	40	37	60	1		県道
9516	2	自然	小和田(2)	名田庄納田終小和田	50	34	40	2		
9517	2	自然	白屋	名田庄納田終白屋	40	37	30	1		高速道国道
9518	2	自然	南	名田庄納田終南	110	39	82	4		
9519	2	自然	横折(1)	名田庄口坂本横折	90	39	110	2		
9520	2	自然	横折(2)	名田庄口坂本横折	30	39	40	1		高速道国道
9521	2	自然	森町	名田庄口坂本森町	110	39	32	3		
9522	2	自然	坂尻(1)	名田庄口坂本坂尻	45	37	30	1		
9523	2	自然	坂尻(2)	名田庄口坂本坂尻	30	33	20	1		
9524	2	自然	朝比	名田庄朝比	105	40	50	2		
9525	2	自然	佐野(2)	名田庄井上佐野	140	45	110	3		市町村道
9526	2	自然	佐野(3)	名田庄佐野	40	40	50	1		市町村道
9527	2	自然	井上(2)	名田庄井上	30	30	70	1		市町村道
9528	2	自然	西谷(2)	名田庄西谷	150	35	20	4		
9529	2	自然	西谷(3)	名田庄西谷	80	35	20	3		その他道路
9530	2	自然	中	名田庄中	60	30	35	3		
9531	2	自然	上条(3)	名田庄下上条	90	37	30	3		
9532	2	自然	上条(4)	名田庄下上条	110	37	90	4		市町村道

箇所 番号	危険 箇所 区分	斜面 区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊 危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度 (°)	高さ (m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9533	2	自然	中条(2)	名田庄下中条	120	38	50	3		高速道国道
9534	2	自然	下条(2)	名田庄下下条	50	40	92	1		高速道国道
9535	2	自然	下条(3)	名田庄下下条	70	40	102	2		
9536	2	自然	片内(3)	名田庄小倉片内	170	39	120	4		
9537	2	自然	片内(4)	名田庄小倉片内	50	39	40	1		市町村道
9538	2	自然	堂本(4)	名田庄小倉堂本	90	31	60	2		市町村道
9539	2	自然	堂本(5)	名田庄小倉堂本	100	34	100	2		
9540	2	自然	堂本(6)	名田庄小倉堂本	40	32	60	1		
9541	2	自然	槇谷(1)	名田庄槇谷	45	35	35	2		
9542	2	自然	槇谷(2)	名田庄槇谷	50	38	110	1		その他道路
9543	2	自然	槇谷(3)	名田庄槇谷	40	42	95	1		その他道路
9544	2	自然	槇谷(4)	名田庄槇谷	130	45	20	3		その他道路
9545	2	自然	槇谷(5)	名田庄槇谷	65	42	80	2		
9546	2	自然	山田	名田庄三重山田	90	35	85	3		市町村道
9547	2	自然	久坂(3)	名田庄久坂	25	33	65	1		
9548	2	自然	久坂(4)	名田庄久坂	55	33	65	2		市町村道
9549	2	自然	拳野(2)	名田庄拳野	40	41	45	2		
9550	2	自然	秋和	名田庄三重秋和	55	38	105	3		
9551	2	自然	小倉畑	名田庄下久田小倉畑	110	39	60	3		
9552	2	自然	虫鹿野(3)	名田庄下久田虫鹿野	35	40	100	1		
9553	2	自然	虫鹿野(4)	名田庄下久田虫鹿野	35	32	45	2		
9554	2	自然	虫谷(1)	名田庄虫谷	130	36	140	1		県道
9555	2	自然	虫谷(2)	名田庄虫谷	40	38	40	1		県道
9556	2	自然	虫谷(3)	名田庄虫谷	20	59	20	1		

危険地区番号			保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間					崩壊土砂流出危険度	備考		
										市町村	大字	字	人家2戸以上	人家10～20戸	人家9～5戸	人家1戸以下	公共施設(道路除く)		道路	火山	山腹	地すべり	地質の分類又は区分	転石の混入割合	発生源直下の溪床勾配	溪流延長				平均溪床勾配	
新市町	市町村	地区																点数	点数	点数		点数	点数	m	点数	点数					
483	462	29	有	無	無	有	B	0.40	概成	おおい町名田庄	中	白谷	0	0	8	0	0	町	b2	0	50	0	2	17	15	500	28	11	121	b1	
483	462	30	無	無	無	無	B	0.10	無	おおい町名田庄	堂本	中山	0	14	0	0	0	町	a2	0	50	0	2	17	6	250	14	11	98	c1	
483	462	31	有	無	無	有	A	0.40	概成	おおい町名田庄	下	向山	0	0	0	0	1	村	a2	0	42	0	2	17	14	600	28	12	113	b1	
483	462	32	有	無	無	有	B	0.40	概成	おおい町名田庄	納田終	寺ノ上	0	15	0	0	0	県	a2	0	34	0	2	8	11	700	28	11	92	c1	
483	462	33	有	無	無	有	C	0.10	概成	おおい町名田庄	中	白谷	0	0	0	0	0	町	c2	0	42	0	2	17	15	350	14	21	109	b1	
483	462	34	有	無	無	有	A	0.70	概成	おおい町名田庄	井上	岡谷口	0	20	0	0	0	国	a2	0	42	0	2	17	15	1800	38	12	124	b1	
483	462	35	有	無	無	有	C	0.40	一部	おおい町名田庄	納田終	道木谷	0	0	0	0	0	林	c2	0	50	0	2	18	11	700	28	12	119	b1	
483	462	36	有	無	無	有	B	1.30	一部	おおい町名田庄	堂本	仁吾谷	0	0	0	0	0	林	c2	0	50	0	2	18	11	1800	38	12	129	a1	
483	462	37	有	無	無	有	A	0.40	一部	おおい町名田庄	奥坂本	白滝	0	10	0	0	0	県	a2	0	50	0	2	14	15	700	28	22	129	a1	
483	462	38	有	無	無	有	C	0.10	概成	おおい町名田庄	奥坂本	虫野谷	0	0	5	0	0	県	b2	0	34	0	2	17	14	300	14	21	100	c1	
483	462	39	有	無	無	無	B	0.06	概成	おおい町名田庄	納田終	和佐谷	0	0	8	0	0	村	b2	0	42	0	2	17	15	300	14	22	110	b1	
483	462	40	有	無	無	無	C	0.06	一部	おおい町名田庄	納田終	野鹿谷山	0	0	0	0	0	林	c2	0	42	0	2	17	11	300	14	21	105	b1	
483	462	41	有	無	無	無	C	0.45	一部	おおい町名田庄	染ヶ谷	池ノ本	0	0	0	0	0	村	c2	0	34	0	2	17	15	500	28	22	116	b1	
483	462	42	有	無	無	無	C	1.35	一部	おおい町名田庄	納田終	片割谷	0	0	0	0	0	林	c2	0	34	0	2	17	15	1500	38	12	116	b1	
483	482	1	有	無	無	有	B	2.40	概成	おおい町	大島	大山東側	0	0	0	0	0	県	c2	0	42	0	2	18	15	1000	38	21	134	a1	
483	482	2	有	無	無	有	C	0.70	無	おおい町	大島	大山南側	0	0	0	0	0	県	c2	0	34	0	2	18	15	400	14	21	102	c1	
483	482	3	無	無	有	有	A	2.40	概成	おおい町	大島	犬見	0	30	0	0	0	町	a2	0	34	0	2	18	15	1000	38	21	126	a1	
483	482	4	無	無	無	有	A	0.40	無	おおい町	万願寺	赤見	0	20	0	0	0	町	a2	0	42	0	2	17	15	300	14	21	109	b1	
483	482	5	有	無	有	無	B	1.00	無	おおい町	父子	鍛冶大谷	0	30	0	0	0	町	a2	0	34	0	2	8	15	800	38	12	107	b1	
483	482	6	無	無	無	無	A	0.20	一部	おおい町	岡安	殿ノ奥	0	10	0	0	0	町	a2	0	50	0	2	17	14	200	14	21	116	b1	
483	482	7	有	無	無	有	A	0.15	一部	おおい町	岡安	太良谷口	0	32	0	0	0	県	a2	0	42	0	2	17	11	600	28	21	119	b1	
483	482	8	無	無	無	有	A	0.50	概成	おおい町	鹿野	竹ノ腰	0	25	0	0	1	県	a2	0	42	0	2	17	15	300	14	22	110	b1	
483	482	9	無	無	有	有	A	0.80	無	おおい町	佐畑	東ヶ谷	0	20	0	0	0	町	a2	0	42	0	2	17	15	700	28	21	123	b1	
483	482	10	有	無	有	有	A	0.70	概成	おおい町	三森	向ヒ	0	30	0	0	0	町	a2	0	50	0	2	17	15	600	28	21	131	a1	
483	482	11	有	無	有	有	C	1.20	無	おおい町	川上	大滝	0	0	0	0	0	町	c2	0	42	0	2	17	14	1300	38	12	123	b1	
483	482	12	有	無	無	有	B	0.90	概成	おおい町	大島	大山東側	0	0	0	0	1	0	a2	0	42	0	2	17	6	600	28	11	104	c1	
483	482	13	有	無	無	有	B	0.90	概成	おおい町	大島	大山東側	0	0	0	0	1	0	a2	0	42	0	2	17	6	600	28	11	104	c1	
483	482	14	有	無	無	有	A	0.30	概成	おおい町	久保	西能勢	0	15	0	0	0	県	a2	0	42	0	2	17	14	500	28	21	122	b1	
483	482	15	有	無	無	有	A	0.20	概成	おおい町	岡田	北端	0	25	0	0	0	町	a2	0	42	0	2	17	15	280	14	22	110	b1	

2 - 10 山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件 (最高点メッシュによる)										山腹崩壊危険度	備考			
新市町	市町村	地区					調査地区	メッシュ点以上		の危険地区	人家5戸以上	人家5~10戸	人家10~15戸	人家15戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	メッシュ番号		地質類別	傾斜 度数	横断面形 点数	土層深 点数	林種 点数	齢級 点数	点数計	補正点数					合計		
																										崩壊地有	地震	落石					
483	462	1	無	無	無	C	1	1	無	おおい町 名田庄	挙野	堂の谷	0	0	0	3	0	0	c2	1	2	16	7	18	29	27	97	0	19	0	116	b1	
483	462	2	無	無	無	B	2	2	無	おおい町 名田庄	虫谷	熊の谷	0	0	0	3	0	0	c2	1	2	20	18	32	29	27	126	0	21	0	147	a1	
483	462	3	有	無	無	A	8	8	一部	おおい町 名田庄	久坂	登尾	0	12	0	0	0	0	a2	8	2	16	18	32	17	27	110	0	18	0	128	a1	
483	462	4	無	有	無	B	2	2	概成	おおい町 名田庄	小倉	宮谷	0	0	0	4	0	林	c2	2	2	20	18	32	22	27	119	0	19	0	138	a1	
483	462	5	無	無	無	C	1	1	無	おおい町 名田庄	槇谷	政谷	0	0	0	3	0	0	c2	1	2	20	18	32	17	27	114	0	0	0	114	b1	
483	462	6	無	無	無	A	2	1	無	おおい町 名田庄	口坂本	三平	0	10	0	0	0	林	a2	2	2	15	18	18	17	22	90	0	18	0	108	b1	
483	462	7	無	有	無	B	2	2	無	おおい町 名田庄	口坂本	茶木	0	0	5	0	0	県	b2	1	2	20	18	18	22	22	100	0	22	0	122	b1	
483	462	8	無	無	無	A	5	3	無	おおい町 名田庄	下	山畑	0	30	0	0	0	県	a2	4	2	16	18	18	17	22	91	0	19	0	110	b1	
483	462	9	無	無	無	A	3	3	無	おおい町 名田庄	下	井寺山	0	10	0	0	0	県	a2	3	2	20	18	18	22	22	100	0	19	0	119	b1	
483	462	10	有	無	無	B	5	5	無	おおい町 名田庄	染ヶ谷	池ノ本	0	0	0	0	0	県	c2	1	2	30	18	18	22	22	110	0	22	0	132	a1	
483	462	11	無	無	無	C	5	5	無	おおい町 名田庄	老左近	寺の上	0		0	3	0	県	c2	5	2	20	18	18	22	22	100	0	19	0	119	b1	
483	462	12	無	有	無	A	4	3	無	おおい町 名田庄	蛇頭	村上	0	10	0	0	0	県	a2	2	2	30	18	18	17	22	105	0	25	0	130	a1	
483	462	13	無	無	無	A	3	3	無	おおい町 名田庄	井上	射矢田	0	30	0	0	0	0	a2	1	2	20	18	18	17	22	95	0	19	0	114	b1	
483	462	14	有	無	無	A	8	7	概成	おおい町 名田庄	佐野	伍明	0	15	0	0	0	村	a2	3	2	20	33	18	22	22	115	0	0	0	115	b1	
483	462	15	無	無	無	C	2	2	無	おおい町 名田庄	染ヶ谷	池ノ本	0	0	0	0	0	県	c2	1	2	15	18	18	29	22	102	0	18	0	120	b1	県道改修により山がない
483	462	16	無	無	無	B	6	6	無	おおい町 名田庄	槇谷	小松谷	0	0	0	0	0	林	c2	4	2	30	33	18	22	22	125	0	25	0	150	a1	
483	462	17	無	有	無	A	4	4	無	おおい町 名田庄	棚橋	小向山	0	10	0	0	0	林	a2	1	2	20	33	18	22	22	115	0	25	0	140	a1	
483	462	18	無	無	無	A	2	2	無	おおい町 名田庄	棚橋	棚橋谷	0	0	5	0	0	町	b2	2	2	30	18	18	22	22	110	0	27	0	137	a1	
483	462	19	無	無	無	A	3	3	無	おおい町 名田庄	小倉	西ノ上	0	10	0	0	0	町	a2	1	2	20	33	18	17	22	110	0	18	0	128	a1	

危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件 (最高点メッシュによる)										山腹崩壊危険度	備考				
新市町	市町村	地区					調査地区	メッシュ85点以上		の危険地区	市町村	大字	字	人家5戸以上	人家5~10戸	人家11~50戸	人家50戸以下		公共施設 (道路除く)	道路	メッシュ番号	地質類別	傾斜 度数	横断面形 点数	土層深 点数	林種 点数	齢級 点数	点数計			補正点数			合計
																															崩壊地有	地震	落石	
483	462	20	無	無	無	B	1	1	無	おおい町 名田庄	小倉	アノカ	0	0	5	0	0	0	b2	1	2	16	18	18	22	22	96	0	18	0	114	b1		
483	462	21	無	有	無	A	4	3	無	おおい町 名田庄	虫鹿野	片山	0	10	0	0	0	県	a2	2	2	20	18	18	22	22	100	0	19	0	119	b1		
483	462	22	無	有	無	A	2	2	無	おおい町 名田庄	三重	中谷	0	15	0	0	0	町	a2	1	2	20	18	18	29	27	112	0	21	0	133	a1		
483	462	23	無	無	無	B	2	2	無	おおい町 名田庄	三重	梅木谷	0	0	8	0	0	町	b2	2	2	20	18	32	22	27	119	0	21	0	140	a1		
483	462	24	無	無	無	B	1	1	無	おおい町 名田庄	三重	山田大谷	0	0	0	4	0	町	c2	1	2	15	18	32	22	27	114	0	18	0	132	a1		
483	462	25	無	無	無	A	1	1	無	おおい町 名田庄	木谷	宮ノ谷	0	0	6	0	0	町	b2	1	2	20	33	18	29	27	127	0	21	0	148	a1		
483	462	26	無	有	無	A	2	2	無	おおい町 名田庄	久坂	カキノ	0	0	6	0	2	0	a2	1	2	20	18	18	22	27	105	0	21	0	126	a1		
483	462	27	有	無	有	B	2	2	概成	おおい町 名田庄	中	梅左近谷 口	0	0	8	0	0	町	b2	2	2	16	18	18	22	27	101	0	18	0	119	b1		
483	462	28	無	有	無	B	1	1	無	おおい町 名田庄	納田終	仁キノ上	0	0	0	3	0	国	c2	1	2	20	18	32	29	27	126	0	21	0	147	a1		
481	482	1	無	有	無	A	2	2	概成	おおい町	大島	狭間	0	10	0	0	0	町	a2	2	2	15	18	32	22	22	109	0	18	0	127	a1		
481	482	2	無	無	無	B	1	1	無	おおい町	大島	浦奥	0	0	6	0	0	0	b2	1	2	15	33	18	17	8	91	0	19	0	110	b1		
481	482	3	無	無	無	A	2	2	無	おおい町	野尻	愛岩		10	0	0	0	県	a2	1	2	15	33	32	17	27	124	0	0	0	124	b1		
481	482	4	無	無	無	A	1	1	無	おおい町	野尻	東位屋谷	0	10	0	0	0	町	a2	1	2	16	18	32	22	22	110	0	19	0	129	a1		
481	482	5	有	無	無	C	1	1	概成	おおい町	父子	寺下	0	0	0	3	0	町	c2	1	2	16	7	32	22	22	99	0	19	0	118	b1		
481	482	6	無	無	無	C	2	2	無	おおい町	石山	道ノ上	0	0	0	3	0	県	c2	1	2	16	7	32	17	27	99		21	0	120	b1		
481	482	7	無	無	無	A	1	1	無	おおい町	安川	村中	0	10	0	0	0	町	a2	1	2	20	18	32	22	22	114	0	27	0	141	a1		
481	482	8	無	無	無	A	4	4	概成	おおい町	川上	坂尻	0	15	0	0	0	町	a2	3	2	16	33	18	29	27	123	0	22	0	145	a1		
481	482	9	無	無	無	B	4	4	概成	おおい町	川上	登龍	0	0	0	4	0	県	c2	4	2	20	18	32	22	24	116	0	25	0	141	a1		
481	482	10	無	無	無	A	2	2	無	おおい町	川上	向曲里	0	0	7	0	0	町	b2	1	2	20	33	32	17	27	129	0	25	0	154	a1		
481	482	11	無	無	有	A	2	2	無	おおい町	川上	西端	0	10	0	0	1	県	a2	2	2	15	7	32	29	24	107	0	19	0	126	a1		

危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件 (最高点メッシュによる)										山腹崩壊危険度	備考				
新市町	市町村	地区					調査地区	メッシュ点以上		の危険地区	市町村	大字	字	人家6戸以上	人家6~10戸	人家11~5戸	人家6戸以下		公共施設 (道路除く)	道路	メッシュ番号	地質類別	傾斜 度数	横断面形 点数	土層深 点数	林種 点数	齢級 点数	点数計			補正点数			合計
																															崩壊地有	地震	落石	
481	482	12	有	無	有	A	2	2	概成	おおい町	川上	向曲里	0	20	0	0	0	県	a2	1	2	15	18	18	22	22	95	0	23	0	118	b1		
481	482	13	有	無	有	C	3	2	概成	おおい町	大島	西長羅	0	0	0	2	0	県	c2	3	2	15	7	12	17	27	78	0	19	0	97	c1		
481	482	14	有	無	有	A	2	2	概成	おおい町	万願寺	目場	0	20	0	0	0	町	a2	2	2	20	18	18	29	27	112	0	19	0	131	a1		
481	482	15	無	有	無	A	4	4	概成	おおい町	大島	横道	0	15	0	0	0	県	a2	4	2	15	33	18	17	22	105	0	18	0	123	b1		
481	482	16	無	無	有	B	2	2	無	おおい町	野尻	東位屋谷	0	35	0	0	1	0	a2	1	2	15	33	32	17	8	105	0	0	0	105	b1		
481	482	17	無	無	無	C	1	1	概成	おおい町	父子	板谷	0		0	2		0	c2	1	2	15	18	18	17	8	76	0	18	0	94	c1		

2 - 11 雪崩危険箇所一覧表

(1) 嶺南振興局農林水産部 所管

(平成9年調査)

調査番号	地区名	字	土地区分		所有区分			把握区分			法的規制等の状況					治山施行 (なだれ 防災関係)		危険度等		
			林地	その他	国有林	民有林	その他	地域 防計画等	治山 調査 箇所	新規 追加 箇所	保安 林等	地す べり 地区	山地 災害 地区	急傾 崩壊 地区	砂防 指定 地	治山	他	発生 危険度	保全対 重要度	危険箇 危険度
																		a～d	H～L	A～C
3	名田庄久坂	カタギハナ	○			○		◎						○				c	H	B
7	名田庄虫谷	熊谷	○			○		◎							○			c	L	C
9	名田庄槇谷	中山	○			○		◎							○			c	L	C
10	名田庄納田終	小向井山	○			○				○								c	M	C
11	名田庄納田終	門ノ谷	○			○				○							概	c	M	C
12	名田庄口坂本	段	○			○				○						○		c	H	B
13	名田庄小倉	コタラシ	○			○				○								c	M	C
14	名田庄小倉	サコノ上	○			○				○								c	L	C
15	名田庄槇谷	一ノ谷	○			○				○								c	H	B
16	名田庄虫鹿野	山根	○			○				○								c	L	C

(2) 嶺南振興局小浜土木事務所 所管

(平成 17 年調査)

箇所 番号	箇所名	字 名	保全対象					雪崩発生域の植生状況					備考
			人家戸数	収容可能 人家戸数 (アパート等)	公共施設	災害要援 護者施設	その他	裸地・草地 (樹高 2m 未満)	樹木区分	樹冠密度			
										低木 (H<4m)	中木 (4≤H<8m)	高木 (8m≤H)	
II-371	大滝(1)	名田庄奥坂本	1	—	—	—	—	0%	落葉樹	20%	60%	20%	
II-372	大滝(2)	名田庄奥坂本	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
II-373	虫野	名田庄奥坂本	3	—	—	—	—	0%	落葉樹	20%	60%	20%	
II-374	小谷(1)	名田庄口坂本	3	—	—	—	—	0%	落葉樹	40%	40%	20%	
II-375	小谷(2)	名田庄口坂本	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
II-376	老左近(1)	名田庄納終田	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	70%	20%	10%	
II-377	老左近(2)	名田庄納終田	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
II-378	中野(2)	名田庄納終田	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
II-379	向井(1)	名田庄納終田	1	—	—	—	—	0%	落葉樹	20%	40%	40%	
II-380	小向井(2)	名田庄納終田	2	—	—	—	—	0%	落葉樹	20%	40%	40%	
II-381	横折(1)	名田庄口坂本	3	—	—	—	—	0%	落葉樹	30%	50%	20%	
II-382	横折(2)	名田庄口坂本	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
II-383	坂尻(2)	名田庄口坂本	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
II-384	佐野(2)	名田庄井上	3	—	—	—	—	0%	落葉樹	30%	50%	20%	
II-385	佐野(3)	名田庄井上	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
II-386	西谷(2)	名田庄西谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	40%	50%	
II-387	西谷(3)	名田庄西谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	50%	40%	
II-388	上条(2)	名田庄下	1	—	—	—	—	0%	落葉樹	10%	50%	40%	
II-389	下条	名田庄下	2	—	—	—	—	0%	落葉樹	30%	50%	20%	
II-390	槇谷(1)	名田庄横谷	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	20%	30%	50%	
II-391	槇谷(2)	名田庄横谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	30%	40%	30%	

箇所 番号	箇所名	字 名	保全対象					雪崩発生域の植生状況					備考
			人家戸数	収容可能 人家戸数 (アパート等)	公共施設	災害要援 護者施設	その他	裸地・草地 (樹高2m未満)	樹木区分	樹冠密度			
										低木 (H<4m)	中木 (4≤H<8m)	高木 (8m≤H)	
Ⅱ-392	槇谷(3)	名田庄横谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-393	槇谷(4)	名田庄横谷	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	20%	50%	30%	
Ⅱ-394	槇谷(5)	名田庄横谷	2	—	—	—	—	0%	落葉樹	30%	40%	30%	
Ⅱ-395	片内(2)	名田庄小倉	4	—	—	—	—	0%	落葉樹	20%	60%	20%	
Ⅱ-396	片内(3)	名田庄小倉	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
Ⅱ-397	久坂	名田庄久坂	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	20%	30%	50%	
Ⅱ-398	尾之内(3)	名田庄三重	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-399	虫鹿野(3)	名田庄虫鹿野	3	—	—	—	—	0%	落葉樹	20%	30%	50%	
Ⅱ-429	浦底(2)	西村	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
Ⅱ-430	西村(2)	西村	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	40%	40%	20%	
Ⅱ-431	犬見(1)	犬見	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-432	犬見(2)	犬見	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	20%	50%	30%	
Ⅱ-433	川上(6)	川上	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	50%	40%	
Ⅱ-434	川上(7)	川上	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-435	川上(8)	川上	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-436	川上(9)	川上	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-437	川上(10)	川上	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	20%	50%	30%	
Ⅱ-438	川上(11)	川上	1	—	—	—	—	30%	常緑樹	10%	40%	20%	
Ⅱ-439	三森	三森	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-440	久保	久保	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-441	福谷(4)	福谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
Ⅱ-442	福谷(5)	福谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	

箇所 番号	箇所名	字 名	保全対象					雪崩発生域の植生状況					備考
			人家戸数	収容可能 人家戸数 (アパート等)	公共施設	災害要援 護者施設	その他	裸地・草地 (樹高2m未満)	樹木区分	樹冠密度			
										低木 (H<4m)	中木 (4≤H<8m)	高木 (8m≤H)	
Ⅱ-443	福谷(6)	福谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-444	石山(2)	石山	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	40%	50%	
Ⅱ-445	笹谷(2)	笹谷	3	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-446	笹谷(3)	笹谷	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	10%	80%	
Ⅱ-447	笹谷(4)	笹谷	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-448	笹谷(5)	笹谷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
Ⅱ-449	笹谷(6)	笹谷	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-450	岡安(3)	岡安	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-451	広岡	広岡	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-452	父子(3)	父子	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	60%	30%	
Ⅱ-453	父子(4)	父子	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-454	父子(5)	父子	4	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	30%	60%	
Ⅱ-455	野尻(2)	野尻	2	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	20%	70%	
Ⅱ-456	尾内(2)	本郷	1	—	—	—	—	0%	常緑樹	10%	50%	40%	

2 - 12 国・県・町指定文化財一覧表

国指定文化財一覧

(平成19年3月31日現在)

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
木造千手観音立像 附紙本墨書千手千眼陀羅尼経 1巻	彫刻	1 軀	意足寺	万願寺	大正 10. 4. 30
木造不動明王坐像	彫刻	1 軀	常禅寺	大島 (西村)	大正 10. 4. 30
木造阿弥陀如来坐像	彫刻	1 軀	長楽寺	大島 (日角浜)	昭和 3. 8. 17
木造多聞天立像	彫刻	1 軀	長楽寺	大島 (日角浜)	昭和 3. 8. 17
木造毘沙門天立像	彫刻	1 軀	清雲寺	大島 (浦底)	昭和 16. 11. 6
木造吉祥天立像		1 軀	清雲寺	大島 (浦底)	昭和 16. 11. 6
木造善膩師童子立像		1 軀	清雲寺	大島 (浦底)	昭和 16. 11. 6
小浜藩台場跡 松ヶ瀬台場跡 鋸崎台場跡	史跡		おおい町	大島 (赤栗、東浦)	平成 13. 1. 29 平成 16. 9. 30 追加指定

県指定文化財一覧

(平成19年3月31日現在)

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
薬師堂	建造物	1 棟	名田庄納田終区	名田庄納田終	平成 14. 4. 23
絹本着色千手観音二十八部衆像	絵画	1 幅	懺法講	県立若狭歴史民俗資料館	平成 19. 4. 11
木造阿弥陀如来坐像	彫刻	1 軀	龍虎寺	長井	昭和 42. 2. 3
木造阿弥陀如来立像 (光背、台座を除く)	彫刻	1 軀	奥の堂講社	大島 (畑村)	昭和 56. 4. 24
紙本墨書大般若経	典籍	600 帖	熊野神社	名田庄三重	昭和 48. 5. 1
土御門家墓所	史跡		土御門史跡保存会	名田庄納田終 152 号 5-2	昭和 32. 7. 30
苧田比売神社のムクの木	天然記念物		名田庄下区	下苧田比売神社境内	昭和 31. 3. 12
若宮八幡神社のフジ	天然記念物		名田庄三重区	名田庄三重	昭和 34. 9. 1
伊射奈伎神社のウラジロガシ	天然記念物		伊射奈伎神社	福谷	昭和 34. 9. 1
野鹿谷のシャクナゲ自生地	天然記念物		おおい町	名田庄納田終	昭和 44. 4. 1
依居神社のモミの木	天然記念物		依居神社	岡安 4 号 7 番地	昭和 44. 4. 1
堀口家のサザンカ	天然記念物		堀口家	神崎 18-2	昭和 52. 6. 17

町指定文化財一覧

(平成19年3月31日現在)

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
熊野神社本殿	建造物	1棟	熊野神社 神宮	名田庄三重	昭和47.10.1
加茂神社本殿	建造物	1棟	名田庄納 田終区	名田庄納田終	昭和56.8.12
菟田比売神社本殿	建造物	1棟	名田庄下 区	名田庄下	昭和56.8.12
長楽寺阿弥陀堂	建造物	1棟	長楽寺	大島(日角浜)	平成7.3.6
涅槃図	絵画	1幅	久保区	久保	昭和53.3.23
木造阿弥陀如来坐像	彫刻	1軀	清福寺	名田庄下	昭和37.4.1
佐野の木造薬師如来立像	彫刻	1軀	佐野薬師 堂(名田庄 井上区)	名田庄井上	昭和39.4.1
木製懸仏	彫刻	1点	伊射奈伎 神社	福谷	昭和50.11.14
木製懸仏	彫刻	1点	若宮神社	岡田	昭和50.11.14
青銅製懸仏	彫刻	6点	伊射奈伎 神社	福谷	昭和50.11.14
木造広目天立像	彫刻	1軀	長楽寺	大島(日角浜)	昭和50.12.12
木造増長天立像	彫刻	1軀	長楽寺	大島(日角浜)	昭和50.12.12
木造持国天立像	彫刻	1軀	長楽寺	大島(日角浜)	昭和50.12.12
木造観音菩薩立像	彫刻	1軀	長楽寺	大島(日角浜)	昭和50.12.12
木造延命地藏尊像	彫刻	1軀	長楽寺	大島(日角浜)	昭和53.10.2
木造聖観音立像	彫刻	1軀	奥の堂講 社	大島(畑村)	昭和53.10.2
木造十一面観音立像	彫刻	1軀	奥の堂講 社	大島(畑村)	昭和53.10.2
十一面千手観音立像	彫刻	1軀	檀溪寺	名田庄納田終	昭和58.4.13
聖観音菩薩立像	彫刻	1軀	妙応寺	名田庄中	昭和58.4.13
大日如来坐像	彫刻	1軀	妙応寺	名田庄中	昭和58.4.13
弥勒菩薩坐像	彫刻	1軀	妙応寺	名田庄中	昭和58.4.13
観音菩薩立像	彫刻	1軀	清福寺	名田庄下	昭和58.4.13
勢至菩薩立像	彫刻	1軀	清福寺	名田庄下	昭和58.4.13
阿弥陀如来坐像	彫刻	1軀	小倉阿弥 陀堂(小倉 区)	名田庄小倉	昭和58.4.13
十一面観音立像	彫刻	1軀	田中家観 音堂	名田庄三重	昭和58.4.13
聖観音菩薩坐像	彫刻	1軀	慈眼寺	名田庄三重	昭和58.4.13
阿弥陀如来立像	彫刻	1軀	光久寺	名田庄小倉畑	昭和59.1.15
宝尾山山岳寺院関係遺物	彫刻他	10点	藤原一 彌	おおい町立郷 土史料館	平成19.1.19
馬頭観音堂の鰐口	工芸品	1口	坂本観音 講(馬頭観 音堂)	名田庄坂本	昭和47.10.1

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
鰐口	工芸品	1口	伊射奈伎神社	福谷	昭和50.11.14
念仏鉦	工芸品	1口	笹谷区	笹谷	昭和50.11.14
興福寺の大般若経	典籍	600巻	名田庄西谷区	名田庄西谷	昭和47.10.1
周文写経	典籍	1巻	伊射奈伎神社	福谷	昭和63.8.1
周文写経	典籍	4巻	おおい町	成和	昭和63.8.1
皇子塚	史跡		皇子塚顕彰会	名田庄挙原	昭和39.4.1
坪の内古墳	史跡		名田庄下区	名田庄下	昭和47.10.1
ヒガンジョ4号墳	史跡	1基	糺谷家	大島(脇今安)	昭和50.11.14
鹿子の木	天然記念物		名田庄虫鹿野区	名田庄虫鹿野	昭和47.10.1
さかき	天然記念物	1本	伊射奈伎神社	福谷	昭和49.8.21
とが	天然記念物	1本	伊射奈伎神社	福谷	昭和49.8.21
かごのき	天然記念物	1本	不動の滝不動堂	父子	昭和49.8.21
くろがねもち	天然記念物	1本	宝楽寺	大島(河村)	昭和49.8.21
とびうめ	天然記念物	1本	宝楽寺	大島(河村)	昭和49.8.21
おおいちょう	天然記念物	1本	六社神社	野尻	昭和49.8.21
加茂神社の大杉	天然記念物		名田庄納田終区	名田庄納田終	昭和57.6.1
野鹿の滝	天然記念物		おおい町	名田庄納田終	昭和57.6.1
すだじい	天然記念物	1本	父子区宮総代	父子	平成9.4.21

2 - 13 危険物施設一覧表

危険物施設数一覧

施設別	種別							混在	計
	1類	2類	3類	4類	5類	6類			
製造所	—	—	—	—	—	—	—	—	
貯蔵所	—	—	—	44	—	—	—	44	
取扱所	—	—	—	23	—	1	—	24	

L P ガス販売業者（取扱所）一覧

No	会社（店）名	所在地	電話番号
1	伊丹産業株式会社大飯営業所	本郷 96-1	77-2666
2	島長商店名田庄出張所	名田庄久坂 3-20-1	67-2046
3	井田商事久坂 S S	名田庄久坂 11-4-1	67-2038

石油類販売業者

No	会社（店）名	所在地	電話番号
1	木村石油株式会社	成和 2-1-125	77-0123
2	有限会社時岡石油	本郷 146-13-1	77-0008
3	佐後エネルギー株式会社	石山 15-12-5	78-1228
4	大島石油株式会社	大島 94-22	77-0212
5	島長商店名田庄出張所	名田庄久坂 3-20-1	67-2046
6	井田商事久坂 S S	名田庄久坂 11-4-1	67-2038
7	J Aわかさオートピア名田庄	名田庄久坂 3-31-1	67-2075

3 被害報告対応および自衛隊災害派遣要請

3 - 1 災害時の被害報告対応マニュアル

福井県安全環境部危機対策・防災課

災害時の被害報告対応マニュアル

1 気象台からの防災気象情報の伝達

気象台からの防災気象情報を県消防防災課から一斉ファックスにより市町村へ通知

- ＜注意報の場合＞ 関係各課へ連絡すること
- ＜警報の場合＞
 - ・ 防災担当職員は待機すること
 - ・ 関係各課へ連絡すること
 - ・ 消防本部等と連携し、情報を収集すること

＜留意事項＞

- ・ 夜間、祝祭日においても県からの通報が迅速に防災担当職員に伝わるよう、連絡体制を宿直担当者に周知しておくこと
- ・ 注意報の段階でも、警報が発令されることが予想される場合には、事前に待機体制をとること

2 警報が発令された場合の県への報告体制の準備

警報が発令された場合は、直ちに被害状況を消防防災課に報告できる体制をとること

＜留意事項＞

- 被害が発生していなくても、発生するおそれがある場合は、直ちにその状況を電話で報告すること

3 被害発生 の 情報 を 得 た 場 合 の 対 応

(1) 電話による即報

電話で直ちに被害の概要を県消防防災課へ報告すること

報告事項：発生した時間、場所、被害の種類、被害の程度、対応状況等

(例)

- ・ ○月○日午前○時○○分ごろ、△△1丁目付近で▲▲川が氾濫
- ・ 住宅の床上浸水5戸、床下浸水が20戸程度発生したもよう
- ・ 現在、一部住民は□□公民館へ避難しているもよう

(2) 書面による即報

電話連絡後、ファックスにより「災害概況即報」（様式1）、「被害状況即報」（様式2）および「避難勧告等の状況」（様式3：状況に応じて）を速やかに提出すること

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること）

(3) 定時報告

県消防防災課から定時報告に切り替える旨の連絡があった場合には、時間厳守で被害状況等を報告すること

《留意事項》

- ・突発的な事態が発生した場合は、定時報告を待たずに直ちに電話で報告すること

(4) 報告における家屋全壊、半壊等の判定基準について

判定基準については、「福井県地域防災計画」および「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号消防庁長官通達）によること

4 災害対策本部を設置した場合の報告

(1) 設置の報告

- ・速やかに設置日時を電話で報告し、様式5を提出すること
- ・被害の状況によって、県から災害現場、災害対策本部へ職員を派遣することもある

(例)

- ・災害対策本部を〇〇日〇〇時に設置
- ・設置場所は●●
- ・設置理由は、市内各地域で河川が氾濫、家屋の床上・床下浸水が多数発生し、今後も被害が拡大するおそれがあるため
- ・災害対策本部の電話番号とファックス番号は
TEL 0123-45-6789
FAX 0123-45-9876
- ・同時に被害が大きい△△地区の△△体育館に現地災害対策本部を設置
- ・現地災害対策本部長は▲▲部長
- ・現地災害対策本部の電話番号およびファックス番号は
TEL 0123-45-6666
FAX 0123-45-7777

《留意事項》

設置する予定がある場合も、事前に連絡すること

(2) 廃止の報告

災害対策本部を廃止した場合、速やかに廃止日時を電話で報告し、後日様式6を提出すること

(3) 災害対策本部以外の組織を設置および廃止した場合の報告

上記(1)、(2)に準じて同様な報告を行うこと（電話報告のみで可）

5 避難勧告（自主避難）の報告

(1) 避難勧告（自主避難）を実施した場合

電話およびファックスで状況を直ちに報告すること（上記3と同様の方法による）

報告事項（様式3の記載例を参考）

- ・避難勧告（自主避難）を行った地域
- ・避難勧告（自主避難）を行った日時
- ・避難先施設名、住所、電話番号

- ・避難対象世帯数、人数
 - ・実際に避難している世帯数、人数
 - ・避難の理由
- ※後日、速やかに様式7を提出すること

(2) 避難勧告（自主避難）解除の報告

避難勧告（自主避難）を解除したときは電話で速やかに報告すること

6 自衛隊に災害派遣要請を行う場合の対応

(1) 事前連絡

自衛隊に災害派遣を要請する状況が想定される場合は、事前に県消防防災課へ電話連絡すること
※この事前連絡を受け、県で災害派遣を検討し、自衛隊に事前連絡を行い、自衛隊は出動体制を整える

連絡事項

- ・災害派遣要請を行う予定時期
- ・災害の状況
- ・派遣を要する事由
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣を希望する区域
- ・活動内容

(2) 災害派遣要請

災害派遣要請を決定した場合は、県消防防災課へ速やかに電話連絡するとともに、様式8を提出すること

直接、市町村から自衛隊へ派遣軍請を行わないこと
(福井県地域防災計画本編 第3章 第29節 第4(2)市町村長の緊急要望の場合を除く)

(3) 派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定されたときは、派遣部隊の受入体制を整備すること

整備すべき事項

- ・派遣部隊との連絡窓口および責任者の決定
- ・作業計画および資機材の準備
- ・宿泊施設およびヘリポート等施設の準備
- ・派遣部隊の誘導

7 防災ヘリコプターの運航を要請する場合の対応

県防災航空事務所（TEL：0776-51-6945）に要請すること

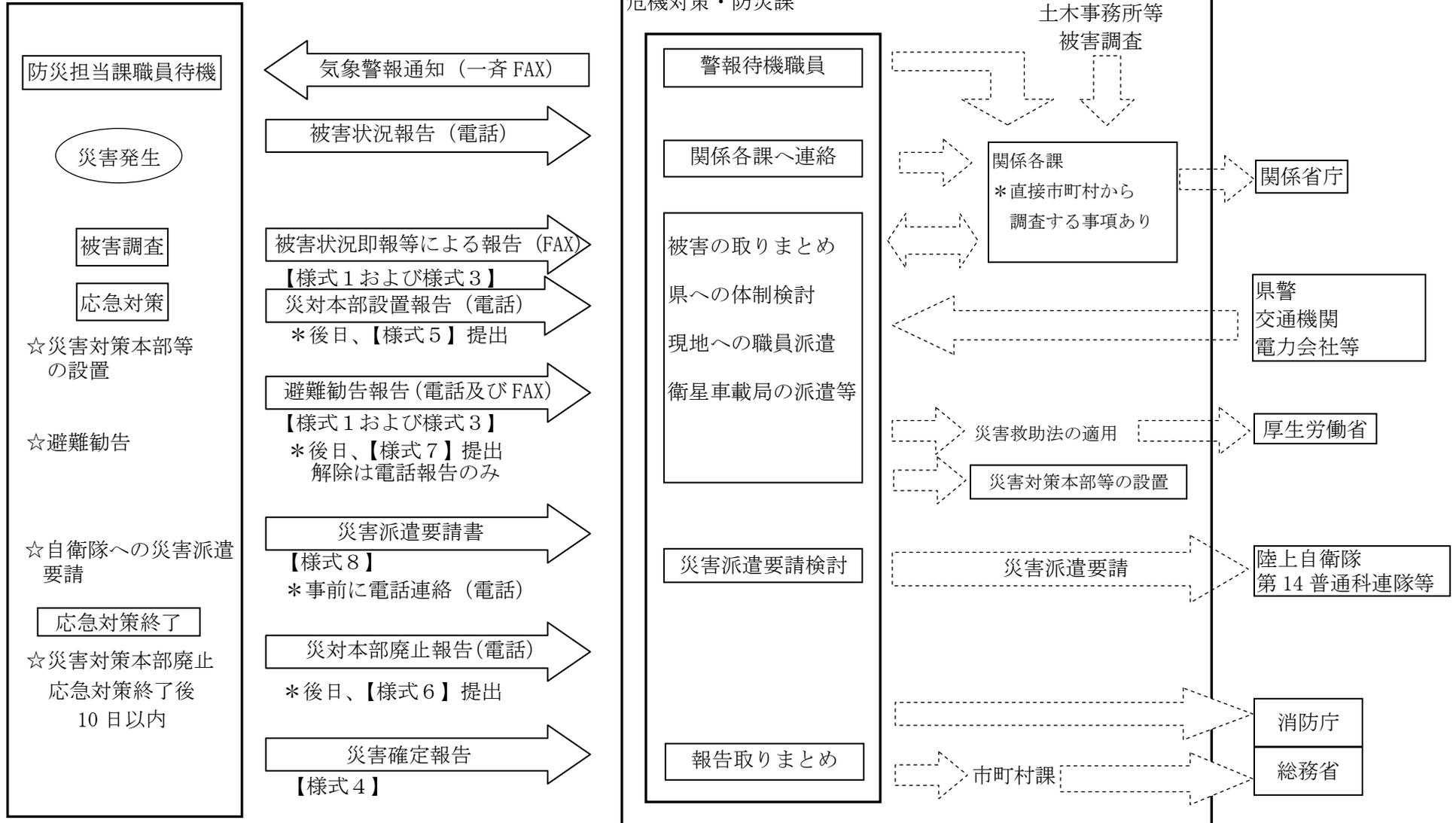
要請基準（「福井県防災ヘリコプター運航管理要綱」参照）に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに県防災航空事務所に連絡するよう務めること

災害報告について

市 町
消防（災害状況）

福 井 県

防災関係機関等



3 - 2 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体と確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
- (2) 行方不明は、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
- (3) 重傷者・軽傷者
災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、1カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1カ月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家の被害

住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

- (1) 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家全壊（全焼・流失）とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上を達した程度のものとする。なお、住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする（半壊、半焼も同様）。
- (3) 住家半壊（半焼）とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上、70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上、50%未満のものとする。
- (4) 一部破損とは、損壊の程度が半壊に至らないもの。ただし、ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
- (5) 床上浸水とは、その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しない土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することのできないもの。
- (6) 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

3 非住家の被害

非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣、土蔵、車庫等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

被害の程度は住家と同様に扱う。他の項目と重複しないこと。

4 り災世帯

- (1) り災世帯とは、災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は宿泊するすべての集りを一世帯として扱う。また同一家屋の親子夫婦でも、生活の実態が別であれば当然2世帯として取扱う。
- (2) り災者とは、り災世帯の構成員をいう。

5 公共土木施設の被害

- (1) 道路決壊とは、町道の一部が損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。
- (2) 橋梁流失（損壊）とは、町道に架設した橋が一部又は全部流失（損壊）し、一般の渡橋が危険となったものをいう。

6 農林、水産、畜産の被害

田畑の被害

- (1) 流失、埋没とは、耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったもの。
- (2) 冠水とは、植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。ただし、この程度に至らない浸水でも減収等の損失を生じるものは含む。

7 商工業の被害

商工業の被害とは、店舗・商品・設備・機械等の被害（直接被害）と営業を停止（休止）したこと等により生ずる損害（間接被害）を合算したものをいう。

なお、店舗（会社）の棟数は、非住家の棟数として計上すること。

8 その他の被害

- (1) 鉄道の不通とは、汽車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
- (2) 被害船舶とは、櫓・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (3) 通信途絶とは、電信・電話が故障し、通信不能になった状態をいう。

3 - 3 被害報告および自衛隊災害派遣要請に関する様式

様式1

〔災害概況即報〕

災害名

(第 報)

報告日時	
都道府県	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時			
被害の概況	死傷者	死者	人	不明人	住家	全壊棟	一部破損棟		
		負傷者	人	計人		半壊棟	床上浸水棟		
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町)				

(様式2)

災害確定報告

市町村		区分		被害	
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時)	田	減失・埋没	ha	
			冠水	ha	
報告者名		畑	流失・埋没	ha	
			冠水	ha	
区分		被害			
人的被害	死者	人			
	行方不明者	人			
	負傷者	重傷	人		
		軽傷	人		
住家被害	全壊	棟			
		世帯			
		人			
	半壊	棟			
		世帯			
		人			
	一部破損	棟			
		世帯			
		人			
	床上浸水	棟			
世帯					
人					
床下浸水	棟	り 災 世 帯 数	世帯		
	世帯	り 災 者 数	人		
	人	建 物	件		
非住家	公共建物	棟	火災発生		
	その他	棟	危険物	件	
			その他	件	

区分		被害		名称	
公立文教施設	千円			災害対策本部	設置
農林水産業施設	千円				解散
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町数					
農産被害	千円				
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
その他	千円			消防職員出動延人数	人
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人
備考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の種類概況				
	応急対策の状況				

(様式3)

福井県危機対策・防災課 へて (FAX 0776-22-7617)

市 町 名 : _____

担 当 者 : _____

電 話 番 号 : _____

(月 日 時 分現在)

避 難 勧 告 等 の 状 況

地 係	避難の種別 (該当を含む)	勧告等の 日 時	対象世帯数	対象人員	避難所	世帯数	人数	避難の理由	勧告等 解除日時
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								

※避難勧告等の区域を明確にした地図を添付して下さい。

様式 4

文書番号

平成 年 月 日

福井県知事 西 川 一 誠 殿

おおい町長

印

災害対策基本法第 23 条の規定に基づく災害対策本部の
設置について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を設置しましたので報告いたします。

記

1 設 置 日 時

2 設 置 場 所

3 設 置 理 由

4 連 絡 先

5 現地災害対策本部有無 有 ・設置日時

・設置場所

無

様式 5

文書番号

平成 年 月 日

福井県知事 西 川 一 誠 殿

おおい町長

印

災害対策基本法第 23 条の規定に基づく災害対策本部の
廃止について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を廃止しましたので報告いたします。

記

1 廃 止 日 時

2 廃 止 場 所

様式 6

文書番号

平成 年 月 日

福井県知事 西 川 一 誠 殿

おおい町長

印

災害対策基本法第 60 条の規定に基づく避難勧告について

みだしのことについて、下記のとおり避難勧告を行いましたので報告いたします。

記

- 1 避難勧告日時
- 2 避難勧告場所
- 3 避難勧告内容
- 4 避難勧告理由

※ 避難勧告場所については、必ず地図を添付してください。

様式 7

文書番号

平成 年 月 日

福井県知事 西 川 一 誠 殿

おおい町長

印

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1 災害状況および派遣を要請する理由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を必要とする機関

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他必要事項

(1) 連絡先

(2) 負担経費

自衛隊の活動に要する経費については、おおい町地域防災計画の規定に基づき、原則としておおい町が負担する。

4 救急救護活動活動資料

4 - 1 医療機関連絡先

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

医療施設名	所在地	電話番号	診療科名	病床数
保健福祉医療施設なごみ	本郷 92-51-1	77-2753	内科、呼吸器科、消化器科、小児科、外科、整形外科、放射線科	19
永谷医院	本郷 145-31	77-0006	内科、小児科	0
名田庄診療所	名田庄下 6-1	67-3037	内科	0
公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	52-0990	内科、小児科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、形成外科、心臓血管外科、産婦人科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科	418

4 - 2 町医療助産関係様式

(表面)

医 療 券 助 産 券			
住所	福井県大飯郡おおい町	第 号	番地
氏名		年 月 日生	
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
福井県おおい町長			(印)

10cm

(裏面)

注 意 事 項	
1	この券を使用できるのは、町の委託を受けた医療助産の機関のみであります。
2	国民健康保険、健康保険又は共済組合等の加入者でもこの券のみ利用してください。費用は全額町から医療機関に支払います。
3	医療の範囲は次のとおりです。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護
4	助産の範囲は次のとおりです。 (1) 分べん介助 (2) 分べん前後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

様式第1号

医療券交付簿
助産

おおい町

決 裁		患者氏名 (生年月日)	男女 の別	住 所 (滞在地)	期 間	病味その他
本部長	副本部長					
		年 月 日生	男 女		白 月 日 至 月 日	

様式第8号

助産台帳

おおい町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			自 月 日 至 月 日	円	
計					

4 - 3 死体搜索・埋葬関連様式

様式第 11 号

死 体 搜 索 状 況 記 録 簿

おおい町

年 月 日	搜索地区	搜索死体	出動者	搜 索 用 磯 城 露 具				備 考
				名称	数量	所有者又は管理者名	借上料	
年 月 日		推定 体 体	外 名				円	

様式第 12 号

死 体 処 理 台 帳

おおい町

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の一 時保存料	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式第 13 号

埋 葬 台 帳

おおい町

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者との 関係	氏 名	棺 (付属品を含む)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入すること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

4 - 4 民間団体組織状況一覧表

福祉団体の組織

(平成 19 年 3 月現在)

団 体 名	会 員 数
(社)おおい町社会福祉協議会	1,667
共同募金会おおい分会	1,652
おおい町赤十字奉仕団	104
おおい町婦人福祉協議会	54
民生（児童）委員協議会	18
つばさの会	6
おおい町食生活改善推進員	26
おおい町建築業組合	53
おおい町商工会婦人部	34
おおい町商工会青年部	22

5 町様式

5 - 1 物資の確保に関する様式

様式第1号

物資購入（配給）計画表

世帯分		おおい町																
品名	単価	1人世帯				2人世帯				3人世帯				～	合計			
		基準額 円				基準額 円				基準額 円								
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額
					円				円				円					円
計																		

様式第2号

物資受払簿

品名		単位 呼称					おおい町		
年	月	日	摘	要	受	払	残	備	考

様式第3号

物資給与及び受領簿

おおい町

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構 成員数	人 { 災害発生時世帯構成人数 うち	人 人
----------	--	---------------------	-----------------------	--------

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

(住所) おおい町

(氏名)

印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

(注) 被災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とする。

5 - 2 輸送に関する様式

様式第1号

輸送記録簿（車両、舟艇）

おおい町

年 月 日	目 的	輸送区間		使用車両、船艇		輸 送 担当者 (金額)	命令者氏名印
		区 間	距 離	種 類	台 数		
年 月 日		から まで	km			円	

様式第2号

輸送記録簿（人夫）

おおい町

年 月 日	目 的	輸送区間		使 用 人 夫				命令者氏名印
		区 間	距 離	男女の別	人 数	単 価	金 額	
年 月 日		から まで	km	男 女	人	円	円	

様式第3号

修 繕 費 支 払 簿

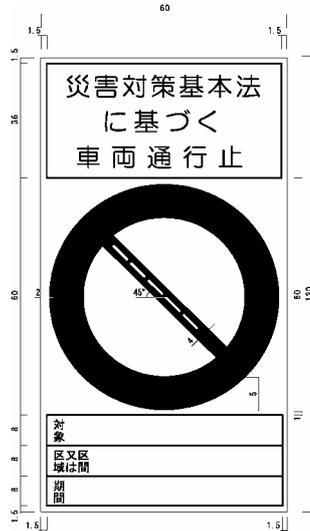
おおい町

年 月 日	目 的	故 障 年月日	故障 場所	故障車両（機器）		故障の概要	故 障 年月日	修繕費
				名称番号	所有者 氏 名			
年 月 日		年 月 日					年 月 日	

5 - 3 緊急輸送車両に関する様式

様式第1

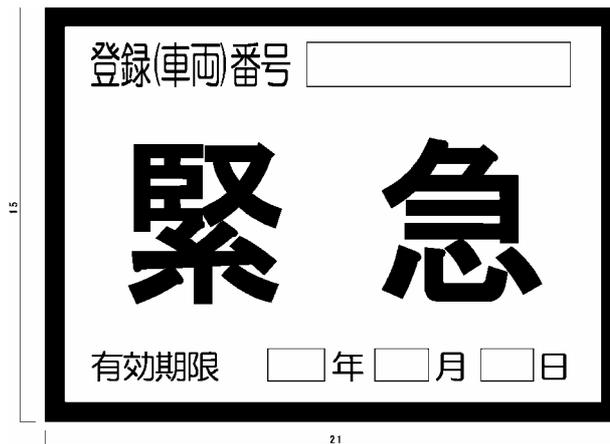
通行禁止又は制限についての標示



- 備考 1 色彩は、文字、経線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
- 2 線線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第2

緊急輸送車両標示



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3

第 号			年 月 日		
緊急輸送車両確認証明書様式					
			知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号					
輸送人数 又は品名					
使用者		住所			
		氏名			
輸送日時					
輸送経路		出発地		経由地	
備考					

備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

5 - 4 障害物除去に関する様式

様式第1号

障害物除去の状況記録簿（住家）

おおい町

住家被害 程度区分	住 所	氏 名	職 業	家族 数	除去を要する 状況の概要	除去に要 した期間	金 額	内 訳
				人		月 日 月 日 日間	円	器具借上費 円 人夫賃 円 輸送費 円 その他 円

様式第2号

障害物除去の状況記録簿（道路等）

おおい町

被害箇所	除去を要する状態の概要	除去に要 した期間	金 額	内 訳	命令者 氏名印
		日間	円	機械借上料 円 器具借上費 円 人夫賃 円 輸送費 円 請負費 円 その他 円	

5 - 5 学用品の給与に関する様式

様式第 14 号

学用品購入配分計画表

おおい町

小 区 分 品 名 価	小 学 校						中 学 校						合 計	備 考
	全壊 流失 全焼 の分			半 壊 床上浸水 半 焼 の分			全壊 流失 全焼 の分			半 壊 床上浸水 半 焼 の分				
	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額	数量金額	
	人		円	人		円	人		円	人		円	円	
計														

様式第 15 号

学用品の給与状況

おい町

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支出額 円	備考	
					教科書			その他学用品					
					国語	算数		鉛筆	ノート				
				月日									
計	小学校	人										円	
	中学校	人										円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

Ⓜ

- (注) 1 給与月日は、その児童（生徒）に付して最後に給与した給与月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式第 16 号

学用品受払簿

おおい町

品名		単位呼称					
年月日	摘要		受	払	残	備考	

6 防災に関する条例

6 - 1 おおい町防災会議条例

おおい町防災会議条例

平成 18 年 3 月 3 日
条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、おおい町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) おおい町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) おおい町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の水防計画を調査審議すること。
- (3) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 福井県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防本部消防長、若狭消防署大飯分署長、名田庄分署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される第3条第5項第7号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

6 - 2 おおい町災害対策本部条例

おおい町災害対策本部条例

平成18年3月3日
条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、おおい町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月3日から施行する。

7 その他防災関連資料

7 - 1 防災関係機関等連絡先一覧表

(1) 指定行政機関

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		無線番号
			昼 間	夜 間	
内 閣 府 政策統括官 (防災担当)	参 事 官 (総括担当)	東京都千代田区 霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5408	03-3501-5408	196-8090- 2323～4
	参 事 官 (災害予防担当)	東京都千代田区 霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-6996	03-3501-6996	196-8090- 2423～4
	参 事 官 (地震・火山対策担当)	東京都千代田区 霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5693	03-3501-5693	196-8090- 2403～4
	参 事 官 (災害応急対策担当)	東京都千代田区 霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5695	03-3501-5695	196-8090- 2343～6・23 51～4
	防災通信官	東京都千代田区 霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5696	03-3501-5696	196-8090- 2362～3
消 防 庁	震災等応急室	東京都千代田区 霞が関 2-1-2	(直)03-5253-7527	03-5253-7777	198-7527・ 9-048-500-7 527

(2) 指定地方行政機関等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
北 陸 農 政 局 福井農政事務所	地域第一課	敦賀市櫛林 25 下江町 4-5	(代)0770-23-5700	—	—
福井森林管理署 小浜森林事務所	—	小浜市千種 1-12-21	(代)0770-52-0315	—	—
敦賀海上保安部 小浜海上保安署	—	小浜市川崎 1-3-1	(代)0770-52-0494	—	—
福井地方气象台	防災業務課	福井市豊島 2-5-2	(代)0776-24-0069	—	70-251
近畿地方整備局 福井河川国道事務所	小浜国道維持出張所	小浜市遠敷 1-101	(代)0770-56-1617	—	—
中 部 運 輸 局 敦 賀 庁 舎	—	敦賀市港町 7-15	(代)0770-22-0003	—	—
福井労働局敦賀 労働基準監督署	—	敦賀市鉄輪町 1-7-3	(代)0770-22-0745	—	—
小 浜 公 共 職 業 安 定 所	—	小浜市後瀬町 7-10	(代)0770-52-1260	—	—

(3) 消防本部

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
若狭消防組合 消 防 本 部	—	小浜市大手町 7-8	0770-52-4000 (内線 210)	—	—
若狭消防署 大 飯 分 署	—	おおい町本郷 137-2-1	0770-77-1321	—	—

若狭消防署 名田庄分署	—	おおい町 名田庄久坂 3-40-3	0770-67-2542	—	—
大飯地区消防団	—	おおい町本郷 137-2-1	0770-77-1321	—	—
名田庄地区消防団	—	おおい町 名田庄久坂 3-40-3	0770-67-2542	—	—

(4) 自衛隊

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
陸上自衛隊 第14普通科連隊	第三科	石川県金沢市野田町 1-8	(代)076-241-2171 (内線 235)	—	—
陸上自衛隊 第372施設中隊	中隊本部	鯖江市吉江町 4-1	(代)0778-51-4675 (内線 223)	—	—
海上自衛隊 舞鶴地方総監	防衛部 第3幕僚室	京都府舞鶴市字余部 下 1190	(代)0773-62-2250 (内線 2224)	—	—
航空自衛隊 第6航空団	防衛班	石川県小松市向本折 町戊 267	(代)0761-22-2101 (内線 231)	—	—

(5) 福井県

機関名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
福井県	危機対策・防災課	福井市大手 3-17-1	0776-21-1142	—	60-2172
	河 川 課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0482	—	60-3394
嶺南 振興 局	若狭県民サービス室	小浜市遠敷 1-101 (若狭合同庁舎)	0770-56-2211	—	79-5216
	若 狭 税 務 部			—	79-5222
	農 村 整 備 部			—	79-5418
	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300	—	79-221
	小浜土木事務所	小浜市遠敷 1-101	0770-56-2100	—	79-5151
	敦賀港湾事務所	敦賀市桜町 2-1	0770-22-0369	—	407-1-10

(6) 福井県警察

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
福井県警察本部	警務課	福井市大手 3-17-1	0776-22-2880	—	61-5414
小浜警察署	—	小浜市南川町 16-27	0770-52-0110	—	—
小浜警察署 大飯交番	—	おおい町本郷	0770-77-0022	—	—
小浜警察署 佐分利駐在所	—	おおい町石山	0770-78-1823	—	—

小浜警察署 大島駐在所	—	おおい町大島	0770-77-2010	—	—
小浜警察署 名田庄駐在所	—	おおい町名田庄久坂 12-4	0770-67-2171	—	—
小浜警察署 坂本駐在所	—	おおい町名田庄坂本 33	0770-67-3113	—	—

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
西日本電信電話(株) 福 井 支 店	ソリューション 企画担当	福井市日の出 2-12-5	0776-20-9510	—	—
日本赤十字社 福 井 県 支 部	業務課	福井市月見 24-1	0776-36-3640	—	—
関 西 電 力 (株)	小浜営業所	小浜市南川町 14-53	0770-52-5650	—	—
西日本旅客鉄道(株)	小浜鉄道部	小浜市駅前町 1-1	0770-52-0002	—	—
日 本 通 運 (株)	—	小浜市駅前町 14-1	0770-53-1050	—	—
日本放送協会 福 井 放 送 局	小浜通信部	小浜市湊 12-11-2	0770-52-0180	—	—
日本郵政公社 北 陸 支 社	企画課	石川県金沢市尾張町 1-1-1	076-220-3034	—	—

(8) 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		福井県防災 行政無線番号
			昼 間	夜 間	
お お い 町 社会福祉協議会	—	おおい町本郷 82-14	0770-77-3415	—	—
チャンネルO	—	小浜市小浜津島 76-1	0770-52-7200	—	—
若狭農業協同組合	—	小浜市遠敷 8-8-1	0770-56-5000	—	—
小 浜 医 師 会	—	おおい町本郷 92-51-1	0770-77-2753	—	—
大島漁業協同組合	—	おおい町大島 83-3	0770-77-0162	—	—
若狭森林組合	—	小浜市神宮寺 5-30	0770-56-5600	—	—
名田庄森林組合	—	おおい町名田庄久坂 3-42-1	0770-67-2244	—	—

7 - 2 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7	揺れにほんろうさされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

おおい町地域防災計画

平成 19 年 3 月

編集・発行 おおい町防災会議
